

第4期中期目標期間（見込） 業務実績等報告書

2021年6月

独立行政法人国際協力機構

総務
J R
21-002

第4期中期目標期間（見込） 業務実績等報告書

2021年6月

独立行政法人国際協力機構

目 次

略語集

評価の概要	1
総合評定	2

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

No.- 日本の開発協力の重点課題	7
No.1 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	9
No.2 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	31
No.3 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現.....	53
No.4 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築.....	62
No.5 地域の重点取組	77
No.6 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献.....	105
No.7 多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大.....	114
No.8 事業実施基盤の強化	130

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置、財務内容の改善に関する事項、安全対策に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項等

No.9 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり.....	143
No.10 業務運営の効率化、適正化	153
No.11 財務内容の改善	161
No.12 安全対策	168
No.13 効果的・効率的な開発協力の推進	176
No.14 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進.....	186
No.15 開発協力の適正性の確保	194
No.16 内部統制の強化	204
No.17 人事に関する計画	213
No.18 短期借入金の限度額	220
No.19 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、 当該財産の処分に関する計画	220
No.20 施設及び設備に関する計画	221
No.21 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	222
No.22 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い （機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項）	222
No.23 予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）	223
No.24 中期目標期間を超える債務負担	224

略 語 集

略 語	英文名称	和文名称
ABE Initiative	African Business Education Initiative for Youth	アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(ABEイニシアティブ)
BBB	Build Back Better	より良い復興
CAFI	Central Africa Forest Initiative	中央アフリカ森林イニシアティブ
CARD	Coalition for African Rice Development	アフリカ稲作振興のための共同体
CDC	Center for Disease Control and Prevention	疾病予防管理センター
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
E/N	Exchange of Notes	交換公文
E/S	Engineering Service	エンジニアリング・サービス
FVC	Food Value Chain	食を基軸とする付加価値の連鎖
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GCF	Green Climate Fund	緑の気候基金
IFNA	Initiative for Food and Nutrition Security in Africa	食と栄養のアフリカ・イニシアティブ
IOM	International Organization for Migration	国際移住機関
JCAP	JICA Country Analysis Paper	JICA 国別分析ペーパー
JDR	Japan Disaster Relief Team	国際緊急援助隊
JDS	Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship	(無償資金協力) 人材育成奨学計画
JJ-FAST	JICA-JAXA Forest Early Warning System in the Tropics	JICA・JAXA熱帯林モニタリングシステム
KMN	Knowledge Management Network	ナレッジマネジメントネットワーク
L/A	Loan Agreement	借款契約
NEDA	Neighboring Countries Economic Development Cooperation Agency	タイ周辺諸国経済開発協力機構
NEPAD	The New Partnership for Africa's Development	アフリカ開発のための新しいパートナーシップ
OECD-DAC	Organisation for Economic Co-operation and Development Development Assistance Committee	経済協力開発機構/開発援助委員会
OIE	Office International des Epizooties	国際獣疫事務局
OSBP	One Stop Border Post	ワン・ストップ・ボーダー・ポスト
PALM8	The 8th Pacific Islands Leaders Meeting	第8回太平洋・島サミット
PPP	Public-Private Partnership	官民連携
R/D	Record of Discussions	討議議事録
REDD+	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries	開発途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強
SATREPS	Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development	地球規模課題対応国際科学技術協力
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SHEP	Smallholder Horticulture Empowerment Project	小農による市場志向型農業
STEP	Special Terms for Economic Partnership	本邦技術活用条件
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
TOD	Transit Oriented Development	公共交通志向型都市開発
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
WBT	Web-Based Training	ウェブベース研修

評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国際協力機構	
評価対象	見込評価	第4期中期目標期間
事業年度	中期目標期間	2017年度（平成29年度）～2021年度（令和3年度）

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	外務大臣（注 ¹ ）		
法人所管部局	外務省国際協力局	担当課、責任者	政策課 臼井 将人 課長
評価点検部局	外務省大臣官房	担当課、責任者	考査・政策評価室 本田 誠 室長

3. 評価の実施に関する事項
外部有識者を含む機構内部での検討会及び理事会で自己評価を審議した。

4. その他評価に関する重要事項
<p>第4期中期目標における「評価の考え方」に基づき、以下の考え方で自己評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」（平成27年3月外務省）に従い、定量指標の達成状況に加え、質的な成果や成果の最大化に向けた機構の取組状況も勘案して評価を行う。 ・ 質的な成果に対しては、中期目標及び定性指標に示される「取組」（「～の実施状況」）の具体的な実施状況を確認し、所期の目標を達成しているかを評価する。加えて、中期目標及び指標に示されるアウトカム（「～に資する」等）に相当する成果が発現し、これを裏づける事象、量的な変化や成果の発現を促進した機構の工夫等が客観的に示された場合には、目標水準を上回る成果（例：①日本政府の公約・政策実現に大きく貢献する成果、②機構のイニシアティブの下、支援相手国政府や他機関による外部の関与も得て発現した大きな成果、③活動等の難易度の高い取組を通じた成果、機構の自主的な取組・創意工夫等による成果、④支援相手国政府や外部機関等から高い評価を得た成果、⑤日本社会への還元がみられた成果）として評価する根拠とする。 ・ 各項目の「4. 業務実績」欄では、各サブ項目に関連する定性指標の達成状況を説明するための参考値として関連指標を設けている。

¹ 外務大臣及び財務大臣の共管項目：「外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施」、「ガバナンスの強化と透明性向上」、「短期借入金の限度額」、「不要財産の処分等の計画」、「重要な財産の譲渡等の計画」のうち、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。

外務大臣及び農林水産大臣並びに外務大臣及び経済産業大臣の共管項目：「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い」のうち、開発投融資の債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項。

総合評定

1. 全体の評定					
評定	A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		B	A	A	
評定に至った理由					
<p>以下を踏まえ、A評定とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する評価対象8項目ではS評定5項目、A評定3項目と、全ての項目で所期の目標を上回る成果をあげた。また、「その他業務運営に関する重要事項」ではA評定4項目と、多くの項目で所期の目標を上回る成果をあげた。なお、「業務運営の効率化に関する事項」2項目、「財務内容の改善に関する事項」1項目、「安全対策に関する事項」1項目及び「その他業務運営に関する重要事項」1項目で所期の目標を達成した。 2019年度終盤に発生した新型コロナウイルス感染症は、中期計画策定時に想定し得なかったものであり、機構の組織運営・事業に多大な影響を与えたが、同感染症対応に組織一丸となって取り組んだ点は特筆すべき業績と考える。具体的には、日本が保健医療分野の国際協力を主導して治療・警戒・予防の全ての側面に対応すべく、当法人の理事長主導で「JICA世界保健医療イニシアティブ」を形成・推進するとともに、保健医療分野にとどまらず、教育、水・衛生、交通等幅広い社会サービスの継続や経済・社会の安定化に貢献するため、延べ70か国に、緊急資機材の供与、技術支援、資金協力を実施した。また、全海外協力隊員（2,044人）の一時帰国という海外協力隊事業創設後初めての事態を受け、外国人技能実習生を受け入れている農家等での農業生産地支援等日本国内の地域課題解決にも資する活動を促進した。組織運営面でも、ICT環境整備も含めたリモートワーク・在宅勤務を更に推進するとともに、RPA（Robotic Process Automation、定型PC操作等の作業自動化）の導入を含めた各種業務のデジタルトランスフォーメーション（DX）化にも積極的に取り組んだ。 2017年度の主務大臣評価では、機構の予算執行管理（年度内の予算執行見込みが予算額を上回りかねない状況となった）に対して、「法人全体の信用を失墜させるものである」との指摘があったが、予算執行管理強化に関する各種取組（予算執行状況及び後年度の執行見通しの常時分析・調整、理事会への定期報告、システムによる統制等）を2018年度以降継続実施した結果、機構の予算執行管理は改善されており、全体評定に影響を与える事象には至っていない。 					
2. 法人全体に対する評価					
(1) 法人全体の評価					
<p>機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに日本及び国際社会の健全な発展に資することを目的として開発協力事業を行っている。</p> <p>第4期中期目標期間（2017～2021年度）においては、開発協力大綱で掲げられている政府の重点課題に沿った取組を技術協力、有償資金協力、無償資金協力といった援助手法を有機的に活用し、民間等を含めた国内外のパートナーとの連携を強化しつつ、また、2030年までのグローバルな開発目標となる持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）といった国際枠組みやアフリカ開発会議（TICAD：Tokyo International Conference on African Development）、日・ASEAN協力といった日本政府の公約への貢献も見据えて着実に推進した。これらを通じ、人間の安全保障、自由で開かれたインド太平洋、日本政府の国家安全保障戦略、質の高いインフラ輸出等の政策の実現にも貢献した。</p> <p>評価項目別の重要な特筆すべき成果として、「I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向</p>					

上に関する事項」のうち、「日本の開発協力の重点課題」として、(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保に向けて、①東南アジアやアフリカでの経済回廊開発、②ジャカルタ都市高速鉄道 (MRT : Mass Rapid Transit) や日本・カンボジア友好橋改修等、質の高いインフラに対する各国での高い評価・多数の受賞、③道路アセットマネジメントプラットフォーム、日系企業専用工業団地開発の推進、宮崎市との連携による日本市場を対象としたICT人材の育成等を通じた本邦企業への裨益、④カイゼンを通じたアフリカ地域の生産性向上の実現及びTICAD VIの公約達成への貢献、⑤コロナ禍に対応したスタートアップ支援のためのアフリカ・ビジネスコンテストの開催、⑥「JICA食と農の協働プラットフォーム (JiPFA)」設立、「小農による市場志向型農業 (SHEP : Smallholder Horticulture Empowerment Project)」による31か国約14.4万人の小農育成への貢献等の成果をあげた。また、(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進に向けて、①アフリカでのポリオ根絶、キリバスでのフィラリア症制圧、コンゴ民主共和国及びウガンダでのエボラ出血熱流行の収束等への貢献、②機構初の電子母子手帳の導入、WHO・UNICEF等とも連携した計74か国への母子手帳の導入・拡大、③「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ (IFNA : Initiative for Food and Nutrition Security in Africa)」の推進、TICAD 7における「IFNA横浜宣言2019」採択への貢献、④約1,100万人の安全な水へのアクセス実現、⑤機構支援の教科書・学習教材の国家承認・導入、エジプトでの日本式教育の導入・拡大、⑥スポーツ・フォー・トゥモロー (SFT : Sport for Tomorrow) の目標達成、選手・チーム育成を通じた東京オリンピック・パラリンピック競技大会への貢献等の成果をあげた。さらに、(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現に向けて、①ラオス、中国、ネパールにおける初の民法典成立、外国人に対する最高位の「中国政府友誼賞」受賞、②「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」の構築及び先進的な取組の推進、③長年のミンダナオ和平支援とその結果としての日本政府の「和平プロセス功労賞受賞」への貢献、④難民・避難民居住地域における機構協力成果の他ドナー等による横展開、「難民に関するグローバル・コンパクト」策定及び国連総会での採択への貢献、留学事業を通じたシリア難民の受入実現、⑤マレーシアにおける海上保安能力強化に係る発展的成果の発現等の成果をあげた。加えて、(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築に向けて、①「緑の気候基金 (GCF : Green Climate Fund)」の認証機関認定、第1号受託事業の承認、②仙台防災協力イニシアティブの目標の前倒しかつ大幅な達成 (約7万人を育成)、③スラウェシ地震・津波を踏まえた復興計画策定支援の実施 (インドネシア政府から機構のみに支援が要請)、④JICA-JAXA熱低林早期警戒システムの活用国 (12か国) 及び情報提供 (77か国) の拡大、⑤「アフリカきれいな街プラットフォーム (ACCP)」の設立を通じたTICAD 7への貢献、⑥TICAD Vの公約「アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD : Coalition for African Rice Development)」の目標 (コメ生産量倍増) 達成等の成果をあげた。その他、地域の重点取組として、①東南アジア地域での日・ASEAN首脳会議公約への貢献、ASEAN域内連結性の向上に向けたインフラ整備、海保組織の能力強化、サイバーセキュリティ対策強化等の推進、②大洋州地域でのPALM7・PALM8公約実現に向けた人材育成、環境・海洋問題等に対する事業の実施、③南アジア地域での各国との公約に基づく事業の推進、ミャンマー・ラカイン州からの避難民キャンプにおける国際移住機関 (IOM : International Organization for Migration)、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR : United Nations High Commissioner for Refugees) と協働した給水施設完成、④東・中央アジア及びコーカサス地域での「『中央アジア+日本』対話」、「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」に基づく事業の推進、JDS (Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship : (無償資金協力) 人材育成奨学計画) 卒業生による閣僚・政府要職の就任、⑤中南米・カリブ地域でのフジタ・ニノミヤチェア、助成金事業、IDB (米州開発銀行) Labとの協調融資等を通じた日系社会との連携強化、⑥アフリカ地域での域内経済開発の推進、TICAD 7への各種貢献 (成果文書策定過程での提案、多数のサイドイベント開催、BON for Africa (アフリカ盆踊り) の企画・実施等)、⑦中東・欧州地域での「『平和と繁栄の回廊』構想」への貢献、日本式教育の導入に資する事業の展開等の成果をあげた。

「民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献」では、①海外投融資再開後過去最大規模での承

諾達成（2019年度637億円、2020年度734億円）、②コロナ禍での中小零細企業の資金需要対応、女性事業者向けマイクロファイナンス（メキシコ）、低所得者向け住宅普及支援（インド）等の社会分野—向けの海外投融資の実施、③円借款における本邦企業受注率の向上（2014年度以前30～40%が、2016年度以降は60%以上を達成）、④スリランカ（コンポストプラント）、タイ（橋梁ひび割れ計測業務）、ミャンマー（医療用酸素）等での本邦企業の技術採用、現地法人設立等への貢献、⑤日本貿易振興機構（JETRO）、中小機構、地域金融機関等（27行）等との連携覚書締結、協働の実施等の成果をあげた。

「多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大」では、①「JICA開発大学院連携」の始動・推進（89大学と覚書締結、23大学での個別プログラム提供開始）、放送大学との共同による「日本の近代化を知る7章」及び「続・日本の近代化を知る」の制作・放送開始、知日派リーダー育成に資する「日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）」の始動・展開（25か国）、②新型コロナに伴う隊員一時帰国を受けた日本国内での地域課題解決機会の提供（キャベツ農家支援、在留外国人支援等）、③熊本県との連携による新たな人材育成モデルの創設、計32か国に対するホストタウン化への貢献、④「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」設立や、無料職業紹介免許の取得を通じた海外協力隊経験者による社会還元の更なる促進等、日本における外国人材受入れ・多文化共生に資する取組の実施、⑤開発教育を通じた機構事業の教科書掲載（9件）、エッセイコンテスト受賞作品（3件）の道徳教材採用等の成果をあげた。

「事業実施基盤の強化」では、①外部広報媒体とタイアップした広報によるリーチ数の増加（ハフポストとタイアップしたTwitterライブ等）、②対中ODA 40周年に合わせたテーマ別評価の実施、中国国内における対中ODAの認知向上への寄与、③開発協力人材の登録サイト「PARTNER」の登録者数目標の1年前倒しでの達成（2020年度末時点で約11,000人）、④Think 20における「アフリカの協力」タスクフォースの議論への貢献、成果物の安倍首相（当時）への手交、⑤機構が策定を主導しWHOが国際標準として採択した手法のモザンビークにおけるサイクロン被災地支援現場での初適用等の成果をあげた。

「II. 業務運営の効率化に関する事項」では、上述のとおり2017年度に発生した予算執行問題を受け、2018年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」で提言された各種取組や予算統制、予算管理態勢及び予算執行に係る職員の能力向上を継続して実施した。「III. 財務内容の改善に関する事項」でも、「II. 業務運営の効率化に関する事項」と同様2017年度に発生した予算執行問題を受けた各種対応を着実に実施し、2018年度以降、全体的な予算執行を計画どおり実施した。また、「緑の気候基金」による事業実施、「ラオスにおけるニコン・JICA奨学金制度」等自己収入の確保に取り組んだほか、「TICAD債」、「JICA新型コロナ対応ソーシャルボンド」のテーマ債発行を含めた「ソーシャルボンド（本中期目標期間累計2,300億円）、政府保証外債（本中期目標期間累計15億米ドル）の発行を実施した。「IV. 安全対策に関する事項」については、国際協力事業安全対策会議最終報告を踏まえ、国際協力事業関係者の安全確保のため、脅威情報の収集・分析・発信、各種安全管理・危機管理態勢を強化した。また、2019年度末から新型コロナの感染拡大が深刻化するなか、機構の事業関係者の健康及び安全・安心確保に向けた各種取組の一環として、感染予防の観点を踏まえた行動規範や「対コロナウイルス国別対応要領」を新たに策定（99か国）し、4,400人を超える対象者への感染予防や渡航関連の説明会・講習会等を実施した。工事の労働安全衛生にも取り組み、国際援助業界で世界先駆けとなる「JICA安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification）」を完成させた。

「V. その他業務運営に関する重要事項」では、効果的・効率的な開発協力を推進し、①国内外の有識者を招いたInternational Advisory Board（IAB）の開催、IABの助言を踏まえた戦略策定や新規事業アイデアの社内公募の新設、②「新時代の人間の安全保障」の再定義、多くの国際機関等からの賛同・支持獲得、③中・長期的な成果・インパクトを実現・発信するクラスターの導入・推進、④円借款におけるドル建て借款、ハイスpekク借款、O&M（Operation and Maintenance：運営維持管理）借款の導入・実施、⑤海外投融資における現地通貨建て融資、劣後融資の導入、産業界の意向も踏まえた国際協力銀行（JBIC：Japan Bank for International Cooperation）先議運用の見直し・改善、⑥「関西SDGsプラットフォーム」の設置、運営（加盟団体1,138団体）等の成果をあげた。また、国際的な議論に積極的に貢献するとともに、国際機関・他ドナー

等との連携を推進し、①TICAD 7における過去最多となるバイ会談（78件、うち首脳級22件）の実施、サイドイベントの開催（TICAD V時の約1.5倍にあたる31件）、TICAD 7成果文書への貢献（約83%が機構関連の取組）、②開発援助委員会（DAC : Development Assistance Committee）統計作業部会における債務救済のODA計上決定に関する貢献、③機構理事長のHuman Capital Champion任命（唯一の日本人）、「Scaling Up Nutrition Movement (SUN) Lead Group」の東アジア唯一のメンバー就任等の成果をあげた。人事の面でも積極的な取組を展開し、機構の働き方改革に係る指針「Smart JICA 2.0/3.0」を通じたテレワークの推進等により、2018年度には総務省「テレワーク先駆者百選」に選出された。2020年度の年間在宅勤務実施率も55%に増加した。女性管理職の比率も増加し、2020年度には中期目標の目標値である20%を1年前倒しで達成し、20.5%となった。機構が継続して実施する職員等意識定点調査の結果も複数年連続して高い値を維持し、2020年度は評価5.0中3.89となり、全国平均（2.99）、大企業（3.03）、公務員（3.10）よりも高い値となっている。

以上より、全体として順調な組織運営が行われており、法人の活動により全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られる見込みであると認められる。

なお、業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標策定に関してとるべき方策として、第4期中期目標で掲げられた日本政府の重要政策（開発協力大綱、国家安全保障戦略、日本再興戦略等）や2030アジェンダ等の国際公約及びそれら政策における機構の位置づけ等、中期目標を取り巻く政策体系に大きな変更はないことから、第5期中期目標の業務については、第4期中期目標の内容を踏襲することを基本とする。一方、第4期中期目標期間中に生じた新たな開発課題や今後より一層の注力が期待されると考えられる取組等を考慮し、セグメント・項目・サブ項目の一部変更を行う。具体的には、開発大学院連携やJICAチェアを通じた普遍的価値や日本の開発経験の共有、リーダーの育成に更に取り組むほか、新たな政策課題である「外国人材受入れ・多文化共生」への取組を推進する。また、業務及び組織の全般にわたり、開発協力事業におけるICT技術の利活用促進や、開発途上地域におけるICT人材の育成、さらにサイバー・宇宙関連の取組を推進するほか、組織運営におけるICT利活用及びDX化を促進させる。

また、今期中期目標期間における実績等を振り返り、次期中期目標期間における評価単位の設定、評価指標、総合評定の方法についての改善の要否という点では、評価単位及び総合評定の方法は、次期中期目標でも第4期と同様の形で維持するのが望ましい一方、評価をより多角的に行う観点から、次期中期目標では、各政策や公約を踏まえつつ、定量指標を可能な限り複数設定することが望ましい。

(2) 全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項

2019年度終盤に発生した新型コロナウイルス感染症という予測し難い外部要因により、計画した事業が実施できず、一部の定量指標が未達成となる項目がある。しかしながら、コロナ禍による事業の継続・推進のため、様々な創意工夫（制度の新設や柔軟な運用、機構内の迅速なICT・情報基盤強化によるオンラインツールの駆使、DXの促進、国内外の多様なパートナーとの連携強化等）に取り組み、また、外部要因に伴い新たに生じた支援ニーズや日本政府の政策に対して、迅速かつ機動的に対応した点は、評定においては特に考慮すべきと考える。なお、新型コロナによって定量指標の達成が困難になった項目については、代替策の実施を通じた目標達成への貢献等質的な成果も考慮した上で自己評定を付した。

3. 項目別評定総括表（2017年度～2019年度は主務大臣評定結果）

中期目標	年度評価 (2020年度は自己評定)					中期目標期間 評価		項目別 評定調書
	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	見込 評価	期間実 績評価	
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
日本の開発協力の重点課題	/	A	A	A		A		(No.1-5)
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	B○	A○	S○	A○		A○		No.1
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	A○	A○	S○	S○		S○		No.2
普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	S○	A○	S○	A○		S○		No.3
地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	A○	S○	A○	A○		A○		No.4
地域の重点取組	A○	A○	S○	S○		S○		No.5
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	A○	A○	S○	A○		S○		No.6
多様な担い手と開発途上国の結びつきの強化と裾野の拡大	A○	S○	A○	S○		S○		No.7
事業実施基盤の強化	A	A	A	A		A		No.8
2. 業務運営の効率化に関する事項								
戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	C	B	B	A		B		No.9
業務運営の効率化、適正化	B	B	B	B		B		No.10
3. 財務内容の改善に関する事項								
4. 安全対策に関する事項	B○	B○	B○	A○		B○		No.12
5. その他業務運営に関する重要事項								
効果的・効率的な開発協力の推進	B	A	A	A		A		No.13
国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	A○	B○	A○	A○		A○		No.14
開発協力の適正性の確保	B	A	B	A		A		No.15
内部統制の強化	C	B	B	B		B		No.16
人事に関する計画	A	A	A	A		A		No.17
(中期計画で規定する事項)								
短期借入金の限度額	-	-	-	-		-		No.18
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	-	-	-	-		-		No.19
施設及び設備に関する計画	-	-	-	-		-		No.20
剰余金の使途	-	-	-	-		-		No.21
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い								No.22
予算、収支計画及び資金計画								No.23
中期目標期間を超える債務負担								No.24

注1：評定は「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に基づくS～Dの5段階評価

注2：重要度「高」の項目は各評語の横に「○」、難易度「高」の項目は各標語に下線を付す。

注3：下線部の項目（日本の開発協力の重点課題、民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献、多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大、事業実施基盤の強化）は、中期目標における一定の事業等のまとめりとして扱い、評価を行う。

No.- (一定の事業等のまとめり)	日本の開発協力の重点課題
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、各年度の開発協力重点方針、日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略、国家安全保障戦略、グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）戦略、TICAD VIナイロビ宣言、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、未来投資戦略2018、国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、日本の教育協力政策、平和と成長のための学びの戦略、新水道ビジョン、自由で開かれたインド太平洋構想、女性・平和・安全保障に関する行動計画、法制度整備支援に関する基本方針、パリ協定、仙台防災協力イニシアティブ、美しい星への行動2.0（ACE2.0）、環境インフラ海外展開基本戦略、マリーン（MARINE）・イニシアティブ、「インド太平洋に関するアセアン・アウトルック（AOIP）」、対ASEAN海外投融資イニシアティブ、PALM8の公約、対中南米外交・三つの指導理念（juntos）、日・中南米連結性強化構想
当該事業実施に係る根拠*	独立行政法人国際協力機構法第13条
当該項目の重要度、難易度	-
関連する政策評価・行政事業レビュー*	令和2年度事前分析表、行政事業レビューシート番号とも未定

* 以下全ての項目について同様のため、各項目では記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報	項目No.1～項目No.5の項目別の記載を参照				
②主要なインプット情報*	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
予算額（百万円） ²	107,613	104,587	106,322	111,679	-
決算額（百万円） ³	193,476	201,957	188,343	133,436 ⁴	-
経常費用（百万円）	100,229	106,569	99,955	78,140 ⁵	-
経常利益（百万円）	△ 11,222	△ 10,984	△ 4,927	△ 1,704 ⁶	-
行政コスト（百万円） ⁷	100,027	106,378	99,955	78,140 ⁸	-
従事人員数	1,370	1,378	1,377	1,371	-

* 中期目標脚注2の記載に基づき、目標単位を項目No.1からNo.5に細分していることから、「一定の事業等のまとめり」全体としてのインプット情報を本表で記載する。

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

² 2019年度より無償資金協力事業費及び受託経費を含めたため、2017～2018年度の計数を修正した。

³ 2019年度より無償資金協力事業費及び受託経費を含めたため、2017～2018年度の計数を修正した。

⁴ 暫定値

⁵ 暫定値

⁶ 暫定値

⁷ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

⁸ 暫定値

<p>中期目標参照箇所： 3. (1) 「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から3. (5) 「地域の重点項目」。</p>
<p>中期計画参照箇所： 1. (1) 「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から1. (5) 「地域の重点取組」。</p>
<p>年度計画参照箇所： 1. (1) 「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から1. (5) 「地域の重点取組」。</p>
<p>主な評価指標： 3. (1) 「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から3. (5) 「地域の重点項目」に対応する指標。</p>

3. 年度評価に係る自己評価

<p><評定と根拠> 評定：A 根拠： 一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位5項目（No.1～No.5）では、S評定3項目、A評定2項目と、全ての項目において所期の目標を上回り、かつ3項目においては中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果得られていると認められるため。</p> <p><課題と対応> No.1からNo.5の各項目を参照。</p>
--

No.1	開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保 （「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、各年度の開発協力重点方針、自由で開かれたインド太平洋、インフラシステム輸出戦略、成長戦略、グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）戦略、TICAD VIナイロビ宣言、横浜宣言2019、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、質の高いインフラ投資のためのG7伊勢志摩原則、質の高いインフラ投資に関するG20原則、未来投資戦略2018、成長戦略2019
当該項目の重要度、難易度*	【重要度：高】開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり、開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も重要な部分であるため（No.1からNo.5共通）。

* 重要度の設定理由は項目No.1からNo.5で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標 ¹	目標 値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 （計画値）
【指標 1-6】ABEイニシアティブ公約達成のための育成人材数長期研修等	900人 ² (2013-2017)	—	279人	119人	-	-	-
【指標 1-6】イノベーター・アジア公約達成のための育成人材数（長期研修等） ³ （人）	1,000人 ⁴ (2017-2021)	150人	208人	166人	184人	71人	177人
②主要なインプット情報*			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
支出額（百万円）**			20,281	23,558	17,710	11,983 ⁵	-

* 項目No.1～No.4への支出額と項目No.5への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目No.5まで同様。

** 項目No.1～No.4に区分されない一部の支出額が項目No.5に含まれることから、No.1～4の支出額合計とNo.5の支出額合計は合致しない。

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

<p>中期目標：</p> <p>3. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）</p> <p>持続的な経済成長の基礎の形成を支援するため、気候変動や災害への耐性強化等を通じた強じん性、低炭素社会の実現等を通じた持続可能性、格差是正、地方開発、ジェンダー平等等を通じた包摂性にも留意し、特に以下の課題に対して支援を行う。また、国境を越えた地域の発展と安定に貢献する国際経済回廊</p>
--

¹ 日本政府公約であるABEイニシアティブ（African Business Education Initiative for Youth：アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）及びイノベーター・アジアに示されている達成目標を基に設定する。

² ABEイニシアティブの目標値：2013年から2017年に900人（2017年度に1,000人達成）

³ 2017年度及び2018年度は機構の留学生受入制度を通じたイノベーター・アジア事業に該当する長期・短期留学生の受入実績を集計していたが、2019年度以降における長期留学生の実績については、文部科学省が実施する国費留学生制度を通じたイノベーター・アジア事業に該当する留学生の受入実績を集計する。

⁴ イノベーター・アジアの目標値：2017年から2021年に1,000人

⁵ 暫定値

の整備やその沿線開発の支援を行う。

なお、各取り組みの相乗効果により、開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保に貢献するよう留意する。

ア 都市・地域開発

持続可能な都市・地域の実現のための支援を行う。その際、持続可能な都市・地域を実現するためのマスタープラン策定支援及び制度・組織等の能力開発を重視する。

イ 運輸交通・ICT

運輸交通網や流通施設、ICTの計画策定や整備に係る支援を行う。その際、地域・越境インフラを含む質の高い、安全・安心で、持続可能かつ強じんな運輸交通インフラ・ICTの整備を重視する。

ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

エネルギー供給施設や電力系統等の計画策定や整備に係る支援を行う。その際、質の高いエネルギー供給とアクセスの向上のための低廉・低炭素・低リスクをバランスよく満たす電源開発や効率的なエネルギーシステムの構築を重視する。

エ 民間セクター開発

ビジネス環境改善や貿易・投資促進、産業振興等のための支援を行う。その際、産業振興機関及び貿易投資促進機関の能力向上、産業政策及びビジネス環境の改善、産業基盤の強化のための職業訓練・高等教育を含む産業人材育成を重視する。

オ 農林水産業振興

商業的農業の振興等のための人材育成や態勢整備に係る支援を行う。その際、生産者の所得向上に向けた市場志向型農業振興を含むフードバリューチェーンの強化を重視する。

カ 公共財政管理・金融市場等整備

公正で効果的・効率的な経済活動の基盤となる公共財政管理や金融・資本市場の制度整備等の支援を行う。その際、適正・校正・透明な財政運営及び金融部門の安定的な発展に向けた財政当局や金融当局の機能・能力向上を重視する。

中期計画

(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア 都市・地域開発

持続可能な都市・地域開発に貢献するため、土地利用計画及びインフラ計画を含むマスタープランの策定等を支援する。協力に当たっては、対象都市や地域の問題を科学的、包括的に分析・検討し、公共交通の利便性、都市防災の強化等の都市環境の向上及び地域の連結性を高める回廊の開発を促進する。

イ 運輸交通・ICT

成長を続けるアジアをはじめとした開発途上地域のインフラ需要に呼応するため、持続可能で利便性や安全性の高い運輸交通インフラ・ICT環境の整備を支援する。協力に当たっては、運営管理や維持管理等の支援との連携、環境社会配慮やジェンダー配慮を促進するとともに、自然災害への対応として道路防災にも取り組む等、インフラや物流の安全性の確保にも配慮する。その際、我が国企業を含む民間企業の活動の促進にも資することに留意する。

ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

開発途上地域の都市部を中心とした電力需給ギャップ解消と安定供給及び地方部等のエネルギーアクセスの改善に貢献するため、電源開発と電力系統の整備等を支援する。協力に当たっては、地熱等の低炭素電源の開発、効率的なエネルギーシステムの導入促進等、低廉、低炭素、低リスクを組み合わせた持続可能性に配慮する。また、鉱物資源の開発・利用の持続可能性向上や質の高いエネルギー供給に資する人材の育成に取り組む。

エ 民間セクター開発

民間主導の経済成長に必要な海外からの直接投資促進や国内企業の育成のため、知的所有権等の産業

基盤の整備や、企業活動に必要な産業人材の育成を支援する。特に、産業政策の改善、産業振興機関や貿易・投資促進機関の能力向上、ビジネス環境の改善及び職業訓練・高等教育を含む産業人材育成等に取り組む。

オ 農林水産業振興

高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上を実現するため、生産から製造・加工、流通、消費に至る一連の過程において、農林水産業の振興を支援する。特に、優良品種等の普及、営農・技術普及の改善、残留農薬対策・各種認証取得推進、流通システムの改善、市場志向型農業の推進、6次産業化や一村一品等による地域活性化に向けた人材育成や体制整備に取り組む。

カ 公共財政管理・金融市場等整備

健全な政府財政や金融市場等の基盤を構築するため、適正な歳入確保と予算執行管理に資する政府予算管理、内部監査、税務や税関等の財政運営の強化、中央銀行の機能の強化、金融仲介機能や資本市場の整備等を支援する。その際、戦後の経済成長やバブル崩壊後の不良債権処理、規律に基づいた行政運営等の我が国の経験を活用する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.参照）

- ・ 都市・地域の持続可能性に留意したマスタープラン策定支援及び制度・組織等の能力開発支援の実施状況（SDGs Goal11関連）
- ・ 地域・越境インフラを含む質の高い、安全・安心で、持続可能かつ強じんな運輸交通インフラ及びICT環境整備に係る支援の実施状況（SDGs Goal9（9.1、9.c）及びSDGs Goal3（3.6）関連）
- ・ 強じんな保健システムの構築に資する、感染症への対応能力の強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal3（3.3、3.d）関連）
- ・ 質の高いエネルギー供給の確保及びエネルギーアクセスの改善に資する、低廉・低炭素・低リスクをバランスよく満たす電源開発や効率的なエネルギーシステム等に係る支援の実施状況（SDGs Goal7関連）
- ・ 現地企業の強化やグローバル経済の活力取り込みに資する、産業振興機関及び貿易投資促進機関の能力向上、産業政策及びビジネス環境の改善に係る支援の実施状況（SDGs Goal8（8.1、8.2、8.3、8.5、8.6、8.8、8.9）、SDGs Goal9（9.2、9.5）関連）
- ・ 産業基盤の強化に資する、職業訓練・高等教育を含む産業人材育成に係る支援の実施状況（SDGs Goal4（4.3、4.4）関連）
- ・ 生産者所得向上に資する、市場志向型農業振興を含むフードバリューチェーンの強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal2（2.3、2.a）関連）
- ・ 適正・公正・透明な財政運営並びに金融部門の安定的発展に資する、財政当局や金融当局の機能・能力向上に係る支援の実施状況（SDGs Goal8（10、a）、SDGs Goal10（4、5）、SDGs Goal17（1）関連）

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

<評定と根拠>

評定：A

根拠：

【中期目標達成の見込み】

過年度の定量的実績うち、1つは中期目標全体の定量的目標を大きく上回り達成することが見込まれるが、1つは定量的目標を下回る見込み。一方、質的な観点からも、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標設定時に想定した以上の外交政策等に対する寄与）を満たしており、成果の最大に向けた取組で所期の目標を大幅に上

回る形で成果をあげていることから、中期目標における所期の目標を大幅に上回る形で達成が見込まれる。

【定量的指標（政策への貢献については下線付記）】

定量的指標のうち、ABEイニシアティブは定量指標を達成済みである。一方、イノベティブ・アジア
公約達成のための育成人材数が未達成となる見込み。この理由は、2018年度の機構によるイノベティブ・
アジア受入人数枠が70名となったほか、2019年度以降は国費留学生制度を活用する形に変更なったため
あり、機構側での受入人数調整が困難となった。また、2020年に世界的に感染が拡大した新型コロナの影響
により、2020年度に機構で実施する短期研修については中止することとなった。これに伴い、イノベ
ティブ・アジアで予定していた100名の大学における短期研修を中止せざるを得なくなったため、評価指標
の目標水準は下回る形となった。一方、留学生来日に向けて、機構が追加的防疫措置を講じることを条件
に、コロナ禍のなかでも71人の受入を実現した。また、日本での受入が困難な一方、日本とアジアの開発
途上地域双方におけるイノベーション環境の改善に人材育成面で貢献するイノベティブ・アジアの趣旨
に沿った取組として、オンラインを活用して日本センターでの事業を継続・発展させ、日本留学フェアへ
の参加者数は前年度比4.7倍、参加大学数は前年度比1.8倍と大きく増加した。

【質的成果】

ア. 都市・地域開発：

- 計 11 か国 19 都市でマスタープラン策定等を支援、持続可能な都市・地域開発に貢献。11 か国で公共
交通志向型都市開発（TOD：Transit Oriented Development）の提案を策定。
- タイで高齢化等の社会問題を踏まえ、新たな地方都市開発の方向性が、同国政府の「第 12 次国家経済
社会開発計画」及び「20 か年国家戦略」に反映。
- 西アフリカ「成長の環」回廊でマスタープラン策定等に取り組み、回廊開発計画と実施枠組みが公式
に承認。
- 東南アジアの南部経済回廊及び東西経済回廊で地域連結性を高める回廊開発を促進。
- バングラデシュ政府念願の近代測量に基づく全国デジタル地形図の完成に貢献。
- 大エジプト博物館における人材育成と遺跡保存修復支援等の協力が読売国際協力賞受賞。
- インドネシア、モザンビークで災害後の復旧・復興に貢献。

イ. 運輸交通・ICT：

- 約 50 か国において約 250 件の持続可能で利便性や安全性の高い運輸交通インフラ・ICT 環境の整備を
支援。
- 内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」インフラ事業と連携の上、「道路アセットマ
ネジメント」に係る人材育成や本邦企業の海外展開に資するプラットフォームを構築。
- コンゴ民主共和国では、首都キンシャサの道路整備事業における施工品質の高さ等が高く評価され、
「日本コンゴ大通り」に改称。
- カンボジアでは、南部経済回廊の要所に位置するチュルイ・チョンバー橋（日本・カンボジア友好橋）
の改修が完了、同国首相が高評価。
- ホンジュラス、ニカラグア、サモア等で道路防災に資する道路・橋梁整備を実施。
- ラオス、パラオ及びモンゴルの首都空港における本邦企業の運営権取得、ミャンマーのティラワ港に
おける本邦企業による運営開始等、日本企業を含む民間企業の活動促進に寄与。
- インドでは鉄道事業を通じて市民に貢献し、各種受賞を実現。
- インドネシアの首都ジャカルタ MRT 南北線事業を通じた利便性の大幅改善を実現し、令和元年度土
木学会賞（技術賞）を受賞。
- タジキスタンで道路維持管理を促進し、専門家チームが「名誉ハイウェイ・エンジニア賞」を受賞。

- ガーナの首都アクラでの交差点改良事業において無事故・無災害 244 万時間を達成。
- ミャンマーの鉄道事業やウガンダの道路整備事業等で女性の社会進出を促進。
- カンボジア、インド、ウガンダにおいて日本方式の信号制御システム (MODERATO) の活用を推進。
- スリランカ、ペルー等で地上波デジタル放送日本方式の導入を支援し、利便性の高い情報基盤の導入を推進。
- 宮崎市、宮崎大学、宮崎県内の民間企業と連携し、バングラデシュでの ICT 人材育成を通じた同国のデジタル化推進及び日本市場への ICT 人材供給に貢献する協力をを行い、累計 265 人の技術者を育成、うち 186 人が日本で就職・内定。

ウ. 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上：

- 計 28 か国で電源開発と電力系統の整備等の支援を通じ、開発途上地域の都市部を中心とした電力需給ギャップの解消と安定供給及び地方部等のエネルギーアクセスの改善に貢献。
- モザンビークでは、機構支援で策定した電力開発マスタープランの全章が閣議で承認。
- ブータンでは、円借款を通じて農村電化率が 56.3%から 97%へと大幅に改善。
- アゼルバイジャンでは、同国の電力の 10%を供給するシマル複合火力発電所の 2 号機を円借款で整備、専門家が同国大統領より「進歩勲章」を受章。
- コスタリカでは、地熱開発による再生可能エネルギーの事業 (ラスパイラス II) が完工し、中南米カリブ地域の地熱関係者が集う会合で地熱最優秀賞を受賞。
- ケニアでは、IoT を活用した地熱発電所の運営維持管理のための人材育成について、ケニア電力公社、国連工業開発機関 (UNIDO) と協力覚書に署名。
- 大洋州地域では、「ハイブリッド・アイランド・プログラム」やパラオ、ソロモンにおける再生可能エネルギーロードマップの策定等を通じ、再生可能エネルギーの導入を促進。
- 「資源の絆プログラム」を通じて 25 か国 127 人の人材を受け入れ、海外フィールド調査及び本邦企業・行政機関等でのインターンシップ等を累計 200 件以上実施。
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) との包括的連携に関する基本協定書を締結。

エ. 民間セクター開発：

- 計 54 か国 144 件、海外からの直接投資促進や国内企業の育成に資する事業を実施。
- ミャンマーでは、機構の協力を通じて著作権法が 100 年以上ぶりに改正、直接投資促進に向けた包括的な取組を通じトヨタ自動車㈱の完成車工場建設による同国初進出の決定に貢献。
- 各国日本センターを通じ、企業活動に必要な産業人材の育成に取り組み、ベトナムでは、日本的経営に関するコースが人気で拡大したほか、カンボジアでは、資金調達が困難な起業家に対するクラウドファンディングを通じた新たな資金調達を実施。
- インドネシアでは、機構の政策提言を通じ産業高度化に資する新たな減税制度の導入が実現。
- バングラデシュでは、円借款を通じて同国初の日系企業専用の工業団地開発を推進。
- TICAD VI の公約 (カイゼンを取り入れる工場等で生産性 30%向上) に対して、エチオピアの支援対象企業では平均 39%、ガーナの支援対象企業では平均 37%生産性が向上し、公約の達成に貢献。
- アフリカ地域のカイゼン優良企業を表彰する「アフリカ・カイゼンアワード」を初開催し、各国のカイゼン活動を更に活性化。
- コロナ禍の課題に迅速に対応し得るスタートアップを含む起業家支援を目的とした、アジア・アフリカでビジネスコンテストの開催等、機構の創意工夫により、現地ニーズに応じた新たな取組を実現。
- 「ABE イニシアティブ」、「ABE イニシアティブ 3.0」、「イノベーター・アジア」の実施及び各地域の工学系拠点大学を支援、数多くの産業人材を育成。
- 日本のベンチャーキャピタルと連携したアフリカ起業家向けの新規ファンドを設置・運用。

- インドにおける裾野産業の育成に取り組み、プロジェクト関係者が日本デミング賞委員会の「海外推進、普及功労賞」を受賞。
- 「観光開発 SDGs 指標ツールキット」が北海道倶知安宣言におけるバイドナーの事業として唯一明文化。

オ. 農林水産業振興：

- 計 31 件、高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上に資する事業を実施。
- ミャンマーでの優良種子流通促進、インドネシアでの高付加価値園芸作物の営農指導及び技術普及、パラグアイでのごま残留農薬対策やキルギスでの食品検査農業強化等を実施。
- 複数国でフードバリューチェーンの強化に取り組んだほか、日・ASEAN 技術協力協定の締結を見据え、機構主導で ASEAN 事務局と累次の協議を重ねて「ASEAN フードバリューチェーン」の事業構想案を起草、ASEAN 加盟国より賛同。
- 機構主導の小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP アプローチ）が 31 か国で展開、累計 18,853 人の技術指導者及び 143,804 人の小規模農民の育成に寄与、エチオピアの対象地では大幅な所得向上効果を確認。
- キルギスでの一村一品事業を通じた良品計画との連携（フェルト製品等の商品化）や現地法人の同国経済省による Best Exporter 賞受賞に貢献。
- 企業の海外展開と地方創生（農業の活性化）の両立を実現する「場」としての「JICA 食と農の協働プラットフォーム（JiPFA）」を設立。

カ. 公共財政管理・金融市場等整備：

- 税務行政改善を目的とする事業を 10 か国 16 件、税関近代化を目的とする事業を 16 か国 21 件、公共投資管理改善を目的とする事業を 15 か国計 21 件、中央銀行の能力強化や資本市場整備に係る当局能力強化支援を 11 か国計 22 件実施。
- モンゴルでは、徴税強化に向けた自力執行権の新規導入や国際課税への対応等の機構事業を踏まえた提言が、四半世紀ぶりの税法改正に反映。
- 機構事業を通じて策定された One Stop Border Post（OSBP）マニュアルが東アフリカ共同体の正式マニュアルとして承認、タンザニア・ルワンダ間の国境で導入された OSBP により、通関の所要時間がほぼ半減。
- ミャンマーでは、保険当局の監督能力強化等によりミャンマー保険市場の外資企業への開放に貢献し、日系企業を含む外資保険会社が参入。

4. 業務実績

No.1-1 都市・地域開発

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
持続可能性分析を含むマスタープラン策定都市数	3件 ⁶	3件	5件	5件	3件	
公共交通志向型開発戦略提案数	5件 ⁷	5件	3件	5件	3件	
ステークホルダー会議開催数	14回 ⁸	95回	16回	36回	40回	

(1) 持続可能な都市・地域開発への貢献

① 土地利用計画及びインフラ計画を含むマスタープランの策定等

- インド、ケニア、マダガスカル等11か国19都市において、土地利用計画及びインフラ計画を含むマスタープランの策定等を支援し、都市・地域行政の能力強化に貢献した（各年度）。
- スリランカ・キャンディ都市圏では、遺産地区の保全及び価値向上を目的に、開発ビジョン及び詳細地区計画を策定した。その際、現地関係者から丁寧にニーズを汲み取ることで、対象都市の人々のライフスタイルや価値観を重視した魅力あるまちづくりを推進した（2018年度）。
- タイが抱える高齢化等の社会問題を踏まえ、地方都市の特徴や将来を見据えた都市開発コンセプトを確立し、機構事業で提案した新たな地方都市開発の方向性が、タイ政府の「第12次国家経済社会開発計画」及び「20か年国家戦略」に反映された（2019年度）。
- 都市・地域の課題を俯瞰的に理解・分析し政策立案ができる人材育成を目的に留学生プログラム「持続可能な開発」を開始した（2020年度）。

② 都市環境の向上

- 公共交通指向型都市開発（TOD：Transit Oriented Development）の提案を、これまでフィリピン、コンゴ民主共和国、ボリビア等延べ11か国で策定した（各年度）。
- タイ・バンサー地区のスマートシティ構想策定支援として、スマートシティ開発に向けた組織や事業モデル、ロードマップ等を提案した（2019年度）。
- インドネシアでは、中部スラウェシ復興に向けて、ハザードマップ及び空間計画の作成、インフラ復興計画の作成、生計回復事業の実施を支援した（2019年度）。また、モザンビークでは2019年3月に発生したサイクロン・イダイによる被災からの復興支援に当たり、「より良い復興（Build Back Better：BBB）」の実現を図るため、ハザードマップの作製を支援するとともに、甚大な被害を受けた学校の復旧事業を実施した（2019年度）。

③ 地域の連結性を高める回廊の開発

- 東西経済回廊整備支援として、ベトナム、ラオス、タイ、ミャンマーをつなぐ陸の連結性強化に資する協力を実施した。また、南部経済回廊整備支援として、ベトナム、カンボジア、タイをつなぐ陸の連結性強化に資する協力を実施した（各年度）。

⁶ 2015年度実績

⁷ 2015年度実績

⁸ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、56回

- 西アフリカ「成長の環」回廊の取組において、都市と地域の均衡ある発展の推進を考慮したマスタープラン策定等に取り組んだ結果、回廊開発計画と実施枠組みが公式に承認された（2017年度）。
- 物流システム・ロジスティクスの開発マスタープランの策定及び組織・人材育成に係る案件形成・実施を通じて、都市と地域の均衡ある発展に向けた回廊アプローチ等を推進した（2018年度）。

④ その他本中期計画期間内での成果

- マダガスカルでは、インフォーマルセトルメントの現状把握を含む現地調査を実施し、調査結果を総合開発計画へ反映する等、社会的弱者を含む利害関係者との合意形成に考慮した都市・地域開発に取り組んだ（2017年度）。
- ネパールでは、開発計画の一部となる復興計画を住民参加型で策定した際に、男性の出稼ぎ労働者が多い地方部での女性の参加を重視し、女性組合の設立や女性を対象とする農業、畜産活動の支援等を実施した結果、女性組合による共助の仕組みが強化され、災害に強いコミュニティの礎が構築された（2017年度）。
- バングラデシュでは、機構の20年以上にわたる協力を経て、同国政府念願の近代測量に基づく全国デジタル地形図が初めて完成した（2018年度）。
- エジプト「大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト」（技術協力プロジェクト）が、人材育成と遺物の保存修復の支援を行ってきた功績が評価され、読売国際協力賞を受賞した（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- 持続可能な都市開発（スマートシティ開発を含む）や回廊・地域開発を通じて、SDGs Goal11「包摂的で安全かつ強じんな持続可能な都市及び人間居住を実現する」及びSDGs Goal9「強じん（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化（工業化）の促進及びイノベーションの推進を図る」に貢献した。
- モンゴルでは、SDGs達成のための「持続可能な開発ビジョン2030」に基づき、国家開発計画の策定支援を行い、モンゴルによるSDGs達成に向けた取組を促進した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- アジア、アフリカ地域の都市部における新型コロナによる影響評価、並びに8か国を対象としたプログラム形成調査を実施した。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

新型コロナの蔓延に対して、都市分野では分野の枠を超えた横断的なアプローチを通じこれまでの人的アセットや新しいパートナーとの連携を通じて感染症に強い安全な都市に変化していくことが求められている。SDGs達成のロードマップへの復帰と、強じんな社会システムの構築に向けて、プログラム形成準備調査を通じた新しい発想の事業提案や資金協力を通じたインパクトの確保を図っていく。また、スマートシティやTOD等の新たな都市開発課題に対しては、デジタル技術の活用、電子化した制度やプログラムの提供等も念頭に、多様なパートナーとの連携を通じて、既存の技術協力・資金協力の手法に

こだわらない柔軟かつ迅速な事業実施を積極的に提案していく。

No.1-2 運輸交通・ICT

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
旅客数及び貨物量	9	旅客数：945千人/日、貨物量：344千トン/日、3,501 TEU/日、2,192台/日、2,207百万トンkm/日	旅客数：2,586千人/日 貨物量：336千トン/日	旅客数：1,229千人/日 貨物量：303千トン/日	旅客数：1,549千人/日 貨物量：167千トン/日 2,621 TEU/日	旅客数：千人/日 貨物量：千トン/日
運輸交通に係る研修実績数	860人 ¹⁰	854人	836人	672人	607人	人
運営・維持管理の協力数又は支援との連携数	4.25件 ¹¹	23件	11件	8件	8件	件

(1) 持続可能で利便性や安全性の高い運輸交通インフラ・ICT環境の整備の支援

- インドネシア、フィリピン、バングラデシュ等計約50か国において計約250件、持続可能で利便性や安全性の高い運輸交通インフラ・ICT環境の整備に資する事業を実施した（各年度）。

① 運営管理・維持管理等の支援との連携

- 道路アセットマネジメントに係る最先端の研究・開発を実施している内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」の「インフラ維持管理・更新・マネジメント技術」（以下、SIPインフラ）」との間で協力覚書を締結し、SIPインフラの研究関係者、東京大学を含む全国の13大学、インフラ事業者及び自治体等から成る協力体制を整え、海外展開・人材育成推進のプラットフォームを構築した（各年度）。
- SIPインフラ事業との連携の一環で、岐阜大学とザンビア大学間の技術交流に関するMOU締結支援を行ったほか、同事業で開発された日本の道路インフラ点検・モニタリング技術、補修技術をバングラデシュ、ケニア、フィリピンにおける機構の技術協力プロジェクトを通じて試行導入した。
- フィリピン、ベトナム、ミャンマー等における人材育成等を通じて都市鉄道等による基幹交通網の運営・維持管理能力の向上等に貢献した（各年度）。

② 環境社会配慮やジェンダー配慮の促進

- ミャンマーでは、円借款によって支援される車両の車内設備が快適になることによる女性の利用しやすさを促進するとともに、同効果を含めYouTubeを通じ広報した（2020年度）。
- バングラデシュでは、公共交通機関におけるICカード導入・普及を通じ、男性乗務員との接触機会減少により女性の利用促進、ひいては社会進出支援を促進する支援に取り組んだ（2019年度）。
- ウガンダでは、道路整備事業において支線道路の改修工事の際に女性も参画する計画を含める

⁹ 新たに統計を取る取組のため基準値なし

¹⁰ 前中期目標期間（2013-2015）実績平均

¹¹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

ことで女性の社会進出促進に取り組んだ（2020年度）。

- インフラ整備ではいずれの事業でも環境社会配慮を徹底した上で実施した（各年度）。

③ インフラ及び物流の安全性の確保

- コンゴ民主共和国の首都キンシャサの道路整備事業において、日本企業による施工品質の高さ、工事中の安全対策や迂回路計画、粉塵対策等周辺住民に配慮した施工計画が相手国政府から高く評価され、「日本コンゴ大通り」に改称された（2017年度）。
- ホンジュラス、ニカラグア、サモア等において自然災害リスクの最小化や、安全性・安心性・持続可能性の確保等に配慮した運輸交通インフラ整備を通じて、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブに取り組んだ（2017年度）。
- 物流・交流拠点となる港湾や空港の整備とともに、運営・維持管理体制の強化を、ラオス、モンゴル、東ティモール、タンザニア、カンボジア、バングラデシュ等で実施した（各年度）。
- 東南アジアの南部経済回廊の要所に位置するチュルイ・チョンバー橋（日本・カンボジア友好橋）の改修が完了し、開通式典にてフン・セン首相の高い評価を得た（2019年度）。
- 2020年8月にモーリシャス沖で発生したWAKASHIO号の座礁事故による重油流出事故を受け、航行安全・海難防止に資する協力を形成すべく迅速に情報収集・確認調査を行うとともに、安全な海上交通の確保に資する技術協力プロジェクト等の協力案の検討を行った（2020年度）。
- タイ、カンボジア、バングラデシュの3か国で交通安全に関する事業を形成した（2020年度）。

④ 日本企業を含む民間企業の活動の促進

- インド初の高速鉄道開業に向けて、幹部及び技術者・実務者向けの研修や、詳細設計・制度整備等を支援した（各年度）。
- ラオス・ビエンチャン国際空港にて、増大する航空旅客需要に対応した国際線旅客ターミナルビル拡張等を支援した。本事業は、本邦企業が海外で取り組む初の空港ターミナル運営民営化事業であり、機構はラオス公共事業運輸省と本邦企業関係者に対して必要な支援を行った（2018年度）。
- ミャンマーでは、円借款を通じて支援したティラワ地区港にて、機構の側面支援を経て、榊上組、STJ Thilawa Terminal Co., Ltd.（住友商事㈱、豊田通商㈱、榊JOINの合弁企業）、ミャンマー物流企業のコンソーシアムが運営を開始した（2019年度）。
- モンゴルでは、円借款及び技術協力で支援している新ウランバートル国際空港の事業運営権を本邦企業が獲得した。また、パラオでは、海外投融資によって支援した国際空港の運営事業に双日㈱、JATCO㈱が参画した（2019年度）。
- インドネシア・ジャカルタでは同国初の都市高速鉄道（MRT）が2019年3月に開業した。計画策定から制度支援、人材育成、車両、土木、信号通信までオールジャパンによる切れ目のない協力を展開した。現在も延伸区間等で協力実施中（各年度）
- 機構が設立した道路アセットマネジメントプラットフォームを通じて、国内の道路アセットマネジメントに関する技術の海外展開に向けて国内研究者と意見交換を重ね、開発途上国での活用が期待できるJIPテクノサイエンス㈱が開発した「i-DRIMS」（道路の平坦性を簡易に測定可能な路面性状把握システム）をケニアの機構事業にて試行的に導入した。その結果、ケニア全土の道路にて年1回の路面性状計測が定着した。また、同社代理店契約が締結され、ケニア関係

機関が同システムの購入に至った（2019年度）。

⑤ ICT化及びDXの推進

- カンボジア、インド、ウガンダにおいて、都市交通問題の解消に向けた日本の高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport System）の導入に取り組み、日本方式の信号制御システム（MODERATO）の活用を推進した（2017年度、2018年度）。
- スリランカでは、地上波デジタル放送日本方式（ISDB-T）採用国への協力として、周波数計画策定、地デジ移行ロードマップ策定、技術規格策定等を支援した。また、ボツワナでは、アナログ放送停波（ASO：Analogue Switch Off）に向けて支援し、日本以外で初めてのASOリハーサルを成功させた。ペルー及びアンゴラでは、地上デジタル放送や緊急警報放送システム（EWBS：Emergency Warning Broadcast System）の導入を支援した（2019、2020年度）。
- 宮崎市、宮崎大学、宮崎市内の民間IT企業等との連携の下で、日本市場を念頭に置いたICT人材育成プログラムのモデルづくりや情報処理技術者試験の普及等、バングラデシュ・コンピュータ評議会による人材育成関連事業の実施能力向上を行った。その結果、2020年度末までに累計265人の技術者が育成され、うち186人が日本（50人が宮崎県）から内定を獲得した。これを通じ、労働人口の減少が進む日本の日本の地方企業と、豊富な若年層の就労先が不足しているバングラデシュ双方の課題解決に貢献した（2018～2020年度）。
- ブータンでは、デジタルものづくり工房（ファブラボ）による技術教育・普及促進プロジェクトにおいて、新型コロナウイルス感染拡大の影響で現地での事業立ち上げが困難ななか、他のファブラボと連携しながら人材育成に取り組んだ（2020年度）。
- ICT立国を目指すルワンダでは、ICT分野の起業及びイノベーション促進のための政策枠組みづくりを支援した。その一環で「250スタートアップ」という起業家支援プログラムの実施や全国3か所のイノベーションハブの設置等に取り組み、ルワンダ地場の49社のスタートアップ企業が本プロジェクトのプログラムを卒業、17社が日本企業と協働し、10社が現地企業と組んで実証事業を行う等エコシステムの形成ができた（各年度）。
- 機構内にSTI・DX（Science Technology and Innovation & Digital Transformation）室を新設し、それまでのICT分野の支援に加え、DXによる社会課題の解決に取り組む体制を整備した（2020年度）。

⑥ その他本中期計画期間内での成果

- インド高速鉄道支援において研修や専門家派遣等の多角的な支援を通じて詳細設計、技術基準策定、実施機関の組織整備及び人材育成等に取り組んだ（各年度）。
- インドネシアでは、円借款で整備したジャカルタMRT南北線が本格運行を開始し、ラッシュ時の移動時間の短縮（片道1～1.5時間から約30分に）等、利便性の大幅な改善に貢献した。また、本事業は、マスタープラン策定から建設・人材育成まで、オールジャパンによる取組で完成させた初の海外都市鉄道事業として、令和元年度土木学会賞（技術賞）を受賞した（2019年度）。
- タジキスタンにおける道路維持管理に係る技術協力の取組を通じて、同国が抱える道路分野の課題解決に向けた取組を推進した。その高い貢献度を踏まえ、専門家チームが「名誉ハイウェイ・エンジニア賞」等を受賞した（2019年度）。
- インドでは、「デリー高速輸送システム建設事業」におけるバリアフリーの取組を評価され、同事業が「National Award for the Empowerment of Persons with Disabilities」を受賞した。また、「チ

エンナイ地下鉄建設事業」の市民に対する貢献度の高さから、同事業の実施機関が「National Project Excellence Award」を受賞した（2019年度）。

- ガーナの首都アクラでの国際回廊道路における交差点改良事業において、人材教育、品質管理、安全管理に尽力し、2020年6月の完工まで、日本国内で一定期間労働災害を発生させなかった事業場に対して授与される無災害記録証の授与時間を超える無事故・無災害244万時間を達成した（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- ターゲット9.1「すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強じんなインフラを開発する」に資する案件をアジア、アフリカ地域を中心に実施した。
- ターゲット3.6「2020年までに世界の道路交通事故による死傷者を半減させる」に直接資する案件をタイ、マレーシアで形成したほか、各種道路、橋梁整備案件の計画・設計に際し、交通安全向上を念頭に置いた設計とした。
- ターゲット9.c「後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるように図る」に資する案件をミャンマー、ブータンで実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍により各種研修をオンラインで開催した。また、道路アセットマネジメント等の長期研修員の選考面接や研究支援をオンラインで実施した。
- 医療機関に対する遠隔支援やデジタル技術の活用による感染症対策を支援するための調査を実施し、既往案件での活用や感染拡大が深刻な国での案件形成に取り組んだ。また、モンゴルでは濃厚接触者追跡アプリ開発の側面支援を行った。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

モータリゼーションの進展は人間生活に多大な便益をもたらした一方で、交通事故、交通渋滞、交通公害等の各種障害を引き起こしている。交通事故をはじめとする各種の交通障害は、人間、機械及び環境の各要素が複雑に絡み合っているため、各分野の知見を集約し、望ましい道路交通の在り方を探求すべく道路交通安全イニシアティブの立ち上げを図るとともに、分野を超えた横断的な取組を検討していく。また、開発途上国の多くで都市化が進み、交通渋滞が深刻化するなかで、公共交通（都市鉄道、バス）の利用を促進することは、脱炭素社会を実現する上でも極めて重要である。そのことから、公共交通イニシアティブを立ち上げ、公共交通システムの更なる普及を促進する。

No.1-3 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
初期電化・供給増・安定化等の裨益想定人口	385.5万人 ¹²	113万人	861万人	933万人	234万人	万人
質の高いエネルギー分野の研修実績数のうち、資源の絆研修実績数	582人 ¹³ うち9人	559人 うち17人	410人 うち14人	387人 うち25人	175人 うち17人	人 うち 人
電力開発に係る新規計画策定数	19件 ¹⁴	10件	8件	4件	3件	件

(1) エネルギーアクセスの改善への貢献

① 電源開発及び電力系統の整備

- ミャンマー、インド、モザンビーク等計28か国において計46件、電源開発及び電力系統の整備に資する事業を実施し、各国における電力アクセスの向上や効率的なエネルギー利用の促進に貢献した（各年度）。
- スリランカでは、環境面及びエネルギー安全保障面を考慮した2040年までの長期電源開発計画及び送電線開発計画を策定した（2017年度）。
- モザンビーク、パラオ等で、電力開発マスタープランを策定した。特にモザンビークでは、同国政府の高い評価を得て、マスタープランの全章が閣議で承認され、同国エネルギー開発の長期ロードマップとなった（2018年度）。
- ウズベキスタン、バングラデシュ、エジプト等で、電力システムの高効率化に資する支援を行った。また、ケニア、マラウイ、セネガル、コートジボワール、ベナン等で電化率向上・電力供給安定化に資する案件形成のための調査を、本邦企業のもつ強みも考慮しつつ実施した（2018年度）。
- 機構が2005年に作成した実効性の高い地方電化計画に基づき、円借款を通じて農村部16,241世帯の電化に取り組んだブータンにおいて、農村電化率が事業実施前の56.3%から97%へと大幅に改善したことが同事業の事後評価を通じて確認された（2018年度）。
- アゼルバイジャンでは、円借款で同国の電力の10%を供給するシマル複合火力発電所の2号機が完工した。設計から完工まで約12年にわたり尽力した専門家が同国大統領より「進歩勲章」を受章した（2019年度）。
- ブータン、ラオスで、電力開発マスタープランを、イランでクリーンエネルギー全体計画を策定した。また、ラオス、パプアニューギニア、パキスタン、バングラデシュ、ケニア、ウズベキスタン、ミャンマー、カンボジア、ヨルダン、ケニア、ウガンダ、マラウイ、シエラレオネ、モザンビークでは、発電所の運営・維持管理や、送配電網の計画・保守能力強化を実施した（各年度）。

② 地熱等の低炭素電源の開発、効率的なエネルギーシステムの導入促進

- ハイブリッドアイランド構想の具現化に向けて、ハイブリッド発電システム導入に係る広域事業、ソロモン首都圏での2030年の再生可能エネルギー100%達成に向けたロードマップ策定支援。

¹² 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹³ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹⁴ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、76件

パラオでは、発電に占める再生可能エネルギー割合45%を目指したロードマップ策定支援等を実施した（2017～2019年度）。

- ケニアでは、IoTを活用した地熱発電所の運営維持管理のための人材育成について、ケニア電力公社、国連工業開発機関（UNIDO）、機構の3者間で協力覚書に署名した（2017年度）。
- ジブチにおいて地熱資源開発のための試掘実施に向けた支援を開始した（2019年度）。
- 「ハイブリッド・アイランド・プログラム」やソロモンにおける再生可能エネルギーロードマップの策定等を通じ、再生可能エネルギーの導入を促進した（2019年度）。
- コスタリカでは、地熱開発による再生可能エネルギーの事業（ラスパイラスⅡ）が完工し、コスタリカ大統領も参加の上で完成式典が実施された。本事業は、中南米カリブ地域の地熱関係者が集う会合で地熱最優秀賞を受賞したほか、三菱日立パワーシステムズ(株)のタービンが導入された（2019年）。
- ヨルダンやスリランカでは、変動性再生可能エネルギーの増加を見据えた電力供給安定化のための、電力公社の能力強化支援を開始した（2020年度）

(2) 鉱物資源の開発・利用の持続可能性向上や質の高いエネルギー供給に資する人材の育成

- 開発途上地域の資源分野の人材を育成し、長期的に知日派・親日派を育て、日本の資源関係者との人的ネットワークを強化する目的で、2013年度より「資源の絆プログラム」を継続した。2020年度まで累計25か国127人を受け入れた（各年度）。
- 同プログラムでは、開発途上国の鉱物サンプル採取と当該国の鉱業関係機関とのネットワーク形成を目的とした海外フィールド調査及び本邦企業・行政機関等でのインターンシップ等を行い、2020年度末まで累計200件以上を実施した（各年度）。
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）と包括的連携に関する基本協定書を締結し、地熱・金属資源開発分野における連携・協力を強化していく方針を確認した（2020年度）。

(3) その他本中期計画期間内での成果

- インド・バンガロール市での配電自動化事業を中心とした取組が高く評価され、機構がSKOCH Awardの最上位の賞を受賞した（2019年度）。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- エネルギーへのアクセス向上や、低炭素エネルギーの利用に向けた取組を通じて、SDGs Gaol7（すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する）及びSDGs Gaol13（気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる）に貢献した。
- また、安価かつ持続的なエネルギーの安定供給は、社会経済の安定と持続的成長のために重要な開発課題であり、その観点でも、エネルギーの有無で影響を受ける数多くのSDGs（質の高い保健、教育、水・衛生サービスの提供等）に貢献した。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 「資源の絆プログラム」において、リモートでのモニタリング面接や修了時プレゼンテーション、特別プログラムの実施を通じ、可能な限り通常のオペレーションとなるよう取り組んだ。帰国生を含む留学生との関係維持強化にも取り組み、SNSを活用したネットワークを構築し、定期的な

情報発信に努めた。

(6) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

コロナ禍により現地での技術移転や本邦受入による研修実施が困難な状況となったため、技術協力や各種調査、研修では、必要に応じて相手国側にも遠隔通信用機材を導入しつつ、全てリモートでの技術移転や情報収集を行った。一方、現地での対応が必要な電力設備の保守・点検などの技術移転や、コロナ禍での設備の運転状況等に関する情報収集については、課題が残る結果となった。今後、デジタル技術等を積極活用し、遠隔での技術移転の可能性を広げる取組を検討する。既に留学生プログラム（「資源の絆」）では、SNSを活用した帰国生とのネットワーク強化に取り組んでいるが、帰国後の活動フォローに一層取り組む。

No.1-4 民間セクター開発

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
貿易・投資促進や経済特区開発等に係る協力数	38.5件 ¹⁵	81件	95件	132件	144件	件
職業訓練・高等教育機関の能力向上等に係る協力数	9.5件 ¹⁶	2件	4件	5件	7件	件

(1) 民間主導の経済成長に必要な海外からの直接投資促進や国内企業の育成

- ベトナム、インド、ケニア等計54か国において計144件、民間主導の経済成長に必要な海外からの直接投資促進や国内企業の育成に資する事業を実施した（2017～2020年度）。

① 知的所有権等の産業基盤の整備

- ミャンマーの知的財産制度に係る助言を継続した結果、著作権法が100年以上ぶりに改正され、国際的な基準を満たした知的財産法制が整備された（2019年度）。また、商標法の施行を見据えた商標登録手続き等の対応を支援した（2020年度）。

② 企業活動に必要な産業人材の育成

- 日本式経営と本邦・現地企業のビジネスマッチングの取組として、ベトナム現地企業経営者が日本式経営を学ぶ「ハイフォン経営塾」の1期生が研修で来日し、北九州市と協力してビジネスマッチングを実施した（2017年度）。
- ラオス日本センターにおいて、ビジネスマンを対象とした「LJIビジネスカフェ」や若手企業家育成のための「スタートアッププログラム」、中小企業経営者向けの「経営塾」等を開始し、実践力の高い産業人材育成に取り組んだ（2017年度）。
- カンボジア日本人材開発センターの受講生で、アイデアや技術があっても自国内での資金調達が困難なカンボジア起業家に対して、日本センターを通じたクラウドファンディングによる資金調達支援を行い、新たな資金調達の道をつけた（2020年度）。

¹⁵ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、154件

¹⁶ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、38件

- ベトナム日本センターが実施する日本的経営に関する経営塾コースが人気を博し、2009年開始時の年間1コース16名から、同4コース120名に拡大した。また、受講者であるベトナム企業経営層が研修で来日した際に、機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構と共催でCEO商談会を実施したところ、参加者の約半数が一定の合意に至る等活発な商談が行われたほか、モンゴルやミャンマーの日本センターでも同様の商談会を実施した（2018、2019年度）。

(2) 産業政策の改善

- バングラデシュの投資促進、ビジネス環境、経済特区開発及び産業振興を一体的に支援する「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」を開始し、日本・バングラデシュ官民合同経済対話とも連携して政策・制度の改善に向けた協力を開始した（2017年度）。
- インドネシアでは自動車、電気電子及び食品加工分野の国際競争力強化に向けた取組検討のための調査を継続し、省庁横断型会議体による政策対話の会合にて政策提言を行った。その結果、産業高度化に資する新たな減税制度（研究開発・人材育成に取り組む企業に対する大幅な減税制度）が導入された（2019年度）。

(3) 産業振興機関や貿易・投資促進機関の能力向上

- エチオピア「産業振興プロジェクト」では、産業政策立案、投資促進・工業団地開発、国際市場をターゲットとする産業の育成による貿易促進を包括的に行い、本邦企業のエチオピア進出支援を視野に入れた事業展開に着手した（2017年度）。
- ミャンマーでの直接投資促進に向けた機構の包括的な取組もあり、トヨタ自動車㈱が完成車工場建設による同国初進出を決定した。同社の新規工場建設によるASEAN域内への進出は1996年のベトナム以来24年ぶりとなった（2019年）。
- バングラデシュでは、円借款「外国直接投資促進事業」を通じて、同国経済特区庁と日系商社との間で、日系専用工業団地の開発に関する合弁契約が締結された。日系企業専用の経済特区が開発されるのは同国初であり、機構の包括的な取組の結果、投資許認可や各種手続きに係るワンストップサービスセンターが正式に開所された（2019年度）。

(4) ビジネス環境の改善

- TICAD VIでの総理宣言を踏まえ、NEPAD（The New Partnership for Africa's Development：アフリカ開発のための新しいパートナーシップ）事務局と「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」の合意文書に署名し、同イニシアティブを立ち上げた。また、ケニアで開催した第2回カイゼン知見共有セミナーにおいて、アフリカ各国に加え、マレーシア、アルゼンチン等の参加を得て、生産性向上機関のネットワークを強化した（2017年度）。
- アジア地域における投資促進・産業振興として、フィリピン、インドネシア、ミャンマー、バングラデシュ、インド等で本邦・現地企業間のリンケージ強化に向けたサプライチェーン構築を支援した（2018年度）。
- TICAD VIの公約（カイゼンを取り入れる工場等で生産性30%向上）に対して、2018年度にエチオピアで支援した企業は平均で39%の生産性向上等を達成したほか、2018年度に事業が完了したガーナでは、支援した254社の生産性が平均37%向上し、公約の達成に貢献した（2018年度）。
- 機構イニシアティブでアフリカ地域を対象にカイゼン優良企業を表彰する「アフリカ・カイゼン

アワード」を初開催し、関係各国で広く報道されたほか、国内で独自にカイゼンアワードを企画する国が複数出てくる等、アフリカにおけるカイゼン活動の更なる活性化を促進した（2019、2020年度）。

- コロナ禍でイノベティブなアイデアを有し、迅速に課題に対応し得るスタートアップを含む起業家支援を目的に、アジア及びアフリカでビジネスコンテストを開催した（2020年度）。

(5) 職業訓練・高等教育を含む産業人材育成等

- 2015年日・ASEAN首脳会議の公約（2015、2017年に40,000人育成）を達成した（2017年度）。
- イノベティブ・アジアでは、累計384人の長期研修員を受け入れ、日本企業・研究機関等（AI関連企業、国立研究機関、大手電機メーカー等）を主な受入先としたインターンシップを実施した。その結果、2019年秋の修士課程修了生の約1/3が日本企業へ就職、あるいは日本の大学の博士課程に進学した。また、累計240人の短期研修員を受け入れ、日本企業との交流機会を含むプログラムを提供した。（各年度）
- ABEイニシアティブでは、2017年度までに累計1,100人を受け入れ、TICAD VIの政府公約（2013年から2017年にかけて900人受入）を上回る実績を達成したほか、2018年度までに累計1,219人を受け入れ、TICAD Vの公約（2014～2018年に1,000人）を上回る形で達成した。また、インターン受入登録企業も当初の100社から2020年度には616社に増加した。また、2019年のTICAD 7で発表がなされた「ABEイニシアティブ3.0」の達成に向けては、新型コロナウイルス感染拡大による渡航制限があったものの、オンラインによる受講を含め、2020年度まで累計152人の研修員を受け入れた（各年度）。さらに「ABEイニシアティブ3.0」では、ABEイニシアティブ以外の機構の長期研修員等にも「ビジネス・プログラム」の提供を開始（2020年度まで累計133人）した。
- アフリカ各国でのカイゼン及びビジネス経営支援関連プロジェクト等にて継続的に人材育成を進めた結果、アフリカにおける産業人材育成人数は、TICAD VIの公約（2016～2018年で3万人）を大きく上回る累計69,767人に達した（2018年度）。
- アセアン工科系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net）では、国際共同教育プログラムの新設や分野別学術会議の開催、修士及び博士課程のジョイントディグリーやダブルディグリープログラム含む国際共同教育プログラムの実施を通じ、東南アジアと本邦の工学系トップ大学間のネットワークを強化した（各年度）。
- ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）に設置された汎アフリカ大学科学技術院（PAUSTI）の教育・研究能力の強化支援を行い、今中期計画期間を通じて、修士課程修了生190人、博士課程修了生63人を輩出した（各年度）。また、エジプト科学技術大学（E-JUST）では、今中期計画期間を通じて、180人の工学修士・博士を輩出したほか、計11か国64人の留学生を受け入れた（各年度）。

(6) その他本中期計画期間内での成果

- 日本のベンチャーキャピタルである㈱サムライインキュベートに対し、アフリカ起業家向けの新規ファンドの設置・運用を通じた知見の整備、及び機構への提言取りまとめについて調査委託した（2019年度、2020年度）。
- インドにおける裾野産業の育成に係る取組において、プロジェクト関係者が日本デミング賞委員会から「海外推進、普及功労賞」を受賞した。同賞は品質管理（TQM：Total Quality Management）の普及・推進に関し、優れた業績のあった者に対して3～5年に1度の頻度で原則1人が選ばれるも

のである（2019年度）。

- 機構主導で世界観光機関（UNWTO：The World Tourism Organization of the United Nations）と連携して開発中の「観光開発SDGs指標ツールキット」が、SDGsに対する観光の貢献の最大化に資する事業という位置づけで、北海道倶知安宣言にて、バイドナーの事業で唯一明文化された（2019年度）。

(7) SDGs達成に向けた貢献

- 民間セクター開発分野の取組（投資促進・産業振興、起業家・企業育成等を含む上記取組）を通じて、SDGs Gaol 8、9、17の推進、すなわち、包摂的かつ持続可能な経済成長の促進、包摂的かつ持続可能な産業化（工業化）の促進及びイノベーションの推進に貢献した。
- 2018年度に、機構は観光開発による各SDGs達成への貢献可能性について、UNWTOと共同調査を行い、観光開発は適切な目標設定により17全てのSDGsの達成に貢献し得る分野であり、それを正当に評価するための効果測定指標の必要性が喫緊の課題として確認した。これを踏まえ、観光開発事業の効果測定のための指標の策定等を開始した。

(8) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 各日本センターにて、オンラインによるビジネスコース、信金中金と連携した商談会への参画（ベトナム）、日本留学フェア等を実施した。また、日本センターでの活用に向けたオンライン研修コンテンツの開発とシステムの試行的導入を進めた。
- 新型コロナの影響によりイノベティブ・アジアでのインターンシップの実施が危ぶまれたが、受入先と協力の上、リモートと対面を組み合わせた柔軟な受入を実現した。
- コロナ禍を踏まえ、マレーシア日本国際工科院（MJIT：Malaysia-Japan International Institute of Technology）の教員・学生が日本の協力で整備したラボを活用し、医療従事者への飛沫感染を防ぐシールド装置の開発を行う等の貢献をした。

(9) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

従来から新興国、開発途上地域の中小企業は技術、資金調達、人材育成体制が脆弱であったが新型コロナにより状況は深刻化している。これに対応すべく、遠隔技術等の活用により、危機をビジネス機会に転換するためのビジネスコンテストのフォローや人材育成強化等、ウィズコロナ、ポストコロナを念頭に置いた事業の展開を進めていく。

No.1-5 農林水産業振興

関連指標	基準値		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
小農による市場志向型農業の推進（SHEPアプローチ等）に係る展開国数及び研修実績数	展開国数 研修人数・ 技術指導者 小規模農民	20か国 ¹⁷ 3万人 ¹⁸ 1,300人 ¹⁹	13か国 ²⁰ 2,730人 17,913人	14か国 5,175人 49,664人	21か国 5,656人 62,957人	12か国 5,292人 13,270人	か国 人 人
FVCに関連する事業の数（新規）	4件		7件	5件 ²¹	13件	20件	件

(1) 高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上の実現

- エチオピア、ケニア、セネガル等のアフリカ各国に加え、パレスチナ、ネパール等を含め計39か国で計31件、高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上に資する事業を実施した（各年度）。

① 優良品種等の普及

- ミャンマーで優良種子流通促進に係るプロジェクトを開始した（2017年度）。

② 営農・技術普及の改善

- インドネシアにおいて、高付加価値な園芸作物の営農指導及び技術普及を行った（各年度）。

③ 残留農薬対策・各種認証取得推進

- パラグアイにおけるゴマの残留農薬対策強化や、キルギスにおける食品検査支援能力強化に取り組んだ（2017年度）。

④ 流通システムの改善

- ASEANフードバリューチェーン開発支援に向け案件形成に取り組み、技術協力プロジェクトの枠組みをASEAN+3農林水産分野高級実務者会合（SOM-AMAF+3）で協議した（2018～2020年度）。
- インドネシア流通改善プロジェクトでは、フィリピンで中小企業支援事業（普及・実証事業）の実績を有するイーサポートリンク社と連携し、野菜集出荷場における成果物需給情報システム整備のための中小企業支援事業（案件化調査）を実施した（2017年度）。
- FVC強化に向けて、ミャンマー、カンボジア、パキスタン、スリランカ、モンゴル、ボリビア、ブラジル、ザンビア、ナイジェリア、コートジボアール、マダガスカル、ギニア等で、新規の技術協力プロジェクトを形成した（2019、2020年度）。また、個別専門家をラオス、ベトナム、カンボジア、バングラデシュ、コートジボワール等に派遣した（2020年度）。
- 新型コロナがFVCに与えた影響を分析し、ウィズコロナ、ポストコロナ社会におけるFVC開発に資する提言を策定するため、東南アジア地域及びアフリカにおいて基礎情報収集確認調査を実施した（2020～2021年度）。

¹⁷ TICAD V目標値の2014年度から2015年度実績

¹⁸ 同上

¹⁹ 同上

²⁰ 2017年度の集計値に誤りがあり今回是正

²¹ 第4期中期計画策定時に集計した前中期目標期間の当初4年間（2012-2015）の実績は、17件

⑤ 市場志向型農業の推進

- 小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEPアプローチ）を2020年度末までに累計31か国で展開し、累計18,853人の技術指導者及び143,804人の小規模農民を育成した（各年度）。SHEPアプローチを通じ、例えばエチオピアではパイロットエリアで37%の所得向上効果が確認され、事業に参画した女性の87%が収入向上に成功した（2018年度）。
- SHEPアプローチに関し、アフリカ英語圏・フランス語圏向けに国際ワークショップや課題別研修等を実施したほか、国連食糧農業機関（FAO：Food and Agriculture Organization of the United Nations）、国際農業開発基金（IFAD：International Fund for Agricultural Development）等に紹介した。（2018～2020年度）。また、南アジア、中南米への展開にも取り組んだ（2020年度）。
- TICAD 7にて、IFADと共催でサイドイベントを開催し、アフリカ各国政府関係者、ササカワアフリカ財団等とともに、開発途上地域の小規模農家100万人にSHEPを通じた生計向上支援を行う共同宣言を行った（2019年度）。

⑥ 6次産業化や一村一品等による地域活性化の推進

- キルギス「一村一品・イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト」が支援する現地公益法人が、キルギス経済省が認定するBest Exporter賞を受賞した。また、事業成果が認められ、キルギス大統領より栄誉賞を受賞した。さらに、良品計画（MUJI）との連携を継続し、フェルト製品等が商品化された（2019年度）。

⑦ その他本中期計画期間内での成果

- 企業の海外展開と地方創生（農業の活性化）の両立を実現する「場」として、機構のイニシアティブでJICA食と農の協働プラットフォーム（JiPFA）を設立した（2019年度）。会員は2021年3月末時点で453人・団体（2020年度）。
- TICAD 7で発表した「アフリカ農業イノベーションプラットフォーム構想」の実現に向けた調査を実施した（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- FVCの改善を通じて、生産者から消費者まで、正当な対価や価値を得られるための仕組みづくりを支援し、SDGs Gaol 1、2、5、8の達成に向けて貢献した。
- SDGs Gaol17（パートナーシップで目標達成）に留意しつつ、アフリカ各国の政府、NGO、国際機関、民間企業等多様なパートナーと連携してSHEPを推進した。
- JiPFAにおいて、SDGs Gaol1、5（女性を中心とする金融包摂）、SDGs Gaol2（食料安全保障や栄養改善）、SDGs Gaol8（フードバリューチェーン構築を通じた経済成長）、SDGs Gaol14（持続可能な水産資源利用）等に資する案件の発掘・形成調査、シンポジウムの複数開催、広報等を実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナがFVCに与えた影響を把握するための調査をアジア、アフリカ、中南米を対象に複数実施した。さらに新型コロナ対応として、11か国で肥料等の農業資機材の供与を実施した（2020年度）。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

機構が主なターゲットとしている新興国、開発途上地域の小規模農家の生計向上のため、経済面、環境面を考慮した適正技術の普及に係る多様な組織との更なる連携強化が課題である。この対応方針（連携強化の具体策）として、国際機関、民間企業、研究機関、高等教育機関等の各種パートナーと、コロナ禍で生じた新たな連携手段（オンライン会議による参加者の拡大やDX活用等）により、同体制強化に関する知見・ノウハウの蓄積・共有及び拡大をより効率的に行うことを推進する。

No.1-6 公共財政管理・金融市場等整備

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
財政運営及び金融に係る研修実績数	328人 ²²	393人	319人	265人	49人	人

(1) 健全な政府財政や金融市場等の基盤の構築

- 健全な政府財政の基盤構築に関して、歳入面のうち税務行政改善を目的とする事業を10か国において16件、税関近代化を目的とする事業を16か国において21件実施するとともに、その他公共投資管理や債務管理を含む公共財政管理改善を目的とする事業を15か国において21件実施。また、金融市場等の基盤構築に関して、11か国で、中央銀行の能力強化や資本市場整備に係る当局能力強化支援を計22件実施。

① 財政運営の強化

- ラオス、ミャンマー、ベトナム、インドネシアにおいて税務行政支援を実施した（各年度）。
- モンゴルでは、徴税強化に向けた自力執行権の新規導入や国際課税への対応等の機構事業を踏まえた提言が、四半世紀ぶりの税法改正に反映された（2019年度）。改正税法の執行等に必要な税務当局の能力強化に係る後継案件を開始した（2020年度）。
- ラオス、ドミニカ共和国では、税務実務の改善や納税者管理改善等の税務行政改善に向けた協力を開始した（2019年度）。
- 公共投資管理強化に向けて、モンゴル、バングラデシュ、ラオス等で支援を実施した（各年度）。同様の支援をスリランカで新規開始した（2020年度）。
- 東部アフリカ地域での「国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト」で策定されたOSBP（One Stop Border Post）マニュアルが東アフリカ共同体（EAC：East African Community）の正式マニュアルとして承認された。また、タンザニア・ルワンダ間のルスモ国境で導入されたOSBPにより、通関の所要時間がほぼ半減していることが定量的に確認された（2017年度）。
- 無償資金協力により、ミャンマーに供与した通関システムの、タイと接するミヤワディ国境への展開を支援した（2018年度）。また、タイやラオス、マレーシアには税関リスクマネジメント分野の強化に向けた専門家を派遣した（2020年度）。
- アフリカ地域では、機構がこれまでに開発したOSBPに係るマニュアルの普及促進に向けたセミナーや研修を実施したほか、ケニア・タンザニア間のナマンガ国境で機構が支援したOSBPが正式稼働した（2018年度）。

²² 前中期目標期間実績（2012-2015）平均

② 中央銀行の機能の強化

- ミャンマーでは、無償資金協力で整備した中央銀行基幹システムの利用促進に向けた支援を実施した。また、国内銀行の電子化やモバイルバンキング等の新たなニーズに対応すべく、同基幹システムの機能拡充に向けた無償資金協力を新たに実施するとともに、技術協力プロジェクトを通じて、資金・証券決済システムの近代化に向けた制度整備・人材育成を実施した（各年度）。

③ 金融仲介機能や資本市場の整備

- ミャンマー、ベトナム、モンゴルで、金融機能強化に資する資本市場整備支援を実施した（各年度）。
- ミャンマーでは、保険当局の監督能力の強化等を通じてミャンマー保険市場の外資企業への開放に貢献し、日系企業を含む外国保険会社の参入につながった（2019、2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGsターゲット8.10（国内の金融機関能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融アクセスを促進・拡大する）に資する案件として、ミャンマーで中央銀行支援や保険当局の能力強化支援を通じた金融サービスアクセス改善に取り組んだ。
- SDGsターゲット8.a（後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）等を通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する）に資する案件として、ASEAN諸国に対する税関分野能力向上や、アフリカ地域でのOSBP推進や税関分野人材育成を通じた貿易円滑化に向けた支援を実施した。
- SDGsターゲット16.6（あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる）に資する案件として、公共投資管理に係る能力強化を実施した。
- SDGsターゲット17.1（課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援等も通じて、国内資源動員を強化する）に資する案件として、アジア地域を中心に徴税能力向上に向けた支援を実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 南スーダン、カンボジア及び東部アフリカ諸国（ケニア・ウガンダ・ルワンダ）の税関に対し、実施中の技術協力案件を通じて防護用資機材（マスク、手袋等）を供与した（2020年度）。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

公共財政管理・金融市場等整備分野についてはこれら技術協力を担える人材が希少であることが課題である。これまで各種研修を通じた人材リソースの裾野拡大、国内関係機関への発信・働きかけ等を通じ人材の発掘に努めたが、今後も引き続き、他機関との連携も含めて人材の発掘に注力する。また税関分野においては、世界税関機構（WCO：World Customs Organization）と連携し、専門性の高い人材を技術協力の実施に投入していることから、WCOとの更なる連携強化を通じて、税関分野の技術協力における人材活用を推進する。

No.2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、各年度の開発協力重点方針、TICAD VIナイロビ宣言、横浜宣言2019、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、未来投資戦略2018、成長戦略2019、自由で開かれたインド太平洋、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）、国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、平和と成長のための学びの戦略、持続可能な開発のための教育、新水道ビジョン、海外展開戦略（水）
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/ 年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (計画 値)
機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口	130万人 ¹ (2016-2018)	44万人	44.3万人	44.7万人	—	—	—
学びの改善のための支援により裨益した子どもの人数	1,000万人 ² (2017-2021)	270万人	324万人	498万人	346万人	317万人	10万人
②主要なインプット情報			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
支出額（百万円）			18,153	20,598	17,940	14,896 ³	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

<p>中期目標：</p> <p>(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）</p> <p>絶対的貧困の削減は依然として最も基本的な開発課題である。人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を支援するため、包摂性に留意しつつ、貧困層、子供、女性、障害者、高齢者等弱い立場に置かれた人々を含む全ての人々に対して、特に、以下の課題に対して支援を行う。なお、各取組の相乗効果により、開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進に貢献する。</p> <p>ア 保健医療</p> <p>質の高い保健医療の提供に向けた支援を行う。その際、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を実現するための政策・制度の導入・改革、能力強化等の保健システムの強化、強じんな保健システムの構築に向けた感染症への対応能力の強化、看護・助産人材の育成、母子手帳の普及と国際的認知の向上を重視する。</p> <p>イ 栄養の改善</p> <p>栄養状況の改善に向けた支援を行う。その際、横断的かつ民間活力を活用した栄養改善活動を重視する。</p>
--

¹ 日本政府公約であるTICAD VIの達成目標を基に、機構貢献分を65%として想定して設定する。TICAD VIの目標値：2016年から2018年に200万人

² 前中期目標期間の実績と同等の水準を基に設定する。前中期目標期間実績平均200万人/年

³ 暫定値

ウ 安全な水と衛生の向上

安全な水と衛生へのアクセス改善に向けた水の供給と技術・知識の向上への支援を行う。その際、水の供給・利用・管理や衛生に係る能力向上を重視する。

エ 万人のための質の高い教育

質の高い教育の提供に向けた支援を行う。その際、子供の学びの改善のための質の高い教育環境の提供、ジェンダー配慮・女子教育の推進、及び疎外されている人々への教育拡大を重視する。

オ スポーツ

スポーツを通じた開発への支援強化を行う。その際、スポーツ・フォー・トゥモロー (SFT) に貢献する関係機関との連携強化を重視する。

カ 社会保障・障害と開発

高齢化等に対応するための持続可能な社会保障制度の整備及び障害者の開発への参画を後押しする支援を行う。その際、社会保障制度の構築、強化に向けた人材育成支援及び障害者の開発プロセスの参加促進や事業への障害の視点の組込を重視する。

中期計画：

(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を目指した保健システムの強化

我が国政府の平和と健康のための基本方針及び国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン等を踏まえ、基礎的保健医療サービスへのアクセスの改善及び医療費負担による貧困化等の健康格差の是正のため、各国の状況に応じた政策・制度の導入・改革や能力向上等を支援する。また、新たな課題である非感染性疾患に関する保健医療サービスへのアクセスの改善にも取り組む。

イ 感染症対策の強化

感染症による健康危機時においても住民への保健サービスの提供を中断しない、強靱な保健システムを構築するため、感染症発生動向調査（サーベイランス）、実験室（ラボ）による確定診断、緊急対応等の恒常的・突発的な感染症への対応能力強化を支援する。また、突発的な感染症の拡大に対応し、当該国や周辺国のニーズを踏まえた緊急支援を行う。協力に当たっては、これまでの協力を通じて強化された拠点ラボや人材ネットワークも活用する。

ウ 母子保健の向上

母子に対する継続的な保健サービスの提供と乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向け、特に母子保健サービスの担い手である看護・助産人材の育成を支援する。その際、母子手帳に関する支援の成功事例も踏まえ、母子手帳を開発途上地域に普及する活動を継続し、国際的な認知の向上にも取り組む。

協力に当たっては、これまでの協力の知見・経験や育成された人材も活用する。

エ 栄養の改善

我が国企業による栄養改善の取組を産学官の連携によって促進すべく設置された栄養改善事業推進プラットフォームの共同議長として、我が国の民間企業の活力も活用し、開発途上地域の栄養改善を支援する。また、アフリカにおいては、飢餓と栄養不良を克服するため、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA) 等を推進し、栄養改善に係る分野横断的な活動に取り組む。

オ 安全な水と衛生の向上

全ての人々の水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保するため、安全な水へのアクセスの改善及び持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上を支援する。協力に当たっては、普及率の高さ、水質の良さ、無収水率の低さといったわが国の水道システムの強みや経験も活用する。

カ 万人のための質の高い教育

教育支援に係る我が国政府の基礎戦略である平和と成長のための学びの戦略に基づき、包摂的で公正

な質の高い教育を実現するため、教科書・学習教材の開発、教員養成・研修の改善、学校運営の改善、教育施設の拡充等を支援する。また、ジェンダー配慮及び女子教育、疎外されている人々への教育にも取り組む。

キ スポーツ

スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）の取組にも留意し、関係機関との連携強化を図りつつ、体育科教育指導、スポーツを通じた障害者・社会的弱者の社会参加の拡大や平和の促進等、スポーツを通じた開発を支援する。

ク 社会保障・障害と開発

社会保障制度の構築や強化に向け、制度を支える人材育成を支援する。特に、高齢化の進展に伴う高齢者の医療アクセスや介護等の課題への対応を重視する。協力に当たっては、わが国政府のアジア健康構想等も踏まえ、我が国の経験や教訓も活用する。また、国連障害者権利条約及び障害者差別解消法を踏まえ、障害に関する取組・視点の組込をさらに推進するために、機構事業関係者の障害に関する研修等に取り組む。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1. ①参照）

- ・ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）実現に資する、政策・制度の導入・改革、能力強化等の保健システムの強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal3（特に3.8）関連）
- ・ 強じんな保健システムの構築に資する、感染症への対応能力の強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal3（3.3、3.d）関連）
- ・ 母子保健サービスの向上に資する、看護・助産人材育成等に係る支援及び母子手帳の普及と国際的認知の向上に係る取組の実施状況（SDGs Goal3（3.1、3.2）関連）
- ・ 栄養状況の改善に資する、分野横断的かつ民間の活力も活用した支援の実施状況（SDGs Goal2（2.2）関連）
- ・ 安全で安価な水の確保に資する、安全な水へのアクセス改善や水の供給・利用・管理や衛生に係る能力向上支援の実施状況（SDGs Goal6関連）
- ・ 子供の学びの改善に資する、質の高い教育環境の提供、ジェンダー配慮・女子教育の推進、及び疎外されている人々への教育拡大に係る支援の実施状況（SDGs Goal4（4.1、4.2、4.5、4.6、4.7、4.a及び4.c）関連）
- ・ スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）に資する、関係機関との連携強化やスポーツを通じた支援の実施状況（SDGs Goal4関連）
- ・ 社会保障制度の構築に係る支援の実施状況（SDGs Goal1（1.3）、8（8.5、8.8）、10（10.4）関連）
- ・ 障害者の開発プロセスの参加促進や事業への障害の視点の組込に係る取組状況（SDGs Goal4（4.5、4.a）、8（8.5）、11（11.7）関連）

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

<評定と根拠>

評定：S

根拠：

【中期目標達成の見込み】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的目標を大きく上回り達成することが見込まれる。質的な観点からも、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与、外交政策上の観点から設定された重要又は難易度の高い目標の達成）を満たしており、成果の最大に向けた取組で

所期の目標を大幅に上回る形で成果をあげていることから、中期目標における所期の目標を大幅に上回る形で達成が見込まれる。

【定量的指標（政策への貢献については下線付記）】

中期目標で設定された定量的指標（機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口（TICAD VI関連）、学びの改善のための支援により裨益した子どもの人数）は、いずれも目標水準を上回る成果をあげている。

【質的成果】

ア. UHCを目指した保健システムの強化：

- 政策制度の導入・改革や能力向上に貢献する事業を49か国計94件、非感染症疾患に関する保健医療サービスへのアクセスの改善に資する事業を27か国計36件実施。
- ラオス初の全国看護師国家試験の実施、ベトナムでの看護師育成研修教材の全国標準として国家承認、バングラデシュの協力対象病院における心血管疾患の集中治療が可能な月間重症患者数の増加（約2.6倍）及び非感染症疾患の月間スクリーニング件数の大幅拡大（約7.6倍）、メキシコでの虚血性心疾患治療技術に係る研修の国家制度化等を実現。
- 新型コロナの甚大な影響が及ぶなか、UHCを目指した強じんな保健システムの強化及び感染症による健康危機時の対応のための公衆衛生上の備えの強化を念頭に、「JICA世界保健医療イニシアティブ」を形成し、各種事業を推進。
- ケニアでは、ケニア中央医学研究所（KEMRI）において、国内半数以上及び隣国ソマリア等の新型コロナ検査に対応するなか、KEMRIに対しPCR検査キット5万検体分を供与。また、保健財政及び保健サービス提供能力の強化等を目的とした保健分野開発政策借款のL/A（Loan Agreement：借款契約）に調印。これら包括的な支援により、ケニアにおけるUHCの達成及び新型コロナ対策へ大きく貢献。

イ. 感染症対策の強化：

- 感染症発生動向調査（サーベイランス）、実験室（ラボ）による確定診断、緊急対応等の恒常的・突発的な感染症への対応能力強化に資する事業を計70か国で実施。
- 様々な外部関係機関との連携によるアフリカでのポリオ根絶の実現（ナイジェリア大統領から機構理事長に感謝状授与）、キリバスでのフィラリア症制圧の実現、コンゴ民主共和国及びウガンダでのエボラ出血熱流行の収束等に貢献。
- 長年の機構の取組により培ったアセットを基盤に、ガーナ、ベトナム、ミャンマーにおいて新型コロナ対策の予防・治療・検査体制強化に係る迅速かつ包括的な支援により、効果の高い発展的成果が発現。

ウ. 母子保健の向上：

- 母子保健サービスに携わる看護・助産人材の育成に資する事業を計24か国31件、母子手帳普及に資する事業を5か国計5件、計74か国への母子手帳の導入推進等を実施。
- ボリビアでの乳児死亡率の大幅削減（ボリビア全体1,000出生当たり63件→協力対象地1,000出生当たり1件）。
- アンゴラでの民間や援助機関との連携強化を通じた母子手帳支援（計296万冊；事業対象地における2年分以上の冊数の寄贈）、ヨルダンでの国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA：United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East）との共同開発による機構初の電子母子手帳の完成・運用等を実現。
- 母子保健手帳等に係る国際標準の設定を目的とするガイドラインをWHOと連携して策定したほか、機

構、WHO及びUNICEFの3者基本合意文に基づく、プラットフォームの枠組みを具体化させ、国際的な認知度向上に大きく貢献。

エ. 栄養の改善：

- 日本の民間企業の活力も活用した開発途上地域の栄養改善に資する事業を計40か国153件実施。
- 「栄養改善事業推進プラットフォーム」（78企業・団体が加盟）の共同議長として同プラットフォームの運営に貢献、メンバー企業による事業参画が計8件実現。
- 栄養分野における機構の取組が評価され、「SUN Lead Group」の東アジア地域唯一のメンバーに機構理事長が就任。
- 食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）を推進。アフリカにおける飢餓と栄養不良の克服に向けた事業を計7か国8件実施。また、IFNAの推進に向けて計10か国にて国別アクションプランの策定に向けたワークショップを開催、計8か国において同プランが各国政府により承認。
- 「IFNA横浜宣言2019」の採択に主導的役割を果たす等、栄養改善に係る国際援助潮流の形成及び分野横断的な活動推進に貢献。
- ルワンダでは、多岐にわたる省庁等関係者との調整を重ね、栄養分野で機構初の政策借款のL/A調印を実現。

オ. 安全な水と衛生の向上：

- 安全な水へのアクセスの改善に資する事業を計21か国28件実施、計1,100万人の安全な水へのアクセスを実現。
- タジキスタンでの給水施設整備を通じた4,800戸への常時の安全な水供給を実現し、土木学会技術賞も受賞。
- バングラデシュでのラカイン州からの避難民約3万人に対する給水等を実現。
- 持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上に資する事業を計50か国212件実施、5万人弱規模の人材育成に寄与。
- ルワンダでのGISを用いた全国の給水施設インベントリ・地図データベースの作成（モデル郡では、給水施設停止日数が約4割短縮、残留塩素の検出率が約6倍増加）。
- ナイジェリアでの官民連携型オープンイノベーションを通じた革新的事業の実証（「水道料金のオンライン支払システム」の開発による約8倍の収益増、「水道メーターの自動検針スマホアプリ」の開発による顧客1人当たりの請求書発行コストの15円→2.5円への削減）等を実現）。
- 新型コロナ感染拡大を受けた取組として、先方実施機関の緊急の要請に応え、資機材等の調達、事業継続計画の策定、給水車による給水システムの立ち上げ等の支援を、約20か国で迅速に展開し、水供給サービスの継続に貢献。
- 「JICA健康と命のための手洗い運動」として、新型コロナ感染予防と健康増進に向けた手洗い設備の整備や啓発活動に取り組み、計48か国約200件の取組を実施。

カ. 万人のための質の高い教育：

- 教科書・学習教材の開発に向けた事業を計15か国15件、教員養成・研修の改善に向けた事業を計28か国41件、学校運営の改善に向けた事業を計10か国19件、教育施設の拡充に向けた事業を計13か国14件、ジェンダー配慮及び女子教育、疎外されている人々への教育に資する事業を計4か国4件実施。
- 機構支援を通じて開発した教科書・学習教材が各国で承認・導入、セネガルでの20万人の児童の基礎学力の大幅改善（最低限の算数スキルを身につけた児童の割合が2割以下から6割以上に増加）、マダガスカル及びニジェールでの18万人の児童の算数の平均点向上（約30%ポイント向上）等、多くの国々で児童の学力向上を確認。

- エジプトでは、特別活動等を含む日本式教育を導入したエジプト・日本学校が43校開校し、日本式教育が同国政府から高く評価された結果、全国の小学校での実践が決定。
- 新型コロナ感染拡大を受けた取組として、ミャンマーやネパールで自宅学習教材等を作成・公開したほか、新型コロナに対応した教育分野特設ウェブサイトを開設し、機構のコロナ禍での教育支援を一元的に広く発信。

キ. スポーツ：

- 体育・スポーツ分野の新規隊員派遣倍増等を通じて、計83か国において事業を実施。約683万人への裨益を実現して、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）の目標（裨益者1,000万人）達成に大きく貢献。
- 機構が支援した選手・チームによるケニア、ミクロネシア、メキシコでの東京オリンピック・パラリンピック競技大会への出場権の獲得等、顕著な成果が発現。
- スポーツを通じた障害者・社会的弱者の社会参加の拡大や平和の促進に資するべく、体育・スポーツ分野の新規隊員を計67か国、737人派遣したほか、各種技術協力を実施。
- 南スーダンでの平和構築に資する全国スポーツ大会「National Unity Day」、タンザニアでのジェンダー平等化及び女性のエンパワーメントに資する女子陸上競技会「Ladies First」、インドネシアでのJリーグと連携した中部スラウェシ地震からの復興支援イベント、フィリピン・ダバオ市での読売巨人軍と連携した野球教室等を開催。
- 日本政府の「スポーツ国際戦略」策定に貢献したほか、日本オリンピック委員会（JOC）との連携協定締結、フランス開発庁が開設したウェブプラットフォームへの加盟等を通じて、国内外への情報発信体制を強化。

ク. 社会保障・障害と開発：

- 高齢者の医療アクセスや介護等の課題への対応に資する事業を計4件実施したほか、課題別研修「高齢化対策」を通じ、各国の行政官の政策策定能力強化に貢献。
- タイでは、協力対象地域の65%で日常生活動作の指標改善がみられ、同国政府による介護サービスの予算化につながったほか、インドネシアでは、日本をモデルとしたインドネシア版社会保険労務士を規定する規則が制定。
- モンゴルで「障害平等研修」（受講者1万人超）、ヨルダンで障害者の就労を促進するジョブコーチの育成（185人を育成、120人の障害者が縫製業や接客業等に雇用）、パラグアイで南米初となる物理的アクセシビリティ監査員養成研修制度（障害者が利用しやすい施設・設備への改善に貢献）等を実施。
- 「障害と開発」分野への関与を目指す人材の能力強化研修を計93人対象に実施。
- インドでは、デリー高速輸送システム建設事業における障害配慮の取組が高く評価され、「National Award for the Empowerment of Persons with Disabilities」を受賞。

4. 業務実績

No.2-1 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を目指した保健システムの強化

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
UHC実現に向けた国家政策の策定に係る協力展開国数	5か国 ⁴	8か国	6か国	7か国	5か国	か国
保健政策に係る研修実績数	90人 ⁵	104人	145人	101人	107人	人
非感染性疾患の治療・検査態勢が強化された医療施設数	9施設 ⁶	32施設	10施設	26施設	施設	施設

(1) 基礎的保健医療サービスへのアクセスの改善及び医療費負担による貧困化等の健康格差の是正

① 政策・制度の導入・改革や能力向上への貢献

- タイ、ベトナム、ケニア、セネガル等計49か国において計94件、政策制度の導入・改革や能力向上に貢献する事業を実施した（各年度）。
- バングラデシュでは、ミャンマー・ラカイン州から流入する避難民のヘルスケアを担う難民キャンプ派遣看護師への研修を実施した。また、ミャンマー側でも、本邦企業と連携して医療機材を提供し、安全な血液供給の体制強化に貢献した（2017年度）。
- ケニアでは、麻疹の予防接種率が向上したほか、外来病棟・救急病棟の改修により、外来患者数が約1.8倍、手術件数が約3倍に向上する等、医療サービスの安定的提供に貢献した（2018年度）。
- ナイジェリアのラゴス州では、伝統的出産助産者が有する情報の集約が困難であったが、伝統的出産助産者が有する妊産婦に係る情報を収集する制度と電子化システムを構築した（2018年度）。
- ラオスでは、日本の国家試験制度の仕組みを活用し、保健人材の資格制度構築のための法令整備に着手し、看護師・助産師の国家試験作成を支援した。2021年1月には同国初の全国レベルの看護師国家試験の実施が実現し、看護師の技術力、知識水準を保つための基盤づくりに貢献した（2019～2020年度）。
- ベトナムでは、新卒看護師育成の仕組み及び質の強化に向けた研修教材やガイドラインを開発した。同教材は、法令上に規定された臨床研修時の教材（全国標準）として承認され、機構は全国展開の計画をあと押しした（2020年度）。

② 非感染性疾患に関する保健医療サービスへのアクセスの改善

- スリランカ、ミャンマー、パレスチナ、イラン等計27か国において計36件、非感染症疾患に関する保健医療サービスへのアクセスの改善に資する事業を実施した（各年度）。
- メキシコでは、日本に優位性のある虚血性心疾患治療技術の研修モデルを策定し、同研修が国家制度化された（2017年度）。
- セルビアでは、横浜市と連携した本邦研修に参加した乳ガン組織型検診担当官が、同国の研修コーディネーターとして選出され、乳ガン検診の実施体制強化に貢献した（2017年度）。

⁴ 前中期目標期間（2012-2015）実績

⁵ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

⁶ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

- バングラデシュのコックスバザール県病院で冠動脈疾患集中治療室の拡充を支援した結果、心血管疾患の集中治療が可能な月間重症患者数が約2.6倍に増加した。また、非感染症疾患（NCD：Non-communicable Diseases）の早期発見やモニタリング体制を強化した結果、月間スクリーニング件数が約7.6倍に拡大した（2019年度）。
- フィジーでは、健康的な生活習慣の定着を図るための医療従事者向け研修を実施し、保健省の年次計画に反映される等、一定の普及がなされた（2020年度）。

③ その他本中期計画期間内での成果

- UHCフォーラム、患者安全サミット、Heath 20 Summit 2019等での登壇や、UHCフォーラム、マヒドン王子記念賞国際会議、国連総会UHCハイレベル会合サイドイベント、TICAD 7サイドイベントの主催又は共催等を通じて、UHCに係る日本の経験や機構協力の成果を積極的に発信した（各年度）。
- 「UHCフォーラム2017」を、世銀、WHO、UNICEF、UHC2030及び日本政府と共催したほか、複数のサイドイベントを主催し、フォーラム開催前のグローバルヘルス・リーダー会議や世銀総会、世銀・JICAハイレベル会合等の機会や、世銀・WHO等と共同制作した報告書の公表等を通じ、これまでの協力経験に基づく知見の共有に取り組み、「UHC東京宣言」の採択に貢献した（2017年度）。
- 5S-KAIZEN-TQM手法を活用した協力が、革新的ビジョンに基づく事業として、世界経済フォーラムや世銀、国際開発研究所主催による「A New Vision for Development」を受賞した（2017年度）。
- 患者安全サミット閣僚級会合に登壇し、43か国の閣僚や患者安全の専門家約500人に対し、患者安全の推進によるUHC達成や日本発の5Sカイゼン手法を用いた患者安全や保健医療サービスの質向上等の日本の取組の成果例を発信した（2018年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGs Goal3のうち、特にUHC達成を謳ったSDGsターゲット3.8に資する案件を、モンゴル、タイ、ベトナム、ミャンマー、バングラデシュ、タジキスタン、ザンビア等で実施した。
- また、NCDsへの対処を謳ったSDGsターゲット3.4に資する案件を、アジア地域を中心に実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 世界中に新型コロナの甚大な影響が及ぶなか、機構理事長は2020年5月、機構の決意表明を緊急発信した。また、UHCを目指した強じんな保健システムの強化及び感染症による健康危機時の対応のための公衆衛生上の備えの強化を念頭に、日本が同分野の国際協力を主導して新型コロナに対応すべく「JICA世界保健医療イニシアティブ」を形成し、各種事業を推進した。
- ケニアでは、約40年にわたる機構の支援を通じて東アフリカ域内の拠点ラボ・研究機関として発展してきているケニア中央医学研究所（KEMRI）において、国内半数以上及び隣国ソマリア等の新型コロナ検査に対応するなか、PCR検査キット5万検体分を供与したほか、保健財政及び保健サービス提供能力の強化等を目的とした開発政策借款のL/Aに調印した。これら包括的な支援により、ケニアにおけるUHCの達成及び新型コロナ対策へ大きく貢献した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

新型コロナの影響で、保健医療システムの脆弱化や保健医療サービス受療の低下がみられたが、特に新型コロナの重症化の要因とされている非感染性疾患への対応の重要性はより一層増している。引き続き新型コロナの感染状況を見極めつつ、新型コロナを含む健康危機への対応を念頭にUHCの達成を目指した保健システムの強化及びサービスの維持に資する取組を行う。

No.2-2 感染症対策の強化

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
感染症対策に係る研修実績数	6,700人 ⁷	6,966人	6,765人	—	—	—

(1) 感染症に対する強じんな保健システムを構築

① 恒常的・突発的な感染症への対応能力強化への支援

- ケニア、ガーナ、ナイジェリア、コンゴ民主共和国、ザンビアにおけるPREPARE構想の展開に加え、新型コロナウイルス感染症への対応として計70か国において、恒常的・突発的な感染症への対応能力強化に資する事業を実施した（各年度）。
- 世界保健安全保障アジェンダ（GHSA : Global Health Security Agenda）に関し、GHSAとの合同評価へのインプット、セミナーや閣僚級会合での協力事例の共有、GHSAとの合同外部評価に基づくアクションプラン達成に向けた案件形成等を行った（2017、2018年度）。
- エチオピアでは、サーベイランス/レスポンス・システムを導入したアムハラ州のほとんど全ての郡で同システムが定着・活用され、対象の保健局・保健事務所における週報の適時性・網羅性は、所期目標（80%）に比して95～98%を達成した（2018年度）。
- キリバスはじめ大洋州14か国に対して、機構は1989年から継続的に感染症対策支援を行い、2019年にWHOからキリバスのフィラリア症制圧宣言がなされる等、大きな貢献を果たした（2017～2019年度）。
- 感染症分野のWHO協力センターとして認定されている北海道大学及び長崎大学に、感染症対策を目的としたJICA開発大学院連携の「健康危機対応能力強化に向けた感染症対策グローバルリーダー育成プログラム」を開設した（2019年度）。
- UNICEF、WHO、ビル&メリンダ・ゲイツ財団等と連携し、アフリカ最後の野生株ポリオ常在国であったナイジェリアのポリオ対策を支援した結果、2020年8月、WHOによりアフリカからのポリオ根絶が宣言された。ナイジェリア大統領から機構理事長に長年にわたる支援への感謝状が授与され、機構の功績が国内外に広く認知された（各年度）。

② 突発的な感染症の拡大に対する緊急支援

- コンゴ民主共和国では、エボラ出血熱の迅速なウイルス検査・診断を支援し、サーベイランス調査の結果、エボラ迅速診断キットの有用性が確認された。国際緊急援助隊・感染症対策チームにて機構が支援した検疫手法が同国保健省から高く評価され、同国のエボラ出血熱流行の収束に貢献した。また、機構主導でWHOとサラヤ(株)の協力を得て、ウガンダにおける新規患者発

⁷ TICAD VIの目標値：2016年から2018年に2万人

生拡大の抑制（その後発生なし）にも貢献した（2017～2019年度）。

- マダガスカルで流行した肺ペスト（2017年度）に対する緊急援助物資供与、サモアで流行した麻疹（2019年度）に対する国際緊急援助隊派遣を実施した。

③ その他本中期計画期間内での成果

- アフリカCDC（Africa Centres for Disease Control and Prevention）と協力趣意書を締結した（2017年度）。新型コロナにより、国際保健規則遵守促進、公衆衛生の備えの強化に向けた一層の重要性が認識され、連携が促進された（2020年度）。
- 機構の積極的な働きかけを通じて、人獣共通感染症対策を国際的に主導する国際獣疫事務局（OIE：Office International des Epizooties）との協力趣意書を締結し（2019年度）、ザンビアにおける第三国研修での活用を想定した協議を開始した（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGs Goal3のうち、特に感染症への対処を謳ったSDGsターゲット3.3に資する案件をアフリカ地域中心に実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 長年の協力で培った人的ネットワークを最大限活用し、感染の拡大初期から各国のニーズを迅速に把握し、延べ70か国に新型コロナ緊急資機材の供与、技術的支援等を実施。教育、水・衛生、交通等幅広い社会サービスの継続にも貢献した。
- ベトナムでは、新型コロナ検査に対応可能な検査施設の拡充に貢献した（2020年2～5月に4機関から53機関）ほか、国内各地域で主要な役割を果たす病院に対して人工肺、人工呼吸器、個人防護具、陰圧陽圧管理システム、可動式X線装置等の機材供与や下位レベル病院を対象とした能力強化研修等を実施した。南部のチョーライ病院では、感染が再拡大した2020年7月に供与した人工肺が引き渡し当日から患者治療に活用された。
- ミャンマーでは、検査実施不全が深刻な状況下、長年にわたる同国国立保健衛生研究所等との信頼関係を基に的確にニーズを把握し、検査試薬、検査キットの供与、検査体制の拡充への貢献、検査診断の国家戦略計画及び各種ガイドラインの改定等を実施した。また、機構の「普及・実証・ビジネス化事業」を活用した北島酸素㈱、㈱大同工業所と連携して現地の関連情報を適切に把握の上、医療用酸素や治療関連の資機材を供与した。
- ガーナでは、機構の継続的な支援を受け、ガーナ及び周辺国の感染症対策において重要な役割を担い、国内の新型コロナPCR検査の大半を担うガーナ野口記念医学研究所に対し、自動核酸抽出装置の供与等を通じて、コロナ禍での検査機能向上に寄与した。また、ウイルス学に比重を置いた第三国研修（9か国15人参加）も行い、参加各国での新型コロナ対策にも寄与した。
- ブラジルでは、地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）実施機関と国立国際医療研究センターの新型コロナ症例患者の遠隔報告・勉強会を実施した。カンピーナス州立大・栄研化学㈱（栄研）・千葉大・機構の4者で連携覚書を締結し、栄研が開発した新型コロナウイルス検出試薬を用いた性能評価試験を開始する等、時宜を得た支援が実現した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- 新型コロナの影響で、感染症対策の重要性が改めて世界的に認識されることとなった一方で、日本も含め先進国も国内での感染症対策に集中せざるを得ず、開発途上で活躍できる人材の確保が困難となった。新型コロナの経験を共有し、現地リソース等を活用する等、限られた日本人専門家の投入で可能な手法で事業を推進する。

No.2-3 母子保健の向上

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
母子手帳が新たに正式に導入された国数	累計25か国 ⁸	1か国	1か国	0か国 ⁹	0か国	か国
母子手帳の導入に向けた働きかけを行った国数	¹⁰	43か国/年	67か国/年	74か国/年	77か国/年	か国/年
母子保健サービスに携わる看護・助産人材に係る研修実績数	240人 ¹¹	1,542人	1,570人	2,732人	1,771人	人

(1) 母子に対する継続的な保健サービスの提供、乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善

① 看護・助産人材の育成

- ニカラグア、カンボジア、セネガル等計24か国において計31件、母子保健サービスに携わる看護・助産人材の育成に資する事業を実施した（各年度）。
- ホンジュラス、ボリビア、ニカラグアでは、機構の事業を通じた支援の結果、事業対象地域において5回以上の妊婦健診を受けた妊産婦の割合、施設分娩割合、乳児死亡率、産後健診受診率等の指標で改善がみられた（2017～2019年度）。
- ヨルダンでは、モバイルクリニック（移動式診療車）の巡回で、家族計画、産前産後ケア、予防接種、小児ケアサービスの提供を行い、遠隔地に居住するヨルダン人及びシリア難民延べ1,067人（うちシリア難民451人、全体の42%）に裨益した（2018年度）。
- スーダンでは、機構支援の結果、同国政府が村落助産師の重要性を認識して増員を進め、スーダン全土の村落助産師数が2012～2017年の間に約44%増加した（2018年）。
- パキスタンでは、これまで十分な予防接種活動が行われてこなかったアクセス困難地域（季節移住者や難民・遊牧民が生活）を対象に、定期予防接種や母子保健サービスの強化を推進した。対象地における乳幼児の54%への予防接種を実現したほか、ファミリー健康手帳（20,000部）の住民配布等を通じ、妊産婦向けの知識向上に寄与した（2020年度）。

② 母子手帳の開発途上地域への普及、国際的認知の向上

- アンゴラ、ガーナ、インドネシア等計5か国において計5件、母子手帳の開発途上地域への普及に資する事業を実施。累計74か国に対し、母子手帳の導入に向けた働きかけを行った（各年度）。

⁸ 2015年度までの累計

⁹ 中期計画期間中に合計3を目標としている。

¹⁰ 新たな取組のため基準値なし。

¹¹ 「日・ASEAN健康イニシアティブの目標値：2014年から2019年に8,000人」のうち母子保健関連で1,200人

- ヨルダンでは、国際連合パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）と共同で開発した機構協力では初となる電子母子手帳が完成し、運用を開始した（2017年度）。
- 母子保健手帳を含む家庭用母子健康記録の国際標準の設定を目的とするガイドラインをWHOと連携して策定し、同ガイドラインを世界保健総会の公式サイドイベントで周知した（2018、2019年度）。同ガイドラインに基づき、各国が家庭用保健記録を普及・活用するための「実施ガイド」の策定を開始した（2020年度）。
- 機構、WHO及びUNICEFの3者基本合意文書（2019年度署名）に基づき、知見の共有や各国の母子手帳導入・活用に向けた技術支援の調整を図るためのプラットフォームに係る枠組みを具体化させ、非公式会合開催等活動を開始した（2020年度）。
- アンゴラでは、機構による民間企業や援助機関との連携強化により、計296万冊の母子健康手帳をアンゴラ政府に寄贈したほか、本邦企業と連携し妊娠週数・日数早見スケール（3,300部）を産前健診従事者向けに作成した（2019年度）。また、ランダム化比較試験を実施し、コロナ禍においても、1万人以上の女性が研究に参加する等、母子手帳のエビデンス構築に貢献した（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGs Goal3（あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する）のうち、特に妊産婦の死亡率削減と新生児及び5歳未満児の死亡率削減を謳ったSDGsターゲット3.1、3.2に資する案件を、全世界で実施した。特に、ボリビアでは、協力対象地域の乳児死亡率が1,000出生当たり1件となり、SDGsターゲット「5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすこと」の達成に向けて貢献した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- インドネシア「地方分権下における母子手帳を活用した母子保健プログラムの質の向上プロジェクト」では、「コロナ禍での母子健康手帳活用の経験と教訓の共有」をテーマにオンライン国際研修を実施し、コロナ禍で母子保健サービスを維持するための母子健康手帳の戦略的な活用が促された。
- ガーナ「母子健康手帳を通じた母子保健サービス向上プロジェクト」で作成した研修パッケージに母子保健サービス提供時の新型コロナ対策の内容を追加し、世銀等の資金を活用して医療従事者向け研修を継続実施した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- 新型コロナの影響を最小限にとどめ、母子保健サービスの継続性を維持する取組を進めてきたが、引き続き新型コロナの感染状況を見極めつつサービスの維持に資する取組を行う。一部の母子保健サービスを担う看護・助産人材向けの学習用アプリ、オンライン研修教材等IT技術を更に活用し取り組む。

No.2-4 栄養の改善

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
食と栄養のアフリカ・イニシアティブ推進のためのアクションプラン策定国数	_12	10か国	3か国	5か国	0か国	1か国
栄養改善に係る研修実績数	_13	33か国 ¹⁴	39か国	49か国	26か国	か国

(1) 日本の民間企業の活力も活用した開発途上地域の栄養改善

- バングラデシュ、カンボジア、ベトナム等計40か国において計153件、日本の民間企業の活力も活用した開発途上地域の栄養改善に資する事業（NGO等によるものを含む）を実施した（各年度）。
- 「栄養改善事業推進プラットフォーム」の共同議長として、四半期ごとの運営委員会開催や、本邦企業の参加促進を図るためのセミナーを開催した。2021年3月末時点で、78企業・団体が加盟しており、メンバー企業による事業参画が計8件実現した（各年度）。
- 栄養分野における機構の取組が評価され、栄養分野のグローバルリーダーで構成される「SUN Lead Group」の東アジア地域唯一のメンバーに機構理事長が就任した（2019年度）。

(2) アフリカにおける飢餓と栄養不良の克服に向けた貢献(食と栄養のアフリカ・イニシアティブ(IFNA)等の推進)

- マダガスカル、ナイジェリア、ブルキナファソ等計7か国において計8件、アフリカにおける飢餓と栄養不良の克服に向けた事業を実施した。また、農業・農村開発分野の事業を中心に栄養に配慮した活動を盛り込んだ「栄養センシティブ化」を推進した（各年度）。
- IFNAの推進に向けて、エチオピア、スーダン、マラウイ等計10か国に対して、国別アクションプラン策定に向けたワークショップを開催したほか、ブルキナファソ、ケニア、ガーナ、モザンビーク、セネガル等計8か国において、国別アクションプランの政府承認を得た。また、2019年度には、アフリカの子ども2億人の栄養改善に向けてIFNAの取組を全アフリカへ拡大することを表明する「IFNA横浜宣言2019」の採択に主導的役割を果たした。2020年度には、IFNA地域会合を開催し、機構が発案した「Nutrient Focused Approach（NFA）」に係る説明を行い、アフリカ各国のIFNAへの参加の意向を引き出した。また、アフリカ各国にIFNAの知見を共有するためのツールとして、「IFNA実施ハンドブック」の作成を進めた（2020年度）。
- 栄養改善に貢献する活動に意欲のある協力隊員や専門家等のネットワーク（栄養改善パートナー）を設立・強化し、世界各地の取組事例の発信・共有を通じて、各栄養改善パートナーの活動を推進した（各年度）。
- ルワンダでは、5歳未満児の発育阻害削減を目指すべく、多岐にわたる省庁等関係者との調整を重ね、栄養分野で機構初の政策借款のL/Aに調印（2019年度）したほか、保健省アドバイザーの活動を遠隔にて開始し、栄養改善活動の実施促進を図った（2020年度）。

¹² 新たな取組のため基準値なし。

¹³ 新たな取組のため基準値なし。

¹⁴ 課題別研修「農業を通じた栄養改善」、「中西部アフリカ地域幼児教育」、「母子栄養改善」、「学校保健」の計30か国及び栄養コンポーネントを含む技術協力プロジェクト（フィジー、キリバス、ソロモン）の国別・現地研修3か国

(3) SDGs達成に向けた貢献

- IFNAの取組を通じて、栄養不良の解消と若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を謳うSDGs目標2.2の達成に向けて貢献した。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- マダガスカル「食と栄養改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、身近で入手可能な食材を用いた免疫強化メニューを開発し、ローカルラジオを通して普及する等、コロナ禍を踏まえた追加的な活動を企画・実施した。

(5) 事業上の課題及び対応方針

- 東京栄養サミットを見据え、栄養改善に資する分野横断的な取組を更に強化するとともに、これまでの貢献を可視化し広報・発信に努める。また、コロナ禍の影響により、栄養不良の深刻化が懸念されることから、食料確保を下支えする支援や母子栄養サービスの継続性を維持するための支援を継続する。

No.2-5 安全な水と衛生の向上

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
安全な水にアクセス可能となる人々の人数	183万人 ¹⁵	701万人	14.2万人	203万人	226万人	万人
水の供給・利用・管理や衛生に係る研修実績数	3,050人 ¹⁶	9,104人	25,516人	12,043人	7,853人	人

(1) 全ての人々の水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保

① 安全な水へのアクセスの改善

- ラオス、インド、ヨルダン、ルワンダ等計21か国において計28件、安全な水へのアクセスの改善に資する事業を実施し、計1,100万人が安全な水にアクセス可能となった（各年度）。
- タジキスタンでは、国内初の大型鉄筋コンクリート高架水槽の建設を含む給水施設の整備を通じ、4,800戸に対して24時間安全な水の供給が可能となり、同事業が土木技術と社会の発展に大きく寄与したと評価され、土木学会賞技術賞を受賞した（2017年度）。
- バングラデシュでは、ミャンマー・ラカイン州からの避難民キャンプにおける国際機関やNGOと連携・協調した機構支援を通じて、約3万人に給水可能な対象キャンプ最大の給水施設が完成し、地域情勢の安定化に貢献した（2019年度）。
- カンボジアでは、日本企業の海外展開を後押しする、機構初の事業・運営権対応型無償資金協力「タクマウ上水道拡張計画」の贈与契約（G/A：Grant Agreement）締結が実現した（2020年度）。

② 持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上

- カンボジア、パキスタン、南スーダン、ニカラグア等計50か国において計212件、持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上に資する事業を実施し、46,663人の

¹⁵ 2014-2015実績平均

¹⁶ 2013-2014実績平均

水の供給・利用・管理や衛生に係る人材を育成した（各年度）。

- 日本の水道事業の知見・経験をいかすべく、水道分野で技術協力プロジェクト初となる日本の自治体との協定書（埼玉県、さいたま市、川崎市、名古屋市、神戸市）を締結した（2018年度）。
- サモアで、沖縄の知見や技術をいかした水道公社の維持管理能力向上を支援した結果、首都アピアの最大配水区における無収水率の改善（平均68%（2013-2014年）から35.8%（2019年）に）、飲料水水質基準遵守率の改善（約50%（2014年頃）から100%に）、サモア水道公社の収支黒字化が実現した（2019年度）。
- ルワンダでは、GISを用いた全国の給水施設インベントリ及び地図データベースが完成した結果、2015年と比して、モデル4郡での故障等による給水施設停止日数が約4割短縮されたほか、公共水栓における残留塩素の検出率も約6倍に増加し、同成果を高く評価したルワンダ政府による全国展開や、事業で作成したガイドラインの国家承認が実現した（2019年度）。
- ナイジェリアでは、アブジャ水道公社、機構、スタートアップ、インキュベーションハブが連携した官民連携型オープンイノベーションを実施した。水道料金のオンライン支払システム、水道メーターの自動検針のスマホアプリ開発、請求書発行に係る業務の効率化等により、コロナ禍にもかかわらず収益増や請求書発行コスト削減の効果が得られ、水道料金の徴収を維持する成果が得られた（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGsターゲット6.1（安全な水供給）に資する案件として、28件以上の資金協力による施設整備や、157件以上の技術協力によるアクセス、利用可能時間、水質等の給水サービスの改善に取り組んだ。
- SDGsターゲット6.4（水利用の効率化）に資する案件として、86件以上の技術協力を通じて無収水対策に取り組んだほか、プロジェクト研究「無収水対策プロジェクトの案件発掘・形成/実施監理上の留意事項の整理」を行い、機構協力を通じて得られた知見を広く公開した。
- SDGsターゲット6.5（統合水資源管理の推進）に資する案件として、35件以上の技術協力による地盤沈下対策、河川流域管理等に取り組んだ。
- SDGs達成のために民間資金動員への関心が高まっていることを受けて、円借款で支援したブレンディッド・ファイナンスの事例「フィリピン水回転基金」及びその教訓を、第29回ストックホルム世界水週間等で発表した。また、経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）が作成・刊行したレポートでも本事例が掲載され、先進的な取組事例として高く評価された。さらに、ブレンディッド・ファイナンスを用いた債券発行を通じて水道事業体への資金供給に取り組んでいるオランダのWater Finance Facilityとの協力に関する覚書を締結した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍の影響で多くの水道事業者が、料金収入の激減や予算配賦の減額に直面し、水供給サービスの継続が危ぶまれるなか、先方実施機関の緊急の要請に応え、資機材等の調達、事業継続計画の策定、給水車による給水システムの立ち上げ等の支援を、約20か国で迅速に展開し、水供給サービスの継続に貢献した。
- コロナ禍を受け、機構は「JICA健康と命のための手洗い運動」を開始し、機構内外の関係者を巻き込んで手洗いの重要性を広め、計48か国約200件の取組が実施された。また、作成した様々な啓発ツールを機構のウェブサイトで公開し、普及を促進した。さらに、「JICA健康と命のための手洗い

運動プラットフォーム」を設立し、情報や経験の共有、衛生啓発イベントやセミナー等の開催、共同活動の企画・支援等を行った。

- 急激な感染拡大への対応を迫られるなか、日本の水道事業者による取組事例とともに10の対策を取りまとめ、機構のウェブサイトで公表するとともに、20か国以上の水道事業者に提供した。また、機構による水・衛生分野での新型コロナ対策の取組をまとめ、機構のウェブサイトで公表したほか、英国王立国際問題研究所主催の国際セミナーに登壇する等、対外発信を行った。
- 日本人専門家の現地渡航に制約があるなか、アジア、アフリカの4か国を対象として、衛生啓発に関するノウハウ、経験を豊富に有する国際NGOを活用した手洗い設備の普及や衛生啓発活動を行う協力を着手した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- 新型コロナの流行に伴い、水供給や手洗い等の衛生的な行動の重要性に対する認識が高まったが、開発途上地域の実施機関は財務状況が悪化するなかで、新型コロナの予防に細心の注意を払いつつ、水・衛生サービスの提供を継続する必要があるという難しい状況に置かれている。機構は、財務状況の悪化を緩和し、エッセンシャル・ワーカーである職員を守りつつ、必要な水・衛生サービスを継続するための緊急的な支援を継続するとともに、中長期的観点からの強じん性の強化やSDGsの達成に向けた支援も行う方針である。その際には、保健医療、栄養、都市開発等の関連する分野とも協調して成果を拡大することに留意する。

No.2-6 万人のための質の高い教育

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
疎外されている人々に配慮した教育支援アプローチ（研修教材等）の開発件数	1件 ¹⁷	3件	2件	2件	7件	件

(1) 包摂的で公正な質の高い教育の実現への貢献

① 教科書・学習教材の開発

- ミャンマー、ラオス、パキスタン、パレスチナ、グアテマラ、ニカラグア、セネガル等計13か国において計13件、教科書・学習教材の開発に向けた事業を実施した（各年度）。
- ミャンマーでは、機構の支援で開発した小学校1～3年生の新規教科書10科目分が、全国で一斉導入された（2017～2019年度）。小学2年生の算数テストでは、平均点が5.09点から6.35点に上昇する等の成果が得られた（2019年度）。また、日本から遠隔で小学校5年生用全教科の教科書及び教師用指導書の開発を支援し、教育省にて正式承認された。さらには、コロナ禍による休校の影響を受け、自宅学習教材及び教師・保護者向けの自宅学習ガイドラインを開発したほか、コロナ禍での子どもの学びの継続を促進する広報ビデオを制作し、同国教育省ホームページより発信した（2020年度）。
- 機構の支援で開発・全国配布に協力した教科書や教師用指導書の活用を通じ、エルサルバドルでは正答率が約10%ポイント上昇した（2019年度）。

¹⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、4件

- パプアニューギニアでは、機構の支援を通じて同国初の国定教科書が開発され、同教科書は全国ほぼ全ての対象児童に配布された。また、この協力を契機として「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE：Global Partnership for Education）」の資金が更なる教科書開発・配布等に充当されることが決定した（2019年度）。
- ネパールでは、1～3年の算数教科書と小1教員用指導書の開発・改訂を完了した。また、新型コロナによる休校下の児童に向けて、他ドナーと連携して算数自主学习教材を作成し、教育省ホームページで公開される等、時宜を得た支援につながった（2020年度）。
- セネガルでは、算数の学習改善のための補助教材・指導書を開発するとともに、パイロット2州の1,200校、5,500人の教員に対し研修を実施し、20万人の児童の基礎学力が大幅に改善した（最低限の算数スキルを身につけた児童の割合が2割以下から6割以上に増加）（2019年）。

② 教員養成・研修の改善

- ミャンマー、ラオス、バングラデシュ、アフガニスタン、パレスチナ、エルサルバドル、モザンビーク、ザンビア、ケニア、ガーナ等計27か国において計38件、教員養成・研修の改善に向けた事業を実施した（各年度）。
- カンボジアでは、教員養成大学の運営計画策定や体制・指導教官の強化、4年制の教員養成課程に向けた理数科分野のカリキュラムやシラバス、教材の作成等を支援した二つの教員養成大学が開校した（2017、2018年度）

③ 学校運営の改善

- ネパール、ニジェール、マダガスカル、エジプト等計10か国において計20件、学校運営の改善に向けた事業を実施した（各年度）。
- エジプトでは、日本の教育の特長である特別学校、朝学習、手洗い・歯磨き等を取り入れたエジプト・日本学校（EJS：Egypt-Japan School）が43校開校し、最初の開校セレモニーには大統領も出席した。日本式教育は同国政府から高く評価され、全国の小学校（1年生）での毎週の実践が決定される等、日本の知見や経験を活用した教育の質の改善に大きく貢献した。コロナ禍においても、手洗い活動をエジプト全国に展開すべくビデオ教材を作成したほか、マスタートレーナーやEJS教員向けの研修をオンライン化し、オンライン自習プログラムとライブ配信の組み合わせで研修を実施した（2018～2020年度）。
- ニジェール、モロッコでは、機構の支援を通じ学校運営の改善に資するモデルを開発の上、パイロットで導入した結果、学力の向上や学校環境・運営の改善がみられた（2018年度）。
- モンゴルやネパールでは、それぞれ機構の協力による文書が各国政府により承認・認知され、制度化につながった（2018年度）。
- インドのNGOプラサム及びマサチューセッツ工科大学の貧困アクションラボと2018年度に協力覚書を締結し、2019年度には、読み書き・算数スキル向上のための新モデルを開発した。同モデルをマダガスカル（1,650校17万人）、ニジェール（101校1万人）において試行した。その結果、児童の算数の平均点が約30%ポイント上昇し、両国政府はこの取組を高く評価して拡大する方針となった（2018、2019年度）。

④ 教育施設の拡充

- モンゴル、カンボジア、ラオス、ハイチ、マラウイ、ブルキナファソ、エチオピア等計13か国において計14件、教育施設の拡充に向けた事業を実施した（2017～2020年度）。
- 上記の国において、小中学校教室、教員養成校等の整備・拡張等を行った。

⑤ ジェンダー配慮及び女子教育、疎外されている人々への教育

- アフガニスタン、モンゴル、パキスタン、ニジェール等において計14件、ジェンダー配慮及び女子教育、疎外されている人々への教育に資する事業を実施した（各年度）。
- アフガニスタンで、聴覚・視覚障害分野の6教科の教科書を開発し、全国の教員養成校に配布された。また、機構の支援を通じて、識字教育の質の向上のため、全国の州・郡教育事務局に改訂版モニタリングマニュアルが配布され、パイロット地域の識字教室では、約2,000人の非識字成人が受講し、約94%の女性参加者が識字教室を卒業した（2017、2018年度）。
- モンゴルでは、障害児に対する教育サービスの改善を支援し、事業の前後で障害児の就学数が、非パイロット校（33校）では583人から477人に減少した一方、パイロット校（14校）では1,265人から1,445人まで増加した。
- パキスタンでは、就学の機会を逃した児童・若者等に対する教育支援を行った。全国のノンフォーマル教育センター約24,000校のうち、約2,200のセンターで機構の支援により開発された教材が使用された（2019年度）。
- ニジェールでは、女子の就学促進を目的として、UNICEFと連携し、全国8州で州ごとに教育フォーラム（州、県教育関係者、学校運営員会代表、自治体代表等が集まる会合）を開催した。そこで誓約された活動がコミュニティで実行され（早婚モニタリング委員会の設立、啓発活動の実施等）、女子生徒の中学1年生の中退率は33.4%から20.0%に、中学2年生への進級率は44.6%から57.5%に大幅に改善された（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGs Goal4（全ての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する）に貢献するため、SDGsターゲット4.1に資する質の高い初等教育修了に向けた基盤整備を14件、4.cに資する質の高い教員輩出に向けた協力を38件実施した。また、SDGsターゲット4.5に資するジェンダー格差・脆弱層への支援を14件及び4.6に資する基本的な読み書き・算数能力向上に向けた案件を20件実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 上記（1）のほか、新型コロナの影響を受ける世界と日本の教育を支援する専門家及び海外協力隊等の取組を網羅的に紹介する特設サイトを機構ホームページ内に開設し、反響を得た。また、機構ホームページ内に「『子どもの学びの改善』のためのお役立ち情報」を新設し、教科書・教員用指導書、算数ドリル、動画（日本での数と計算の理解）等これまでの教育協力の成果品を掲載し、退避帰国中の海外協力隊による活用を促進した。
- 外務省との共催でオンラインセミナー「コロナ禍での教育協力を考える」を開催し、コロナ禍がもたらす子どもたちの学びへの影響と中長期的な支援ニーズについて、日本政府（外務省、文部科学省、経済産業省）、国際機関（UNICEF等）、開発コンサルタント、民間企業、NGO等がそれぞれ

の問題意識や取組を共有するとともに、新型コロナ時代の教育協力における官民連携の可能性について議論した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- コロナ禍の継続に伴い、教育・学習機会が失われ、将来的には就業機会にも影響する等中長期的に大きな影響を及ぼすことが危惧されている。コロナ禍での休校措置、対面と遠隔のブレンド教育等、開発途上地域の取組方針を踏まえつつ、子どもの学習機会が途切れることのないよう、これまでの支援の成果である教科書・教材のデジタル化、オンラインが活用できない児童・生徒への配慮、手洗い・衛生面での支援等学校再開に向けた取組等、教育行政、コミュニティ、開発パートナーと連携しながら取り組む。

No.2-7 スポーツ

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
ボランティアを通じた活動の裨益者数	7.3万人 ¹⁸	11.5万人	22.9万人	20.6万人	11.4万人	万人
スポーツ分野における新規ボランティアの派遣人数	2020年に162人 ¹⁹	265人	215人	256人	1人	人

(注) 2020年度は2019年度と同等規模の新規派遣を予定していたが、コロナ禍により、体育・スポーツ分野に限らず新規隊員の派遣がほぼ不可な状況となった。かかるなかでも新規派遣の可能性を探り続け、結果として1人だけではあったが、新規派遣を実現した。

(1) スポーツを通じた開発支援

① スポーツ・フォー・トゥモロー (SFT) への貢献

- 体育・スポーツ分野の新規隊員派遣倍増、ミャンマー「初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」(技術協力プロジェクト)、「カンボジア王国 中学校体育科教育指導書作成支援・普及プロジェクト」(草の根技術協力)等、計83か国を対象に計2,146件の事業実施(2021年3月末時点)を通じて、開発途上国の人々約683万人に裨益し、SFTの目標(裨益者1,000万人)達成に大きく貢献した(各年度)。
- スポーツ庁、日本オリンピック委員会(JOC)及び東京2020オリンピック・パラリンピック大会組織委員会からの有識者を招いて「スポーツと開発」協力構想会議を6回実施し、「スポーツと開発」クラスター事業戦略を策定した(各年度)。
- スポーツ庁「スポーツ審議会スポーツ国際戦略部会」に委員として参画し、「スポーツ国際戦略」の策定に貢献した(2018年度)。
- 機構が支援した選手・チームがケニア、ミクロネシア、メキシコで東京オリンピック・パラリンピック競技大会への出場権を獲得した(2019～2020年度)。
- 国際社会に対して「スポーツと開発」に関するメッセージをより戦略的に発信すべく、日本オリンピック委員会と2020年7月に連携協定を締結した(2020年)。
- 開発銀行サミット²⁰内で、フランス開発庁が主催した「スポーツと開発」特別イベントにて、機

¹⁸ 2014-2015実績平均

¹⁹ SFT目標値(2012年度実績(81人)を2020年までに倍増)

²⁰ 気候変動やSDGs達成に対する開発銀行の役割を議論することを目的に、全世界の約450の開発銀行が一堂

構理事長からのビデオメッセージが紹介された。また、フランス開発庁が開設したウェブプラットフォーム「Sport en Commun」に加盟し、国際社会への発信を強化した（2020年度）。

② スポーツを通じた障害者・社会的弱者の社会参加の拡大や平和の促進

- 計67か国に対して、体育・スポーツ分野の新規隊員を計737人派遣したほか、ボスニア・ヘルツェゴビナ「スポーツ教育を通じた信頼醸成プロジェクト」、「ラオス障害者スポーツ普及促進プロジェクト」（草の根技術協力）、「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進」（課題別研修）等、計18か国に対してスポーツを通じた障害者・社会的弱者の社会参加の拡大や平和の促進に資する事業を実施した（2017～2020年度）。
- 南スーダンでは、平和構築等を目的として、全国スポーツ大会「National Unity Day (NUD)」を実施した。同大会に出場した南スーダン選手が東京オリンピック・パラリンピック大会にも出場し、1年以上にわたり前橋市にて事前合宿をする等、国内外にて大きな注目を浴びた（各年度）。
- タンザニアでは、ジェンダー平等化及び女性のエンパワーメント等を目的として、女子陸上競技会「Ladies First」を実施した。同取組は、2019年9月の国連総会では、安倍総理（当時）が一般討論演説のなかで女性のエンパワーメントへの日本の貢献事例として言及した（各年度）。
- インドネシアでは、中部スラウェシ地震1周年を機にJリーグと復興支援イベントを、また、フィリピン・ダバオ市では、青年育成を目的とした野球教室を読売巨人軍と開催した（2019～2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGs Goal3（全ての人々の健康的な生活の確保と福祉の促進）やSDGs Goal4（全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供と生涯学習の機会の促進）に寄与する課題別研修や技術協力を実施したほか、タンザニア等での取組を通じてSDGs Goal5（ジェンダー平等実現）に、ボスニア・ヘルツェゴビナ、南スーダン等での取組を通じて、SDGs Goal16（平和で包摂的な社会の促進）に貢献した。
- SDGsへの貢献を定義した「JICA『スポーツと開発』事業取り組み方針」を策定・公表した。また、「スポーツ・フォー・オールみんなのスポーツ」ウェブパンフレットにてSDGs項目に対するスポーツの役割について整理し、TICAD 7等にて配布した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナウイルス感染拡大を受け、ボランティアの新規派遣は通常どおりの実施が困難となり、派遣中隊員も退避を余儀なくされたが、かかるなかにあっても遠隔での支援継続（オンラインツールを活用した直接指導、動画共有等）、国内課題解決への貢献（ホストタウンの取組への参加、スポーツ番組制作）、自己研鑽（講義、意見交換）等の活動を支援した。また、隊員の渡航再開に併せて感染症対策に配慮した体育・スポーツ指導の講義を実施した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- 東京オリンピック・パラリンピック大会にとどまることなく、SFT達成に向けた取組を通じて得ら

に会した初のサミット。2020年11月11日、12日にフランスのパリにて開催された。

れた成果等を踏まえ、人間の安全保障の実現やSDGs達成に向けて「スポーツと開発」の取組を更に強化する必要がある。そのため、スポーツ庁や日本オリンピック委員会をはじめとする国内の関連団体とポストSFTの取組について意見交換を継続する。また、国内外の様々な個人・団体が同じ目標に向かって主体的に取り組める場の構築を目指し、外部との連携を強化しながら機構の取組を更に推進する。さらに、スポーツの訴求力をいかし、著名人の講演等も含めた啓発・広報イベント等を通じて市民参加協力も推進する。

No.2-8 社会保障・障害と開発

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
社会保障に係る研修実績	128人 ²¹	135人	82人	202人	150人	人
障害に関する研修等に参加した機構事業関係者の人数	213人 ²²	467人	2,666人	2,994人	460人	人

(1) 社会保障制度の構築や強化への貢献

① 高齢者の医療アクセスや介護等の課題への対応

- タイ、マレーシア、中国等において計4件、高齢者の医療アクセスや介護等の課題への対応に資する事業を実施したほか、年に1度、「高齢化対策」（課題別研修）を通じ、各国の行政官の政策策定能力強化を行った（各年度）。
- タイでは、協力対象地域の65%において日常生活動作の指標が改善する等の成果がみられたことで、タイ政府による介護サービスの予算化につながった（2017～2019年度）。
- インドネシアでは、日本の社会保険労務士制度をモデルとした資格制度を構築する機構初の事業に取り組み、国家社会保障審議会にてインドネシア版社会保険労務士を規定する規則が制定された（各年度）。

② 機構事業における障害に関する取組・視点の組込の更なる推進

- 「障害と開発」分野への関与を目指す人材の育成を目的とした能力強化研修を累計93人に実施した（各年度）。
- アジア・太平洋地域での健康危機対応及び高齢化社会への対応を含むUHC達成に係る戦略的な連携に向けて、2017年度にアジア開発銀行（ADB：Asian Development Bank）と覚書を締結し、毎年度のリトリートに加え、2018年度にはADBと国際会議を共催した。また、2019年度には、ベトナム政府関係者をタイに招へいするスタディツアーを世界銀行と共同で実施した（2017～2019年度）。
- 日本政府が掲げる「ベトナム介護人材1万人受入」の目標に寄与する取組として、長野県小諸市の「のぞみグループ」による日本式介護技術の輸出や、栃木県さくら市のシンテックス㈱による高齢者・障害者向け椅子式階段昇降機・段差解消機の導入に向けた案件化調査を実施した（2018、2019年度）。
- パラグアイでは、南米初となる物理的アクセシビリティ監査員養成研修制度の実施を通じて、

²¹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

²² 2014-2015実績平均

障害当事者を中心に監査員（48人）の登録を行った。その結果、これまで機能していなかった物理的アクセシビリティ認証制度が実施可能となり、障害者が利用しやすい施設・設備への改善に貢献した。また、「地方の方言を含むパラグアイ手話デジタル辞書」を作成した（2018年度）。

- インドのデリー高速輸送システム建設事業が「National Award for the Empowerment of Persons with Disabilities」を受賞する等、機構の事業における障害配慮の取込に係る取組が外部から高く評価された（2019年度）。
- ヨルダンでは、障害者の就労を促進するためのジョブコーチを、当初計画を上回る185人育成し、当初目標の100人を超える120人の障害者が縫製業、接客業等に雇用された。また、プロジェクトで育成した障害者のピア・カウンセラーが、国境なき医師団の病院、イタリアのNGOに雇用される等波及的効果も生まれた（2019年度）。
- モンゴルでは、政府関係者や民間企業を対象とした「障害平等研修」を継続的に実施し、その受講者が1万人を超えた。さらに、「障害平等研修の実施及びファシリテーターへの資格授与に関する規則」が労働社会保障大臣令として発効され、同研修の事業化が前進した（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- 既述の取組を通じて、SDGsターゲット1.3（適切な社会保護制度及び対策の実施と脆弱層の十分な保護）、8.5（障害者を含む全ての人間の完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事）、10.4（平等の拡大を漸進的に達成）等、多岐にわたる項目に貢献した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 課題別研修「高齢化対策」や能力強化研修「障害と開発」等の各種研修をオンランあるいは、オンデマンドによる講義動画等で実施した。また、新型コロナにより影響を受け健やかな成長を脅かされる子どもとその家族の状況を含めた児童福祉分野の現状調査及び日本の当該分野の現状と国内リソースの情報収集・分析調査を開始し、コロナ禍における中長期的な支援策の検討を行った。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- コロナ禍において障害者や高齢者等の脆弱層が一層困難な状況にあることが判明した。これに対し、緊急対応として、現在実施中の事業及び新規形成予定の事業の枠組みのなかで対応できる活動を短期的取組として対応しつつも、各国で社会的弱者の置かれている状況は異なるため、各国のニーズ及び活用できるリソースを正確に把握した上で中長期的対応策を引き続き検討する。

No.3	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、各年度の開発協力の重点方針、自由で開かれたインド太平洋、女性・平和・安全保障に関する行動計画、法制度整備支援に関する基本方針
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】【難易度：高】治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営を行う必要があり、目標達成に法人の創意工夫を要し、かつ外部要因に事業実施を規定する条件が大きく左右されるため。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度（計画値）
中東地域安定化のための包括的支援に係る公約達成のための育成人材数	15,000人 (2016-2018) ¹	6,115人	5,279人	—	—	—
②主要なインプット情報		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	202年度
支出額（百万円）		5,647	5,075	4,497	3,303 ²	

※中東地域安定化のための包括的支援に係る公約達成のための育成人材数 2016年度実績：4,928人

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

<p>中期目標：</p> <p>(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現</p> <p>自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有した平和で民主的な社会の実現のため、特に以下の課題に対して支援を行う。これらの支援に当たっては、個々の事業の目標達成に向け、支援のアプローチや投入資源の変更等の柔軟性の確保や他機関との連携強化を通じた継続的な支援実施に重点を置く。</p> <p>ア 公正で包摂的な社会の実現</p> <p>民事法や経済法の起草支援、立法・司法制度の能力強化等を含む法の支配の促進や、中央・地方の行政の強化等を含むグッドガバナンスの実現や民主化の促進を支援する。その際、法令の整備及び開発計画の策定、住民と政府の関係改善や行政サービスの基盤強化、公的機関の機能強化を重視する。</p> <p>イ 平和と安定、安全の確保</p> <p>紛争の影響を受けた人々が平和で安全な生活を取り戻すことを目指し、社会・人的資本の復興、統治機構・治安の回復、難民・国内避難民と受入社会の共生に資する支援を行う。その際、紛争再発防止及び社会の融和に向けた社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、住民の生計向上、平和と安定、安全の確保に資する取組を重視する。また、開発機関としての強みと経験を活かすとともに、人道支援と開発協力の連携を国際機関とも協調しつつ進める。加えて、国際社会における紛争やテロの増加を踏まえ、平和で安全な社会の維持を目指し、開発途上地域の治安維持能力の強化や海上保安等の法執行機関等の公的機関の機能強化を含む、海洋・宇宙空間・サイバー空間といった国際公共財に関わる能力強化に係る支援を行う。</p>

¹ 2016年5月のG7伊勢志摩サミットにおける中東地域安定化に係る日本の公約で示されている達成目標を基に、機構貢献分を75%として想定して設定する。中東地域安定化のための包括的支援の目標値：2016年から2018年に2万人

² 暫定値

中期計画：

(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

ア 公正で包摂的な社会の実現

ガバナンスと法の支配に基づく社会の実現を促進するため、民法や経済法を中心としたルールの整備、立法府、司法府、行政、公共放送の機能強化等を支援する。協力に当たっては、各国の文化的・社会的な背景を踏まえた制度の導入や、戦後の民主化等の我が国の経験を活用する。

イ 平和と安定、安全の確保

紛争により被害を受けた社会の安定化や再建、難民・国内避難民と受入社会の融和を促進するため、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善とこれに資する特に地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化を支援する。また、住民の生計活動の活性化、難民・国内避難民の自立化促進等も支援する。協力に当たっては、包摂性や透明性、公平性等に配慮するとともに、特に難民・国内避難民に関係する取組においては、人道支援と開発協力のそれぞれの強みをいかした連携に留意する。さらに、平和で安全な社会や国際環境を構築するため、民主的なアプローチを重視しつつ、治安機関や海上保安機関等の法執行機関、地雷・不発弾処理機関等の機能強化、安全なサイバー空間の実現等に向けた支援にも取り組む。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

- ・ 法令の整備及び開発計画の策定、住民と政府の関係改善や行政サービスの基盤強化、公的機関の機能強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal16（16.3、16.5、16.6、16.7、16.10）、SDGs Goal17（17.18、17.19）関連）
- ・ 紛争再発防止及び社会の融和に資する、包摂性や透明性等に配慮した社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、住民の生計向上に係る支援の実施状況（SDGs Goal16関連）
- ・ 平和で安全な社会の構築に資する、治安維持を担う法執行機関等の機能強化支援の実施状況（SDGs Goal16関連）

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

<評定と根拠>

評定：S

根拠：

【中期目標達成の見込み】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的目標を大きく上回り達成することが見込まれる。質的な観点からも、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的成果（外交政策上の観点等から設定された重要又は難易度の高い目標の達成）を満たしており、成果の最大に向けた取組で所期の目標を大幅に上回る形で成果をあげていることから、中期目標における所期の目標を大幅に上回る形で達成が見込まれる。

【定量的指標（政策への貢献については下線付記）】

中期目標で設定された定量的指標（中東地域安定化のための包括的支援に係る公約達成のための育成人材数（G7伊勢志摩サミットにおける中東地域安定化に係る日本の公約で示されている達成目標に対する構貢献分））は、目標水準を上回る成果をあげている。

【質的成果】

ア. 公正で包摂的な社会の実現：

- 民法法や経済法を中心としたルールの整備に資する事業を計21か国26件、立法府の機能強化等に資する事業を計1か国2件、行政、公共放送の機能強化等に資する事業を計19か国39件実施。
- ラオス、中国、ネパールでは、機構の長年にわたる支援を通じて、初の民法典が成立したほか、機構支援への高い評価から、中国の経済・制度・文化の発展に貢献した外国人への最高位の賞「中国政府友誼賞」を機構専門家が受賞。
- ベトナムでは、日本の衆議院法制局、衆議院事務局、国立国会図書館の協力の下、議員立法や議会運営に関する研修・セミナーを実施したほか、カンボジアでは、有権者の電子登録システムの初導入・運用や選挙実施細則の策定等に係る技術支援を行い、選挙管理の公正性や透明性の向上に貢献。
- バングラデシュでは、TQM（Total Quality Management）による公共サービス改善の取組が独自に全国拡大。
- ネパールでは、日本の統計手法を基に、アクセス困難な山間部も含めた同国史上初となる経済センサスを実施。
- コソボでは、番組の中立性・公平性の確保及び放送局の独立性保持に向けた外部有識者等から成る番組審議会が初めて発足した。ウクライナでは、NHKの番組からヒントを得る形で同国初とされる障害者に焦点を当てた番組が制作・放映。
- チョコレート関連企業やNGO等の協力を得て、カカオ産業における人権や環境等に関する課題の解決を目的とした共創型プラットフォーム「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」を構築し、国の制度として児童労働フリーゾーンを導入・普及する先進的な取組を推進。
- 日本政府の「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020～2025）」への貢献も念頭に、22か国対象「全世界新型コロナウイルス危機を受けた脆弱な労働者の保護にかかる情報収集・確認調査」に着手。

イ. 平和と安定、安全の確保：

- 治安機関や海上保安機関等の法執行機関、地雷・不発弾処理機関等の機能強化に資する事業を計7か国において計11件実施したほか、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、さらには住民の生計活動の活性化、難民・国内避難民の自立化促進に資する事業をフィリピン、ウガンダ、パレスチナ等で実施。
- フィリピンのミンダナオでは、モロ・イスラム解放戦線（MILF：Moro Islamic Liberation Front）支配地域において、これまで機構がフィリピン政府とMILF双方と構築した関係を基に、自治政府設立や平和の配当を住民が享受できるよう支援を実施。日本政府と一体による20年以上にわたる協力がフィリピン政府より高く評価され、日本政府の「和平プロセス功労賞受賞」に貢献。
- ウガンダでは、難民・避難民居住地域において、開発計画策定におけるアカウンタビリティ及び透明性の改善を実現。その結果、事業で作成・導入した優先事業リストやコミュニティ主導生計向上活動の手法が、世銀難民支援プロジェクトや国連開発計画（UNDP：United Nations Development Programme）等他援助機関、さらにはウガンダ政府の資金を通じて面的に拡大。
- シリアの将来の復興を担う人材を育成するべく、「シリア平和の架け橋・人材育成プログラム」を開始し、UNHCRの協力も得つつ、57人のシリア難民を受入。
- 「難民に関するグローバル・コンパクト」の策定に大きく貢献し、国連総会での採択につながったほか、初めて難民居住区・居住区外のニーズや難民受入による社会インフラへの負荷を、データ分析及び現地調査により明らかにし、同成果を「包括的難民支援枠組み」のホームページに掲載した結果、国連プロジェクト・サービス機関（UNOPS：United Nations Office for Project Services）による国際機関連携無償案件の形成等に貢献。
- 政策研究大学院大学、海上保安庁及び日本財団の協力を得て「海上保安政策プログラム」を実施し、

計6か国28人に学位記が授与された。マレーシアでは、第三国技術協力を実施できる能力・規模を有する機関として、マレーシア海上保安アカデミーが正式認定。

- インドネシアでは、警察庁・都道府県警と連携して協力を行った結果、自立的に地域警察研修を実施できる「自立州」が19州に増加。グアテマラでは、機構の支援で策定された地域警察業務マニュアルが国家文民警察の公式教材に認定され、上級幹部昇進課程に導入。

4. 業務実績

No.3-1 公正で包摂的な社会の実現

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
民事法・経済法を中心としたルール整備等ガバナンス強化に係る研修実績数	1,087人 ³	1,068人	926人	1,068人	240人	人
包摂性や透明性等に配慮し、紛争再発防止、及び社会の融和に資する活動による研修実績数	1,350人 ⁴	1,728人	2,933人	2,452人	3,416人	人

(1) ガバナンスと法の支配に基づく社会の実現の促進

① 民事法や経済法を中心としたルールの整備

- インドネシア、ベトナム、カンボジア、ミャンマー等計21か国において計26件、民事法や経済法を中心としたルールの整備に資する事業を実施した（各年度）。
- ネパールでは、機構が2009年から起草を支援してきた南アジア初の統一的民法典が、議会審議と大統領の署名を経て成立した（2017年度）。
- ラオスでは、機構の20年にわたる協力の成果として、同国初の民法典が起草され、2018年12月に国会で成立した（2018年度）。
- 中国では、長年の法制度整備支援が評価され、同国の経済・制度・文化の発展に貢献した外国人への最高位の賞「中国政府友誼賞」を機構専門家が受賞した（2019年度）ほか、2020年5月、1954年憲法制定以降初の民法典が成立した（2020年度）。
- 機構による法整備支援の20年間の集大成として書籍「世界を変える日本式『法づくり』」を刊行し、法整備支援の意義に対する理解促進に取り組んだ（2018年度）。

② 立法府の機能強化等

- ベトナムにおいて計2件、立法府の機能強化等に資する事業を実施した（各年度）。
- ベトナムでは、日本の衆議院法制局、衆議院事務局、国立国会図書館の協力の下、議員立法や議会運営に関する研修やセミナーを実施した。また、参議院事務局の協力により、ベトナムで「国会特別体験プログラム（子どもの国会参観・体験プログラム）」が開始され（2017年度）、2019年度までに3,500人以上の生徒が参加した（各年度）。
- カンボジアでは、有権者の電子登録システムの初導入・運用や選挙実施細則の策定等に係る技術支援を行い、選挙管理の公正性や透明性の向上に貢献した（2017、2018年度）。

³ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

⁴ 2015年度実績

③ 行政、公共放送の機能強化等

- バングラデシュ、ネパール等計19か国において計39件、行政、公共放送の機能強化等に資する事業を実施した（各年度）。
- バングラデシュでTQM（Total Quality Management）による公共サービス改善を支援した結果、政府・行政機関で7,000以上のカイゼンテーマが設定、6,000以上のカイゼンチームが独自に形成され、公共サービス改善の取組が全国的に拡大した（2017年度）。
- 日本の地方創生経験から開発途上地域の地方行政能力の強化に有用と考えられる地域マネジメント上の教訓を体系的に整理した「地方創生リソース活用ハンドブック」を作成した（2017年度）。
- ネパールでは、日本の統計手法を基にした経済センサス実施に係る協力を行い、アクセス困難な山間部も含めた同国史上初となる経済センサスを実施した（2018年度）。
- バングラデシュでは、公共投資事業の形成・審査・承認プロセスの効率化や、中長期開発計画・財政枠組みとの連携強化に資する公共投資管理改革ツールを開発し、同ツールは計画委員会で正式承認され、2省への導入が決定した（2018年度）。
- コソボでは、機構の支援を通じて、番組の中立性・公平性の確保及び放送局の独立性保持に向けた外部有識者等から成る番組審議会が初めて発足した（2018年度）。
- ウクライナでは、番組制作能力の強化に取り組み、NHKの番組からヒントを得る形で同国初とされる障害者に焦点を当てた番組が制作・放映された（2018年度）。
- 機構主導で、チョコレート関連企業やNGO等の協力を得て、カカオ産業における人権や環境等に関する課題の解決を目的とした共創型プラットフォーム「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」を2019年度に構築し、2020年度には、29団体、53個人の参加を得て、一般市民を対象としたイベントの開催等を実施するとともに、国の制度として児童労働フリーゾーンを導入・普及する先進的な取組を推進した（2019、2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGs Goal16（持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する）の各ターゲット（16.5、16.6、16.7等）に資する事業を既述のとおり実施した。
- SDGsターゲット8.7（強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終わらせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する）に資する新たな取組として、「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」の構築・運営等を実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 日本政府の「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020～2025）」への貢献も念頭に、22か国を主な対象とする「全世界新型コロナウイルス危機を受けた脆弱な労働者の保護にかかる情報収集・確認調査」のほか、ラオスでの国際労働機関（ILO）委託調査に着手した（2020年度）。
- ベトナム弁護士連合会に対する「eラーニング」導入に向けた勉強会、ミャンマー最高裁判所、連邦法務長官府に対する調停制度の更なる拡大定着に向けた支援、ラオス民法典普及・運用に係る会議等、オンラインを活用した事業の継続に取り組んだ（2020年度）。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

- 新型コロナの流行に伴う渡航制限により、専門家や調査団の派遣、研修員の受入等に係る計画の大半が実行不能となった。一方、オンライン技術を活用した研修・セミナー等の代替手段を積極的に採り入れ影響の最小化を図りつつ、必要な範囲でプロジェクト期間の延長を含む計画の大幅な見直しを行った。今後も、渡航制限の解除状況等に応じ柔軟に計画を見直しながら、所定の開発効果の発現に取り組む。

No.3-2 平和と安定、安全の確保

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
平和で安全な社会の構築のための政府機関等の機能を強化する活動に係る研修実績数	1,033人 ⁵ (うち、本邦研修78人)	4,950人 (うち、本邦研修165人)	3,656人 (うち、本邦研修245人)	2,403人 (うち、本邦研修303人)	1,730人 (うち、本邦研修11人)	人 (うち、本邦研修人)

(1) 紛争により被害を受けた社会の安定化や再建、難民・国内避難民と受入社会の融和の促進

① 社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善（特に地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化）

- フィリピン、ウガンダ、パレスチナ等において、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、さらには住民の生計活動の活性化、難民・国内避難民の自立化促進に資する事業を実施した（各年度）。
- フィリピンのミンダナオでは、モロ・イスラム解放戦線（MILF : Moro Islamic Liberation Front）支配地域において、これまで機構がフィリピン政府とMILF双方と構築した関係を基に、自治政府設立や平和の配当を住民が享受できるよう支援を実施した。特に、都市間幹線道路への接続道路等の新設・改修に資する事業を形成したほか、マラウイ市では、戦闘被害者の生活の早期再建に向けて、戦闘終了後半年程度で道路改修事業を形成・着工した。2019年には暫定自治政府が発足し、機構の支援を通じて策定された予算が議会で承認された。これら日本政府と一体による20年以上にわたる協力がフィリピン政府より高く評価され、日本政府の「和平プロセス功労賞受賞」に貢献した。なお、議会予算審議の冒頭に暫定首相より、また「和平プロセス功労賞」受賞式で和平プロセス大統領顧問より機構にも謝意が示された（2017～2019年度）。
- バングラデシュでは、ミャンマー・ラカイン州からの避難民対応として、バングラデシュ政府及びIOMと緊密に調整・連携の上、バングラデシュのホストコミュニティに対して、保健、給水等の分野で迅速に事業を実施した（2017、2018年度）。
- ウガンダでは、国内避難民が帰還・再定住しているアチョリ地域で関係者間の信頼関係再構築を企図した地方行政機能強化の事業を通じ、開発計画策定におけるアカウントビリティ及び透明性の改善を実現した。その結果、事業で作成・導入した優先事業リストやコミュニティ主導

⁵ 前中期目標期間実績（2012-2015）実績平均

生計向上活動の手法が世銀難民支援プロジェクト（DRDIP）やUNDP等他援助機関、さらにはウガンダ政府の資金も活用される等、事業成果の面的拡大につながった（各年度）。

- シェラレオネでは、地域開発の実施手順と各実施段階における主要関係者の役割をまとめたガイドラインを作成した。同ガイドラインは大統領府から全国に普及すべき開発事業実施の指針として高く評価され、同国地方政府の指針となったほか、UNDP等現地の国際機関及び他ドナーにも同ガイドラインが広く認知・共有された（2017年度）。
- ナイジェリアでは、安全上の理由から現地での協力が困難な北東部3州を対象に、UNDPとの連携で適切な人選を行い、UNDPの資金も活用した政府高官の日本招へいが実現した（2019年度）。

② 住民の生計活動の活性化、難民・国内避難民の自立化促進

- 「シリア平和の架け橋・人材育成プログラム」を開始し、将来のシリアの復興を担う人材を育成すべく、57人のシリア難民を受け入れた。実施に際しては、難民支援に知見をもつ国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）から、募集案内や制度設計において協力を得つつ取り組んだ（各年度）。
- ウガンダでは、UNHCRと連携して、難民延べ1,065人、ホストコミュニティ延べ362人に対して稲作研修を実施した（2017～2019年度）。
- 「難民に関するグローバル・コンパクト」の策定に大きく貢献し、国連総会での採択につながった。また、ウガンダでの情報収集・確認調査を通じて、初めて難民居住区・居住区外のニーズや難民受入による社会インフラへの負荷を、データ分析及び現地調査により明らかにし、同成果を「包括的難民支援枠組み」のホームページに掲載した。同調査は他ドナー等から高い評価を受け、UNOPSによる国際機関連携無償案件の形成等につながった（2017、2018年度）。
- パレスチナでは、パレスチナ解放機構難民問題局と協働し、パレスチナ自治政府の能力向上を図りつつキャンプ住民に直接アプローチする新しい協力方式を導入した結果、住民の真のニーズがキャンプ改善計画に集約され、パレスチナ自治政府や他ドナー等から高く評価された。また、各キャンプで外部資金獲得に向けたファンドレイジング研修を行った結果、実施機関自身による資金獲得につながった（2019年度）。

(2) 平和で安全な社会や国際環境を構築

① 治安機関や海上保安機関等の法執行機関、地雷・不発弾処理機関等の機能強化

- フィリピン、マレーシア、ジブチ等計7か国において計11件、治安機関や海上保安機関等の法執行機関、地雷・不発弾処理機関等の機能強化に資する事業を実施した。マレーシアでは、これまでの技術協力の成果として、マレーシア海上保安アカデミーが同国外務省より、第三国技術協力を実施できる能力・規模を有する機関であるものと正式認定された（各年度）。
- 機構、政策研究大学院大学、海上保安庁及び日本財団の協力により、「海上保安政策プログラム」を実施し、マレーシア、ベトナム、スリランカ等計7か国の計28人に学位記が授与された（各年度）。
- カンボジア地雷対策センターを通じた地雷・不発弾処理能力向上に係る南南協力を、従来から展開していたラオス、イラクに加え、コロンビアにも拡大し、同国の和平プロセスに貢献した。コロンビアでは、帰還した国内避難民を対象とした生計向上等、包括的に支援した（各年度）。
- グアテマラでは、機構の支援で策定された地域警察業務マニュアルが国家文民警察の公式教材

に認定され、上級幹部昇進課程に採り入れられた（2019年度）。

- インドネシアでは、警察庁・都道府県警察と連携して協力を行った結果、自立的に地域警察研修を実施できる「自立州」が19州に増えた（2020年度）。

② 安全なサイバー空間の実現等

- ベトナム、インドネシア、東ティモール、ミャンマーの計4か国にてサイバーセキュリティ強化のための技術協力を実施した。また、年2回の複数国を対象としたサイバーセキュリティに関する政策強化、対策強化に関する本邦研修の実施を通じて、安全なサイバー空間の実現に資する事業を実施した（各年度）。
- インドネシア、ベトナムでは、サイバーセキュリティの人材育成を目的とした事業を実施し、各国の人材育成や体制構築に貢献した（2020年度）。
- バングラデシュでは、サイバーセキュリティのニーズの高まりを受けて、基礎情報収集・確認調査を実施し、官民のサイバーセキュリティ関係機関に対して、政策、組織体制、課題・協力ニーズ等について調査を進めた（2020年度）。

(3) SDGs達成に向けた貢献

- ホストコミュニティを含む難民問題や元難民が抱える課題への対応を通じて、SDGs Goal16（持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進）に貢献した。特に、紛争影響国等における地方行政能力強化を通じて、SDGsターゲット16.6（有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展）、16.7（対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保）に貢献した。
- また、既述の取組に加え、イラク警察機関職員を対象としたヨルダンでの第三国研修、アフガニスタン女性警察官を対象としたトルコでのワークショップ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、マリ国家警察の能力強化等を通じて、SDGsターゲット16.a（暴力の防止とテロリズム・犯罪撲滅）に貢献した。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナによる影響把握のため、バンサモロ地域全域の約1,775人を対象とした簡易影響調査をバンサモロ暫定自治政府（BTA）と協力し遠隔で実施し、同調査結果はBTAによる新型コロナ対応のための予備費要求の根拠資料として活用された（2020年度）。
- コートジボワールでは、新型コロナウイルスの感染拡大により住民の不安が大きくなるなか、事業を通じ、ラジオ番組を通じた保健分野の専門家による解説の放送、感染予防措置に関するポスターを作成・掲示、感染防止に向けた啓発ビデオの作成と同ビデオのSNSを通じた発信等を行い、正確な情報提供を通じた住民の不安の緩和、ひいては当該コミュニティの分断要因の軽減に貢献した（2020年度）。
- ホンジュラス、インドネシアでは、警察官の新型コロナ感染を防ぐため、機構の事業を通じ消毒剤や防護服、拡声器等の資機材を供与した（2020年度）。

(5) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

新型コロナの流行に伴う渡航制限により、専門家や調査団の派遣、研修員の受入等に係る計画の大半が実行不能となった。一方、オンライン技術を活用した研修・セミナー等の代替手段を積極的に採り入

れ影響の最小化を図りつつ、必要な範囲でプロジェクト期間の延長を含む計画の大幅な見直しを行った。
今後も、渡航制限の解除状況等に応じ柔軟に計画を見直しながら、所定の開発効果の発現に取り組む。

No.4	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、各年度の開発協力重点方針、パリ協定、仙台防災協力イニシアティブフェーズ2、美しい星への行動2.0(ACE2.0)、環境インフラ海外展開基本戦略、横浜行動計画2019(TICAD 7)、マリーン(MARINE)・イニシアティブ
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (計画値)
防災分野に係る育成人材数	8,000人/年 ¹	22,700人	21,893人	26,115人	16,828人	8,000人
②主要なインプット情報		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
支出額(百万円)		18,901	19,047	16,777	13,018 ²	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：

(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築

国際開発目標や我が国の政策目標を踏まえ、国際社会全体として地球規模課題に対応し持続可能かつ強じんな社会を構築するため、特に以下の課題に対して支援を行う。なお、各取組の相乗効果により、地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築に貢献するよう、留意する。

ア 気候変動

気候変動対策に係る新たな国際枠組みであるパリ協定への対応支援を含め、国内外の関連機関との連携を通じた気候変動対策への支援を行う。その際、特に、低炭素社会の実現に向けた取組や適応への支援を重視する。また、開発計画等への気候変動対策の主流化を進める。

イ 防災の主流化・災害復興支援

自然災害に対する強じんな社会づくりの推進に向けた支援を行う。その際、防災の主流化及び被災国に対する「より良い復興」(ビルドバックベター)の考え方に基づく支援を重視する。

ウ 自然環境保全

自然環境保全と人間活動との調和を図るための仕組みづくりの支援を行う。その際、国内外の関連機関との連携による自然資源管理及び生物多様性保全を重視する。

エ 環境管理

急速な人口増加に伴う環境悪化に対応するための都市部の3R(廃棄物等の発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル))の推進、大気汚染や水質汚濁の防止といった住環境の改善や持続可能な経済社会システムの構築に向けた支援を行う。その際、我が国の地方自治体や民間企業の技術・ノウハウをいかした環境管理分野の政策・法制度や管理体制の構築及び能力強化を重視する。

オ 食料安全保障

将来の食料需要の更なる増大に対応するための食料安全保障に向けた灌漑の整備、養殖の振興、水産資源管理及びこれら各分野に関わる人材の育成等の支援を行う。その際、アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)への貢献を含む持続可能な農業の推進及び水産資源の利用を重視する。

¹ 日本政府公約である仙台防災協力イニシアティブに示されている達成目標を基に、機構貢献分を80%として想定して設定する。仙台防災協力イニシアティブの目標値：2015年から2018年に4万人

² 暫定値

中期計画：

(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

ア 気候変動

新たな国際枠組みであるパリ協定への対応を含む開発途上地域の気候変動対策を、各国の自国の貢献（NDC）等を踏まえながら、民間資金も活用しつつ支援する。特に、低炭素化や気候変動の影響に対応する都市開発やインフラ投資の推進、気候リスクの管理の強化、気候変動に関する政策・制度の改善、森林・自然生態系の保全や管理の強化に取り組む。また、適応支援ニーズの増大への対応を強化するとともに、各国の開発計画や機構内での気候変動の主流化を促進する。

イ 防災の主流化・災害復興支援

仙台防災枠組2015-2030も踏まえ、自然災害に対して強靱な社会づくりを支援する。その際、我が国の技術・制度や知見も活用し、開発途上地域や国際社会での災害対策への事前投資の拡大等の防災の主流化に取り組む。また、被災国に対しては、災害を契機により強靱な社会となる復興を行う「より良い復興」（ビルドバックベター）の考え方にに基づき、被災直後の緊急援助から復旧・復興、次の災害に対する予防・備えまで切れ目のない支援を行う。

ウ 自然環境保全

自然環境保全と人間活動との調和を図るため、気候変動緩和策（REDD+）、生態系を活用した防災・減災、脆弱なコミュニティでの自然資源管理、生物多様性の保全と持続可能な利用を支援する。特に、民間企業と連携したREDD+の推進や我が国の衛星技術を活用した支援に取り組む。協力に当たっては、気候変動枠組条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約で定められた目的への貢献にも留意する。

エ 環境管理

都市部の住環境の改善と持続可能な経済社会システム構築を推進するため、環境影響評価や化学物質管理、グリーン成長・低炭素社会構築等の環境管理の各分野において、政策・法制度や管理体制の構築、能力強化を支援する。協力に当たっては、我が国の公害の経験や、政府・地方自治体が有する法制度づくり、組織・人材育成の経験・知見及び民間企業等が有する環境対策技術等を活用する。

オ 食料安全保障

食料需給の地域的な不均衡に対応するために、穀物等主要作物の生産性向上を支援する。特に、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）対象国の国家稲作振興戦略の具現化や、灌漑整備や天候保険の導入等を通じた農業の気候変動に対する強靱な性強化に取り組む。さらに、持続的な水産資源の管理と養殖の振興を支援する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1. ①参照）

- ・ 低炭素かつ気候変動の影響に対して強じんな社会づくりに資する、気候変動対策に係る支援の実施及び機構内における気候変動主流化の取組状況（SDGs Goal13及び1（1.5）、2（2.4）、7（7.2、7.3）、11（11.3、11.5）、15（15.2、15.3）関連）
- ・ 自然災害に対して強じんな社会づくりに資する、防災の主流化及び被災国に対するビルドバックベターの考え方にに基づく支援の実施状況（SDGs Goal9、11（11.5、11.b）、13（13.1）関連）
- ・ 国内外の関連機関との連携を含む、自然環境保全に係る支援の実施状況（SDGs Goal6（6.6）、13、14（14.2、14.a）、15（15.1、15.2、15.3、15.9）関連）
- ・ 我が国の自治体や民間企業の技術・ノウハウをいかした環境管理分野の政策・法制度や管理態勢の構築、能力強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal3（3.9）、6（6.2、6.3）、11（11.6、11.b）、12（12.1、12.4、12.5）、13（13.2）関連）
- ・ 食料安全保障に資する、CARDへの貢献を含む持続可能な農業の推進及び水産資源の利用に係る支援の実施状況（SDGs Goal2（2.1、2.3、2.4）、14（14.4、14.7）関連）

3. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：

【中期目標達成の見込み】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的目標を各年度目標値以上達成することが見込まれる。質的な観点からも、成果の最大化に向けた取組で所定の成果をあげていることから、中期目標における所期の目標の達成が見込まれる。

【定量的指標（政策への貢献については下線付記）】

中期目標で設定された定量的指標（防災分野に係る育成人材数（仙台防災協力イニシアティブに示されている達成目標のうち機構貢献分））は、目標水準を上回る成果をあげている。

【質的成果】

ア. 気候変動：

- 外部資金を積極的に活用した対策を推進。具体的には、日本初の「緑の気候基金（GCF）」認証機関としての認定を受け、第1号受託事業（東ティモール）がGCF理事会で承認されたほか、中央アフリカ森林イニシアティブ（CAFI：Central Africa Forest Initiative）の資金管理機関であるUNDPと業務契約（コンゴ民主共和国）の締結が実現。
- 各国における「自国が決定する貢献」（NDC）の実施基盤整備及び実施促進を含む政策・制度の改善支援、日本のレーダー衛星及びAI技術を用いた森林伐採対策・管理の強化支援（ブラジル）等を実施したほか、鉄道事業（インド、バングラデシュ）等を通じて温室効果ガスの削減に貢献。
- 各機構事業の計画段階で「気候変動対策支援ツール」を活用した関連活動の組込を検討したほか、研修（11,280人受講）や国連気候変動枠組条約（UNFCCC）締約国会議（COP）23～25のサイドイベント（計38件）等を通じて気候変動の主流化を促進。
- 機構理事長が「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」の座長を務め、長期低排出発展戦略に関する提言の取りまとめに貢献。

イ. 防災の主流化・災害復興支援：

- 自然災害に対する強じんな社会づくりに資する事業を計120か国で実施。
- 仙台防災協力イニシアティブの目標を前倒しかつ大幅に上回る約7万人を育成し、日本政府の公約実現に貢献。
- ブラジルにおける土砂災害対策への取組が高く評価され、国連笹川防災賞を受賞したほか、機構職員が防災・市民防衛分野における同国政府最高位の国家勲章を受章。
- フィリピンでは、SATREPSを通じて台風の目における貴重なデータを収集。
- ナウルでの地上気象観測の実現による大洋州気象観測上の空白地帯の解消に貢献。
- フィジーでの「国家防災政策2018-2020」の正式承認が実現。
- 世界防災フォーラム等数多くの国際会議・イベントの開催・登壇を通じ、防災の主流化に貢献。
- 「より良い復興」の考え方に基づく切れ目のない支援を展開し、相手国政府から高く評価。特に、インドネシアのスラウェシで発生した地震・津波に際し、過去の日本の防災協力への高い評価により同国政府から機構のみに復興計画策定支援が要請。
- チリでは、技術協力を通じて中南米域内の防災人材約5,200人の育成に貢献。
- ネパールでは、地震復興の最大課題であった住宅再建を進め、機構が支援した地域の完工率はほぼ90%を達成（他ドナーによる事業の完工率は平均70%弱）。

ウ. 自然環境保全：

- 自然環境保全と人間活動の調和の推進に資する事業を計 34 か国 51 件実施。
- ベトナムでは、機構支援による森林モニタリングの有効性が評価されて国家標準化。
- ラオスでは、ドナー調整を通じて森林法の改正に寄与。
- カンボジアでは、REDD+への機構の貢献に対し、同国環境大臣より感謝状授与。
- ブラジルでは、伊藤忠商事(株)を活用して、生物多様性保全の推進拠点となる施設の開設。
- コーラル・トライアングル地域の沿岸生態系保全等に資するブルーカーボン戦略を策定。
- モーリシャス沖重油流出事故を受けて迅速な支援事業を形成・合意（同国首相より謝意表明）。
- REDD+プラットフォームを事務局として運営し、各種情報発信や加盟団体の拡大（計 90 団体）に貢献。
- サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-CD）を事務局として運営し、研修・フォーラム等を実施。
- JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システムの活用国を研修・セミナー等を通じて拡大し（計 12 か国）、熱帯林の森林変化に係る情報を 77 か国に提供。

エ. 環境管理：

- 都市部の住環境の改善及び持続可能な経済社会システムの構築に資する事業を計 35 か国 105 件実施。
- パレスチナでの国家廃棄物管理戦略の承認及び効率的な廃棄物収集サービスの提供、マーシャルでの廃棄物回収制度（デポジット制）の導入、ベトナム環境保護法改正における機構協力成果の反映、機構初の海洋プラスチックごみ対策に特化した SATREPS 事業の実施等を実現。
- 廃棄物管理の知見共有と SDGs 推進を担う「アフリカきれいな街プラットフォーム（ACCP）」を設立し、アフリカ 37 か国 65 都市・国際機関等の参加を得て取組を推進、TICAD 7 の成果文書「横浜宣言 2019」策定（各国で廃棄物管理の政策優先度を高めていくための閣僚級合意の確立）にも貢献。
- 機構発意で「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」を形成して今後の事業展開の方向性を示し、戦略的な案件形成を推進。
- 日本の特徴的な廃棄物からの発電技術（Waste to Energy）の海外展開に向けたツールの開発や、(株)LIXIL グループの業務連携に係る覚書の締結等を通じて、本邦技術の活用を促進。
- 新型コロナ感染拡大を受けた取組として、衛生的な都市環境の維持に不可欠な廃棄物管理を継続するべく、6 か国で収集・清掃作業員や処分場作業員に対する感染予防資材の供与、労働安全衛生に関する講習等を実施したほか、ACCP の枠組みを活用して急きょ新型コロナの影響調査を実施し、国連人間居住計画（UN-Habitat）と連携して ACCP 加盟国にパンデミック下の廃棄物管理戦略ガイダンス等を提供。

オ. 食料安全保障：

- CARD 対象全 23 か国で国家稲作開発戦略を策定、50 件以上の関連事業を展開し、TICAD V の公約である CARD の目標「2018 年までの 10 年間でサブサハラ・アフリカのコム生産量倍増（1,400 万トンから 2,800 万トン）」が達成。
- インドネシア、エチオピアで気候変動による不作のリスク軽減に資する農業保険の導入に向けた事業を実施。
- 持続的な水産資源の管理と養殖の振興を推進し、カリブ島嶼国地域では、機構支援による漁民と行政の水産資源の共同管理（コマネジメント）の有効性が評価され、同取組の推進に向けた提言がカリブ共同体（CARICOM）漁業大臣会合で採択。
- 新型コロナ感染拡大を受けた取組として、既存案件の枠組みをいかして農業投入財（優良種子、肥料等）を含め 90 件以上の支援を迅速に展開し、農作物の安定的な生産にも大きく貢献。

4. 業務実績

No.4-1 気候変動

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
気候変動対策分野に係る研修実績数	3,187人 ³	4,625人	3,320人	1,700人	1,635人	人

(1) パリ協定への対応を含む開発途上地域の気候変動対策への貢献

① 外部資金の活用

- 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の下に設立された、開発途上国の気候変動対策を支援する国際基金「緑の気候基金（GCF）」から、日本の機関として初のGCF認証機関として認定され、2019年度には、包括的認証取極が発効した。2020年度末までに計8件のコンセプトノート、うち2件のファンディング・プロポーザル（FP：Funding Proposal）を提出し、東ティモールでの住民主導型天然資源管理事業が、2021年3月の第28回GCF理事会において承認され、機構初のGCF受託事業となった（各年度）。
- コンゴ民主共和国「クウィルREDD+統合プログラム」の実施につき、中央アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）の資金管理機関である国連開発計画（UNDP）と業務契約（約400万ドル）を締結した（2018年度）。

② 都市開発やインフラ投資の推進、気候リスクの管理の強化

- インドでは、例えば2018年度に、計2,950万t-CO₂eqの温室効果ガスの削減が期待できるデリー、コルカタ、チェンナイの都市内鉄道事業及びムンバイ・アーメダバード間の都市間高速鉄道事業を、バングラデシュでは、2019年度に、年間63,421 t-CO₂eqの温室効果ガスの削減が期待できるダッカ首都圏における都市内鉄道事業を承諾した。

③ 気候変動に関する政策・制度の改善

- モンゴル、パプアニューギニア、ベトナム等において、「自国が決定する貢献（NDC）」の実施基盤整備及び実施促進に貢献した（各年度）。
- ベトナムでは、自国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）実施促進に貢献する温室効果ガス削減ロードマップ政令の起草を支援した（2018、2019年度）。
- ASEAN地域への広域協力として、タイでの技術協力を通じ、計400人に対して、気候ファイナンスや適応策等の研修コースを実施した（2018年度）。
- 大洋州地域への広域協力として、サモアでの気候変動対策の拠点整備及び人材育成に係る事業を実施した。また、地域協力機関「太平洋地域環境計画事務局」の下に「大洋州気候変動センター」を新設し、研修カリキュラムの策定や教材開発を実施した（2019年度）。

④ 森林・自然生態系の保全や管理の強化

- ブラジルでは、日本のレーダー衛星及びAI技術を用いた森林伐採の検知及び予測を実現し、ブラジル政府の違法伐採に関する対策・管理能力の強化を図る支援を実施した（2019年度）。

³ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

- 上記のCAFI及び機構事業との連携によるクウィル州のアグロフォレストリーの大幅拡大に向けた取組を実施した（2018～2020年度）。

⑤ 各国の開発計画や機構内での気候変動の主流化促進

- 技術協力189件、円借款257件、無償資金協力157件、海外投融資4件（計633件）の事業の計画段階で、温室効果ガスの排出削減量の推計方法、気候変動の影響予測や脆弱性の評価方法をまとめたガイドライン「気候変動対策支援ツール」を活用して、関連活動の組み込み検討等を実施した（各年度）。
- COP23、24、25を通じ延べ38件のサイドイベントを実施し、機構の取組を発信した（2017～2019年度）。
- 気候変動対策分野に係る研修（計11,280人参加）を通じ人材育成を図った（各年度）。
- 機構理事長が「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」の座長を務め、長期低排出発展戦略に関する提言の取りまとめに貢献した（2019年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- 気候変動対策に係る四つの重点課題、すなわち①低炭素かつ気候変動影響に対応する強靱な都市開発・インフラ投資推進、②気候リスクの評価と対策の強化、③開発途上国の気候変動政策・制度改善、④森林・自然生態系の保全管理強化に沿った取組を進めることで、SDGs Goal13をはじめとする複数のGoal達成に貢献した。
- ①の事例として、東南アジアや南アジア（インドネシア、フィリピン、インド、バングラデシュ等）の大都市で鉄道事業を展開することで、モーダルシフトを促進し、交通渋滞の緩和とともに運輸分野の低炭素化を推進した。
- ②の事例として、フィジー「防災の主流化促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）、トンガ「全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画」（無償資金協力）等を実施した。
- ③の事例として、ASEAN地域への広域協力であるタイ「東南アジア地域低炭素・レジリエントな社会構築推進能力向上プロジェクト」や大洋州地域への広域協力であるサモア「太平洋気候変動センター建設計画」（無償資金協力）及び「気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト」等を実施した。
- ④の事例として、ブラジル「先進的レーダー衛星及びAI技術を用いたブラジルアマゾンにおける違法森林伐採管理改善プロジェクト」、コンゴ民主共和国「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」等を実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴い本邦研修が実施できないなか、課題別研修「気候変動に係る『国が決定する貢献』策定・実施に向けた能力強化」を遠隔研修として実施した。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

GCFの活用を進めるに当たり、引き続き資金提供者であるGCFの各種基準・制度に則った事業形成及び実施、並びにGCF内の事業承諾プロセスも加味したスケジュール管理等、従来機構が実施してきた事業と比べてより複雑な事業管理が求められる。GCFの各種基準・制度・事業承諾プロセス等を踏まえた

機構内のマニュアルの更新、案件の採択に向けたFPの質の向上及びGCF事務局との調整等を通じて、機構に経験・知見を蓄積していくことにより、スピード感をもった事業形成及び実施に努めていく。

No.4-2 防災の主流化・災害復興支援

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
行政官、地域住民に係る本邦研修、第三国研修、現地セミナー参加等の実績数	8,000人 ⁴	22,700人	21,293人	26,115人	16,828人	人

(1) 自然災害に対する強じんな社会づくりへの貢献

- フィリピン、インドネシア、ベトナム等計120か国において有償資金協力12件、無償資金協力50件、技術協力プロジェクト66件等、自然災害に対する強じんな社会づくりに資する事業を実施した（各年度）。

① 災害対策への事前投資の拡大等の防災の主流化

- 仙台防災協カイニシアティブの目標（2018年までに4万人育成）に関し、2017年度には前倒して目標を達成した上、最終的に約7万人を育成し、日本政府による公約の実現に大きく寄与した（2018年度）。
- ブラジルでは、現地の実情に即した災害対応マニュアルの作成や、関係政府機関の横断的な連携強化を通じた土砂災害対策への取組が評価され、国連笹川防災賞を受賞した。また、同国政府が目指す防災体制近代化への貢献が評価され、機構の職員が、防災・市民防衛分野における最高位の国家勲章を受章した（2017、2018年度）。
- フィリピンでは、SATREPS「極端気象の監視・警報システムの開発」を通じて、台風の目の中に観測機器を投下して貴重なデータの収集（過去、日本気象庁や大学による数例の実施例のみ）に成功し、国内外のメディアで広く報道された（2018年度）。
- 南太平洋9か国の国家気象機関職員の能力強化を目的として実施した技術協力の協力成果に基づき、対象国の一つであるナウルで初の地上気象観測が開始された。大洋州気象観測上の空白地帯の解消に貢献した上、同国の世界気象機関への加盟にもつながり、同国大統領から謝意が表明された（2018年度）。
- フィジーでは、機構が策定に大きく貢献した「国家防災政策2018-2020」が、フィジー政府に正式承認され、仙台防災枠組のグローバル・ターゲット（国と地域の防災戦略の策定）の達成に貢献した（2019年度）。
- 世界防災フォーラム、アジア防災閣僚級会合、防災グローバル・プラットフォーム等、数多くの国際会議の場におけるイベントの開催や登壇を通じて、機構の取組を発信し、防災主流化に取り組んだ（各年度）。

② 「より良い復興（Build Back Better : BBB）」の考え方に基づく切れ目のない支援の実施

- メキシコ地震に際し、アジアで唯一、国際緊急援助隊・救助チームを派遣し、その迅速な対応が

⁴ 日本政府公約である仙台防災協カイニシアティブに示されている達成目標を基に、機構貢献分を80%と想定して設定する。仙台防災協カイニシアティブの目標値：2015年から2018年に4万人

メキシコ外務大臣等から高い評価を受けたほか、捜索救助技術、礼節、統率力の面で際立った評価と注目を集め、多数のメディアに取り上げられた（2017年度）。

- 2018年9月にインドネシアのスラウェシで発生した地震・津波に際し、過去の日本の防災協力への高い評価により、インドネシア政府から機構のみに復興計画策定支援の要請がなされた。10月には合同調査団を派遣し、災害発生からわずか4か月後の2019年1月には技術協力を開始した（2018年度）。
- ネパールでは、地震復興の最大課題であった住宅再建について、機構が円借款「緊急住宅復興事業」により支援した地域の完工率は2020年1月時点でほぼ90%を達成した（他ドナーによる事業の完工率は平均70%弱）。完工率の高さに注目した世界銀行が機構モデルを採用したほか、ネパール政府の高い評価を得た（2019年度）。
- フィリピンでは、防災政策の促進と災害発生後の復旧時に増大する資金ニーズに対応し、BBBに寄与する「災害復旧スタンドバイ借款（フェーズ2）」（円借款）のL/Aに調印した（2020年度）。
- チリでは、技術協力プロジェクトを通じ中南米域内の防災人材約5,200人の育成に貢献したほか、防災体制の更なる強化に向けた支援を実施した（各年度）。また、ペルー、コロンビア、エクアドル、ニカラグア、エルサルバドル、メキシコで地震や津波、火山災害対策の支援を実施した（各年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- 各国で自然災害に強い道路交通・橋梁の確保や災害後の再建、防災情報システム強化等の取組を通じて、SDGs Goal9（強じんなインフラ構築）、11（持続可能な都市）、13（気候変動対策）の実現に向けて貢献した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナ対応に取り組むニカラグア、パナマ、コスタリカ、グアテマラ、エクアドルの中央防災機関に対して、実施中のプロジェクトを通じ、個人用防護具の供与等の新型コロナ対策を支援した。また、阪神・淡路大震災後に兵庫県に設置された「人と防災未来センター」研究員が作成した「コロナ禍での避難所運営に必要となるアクション」を翻訳（英語、ポルトガル語）し、防災組織、医療関連機関に配布し、被災地における新型コロナ対策強化を支援した。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

これまで「仙台防災枠組2015-2030」のうち、2020年を目標としているターゲットe：「国家・地方の防災戦略（地方防災計画）を有する国家数を大幅に増やす」に向けた支援にも力を入れてきた。今後は、同ターゲットの目的でもある、災害リスク削減に向けた事前防災投資の実施支援に、より重点的に取り組んでいく必要がある。2021年度は、防災投資の促進に資する事業の実施を、継続・強化していく。

No.4-3 自然環境保全

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
機構が支援するREDD+/生物多様性分野関連の協力対象国数	23か国 ⁵	29か国	21か国	18か国	18か国	か国
JJ-FAST（JICA-JAXA熱帯雨林早期警戒システム）を活用した国数	8か国 ⁶	8か国	11か国	12か国	8か国	か国

(1) 自然環境保全と人間活動との調和の推進

- ベトナム、コンゴ民主共和国、ペルー等計34か国において計51件、自然環境保全と人間活動の調和の推進に資する事業を実施した（各年度）。

① 気候変動緩和策（REDD+）、生態系を活用した防災・減災

- 東ティモールにおいては、森林保全による二酸化炭素削減と住民の生計向上を目指した事業において、機構として初めて、緑の気候基金（GCF）との連携事業がGCF理事会で承認された（2020年度）。
- REDD+プラットフォームを事務局として運営した。GCFの制度概要の情報や、REDD+に関する最新情報の発信に努め、加盟団体は90団体へと拡大した（各年度）。
- サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-DC）を事務局として運営した。また、同イニシアティブに資する課題別研修やフォーラム等を実施した（各年度）。
- JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）の活用促進に向けた課題別研修やセミナー等を実施し、JJ-FASTの活用国数を12か国まで拡大した。また、熱帯林の森林変化に係る情報を世界77か国に提供した（各年度）。
- コンゴ民主共和国では、「No.4-1 気候変動」で既述のとおり、CAFIの資金管理機関であるUNDPと業務契約（約400万ドル）を締結した（2018年度）。
- ベトナムでは、機構支援によるGoogle Earth Engineを活用したタブレット端末による森林モニタリングの有効性がベトナム政府に評価されて国家標準化され、対象4省を含む計16省に導入された（2018年度）。
- ラオスでは、森林分野のドナー調整を主導して森林法の改正に寄与した（2019年度）。
- カンボジアでは、これまでの機構のREDD+への貢献が評価され、環境大臣より感謝状を授与された（2019年度）。
- 北マケドニアでは、生態系の機能を活用した防災・減災（Eco-DRR）に係る機構初の事業として、「持続可能な森林管理を通じたEco-DRR能力向上プロジェクト」を立ち上げた（2017年度）。
- コソボ・モンテネグロの2か国において生態系の機能を活用した防災・減災（Eco-DRR）の要素を採り入れた技術協力プロジェクトを開始した（2020年度）。
- UNFCCCのCOP23～26、砂漠化対処条約COP13～14におけるサイドイベントの開催等を通じて、機構の取組を発信した（各年度）。

⁵ 2016年度末の協力対象国：15か国（基礎調査、広域案件除く）、8か国（生物多様性分野関連）

⁶ 2016年度末の協力対象国

- TICAD 7でのAI-CDに関するサイドイベントや、JAXA、ITTO（国際熱帯木材機関）との共催による森林保護に関するサイドイベントを通じ、機構事業等を発信した（2019年度）。

② 脆弱なコミュニティでの自然資源管理

- 南スーダンやコンゴ民主共和国から多くの難民を受け入れているウガンダ西ナイル地域を対象に、難民居住地や難民を受け入れている脆弱なコミュニティが抱える自然資源管理についての現状と課題を把握し、今後の協力の可能性を検討するための情報収集調査を開始した（2020年度）。

③ 生物多様性の保全と持続可能な利用への支援

- ブラジルでは、機構の事業を通じ生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献したほか、伊藤忠商事㈱からの寄附金を活用し、生物多様性保全の推進拠点となる施設を開設した（2018、2019年度）。
- ベトナムでは、住友林業及びアスクル社と連携の上、機構事業による生計向上活動と本邦企業のCSRによる植林事業を一体的に実施した（2018年度）。
- 世界的にも生物多様性が極めて高いコーラル・トライアングル地域の沿岸生態系保全と地球温暖化対策に貢献するブルーカーボン戦略を策定、陸－沿岸－外洋の広域ブルーカーボン生態系内で相互練成される炭素を貯蓄・隔離する機能と変動過程を解析・予測する世界初の統合モデルシステムの構築に向けて貢献した（2019年度）。
- モーリシャス沖重油流出事故を受け、国際緊急援助隊の派遣を通じた生態系保全分野の支援や、重油漂着地域等の生態系及び沿岸住民の生活への影響を緩和するための支援事業を形成の結果、迅速な案件実施の合意に至った。これら迅速な対応についてジャグナット首相より茂木大臣に対して謝意が示された（2020年度）。
- インドネシアで泥炭地保全手法及び評価手法の検討に取り組んだほか、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ペルーで熱帯泥炭地保有国の政策や措置、自然環境、社会環境等に係る基礎情報収集調査を開始した。また、泥炭地保全協力の適切かつ効率的な推進を図るため、「泥炭地保全協力」国内支援委員会を設立した（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- 森林の減少・劣化の抑制に資するREDD+、Eco-DRR、旱魃レジリエンスの強化に資する既述の取組を通じて、SDGs Goal13（気候変動対策）の実現に貢献した。
- コーラル・トライアングルにおけるブルーカーボン生態系の保全事業等を通じて、SDGs Goal14（海洋保全）の実現に貢献した。
- 持続的森林管理、砂漠化対処、生物多様性保全の改善に資する事業を通じて、SDGs Goal15（森林・生物多様性保全）に貢献した。

(3) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

2020年度については事業効果のスケールアップを図るべく、民間企業との連携も視野に入れつつ外部資金へのアクセスについても強化を図り、セミナーやイベントの開催等を通じ、外部へ情報発信するとともに、ミャンマーでのJT財団からの寄附やCAFIからの外部資金の導入等、具体的な連携案件を実施し

てきた。これらについては一定の成果が上げられたが、今後も事業効果の更なるスケールアップが期待されるところ、2021年度についても、これら取組を更に継続する。また、新型コロナにより順延した2021年の生物多様性条約でポスト愛知目標が設定されることも踏まえ、国際潮流に即し、オールジャパンでの貢献を加速させるべく、事業の案件形成と実施及び政府・民間・大学等様々なステークホルダーとの一層のネットワーク強化に取り組む。

No.4-4 環境管理

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
環境管理分野（廃棄物・下水・大気・低炭素社会）に係る研修実績数	1,600人 ⁷	9,315人	5,951人	3,408人	3,236人	人

(1) 都市部の住環境の改善及び持続可能な経済社会システムの構築

- インドネシア、ベトナム、ペルー、モザンビーク等計35か国において計105件、都市部の住環境の改善及び持続可能な経済社会システムの構築に資する事業を実施した（各年度）。
- 開発途上地域における環境管理分野の政策やインフラ整備の優先度を高めるため、「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」を形成。今後の事業展開の方向性を示すとともに、同イニシアティブに基づく戦略的な案件形成を推進した（2020年度）。

① 廃棄物管理の改善及び3R推進

- 廃棄物管理の知見共有とSDGs推進を担う「アフリカきれいな街プラットフォーム」を機構等の主導で設立し、2020年度末までにアフリカ37か国65都市、国際機関等の参加を得た。同プラットフォームを基軸として調査・研修等を実施したほか、TICAD 7の成果文書「横浜宣言2019」の策定（各国で廃棄物管理の政策優先度を高めていくための閣僚級合意の確立）にも貢献した（各年度）。
- アルバニアでは、廃棄物量削減・3R促進のための技術協力プロジェクトを通じて、収集場所のごみの散乱が改善し、定時定点回収が定着した（2017年度）。
- パレスチナでは、廃棄物管理能力向上のための技術協力プロジェクトを通じて、日本の知見を活用して策定した国家廃棄物管理戦略が承認され、パレスチナ西岸地区全域における効率的な廃棄物収集サービスの提供が実現した（2017年度）。
- スリランカにおけるごみ処分場堆積物崩落被害に対して、国際緊急援助隊・専門家チームの派遣後に、抜本的な対策として廃棄物管理マスタープラン作成に係る事業を実施し、国際緊急援助隊派遣からのシームレスな支援を実現した（2017年度）。
- 第8回太平洋・島サミット（PALM8：The 8th Pacific Islands Leaders Meeting）等の国際会議で3RプラスReturnの推進に向けた機構の取組を発信したほか、マーシャルでは、経済的インセンティブとなる廃棄物回収制度（デポジット制）の導入が実現した。また、大洋州9か国を対象として実施中の技術協力プロジェクトを通じ、「3RプラスReturn」のコンセプトの具現化に向けた検討を進めるべく、各国の資源リサイクルの状況やマテリアル・フローの現状を確認する調査を開

⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

始した（2018～2020年度）。

- 廃棄物・公害問題等の影響回避に向けて需要が高まる日本の特徴的な廃棄物からの発電技術（Waste to Energy）の海外展開に向けて、対象国での同技術の導入適格性を分かりやすいプロファイリングで診断するツールを開発した。また、バングラデシュやタイでも廃棄物焼却発電の導入や本邦技術の活用の際に際してのボトルネック等を把握するための調査を開始した（2018～2020年度）。
- インドネシアでは、廃棄物発電事業で機構初の官民連携（PPP：Public-Private Partnership）事業の事業者選定手続き支援を国際金融公社（IFC：International Finance Corporation）と協働で実施した。開発途上地域での同事業は実施困難といわれているなか、廃棄物発電及びPPP事業の進展に向けた大きな一歩となった（2019年度）。

② 水質汚濁や大気汚染の防止

- フィリピン、カンボジア、ベトナムでは、それぞれ横浜市、北九州市、大阪市と連携の上、日本の自治体の知見を活用した下水道事業分野の協力を実施した（各年度）。
- ㈱LIXILグループの簡易型トイレと機構事業との連携を通じて、開発途上地域の衛生改善に貢献するため、業務連携・協力を係る覚書を締結した（2019年度）。
- モンゴル、イラン、コソボで技術協力プロジェクトを継続し、発生源や汚染構造を明らかにし、呼吸器系疾患等健康リスク抑制のための科学的根拠に基づく対策・規制策定を推進するべく、モニタリング・分析能力強化等を支援した（2020年度）。
- ベトナム環境保護法改正に際し、気候変動、廃棄物管理、流域・水質汚濁管理の複数の側面において機構の技術協力プロジェクトや環境関連分野の政策アドバイザー等による協力成果が反映された。さらに、拡大生産者責任や公害管理防止者制度の導入等、環境管理の取組強化とともに、その主体が行政から市民、企業等も含めた社会全体へと拡大していく方向性が示された（2019年度）。

③ 海洋プラスチックごみ対策

- 機構初の海洋プラスチックごみ対策に特化したSATREPS事業を開始し、廃棄物焼却発電及び廃プラスチックリサイクルによる海洋ごみ対策促進を検討する調査のほか、SATREPS事業の社会実装に向けた今後のタイ側の有効な実施体制の検討とともに、これに際しての本邦技術導入の可能性を側面支援した（2019、2020年度）。
- 機構は、海洋プラスチックごみの削減に向けた民間企業の国際アライアンスであるAEPW（Alliance to End Plastic Waste）と包括的な連携・情報共有に係るMOUを締結した（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- 都市部の住環境の改善や持続可能な経済社会システムの構築に向けた既述の取組を通じて、SDGsターゲット6.3（水質の改善）、11.6（都市一人当たりの環境上の悪影響軽減）、12.4及び12.5（廃棄物の排出削減）の実現に向けて貢献した。
- ベトナム、インドネシア、タイ等での気候変動対策に資する技術協力を通じて、SDGsターゲット13.1（レジリエンス及び適応能力強化）、13.2（気候変動の国別政策・計画への反映）、13.3（教育、啓発、人的能力及び制度機能改善）の実現に向けて貢献した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 2020年2月以降の世界的な新型コロナの感染拡大に際し、衛生的な都市環境の維持に不可欠な社会サービスである廃棄物管理事業をコロナ禍においても継続するために、ミャンマー、バングラデシュ、ドミニカ共和国等6か国で収集・清掃作業員や処分場作業員に対する感染予防資材の供与、労働安全衛生に関する講習等を実施した。
- 「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」（2021年3月時点で37カ国65都市が加盟）の枠組みを活用し、新型コロナウイルス影響調査を急ぎ実施するとともに、UN-Habitatとの連携によるパンデミック下における廃棄物管理戦略ガイダンス等をACCPウェブサイトで公表した。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

ウィズコロナ、ポストコロナ環境下で感染拡大防止や特に都市部の公衆衛生の改善に資する協力へのニーズが増大しており、実施中事業を含めこれらニーズに迅速かつ柔軟に対応することが必要となっている。また、2021年の第9回太平洋・島サミットや2022年のTICAD 8を見据え、日本政府による海洋プラスチックごみ対策の推進に向けたコミットメントである「マリーン・イニシアティブ」の推進に資する事業形成を引き続き推進する。

No.4-5 食料安全保障

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
サブサハラ・アフリカにおけるコメ生産量の増加に貢献するための稲作に係る研修実績数	普及員：833人 ⁸ 農家：2万人	普及員：1,523人 農家：23,169人	普及員：1,735人 農家：42,803人	普及員：2,983人 農家：51,625人	普及員：2,006人 農家：42,800人	普及員：人 農家：人

(1) 食料需給の地域的不均衡の是正に向けた貢献

- マダガスカル、ナイジェリア、ルワンダ等計7か国において計8件、アフリカにおける飢餓と栄養不良の克服に向けた事業を実施した。また、農業・農村開発分野の事業を中心に栄養に配慮した活動を盛り込んだ「栄養センシティブ化」を推進した（各年度）。

① 穀物等主要作物の生産性向上

- TICAD IV（2008年）を機に機構主導で立ち上げた「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」に関し、CARD対象全23か国で国家稲作開発戦略を策定するとともに、50件以上の関連事業を実施した。2018年度には、TICAD Vの公約であるCARDの目標「2018年までの10年間でサブサハラ・アフリカのコメ生産量倍増（1,400万トンから2,800万トン）」が達成した。また、「2030年までに、サブサハラ・アフリカのコメ生産量の更なる倍増（2,800万トン→5,600万トン）」を目標とするCARDフェーズ2を2019年より開始し、これまでの協力成果を踏まえたRICEアプローチ

⁸ TICAD VIの目標値：普及員2,500人、農家6万人（2016-2018）

(Resilience、Industrialization、Competitiveness、Empowerment) に基づく人材育成を推進した (各年度)。

- エチオピアでは、気候変動による不作のリスク軽減に資する天候インデックス型農業保険の導入に向けた事業を実施した (各年度)。また、インドネシアでは、農業保険政策立案に向けた支援準備を行うとともに、既存の実損補填型農業保険制度の普及研修のオンラインでの実施や、新規援助手法の収量インデックス型保険導入に向けた収量データに基づく制度設計を進めた (2019、2020年度)。

② 持続的な水産資源の管理と養殖の振興

- カリブ島嶼国地域では、行政の人的・資金的資源が十分ではない島嶼国での水産資源管理として、漁民と行政の共同管理 (コマネジメント) の有効性を技術協力プロジェクトで実証した結果、同取組の推進に向けた提言がCARICOM漁業大臣会合で採択されたほか、沿岸水産資源の保全管理にコマネジメントを活用する広域プロジェクトを開始した (2018、2019年度)。
- ベナン及びコートジボワールでは、中核養殖農家による近隣養殖農家への種苗生産販売と技術指導を組み合わせた農民間普及の技術協力プロジェクトを実施し、計919人に対して研修を実施したほか、域内展開に向けて、トーゴやカメルーンから養殖農家を招へいして研修を実施した (2017、2018年度)。
- 違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業対策として、東南アジア・大洋州地域を対象とする研修や、インドネシアでの衛星を活用した技術協力プロジェクト等を実施した (2018～2020年度)。
- アフリカ広域研修をセネガルで実施し、同国のコマネジメントの知見を8か国90人の参加者とともにも共有した。また、モルディブ、パラオ、モーリシャス、東ティモール、インドネシアでブルーエコノミー案件を形成した (2020年度)。

③ その他の取組

- モンゴルやパキスタンで、畜産分野のバリューチェーン開発のための支援に取り組んだ。また、人獣共通感染症の防疫と家畜衛生への強化に向けた協力をミャンマーやザンビアで実施した (2020年度)。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- CARDの推進等を通じて、SDGs Goal2 (食糧の安定確保) の達成に向けて貢献した。
- 持続的な水産資源の管理と養殖の振興に資する取組を通じて、SDGs Goal14 (海洋・海洋資源の持続可能な開発・保全) の達成に向けて貢献した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 現地のニーズに迅速に応えるべく、農業投入財 (優良種子、肥料等) の供与等90件以上、既存案件の枠組みをいかした食料安全保障 (農業・栄養) 分野の新型コロナ支援を実施した。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

CARD2においては、耕地拡大による増産ではなく、土地・労働生産性向上による増産の実現が課題である。これに対応するために先進農業技術の導入を民間企業とも連携しながら進めていく。また、先進

技術導入にあたっては、資本力の弱い小規模農家も享受可能なものとなるよう留意して進める。さらに、増大するコメ需要に応えていくには、適正稲作技術の開発・普及に加えてバリューチェーン開発に資する協力も展開していく必要がある。

水産においては、資源管理体制の脆弱な地域がまだ多く残っており、また違法・無報告・無規制（IUU）漁業が持続可能な水産資源管理を脅かしているという課題がある。これに対応するため、コマネジメンの普及による資源管理体制強化、IUU漁業を抑制するための人材育成を引き続き実施する。

畜産においては、家畜密度の高まり、抗菌剤の乱用等に伴い、家畜の疾病が課題となっている。さらに、家畜の疾病の多くは人獣共通感染症であり、人と家畜の移動増加等により人への感染も深刻な課題となっている。これら課題に対応するために、「One Health」の理念を踏まえた人獣共通感染症対策と家畜衛生改善が重要である。これらに対して重要な役割を担う獣医師について公的機関のみならず民間部門も含めた育成・能力向上を進めていく。また、研究能力向上支援を併せて進めていく。

気候変動による農業生産及び農家経済への影響は、近年、一層拡大してきている。これに対応するため、他の農業関連プロジェクトにおいて気候変動に対する強じん性を強化する取組を導入するための対策を検討する。

No.5	地域の重点取組
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、各年度の開発協力重点方針、自由で開かれたインド太平洋、横浜宣言2019、アジア健康構想、対ASEAN海外投融资イニシアティブ、対中南米外交・三つの指導理念 (juntos) 、日・中南米連結性強化構想
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (計画値)
アジアにおいて育成する産業人材数	12,000人/年 ¹	12,000人	21,933 人	19,850 人 ²	21,109 人 ³	24,517人	14,400人
アフリカにおける育成人材数	600万人 ⁴ (2017-2018)	350万人	422万人	476万人	—	—	—
②主要なインプット情報 (予算額 ⁵ /支出額 (百万円))			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
東南アジア・大洋州			26,101/ 25,884	29,565/ 30,312	29,385/ 26,774	27,620/ 21,066 ⁶	
南アジア			13,627/ 11,947	10,891/ 12,246	11,249/ 9,705	12,327/ 9,489 ⁷	
東・中央アジア、コーカサス			4,844/ 5,258	4,990/ 4,684	5,175/ 4,691	4,484/ 3,895 ⁸	
中南米・カリブ			8,525/ 8,675	8,109/ 7,999	8,399/ 8,242	11,249/ 6,602 ⁹	
アフリカ			35,672/ 31,012	30,321/ 33,209	28,921/ 27,948	32,705/ 26,025 ¹⁰	
中東・欧州			8,290/ 9,094	11,810/ 9,711	8,071/ 7,165	6,714/ 4,857 ¹¹	
全世界・その他			10,273/ 11,264	8,833/ 8,727	14,924/ 9,364	16,398/ 9,071 ¹²	

¹ 2015年日・ASEAN首脳会議における日本の公約である「アジア産業人材育成協力イニシアティブ」に示されている達成目標を基に、機構貢献分を約90%と想定して設定する。日・ASEAN首脳会議の目標値：2015年から2017年に年間1.3万人強

² 2018年度の集計値に誤りがあり今回更正。

³ 2019年度の集計値に誤りがあり今回更正。

⁴ 日本政府公約であるTICAD VIの達成目標を基に、機構貢献分を90%と想定して設定する。TICAD VIで発表した日本としての取組（公約）：2016年から2018年に1,000万人

⁵ 参考値として「開発協力の重点課題」セグメントの業務経費の地域別の予算内訳を示している。

⁶ 暫定値

⁷ 暫定値

⁸ 暫定値

⁹ 暫定値

¹⁰ 暫定値

¹¹ 暫定値

¹² 暫定値

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：

(5) 地域の重点取組

開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援するため、各国・地域の情勢や特性に応じた重点化を図り、刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応した開発協力事業を実施する。その際、国単位の取組に加え、地域統合や地域の連結性向上に向けた動きや広域開発等の地域に共通する課題、ぜい弱国支援、格差是正、中所得国の罨といった課題への対応や、一定程度発展した国の更なる持続的成長を支える視点、防災や感染症、環境・気候変動等グローバルな課題にも留意する。特に、以下のようなそれぞれの地域の特性や重点とすべき開発課題の解決に向け、国別開発協力方針に沿った事業を形成して実施する。

ア 東南アジア・大洋州地域

東南アジア地域については、ハード・ソフト両面のインフラ整備を含む連結性の強化、域内及び各国内の格差是正を中心に、共同体構築及びASEAN全体としての包括的かつ持続的な発展に向けた支援を行う。大洋州地域については、小島嶼国ならではのぜい弱性を踏まえ、気候変動による海面上昇や自然災害による被害、水不足、廃棄物管理、地球規模の環境問題の影響への対応等、開発ニーズに即した支援を行う。

イ 南アジア地域

地域の安定と潜在力の発現に向け、インフラの整備や貿易・投資環境の整備等、成長を通じた持続可能な発展の基盤を構築するための支援を行う。

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

域内の格差に留意しつつ、隣接地域を含めた長期的な安定と持続可能な発展のための国づくりと地域協力への支援を行う。

エ 中南米・カリブ地域

貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進していくための環境整備、発展を遂げている国の国内格差の是正、気候変動を含む地球規模課題等への対応を支援する。また、日系社会と我が国との連携・協力を強化するための移住者支援策や日系社会支援に取り組む。

オ アフリカ地域

貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げるアフリカの成長を我が国とアフリカ双方のさらなる発展に結び付けられるよう、アフリカ開発会議（TICAD）プロセス等を通じて、官民一体となった支援を行う。また、地域的な取組、難民問題への対応を含む平和と安定の確立・定着及び引き続き深刻な開発課題の解決に向け必要な支援に取り組む。

カ 中東・欧州地域

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有、人道支援と開発協力の連携を意識した難民問題への対応や、我が国の中東地域安定化のための包括的支援等への貢献にも留意した支援を行う。

中期計画：

(5) 地域の重点取組

各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析し、我が国政府の政策・公約や国別開発協力方針等を踏まえ、事業を形成・実施する。

ア 東南アジア・大洋州地域

東南アジアは高い経済成長を遂げている一方で、域内及び各国内の格差の問題も存在する。かかる地域の特性を踏まえ、インフラ開発に対する膨大なニーズにも対応し、ハード・ソフトのインフラ整備を含む連結性の強化、生産性向上や技術革新を促す人材育成、平和で安全な社会の構築に向けた支援等を行う。また、防災、気候変動、感染症等の地域の共通課題に取り組む。協力に当たっては、我が国政府

の政策や日・ASEAN首脳会議における我が国政府の公約への貢献や地域機関との連携に留意する。大洋州については、太平洋・島サミット（PALM）での我が国政府の公約達成にも貢献するため、自然災害や気候変動への脆弱性、水不足や廃棄物処理を含む近代化に伴う環境問題の顕在化、複雑化する海洋問題等、小島嶼国を含む地域特有の開発課題への取組を支援する。

イ 南アジア地域

南アジアは、若年層が多い人口構成や莫大な消費を背景として、今後、世界の経済成長の中心となる潜在力を有している。一方で、同地域はサブサハラ地域に次ぐ貧困人口を有し格差も大きく、自然災害にも脆弱である。かかる地域の特性を踏まえ、インフラ整備や貿易・投資環境整備等の経済発展基盤の構築、平和と安定、安全の確保への取組、基礎生活分野の改善、気候変動や防災等の地球規模課題への対応を支援する。協力に当たっては、域内の内陸国のニーズや地域全体及び他地域とのハード・ソフト両面における連結性強化に留意する。

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

東・中央アジア及びコーカサスは地政学的に重要な位置にあり、併せて市場経済に移行した旧社会主義国が多く、長期的な安定と持続可能な発展が求められている。かかる地域の特性を踏まえ、ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成等を支援する。協力に当たっては、域内外の連結性向上や、格差の是正にも留意する。

エ 中南米・カリブ地域

中南米・カリブでは、多くの国が一定の経済発展を達成しつつある一方、貧困層や格差、自然災害等の脆弱性を抱えている国も少なくない。かかる地域の特性を踏まえ、国際開発金融機関等との連携も通じ、インフラ整備や、防災、気候変動といった地球規模課題等への対応を支援する。また、日系社会の存在が我が国とのより強い絆になっていくよう、必要な移住者支援策を継続することに加え、日系社会支援を進め、日系社会との連携・協力に向けた取組を強化する。

オ アフリカ地域

アフリカは、人口規模の観点から将来的に一大市場を形成することが期待され、継続した産業開発への協力が重要となっている。一方で、資源価格の下落、感染症や暴力的過激主義の拡大といったリスクも依然として高く、これら課題への対応が同時に求められている。かかる地域の特性を踏まえ、運輸交通、水・衛生、再生可能エネルギーを含むエネルギーへのアクセス等のインフラ整備、産業育成、人材育成を含む投資・ビジネス環境の整備・改善、基礎生活分野の改善等に係る官民一体となった協力を行う。協力に当たっては、TICAD VI ナイロビ宣言の3本柱である経済多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進、質の高い生活のための強靱な保健システム促進、難民問題への対応を含む繁栄の共有のための社会安定化の促進を重視する。また、国別のみならず地域経済共同体を主軸とした地域的な取組も推進する。

カ 中東・欧州地域

中東では多くの国でアラブの春以降の混乱が継続するとともに、シリア難民の問題はグローバルな課題となっており、国際社会による緊急人道支援に加え、受入コミュニティへの支援や、問題の背景にある貧困や失業等の構造的な課題への取組と中長期的な対応が求められている。また、欧州でも地域安定のため平和の定着、経済振興が必要とされている。かかる地域の特性を踏まえ、社会的・地域的な格差是正、国の発展を支える人材の育成、インフラ整備、投資環境整備、持続的な環境保全等を支援する。その際、我が国政府の中東地域安定化のための包括的支援への貢献にも留意する。特に、シリア等からの難民問題については、周辺国、国際機関等とも連携のうえ、受入国国民の受益とのバランスに配慮する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1. ①参照）

我が国関連政策及び地域別公約等への貢献を含む、各国・地域固有の開発課題解決に向けた、国別開発協力方針に沿った案件形成・実施状況

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

<評定と根拠>

評定：S

根拠：

【中期目標達成の見込み】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的目標を大きく上回り達成することが見込まれる。質的な観点からも、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標設定時に想定した以上の外交政策等に対する寄与）を満たしており、成果の最大に向けた取組で所期の目標を大幅に上回る形で成果をあげていることから、中期目標における所期の目標を大幅に上回る形で達成が見込まれる。

【定量的指標（政策への貢献については下線付記）】

定量的指標のうち、「アフリカにおける育成人材数」（TICAD VIの達成目標のうち機構貢献分）は、既に目標水準を達成済みである。また、「アジアにおいて育成する産業人材数」（2015年日・ASEAN首脳会議における日本の公約「アジア産業人材育成協力イニシアティブ」に示されている達成目標のうち機構貢献分）についても、過年度実績はいずれも目標水準を達成済みである。

【質的成果】

ア. 全地域：

- コロナ禍の各国ごとの喫緊のニーズに応えるべく、新型コロナへの緊急体制整備のみならず、経済対策や医療施設・資機材の拡充、社会保障の拡充に貢献するための緊急円借款を12か国に対し供与。
- 新型コロナ感染拡大を受けた取組として、長年の協力で培った人的ネットワークを最大限活用し、感染の拡大初期から各国のニーズを迅速に把握し、延べ70か国に新型コロナ緊急資機材の供与、技術的支援等を実施。

イ. 東南アジア・大洋州地域：

- ①インフラ整備を含む連結性の強化に資する事業として、タイ、ミャンマー間の物流改善（約21日間必要な海上輸送を陸路で2日以内に短縮）、ヤンゴンの通関の簡易検査に要する時間の大幅短縮（2時間→1分以内）、ジャカルタのMRT（Mass Rapid Transit）南北線の運行開始によるラッシュ時の移動時間の大幅短縮（片道約1～1.5時間→約30分）を実現。また、カンボジアのチュレイ・チョンバー橋（日本・カンボジア友好橋）、ラオスのビエンチャン国際空港、ベトナムのラックフェン国際港等の整備を通じて、各国との友好関係強化や本邦企業の海外展開にも寄与。
- ②「日・ASEAN首脳会議公約」に資する産業人材の育成として、公約の早期かつ目標を大幅に上回る達成に寄与したほか、同公約の具体的施策の一つとして、タイ初の日本式高専設立等を含む円借款事業を開始し、日本の高専制度の海外展開にも寄与。
- ③平和で安全な社会の構築に資する事業として、公約の達成に寄与しつつ、各国の海上保安組織への技術協力や巡視艇の供与、サイバーセキュリティ対策強化研修等を実施。また、ミャンマーでは、長年の信頼関係に基づく政策対話による働きかけを通じ、マネーロンダリング対策の進捗に貢献。さらに、ベトナムでの日越首脳会談の共同声明を踏まえた幹部候補を対象とした大型人材育成事業を通じて知日派リーダーを育成。
- ④地域の共通課題の解決に資する事業として、健康イニシアティブの早期かつ目標を大幅に上回る達成に寄与したほか、機構による災害医療人材の能力強化と域内ネットワーク形成が、ASEAN首脳会議の議長声明で高く評価。また、タイの洞窟で発生した遭難事故では、タイ政府の捜索・救助活動に貢

献した機構関係者が、国王ラーマ10世より国家勲章を受章。

- 第7回太平洋・島サミット（PALM7）及び第8回太平洋・島サミット（PALM8）の公約達成に寄与しつつ、①自然災害や気候変動等脆弱性への対応に資する事業、②近代化に伴う環境問題への対応に資する事業、③複雑化する海洋問題等への対応に資する人材育成等を実施。
- ①自然災害や気候変動等脆弱性への対応に資する事業として、ハイブリッドアイランド構想の具現化、太平洋気候変動センターの整備及び人材育成、再生可能エネルギーの導入等を推進。
- ②近代化に伴う環境問題への対応に資する事業として、廃棄物管理の改善に資する人材育成を実施。
- ③複雑化する海洋問題等への対応に資する人材育成として、船舶安全、海上犯罪取締り、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の抑止、資源管理型漁業の推進等の研修や、日米連携によるIUU漁業対策研修を実施。
- 大洋州各国の開発を担う将来の幹部候補人材を育成。

ウ. 南アジア地域：

- 「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」等、各国との公約に基づく事業を推進し、各国との関係強化に大きく貢献したほか、①経済発展基盤の構築、連結性強化に資する事業、②平和と安定、安全の確保に資する事業、③基礎生活分野の改善に資する事業、④気候変動や防災等の地球規模課題への対応に資する事業等を実施。
- ①経済発展基盤の構築、連結性強化に資する事業として、インドでの高速鉄道建設事業、貨物専用鉄道建設事業、地下鉄事業等、バングラデシュでの機構初のEBF（Equity Back Finance）の貸付等を通じた同国初の日系企業向け経済特区開発を推進。パキスタンでは、本邦技術を用いたインフラ整備により域内の物流活性化に貢献。アフガニスタンでは、長年にわたって都市開発を支援し、Ghazi Meer Masjidi Khan勲章を受章。
- ②平和と安定、安全の確保に資する事業として、ネパールでの民法制定・施行、連邦議会、州、地方選挙の円滑な実施に寄与。また、アフガニスタンでは、UNDP及びトルコ政府との連携による女性警官育成（661人）やアフガニスタン未来への架け橋・中核人材育成プログラムを通じた行政官の本邦受入（165人）を実施。バングラデシュでは、ミャンマー・ラカイン州からの避難民キャンプでIOM等と連携した同キャンプ内最大規模の給水施設を完成。
- ③基礎生活分野の改善に資する事業として、インドのラジャスタン州では、円借款事業をてこに、女性農家の水利組合員資格取得を認めるための関連法規の改正を実現。また、バングラデシュ、スリランカでは、SHEPの概念を活用した協力を実施。さらに、パキスタンでは、ノンフォーマル教育の普及、FAOとの連携事業におけるサバクトビバッタ被害を受けた小規模農家の生計向上支援等を実施。
- ④気候変動や防災等の地球規模課題への対応に資する事業として、ネパールでは、コミュニティによる住宅復興モデルの導入で機構対象地域の約9割の住宅完工を実現し、ネパール政府の高評価を得るとともに、他ドナーによる同モデルの横展開が実現。また、スリランカ、パキスタンでは洪水対策支援等を実施。

エ. 東・中央アジア及びコーカサス地域

- 長期的な安定と持続可能な発展という観点から、①ガバナンスの強化、②産業の多角化、③インフラ整備、④人材育成に資する事業等を実施。
- ①ガバナンスの強化に資する事業として、モンゴルでの財政・社会・経済改革開発政策借款や、ウズベキスタン、タジキスタン、ジョージアでの保健医療、災害対策、農村開発、教育分野の協力を実施。特にモンゴルでは、機構支援を通じて税法改正が実現。
- ②産業の多角化に資する事業として、モンゴルにおける農牧業バリューチェーンの構築、ウズベキスタンでの園芸農業の輸出能力強化、ジョージアでの観光業活性化等を実施。また、モンゴルでは、中

小企業振興及び産業多角化に向けた事業の功績を踏まえ、機構専門家が同国大統領から北極星勲章（外国人に叙勲される最高位のもの）を受章。

- ③インフラ整備に資する事業として、モンゴル、ウズベキスタン、ジョージア、アゼルバイジャンで、空港、国際幹線道路、発電所等の質の高いインフラ整備を実施。特にモンゴルでは、「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」を踏まえて支援した新ウランバートル国際空港の事業運営権を本邦企業が獲得したほか、無償資金協力で整備した同国初の教育病院である「日本モンゴル教育病院」が開院。また、ウズベキスタンでは、電力分野支援として機構初の運営維持管理（Operation and Maintenance：O/M）借款に係るL/Aを締結。
- ④人材育成に資する事業として、人材育成奨学計画（JDS）、開発大学院連携、課題別研修等を通じて計256人を育成。キルギスにおけるJDS卒業生の大統領府局長（閣僚級）等、各国閣僚及び政府要人ポストへのJDS卒業生の就任が相次ぎ、知日派リーダーの育成に大きく寄与。
- 中国では、対中ODA終了に向け40周年の対中ODAを振り返るシンポジウム等を開催し、中国経済発展における日本のODAの役割・貢献等の中国の若い世代への紹介や多数の主要メディアでの報道を通じて、日中の友好関係促進に大きく寄与。
- 日本政府の「中央アジア+日本」対話における地域共通テーマへの対応として、越境協力推進によるバッタ被害低減のため、初めて中央アジア5か国全て及びアフガニスタンを対象とした無償資金協力を実施。

オ. 中南米・カリブ地域：

- IDBや中米統合機構（SICA）等との連携を通じた①インフラ整備や②地球規模課題等への対応とともに、③日系社会支援及び日系社会との連携・協力に取り組んだ。
- ①インフラ整備に資する事業として、パナマ、ニカラグア、エルサルバドル等で都市鉄道、道路・橋梁、エネルギー等の分野における質の高いインフラ技術の活用促進のほか、中南米地域全体、キューバ、ボリビア等で運輸交通の改善に資する協力を実施。
- ②地球規模課題等への対応として、IDBとの協調融資によるエクアドル、ジャマイカ、パラグアイでの気候変動対策に向けた取組を推進。また、エクアドルでは、同国政府との地道な関係構築・強化を通じて、エネルギー分野で20年ぶりの借款再開を実現。
- ③日系社会支援及び日系社会との連携・協力として、ペルーでは、日系社会やIDBとの強固な信頼関係を基に、機構初の劣後融資、ペルー初の海外投融資、かつIDB Labとの初の協調融資として、日系人を起源とする信用組合への海外投融資供与を実現。また、海外移住資料館における各種企画展の実施や移住関連資料の収集・保管等を通じた日本国内での理解促進に取り組んだ。加えて、コロナ禍で困難な状況に置かれた各国日系団体を支援すべく、日系団体への助成金に係る制度改定を迅速に検討・実施の上、申請受付を開始（30件の追加交付を決定）。
- 全世界に先駆けてサンパウロ大学法学部に講座「日本開発研究プログラム（フジタ・ニノミヤチェア）」を開設、機構の働きかけを通じて（株）三菱UFJ銀行や三井物産㈱の寄附金が講座運営に活用。
- 各国でこれまでの機構の貢献が高く評価され、機構並びに機構元理事長及び現理事長等が受勲。具体的には、ブラジルでJICA元理事長の緒方貞子特別フェローが「リオ・ブランコ勲章グランクルス位」を受章。ニカラグアで機構が大統領勲章を受章。パラグアイで機構理事長が国家功労賞（大十字勲章）を受賞。機構職員がSICA貢献勲章を受章。

カ. アフリカ地域：

- ①インフラ整備、②投資・ビジネス環境の整備・改善、③基礎生活分野の改善に資する事業等を実施。
- ①インフラ整備に資する事業として、東アフリカ北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ「成長の環」等の域内経済開発事業を実施。特にウガンダでは、東アフリカ北部回廊のナイル川源流橋が完工した結

果、時速80km（従前の4倍速）での通行が可能となり、輸送能力増強に貢献したほか、質の高い現場管理（4年半の歳月において死亡者ゼロ、地元雇用への寄与（現地雇用率90%等））に対して、ウガンダ大統領から謝意が表明。また、モザンビーク、ガーナ、コートジボワールでのインフラ整備事業においても、各国首脳から日本の質の高いインフラへの評価とともに謝意。

- ②投資・ビジネス環境の整備・改善に資する事業として、ABEイニシアティブやアフリカ各国での各種事業を実施し、TICAD V、VIの公約達成に貢献。また、AUDA（アフリカ連合開発庁）-NEPAD等と協力し、「アフリカカイゼン年次会合」の毎年の開催、カイゼンの効果的普及に向けた「カイゼンハンドブック」の発表、「アフリカ・カイゼンアワード」の初開催等に取り組み。さらに、複数の高専等と「JICA－高専イノベーションプラットフォーム」を設置し、これまでの手法では解決困難なアフリカの課題解決に向けた検討・実証実験を推進したほか、長岡高専と覚書を締結し、同校の授業の一環として、オープンイノベーションに関連する講義や審査会の開催、試作品製作を推進する等、新たな取組を考案・実施。
- ③基礎生活分野の改善に資する事業として、IFNA重点10か国における国別栄養改善戦略の策定を支援したほか、TICAD 7におけるIFNAのサイドイベントをAUDA-NEPADと開催し、「IFNA横浜宣言2019」を採択して援助潮流の形成に貢献。
- TICAD 7の成果文書の一つ「TICAD 7における日本の取組」の検討過程で機構の貢献策案を提案した結果、同取組48項目のうち40項目で機構関連の取組となり、策定に大きく貢献。また、TICAD 7の際、他機関等とともにサイドイベントを31件開催、延べ7,340人の参加を得たほか、「BON for Africa（アフリカ盆踊り）」を企画・実施し、TICAD 7やアフリカへの一般市民の関心を高める機会として貢献。
- 新型コロナに対応したビジネスプランコンテスト「NINJA Business Plan Competition in response to COVID 19」を実施。

キ. 中東・欧州地域

- ①社会的・地域的な格差是正、②国の発展を支える人材の育成、③インフラ整備及び投資環境整備、④持続的な環境保全に資する事業等を実施。
- ①社会的・地域的な格差是正に資する事業として、ヨルダンでの大学等における若年層への就職支援能力の向上支援や同国に避難している障害のあるシリア難民の社会参加促進支援、パレスチナでのジェリコ農産加工団地の開発・運営能力支援や住民主体のキャンプ改善計画の策定支援、モロッコでの農業振興や地域間格差是正に資する円借款事業等を実施。
- ②国の発展を支える人材の育成に資する事業として、「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム」を累計67人派遣し、世界人道サミットでの公約達成に寄与したほか、「平和の架け橋・人材育成プログラム」を通じ、累計57人のシリア難民を留学生として受入。エジプト・日本学校では、「特活」を導入した日本式教育が評価され、累計43校のEJSがエジプト国内に開校したほか、「エジプト・日本教育パートナーシップ」を通じ累計1,138人の留学生を受け入れた。さらに、「日本・エジプト三角協力プログラムに係る協力覚書」により、アフリカから4,137人、中東（イラク・イエメン）から2,340人を受入。
- ③インフラ整備及び投資環境整備に資する事業として、イラクでは、復興支援に向けて電力・水分野の円借款事業を4件承諾したほか、産業多角化に向けた農業分野の支援も実施。また、チュニジアでは、技術協力を通じて企業80社のカイゼン活動実施を支援。さらに西バルカンでは、機構の過去の支援によるセルビア及びモンテネグロの中小企業支援体制構築の成果を、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニアに普及・展開。
- ④持続可能な環境保全に資する事業として、エジプト、ウクライナでの下水分野の協力、チュニジアでの海水淡水化の協力を実施。また、イラク、エジプト、ウクライナ、セルビア、コソボ、モルドバでは廃棄物管理や都市環境改善に向けた取組を実施。

4. 業務実績

関連指標		基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数		128件 ¹³	135件	135件	139件	139件	
質の高いインフラパートナーシップで公約されたアジアのインフラ分野向け資金協力支援		- ¹⁴	9,891億円	1兆1,358億円	1兆1956億円	8,598億円	
各地域の本邦研修実績数	東南アジア・大洋州	-	4,643人	3,64人	3,570人	1,462人	
	南アジア	-	1,710人	1,338人	1,487人	594人	
	東・中央アジア、コーカサス	-	1,018人	782人	785人	296人	
	中南米・カリブ	-	1,516人	1,133人	1,205人	585人	
	アフリカ	-	3,488人	2,565人	2,430人	1,436人	
	中東・欧州	-	1,255人	865人	995人	375人	
	合計	24,000人 ¹⁵	13,630人	10,324人	10,472人	4,748人	

No.5-1 全地域

- コロナ禍の各国ごとの喫緊のニーズに応えるべく、新型コロナへの緊急体制整備のみならず、経済対策や医療施設・資機材の拡充、社会保障の拡充に貢献するための緊急円借款を12か国に対し供与した。
- 新型コロナ感染拡大を受けた取組として、長年の協力で培った人的ネットワークを最大限活用し、感染の拡大初期から各国のニーズを迅速に把握し、延べ70か国に新型コロナ緊急資機材の供与、技術的支援等を実施した。
- 開発途上国におけるトップクラスの大学等と連携し、日本の開発経験を共有する日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）をブルガリア・ソフィア大学での講座を皮切りに、25か国で実施し、知日派リーダーを育成した。

No.5-2 東南アジア・大洋州

(1) 東南アジア

- ASEAN共同体の構築に係る日・ASEAN首脳会議公約（5年間（2013-2017）で連結性強化、格差是正、防災、気候変動、平和と安定分野に2兆円規模の支援）に関し、2016年度までに2兆2,811億円を支援して公約の早期達成に寄与、2017年度までに2兆8,396億円を支援し、目標を大幅に上回る公約達成に寄与した（2017年度）。
- 2019年に締結された日ASEAN技術協力協定の下、2019年にASEAN首脳会議で採択された「インド太平洋に関するアセアン・アウトルック（AOIP）」の推進に資する研修事業3件を実施した（2020

¹³ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、512件

¹⁴ アジア向けインフラ支援として2016-2020に4兆円（質の高いインフラパートナーシップでの公約額（1,100億ドル）のうち、機構貢献分（335億ドル）。円ドル換算は、公約発表時のレートに基づく（円借款事業のみを集計）。

¹⁵ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均。なお、当実績値には本邦研修以外に第三国研修、現地国内研修の人数も含まれる。前中期目標期間（2012-2015）の本邦研修のみの実績平均は11,595人

年度)。

① インフラ整備を含む連結性の強化

- 東西経済回廊整備支援として、ベトナム、ラオス、タイ、ミャンマーをつなぐ陸の連結性強化に資する協力を実施した。例えば、海上輸送に依存するタイ、ミャンマー間の物流改善(約21日間必要な海上輸送を陸路で2日以内に短縮)を推進した(各年度)。
- 南部経済回廊整備支援として、ベトナム、カンボジア、タイをつなぐ陸の連結性強化に資する協力を実施した。例えば、チュルイ・チョンバー橋(日本・カンボジア友好橋)は、フン・セン首相の高評価を得て、両国間の友好関係強化に大きく寄与した(各年度)。
- 海洋の連結性強化に資する協力を実施した。例えば、ミャンマーでは、ヤンゴンの港における日本の電子通関システムの導入を通じて、通関の簡易検査に要する時間の大幅短縮(2時間→1分以内)を実現したほか、円借款を通じて整備したティラワ地区港では、機構の側面支援を経て、本邦企業とミャンマー企業のコンソーシアムが運営を開始した。また、ベトナムでは、両国の戦略的パートナーシップの下、ラックフェン国際港が完工し、フック首相より謝意が表明された(各年度)。
- ラオスでは、円借款を通じてビエンチャン国際空港を整備し、同国公共事業運輸大臣より「両国友好関係のシンボル」との高評価を得たほか、本邦企業が海外で取り組む初の空港ターミナル運営民営化事業として、必要な支援を実施した(2018年度)。
- フィリピンでは、円借款「南北通勤鉄道延伸事業」におけるADBとの協調融資を念頭に、合同進捗会議の定期開催、合同審査等を実施し、機構及びADBともに過去最大規模となる協調融資事業(約1.4兆円)に対するL/Aを調印した(2018年度)。
- インドネシアでは、円借款「ジャカルタ都市高速鉄道事業」を通じて、MRT(Mass Rapid Transit)南北線の運行が本格的に開始され、ラッシュ時の移動時間の大幅短縮(片道約1~1.5時間→約30分)に貢献した(2019年度)。

② 生産性向上や技術革新を促す人材育成

- 産業人材育成に係る日・ASEAN首脳会議公約(3年間(2015-2017)で4万人規模の産業人材育成)に関し、2016年度までに48,678人の産業人材を育成して公約の早期達成に寄与、2017年度までに68,633人の人材を育成し、目標を大幅に上回る公約達成に寄与した(2017年度)。
- 日・ASEAN首脳会議公約である産業人材育成イニシアティブの具体的施策の一つとして、タイ初の日本式高専設立等を含む円借款事業を開始し、2020年度まで2校が開校した。また、日本の高専制度の海外展開にも寄与した(2019、2020年度)。

③ 平和で安全な社会の構築

- テロ対策強化等に係る日・ASEAN首脳会議公約(3年間(2016-2018)で総合的なテロ対策強化策に係る450億円規模の支援及び2,000人の人材育成)に関し、日本は約800億円の支援及び2,653人の人材育成を実施、そのうち、機構は約756億円の支援及び1,299人の人材育成を実施し、目標を大幅に上回る公約達成に寄与した(2017、2018年度)。
- 海上保安分野の人材育成に係る日・ASEAN首脳会議公約(3年間(2016-2018)で1,000人規模の海上保安分野の人材育成)に関し、2018年度までに1,070人の人材を育成し、公約達成に寄与し

た（2017、2018年度）。インドネシアでは、「海上保安機構能力向上」（国別研修）において、日本の海上保安庁等によるオンライン研修を実施した（2020年度）。

- 将来、ASEAN諸国での政策決定への関与が期待される幹部候補の行政官を対象とする留学制度を活用した人材育成プログラムを新設した（2017年度）。
- ベトナムでは、日越首脳会談（2017年）の共同声明を踏まえ、2019年度から5年間で500人の幹部候補の行政官を育成する技術協力を実施した。この規模の大型人材育成は機構初で、2020年度には、本邦研修参加者（副大臣・局長・次長・課長・課長補佐級等計104人）から中央省庁の副大臣や地方省の党書記等に昇格する研修生を輩出、同国との関係強化に大きく寄与（2019、2020年度）。
- 日本の開発経験を共有する日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）として、タイ、ミャンマー、ベトナム、フィリピンで特別講義やオンラインセミナーの開催、ビデオ教材の送付等を実施した（2020年度）。
- 日ASEAN技術協力協定の署名（2019年5月）を踏まえ、同協定の下、サイバーセキュリティ対策強化研修を実施した（2019、2020年度）。
- 海賊行為、密漁及び違法な取引が起きている海域に対する資金協力を通じて巡視艇を供与した（フィリピンに7隻等に供与したほか、ベトナムへの6隻の供与に向けたL/Aに調印済み）。また、各国の海上保安組織への技術協力を行った（各年度）。
- フィリピンでは、「No.3-2 平和と安定、安全の確保」記載のとおり、ミンダナオ和平に資する協力を実施し、両国間の信頼関係の強化に大きく貢献した（各年度）。
- ミャンマーでは、マネーロンダリングの「監視対象国」である一方、国際社会から孤立せず、また海外投融資の悪影響が及ばないように、長年かけて構築した信頼関係を基に政策対話を通じて働きかけた結果、マネーロンダリング対策に向けた省庁横断委員会の設置や法令等の整備が進捗し、国際社会から前向きな評価を得た（2019年度）。
- スポーツを通じた平和構築支援を実施した。例えば、インドネシアでは、中部スラウェシ州震災1周年に、Jリーグと連携した復興支援イベントを開催した。また、フィリピンのダバオ市では、読売巨人軍と野球教室を開催した。ミャンマーのラカイン州では、宗教や民族を超えた混成チームによるスポーツイベントを開催、12万人を超える観客が集まり、対象地域住民の社会的結束の促進に貢献した（2019年度）。
- 「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP）」では、ASEAN、大洋州及び南アジア諸国の関係者に海上安全管理や気候変動と海洋法に係る遠隔研修をオンラインにて実施した（2020年度）。
- ミャンマーでは、資金協力や技術協力を通じ、ラカイン州も含めた貧困率の高い州・地域全体の底上げのため、道路・橋梁、電力等の基礎インフラの新設・改修とともに、学校建設を支援した（各年度）。

④ 防災、気候変動、感染症等の地域の共通課題への取組

- 「第30回ASEAN首脳会議」及び「第20回日ASEAN首脳会議」の議長声明で、機構の技術協力を通じた災害医療人材の能力強化と域内ネットワーク形成の重要性が言及され、協力内容がASEAN各国の首脳に高く評価された（2017年度）。
- 日・ASEAN首脳会議公約である健康イニシアティブ（5年間（2014-2018）で8,000人規模の保険

分野の人材育成)に関し、2016年度までに公約の早期達成に寄与、2018年度までに35,987人の人材を育成し、目標を大幅に上回る公約達成に寄与した(2017、2018年度)。

- ベトナム、ラオス、カンボジアでは、「No.4-3 自然環境保全」に記載のとおり、パリ協定の重要な柱の一つである「森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出削減(REDD+)」への取組を実施した(2018、2019年度)。
- カンボジアでは、SATREPS「トンレサップ湖における環境保全基盤の構築」のカウンターパートであるカンボジア工科大学の研究者が、世界湖沼会議に論文を投稿した結果、論文表彰を受け、開会式の代表スピーチも務めた(2018年度)。
- 日本とインドネシアとの国交樹立60周年を機に、パンフレット「インドネシアに対する日本の協力の足跡」の発刊、「日インドネシア開発協力シンポジウム」のインドネシアとの共催、両国関係者の寄稿集公開等を通じ、両国間の更なる信頼醸成に貢献した。また、中部スラウェシ州で発生した地震及び津波に対し、国際緊急援助を迅速に行い、日本の知見を活用した復興計画策定に合意した(2018年度)。
- タイの洞窟で発生した遭難事故に関し、衛星データを活用したレーダー地形図の提供や、過去に日本からタイに供与された日本製ポンプ車の現地派遣等、日本チームで一丸となってタイ政府の捜索・救助活動を支援した結果、機構関係者3人が、国王ラーマ10世より国家勲章を受章した(2018年)。
- サイバーセキュリティ犯罪への対処能力を強化するための協力をベトナム、ミャンマーをはじめASEAN各国において推進した(2020年度)。

⑤ 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- インドネシア、カンボジア、ミャンマー、フィリピンでは、アジア開発銀行との協調融資による財政支援を通じて、各国政府の新型コロナウイルス感染症への対応に協力した。また、ミャンマー、フィリピンでは、各国政府の経済対策や資金需要への支援を目的とした円借款を供与した。
- タイでは、国境付近移民キャンプでの検疫体制強化や、特別支援が必要な子ども・親へのコロナ禍における支援強化、学校での新型コロナ予防教育強化を目的とした現地リソース活用型事業(Community Empowerment Program)を開始した。さらに、コロナ禍における子どもの精神面を気遣うためのアドバイスを描いたイラスト(井上きみどり氏作)を機構タイ事務所がタイ語訳してSNSで発信し、啓発活動に貢献した。同作は、タイにおける発信を契機に、各国海外拠点及び日本大使館を通じて現在37か国で翻訳され、活用された。
- カンボジアでは、無償資金協力を通じシェムリアップ州病院及び同州の下位病院(4病院)の施設、医療機材の整備を支援した。また、実施中の技術協力を通じ、医療施設や研究機関に検査、診断資機材を供与し治療体制や研究・警戒体制を強化したほか、公共交通機関(バス)へも防護資機材を迅速に供与することで、予防強化を図った。
- ミャンマーでは、新型コロナによる工事の進捗や契約上の対応に係る混乱への対応として、技術協力プロジェクトの専門家による「契約解釈セミナー」をオンラインで実施し、国際コンサルティング・エンジニア連盟(FIDIC)の契約約款をベースに契約解釈の方法・生じ得る問題点・取るべき対応について、典型的な事例を用いてミャンマー政府向けに解説を行った。また、フィリピンでは、新型コロナによる工事の停滞を解決するため、情報収集・確認調査を通じDX技

術を用いた遠隔での設計・施工方法について実施機関向けに提言を行った。

⑥ 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

- 現中期期間最終年度となる2021年度においては、2020年11月の日・ASEAN首脳会議で採択された「インド太平洋に関するASEAN・アウトルック（AOIP/ASEAN Outlook on the Indo-Pacific）協力」についての共同声明を踏まえ、ASEAN連結性等AOIPの重点分野に沿った協力を実施する。
- また、新型コロナウイルスへの対応（「世界医療保健イニシアティブ」）を推進しつつ、コロナ禍で停滞した事業を促進する。
- ミャンマーについては、関係者の安全や同国との中長期的な信頼関係の維持、同国の民主化支援に留意した対応を行う。

(2) 大洋州

- 第7回太平洋・島サミット（PALM7：The Seventh Pacific Islands Leaders Meeting）の公約（3年間（2015-2017）で550億円以上の支援、4,000人以上の人材育成・交流）に関し、2017年1月の中間閣僚会合までに550億円を支援して公約の早期達成に寄与、2017年度までに723.22億円の支援、3,775人の人材育成・交流を実施し、公約達成に寄与した（2017年度）。
- 第8回太平洋・島サミット（PALM8：The Eighth Pacific Islands Leaders Meeting）の公約（3年間（2018-2020）で5,000人以上の人材育成・交流）に関し、機構は計3,619人の人材育成及び437人の人的交流を実施し、公約達成に寄与した（2020年度）。
- 大洋州各国の開発を担う将来の幹部候補人材の育成に向けた「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）」及び後継の「SDGsグローバルリーダーコース」を実施し、計135人の留学生を受け入れた（2016～2020年度）。
- パラオでは、パラオ拠点開設20周年を受け、パラオ国議会から過去の機構の貢献に対する感謝状が授与発出された。また、同国初のPPP事業（双日㈱、日本空港ビルデング㈱が海外の空港運営事業に初めて参画）かつ機構にとって大洋州地域初の海外投融資として、パラオ「国際空港ターミナル拡張・運営事業」のL/Aに調印した。パラオ独立25周年の調印で、パラオと日本のパートナーシップを象徴する事業となった（2017、2019年度）。さらにパラオ支所の事務所化を行い、コロナ禍の渡航が厳しいなか、初代事務所長等の派遣を無事実現させた（2020年度）。

① 自然災害や気候変動等脆弱性への対応

- ハイブリッドアイランド構想の具現化に向けて、ハイブリッド発電システム導入に係る広域事業、ソロモン首都圏での2030年の再生可能エネルギー100%達成に向けたロードマップ策定支援、パプアニューギニアでの下水道整備、トンガでの全国早期警報システム導入等に向けた協力を実施した（2017～2019年度）。
- 自然災害に極めて脆弱な太平洋島嶼国への気候変動対策として、太平洋地域環境計画事務局（SPREP）に対する無償資金協力・技術協力を通じて、太平洋気候変動センターの整備、気候変動分野の人材育成を実施した（2019、2020年度）。
- 再生可能エネルギーを積極的に導入する方針を定めている太平洋島嶼国の取組をあと押しするため、フィジーを拠点にキリバス、ツバル、マーシャル、ミクロネシアを対象に、技術協力プロジェクトを通じて太陽光や水力等による発電とディーゼル発電の最適運用に関する能力強化を

支援した（2020年度）。

- フィジーでは約20年ぶりになる円借款事業として、災害復旧スタンバイ借款（50億円）の供与を行い、その後に発生した2回のサイクロン被害の際に迅速なディスバースが可能となった（2019、2020年度）。
- ② 水不足や廃棄物処理を含む近代化に伴う環境問題への対応
- 大洋州9か国を対象に、廃棄物管理の改善に資する人材育成を実施した（2019年度）。
- ③ 複雑化する海洋問題等への対応
- 船舶安全、海上犯罪取締り、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の抑止、資源管理型漁業の推進等の研修を実施した。
 - 大洋州島嶼国における海上安全・保安に係る基礎情報収集・確認調査を実施し、海事訓練施設の強化、海図作成支援等、具体的な案件の形成に取り組んだ。また、日米連携によるIUU漁業対策研修を横浜やオンラインで実施した（2018、2020年度）。
- ④ 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組
- パプアニューギニア、フィジー、ソロモンにおいて、コロナ禍の影響による保健医療体制強化及び経済対策として緊急財政支援を実施した。
- ⑤ 事業上の課題及び期末に向けた対応方針
- 大洋州諸国の地政学的な重要性を踏まえ、域内の平和と安全、健全な発展に資する取組を拡充し、PALM 9後も見据えた協力を推進する。

No.5-3 南アジア

- インドでは、2014年首脳会談時の「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」のための東京宣言（今後5年間で官民合わせて約3.5兆円の対印投融資等）への貢献に取り組み、2018年度には過去最高規模の5,374億円の新規円借款を供与する等、日印両国の関係深化に大きく貢献した（各年度）。
 - バングラデシュでは、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」の公約（2014年から4-5年で6,000億円の主に円借款による協力）を推進し、2017年6月の38次円借款の合意で承諾額が計6,060億円となり、目標値を上回る支援を実現した。また、2020年度には、対バングラデシュ支援で過去最高水準の3,732億円の新規円借款供与を実現し、日本とバングラデシュ両国の関係強化に大きく貢献した（各年度）。
- (1) 経済発展基盤の構築、連結性強化
- インドでは、高速鉄道建設事業、貨物専用鉄道建設事業、主要都市を中心とした地下鉄、道路、上下水道、電力インフラの建設事業等を実施した。特に、北東部地域においては、域内外及びバングラデシュ等周辺国との国際回廊計画の一部を担う複数の道路・橋梁事業に関し、その戦略的重要性にかんがみて最大限の迅速化を図りつつ案件形成した（各年度）。
 - バングラデシュでは、ダッカ都市鉄道事業、マタバリ港開発事業、経済特区開発事業等を実施した。特に、機構初の取組となるEBF（Equity Back Finance）の貸付等を通じて、同国で初めてとな

る日系企業をターゲットとした経済特区開発を推進した（各年度）。

- スリランカでは、ケラニ河新橋建設事業等を実施し、主要幹線道路からコロンボ市内へ通じる要衝部を改善した（各年度）。
- パキスタンで実施した東西道路改修事業（国道70号線）では、日本の技術である鋼栈橋工法を用いて難工事を完遂し、コンテナ車の通行が可能となったことで、パキスタンとアフガニスタンやイランとの物流活性化に貢献した。また、同貢献が高く評価され、土木学会技術賞（IIグループ）を受賞した（2020年度）。
- アフガニスタンでは、機構の長年にわたる都市開発に係る支援に対して、同国で文民対象の勲章として二番目に高いものとなるGhazi Meer Masjidi Khan勲章が授与され、叙勲式では、ガニ大統領から直接謝意が伝えられた（2018年度）。
- ブータンでは、労災事故の防止に向けた機構ブータン事務所主導の各種取組を通じて、同国政府による「工事安全フォーラム」の企画・主催、労働人材省及びブータン建設業界間の工事安全に係る取組強化に向けた覚書の締結等が実現し、経済基盤構築の前提となる土台づくりに貢献した（2019年度）。

(2) 平和と安定、安全の確保

- ネパールでは、選挙支援、法曹人材育成、行政能力強化等民主化プロセスの促進のための長年の支援が実り、2018年8月に民法が施行された。また、20年ぶりの地方選挙及びネパール初めてとなる州選挙、連邦議会選挙の円滑な実施に貢献した（2017、2018年度）。
- アフガニスタンでは、国連開発計画（UNDP）及びトルコ政府と連携した女性警官育成研修プログラムを実施し、661人の人材育成に貢献した。また、アフガニスタン未来への架け橋・中核人材育成（PEACE : Project for the Promotion and Enhancement of the Afghan Capacity for Effective Development）プログラムを通じて、165人の行政官を日本に受け入れた（各年度）。
- バングラデシュでは、空港セキュリティ強化や警察の警備能力強化に向けた技術協力を実施した。また、ミャンマー・ラカイン州からの避難民キャンプでは、国際移住機関（IOM）等とも連携の上、技術協力における地下水賦存量調査の結果や、無償資金協力で供与した井戸掘削機も活用しつつ、避難民キャンプ内で最大規模となる給水施設を完成させた（各年度）。
- パキスタンでは、アフガニスタン国境地域の安定に資するべく計6件のプロジェクトを実施した。邦人の治安上国境地域への渡航が困難ななか、ローカルリソースの活用や国際機関との連携を通じ、事業を展開した（各年度）。

(3) 基礎生活分野の改善

- インドでは農村部の女性や社会的弱者を含む地域住民の生計向上等に資する森林自然環境保全支援事業や農業・農村開発支援事業等の分野で複数の案件を形成・実施した。また、住民の生活基盤の整備として、公的医療機関の設立事業や非感染症対策体制強化等を通じ保健分野支援を実施したほか、複数の給水事業を実施した。特に、保守的規範の強いインドのラジャスタン州においては、円借款事業をてこに、女性農家の水利組合員資格取得を認めるための関連法規の改正に向けた働きかけを2016年から継続して行った結果、全ての州法改正が2018年度に実現した（各年度）。その他、インドにおけるSDGs推進のための政策を直接的に支援するためのプログラム・ローンを形成、貸付契約を調印できた（2018年度）。

- バングラデシュでは、「市場志向型農業（SHEP）」の概念を活用したマルチステークホルダー連携による小規模園芸農家支援や、農業・食品加工企業向けの譲許的融資及び能力強化を通じたフードバリューチェーンの改善とともに、食品加工・食品安全管理等に係る支援を実施した（2020年度）。
- スリランカでは、非感染症対策を支援する保健医療サービス改善、インクルーシブ教育の推進、農業生産工程管理の推進や酪農開発に係る協力を実施した（各年度）。また、SHEPの概念を活用し、現地民間企業と連携したサプライチェーンの改善に向けた技術協力を開始した（2020年度）。
- パキスタンでは貧困地域の生計向上に資する畜産案件、連邦直轄部族地域における生計回復計画支援無償（FAO連携）やノンフォーマルを含む教育分野全体への支援を実施した（各年度）。また、FAOと連携し実施中の技術協力プロジェクトを通じバロチスタン州のサバクトビバッタ被害を受けた小規模農家の生計向上も支援し、人々の食料安全保障の確保に貢献した（2020年度）。
- ネパールでは「万人のための教育」プログラム（財政支援、教育アドバイザー派遣、小学校運営改善）等を実施した（各年度）。小学校運営改善モデルが評価され、他ドナーが拠出した資金も使って普及が進められた。
- ブータンでは、農業機械化を推進する無償資金協力や灌漑整備の能力向上を図る技術協力を実施した。また、デジタルファブリケーションを通じて社会問題を解決することを目的とする技術協力を実施した（各年度）。
- アフガニスタンでは、これまでペシャワール会と連携し行ってきたコミュニティ灌漑を全国規模に広げるべく、ガイドラインを作成するとともに、無償資金協力の準備を開始した（2020年度）。

(4) 気候変動や防災等の地球規模課題への対応

- ネパールでは、技術協力・円借款・無償資金協力一体で、住宅や学校病院等のインフラ再建を支援し、住宅復興では、コミュニティによる復興モデルを導入することで、他ドナーの対象地域で復興が遅延するなか、機構の対象地域では約9割の住宅が完工した。完工式典では、機構の復興モデルがネパール政府等から高く評価されるとともに（2020年度）、他ドナーによる支援地域でも活用されるに至った。また、防災対応力の強化や建築物の耐震性向上に向けた技術協力を開始した。
- スリランカでは、仙台枠組みに基づく防災ロードマップ作成を行ったほか、土砂災害対策や、コロンボ都市圏の洪水対策に関する技術協力を開始した（2018年度）。
- パキスタンでは洪水対策のため早期予警報システム拡充に向けた気象レーダー網整備に係る無償資金協力を実施し、全土のレーダー網の構築につながった（2018、2020年度）。
- モルディブでは、環境配慮・気候変動対策分野での沖縄県のリソース活用に向けた調査を実施した（2020年度）。

(5) その他戦略的な取組

- バングラデシュでは、「日本市場をターゲットとしたICT人材育成プロジェクト」を通じICT人材の研修プログラムを実施した。265人が研修を修了し、うち259人が企業から内定を得た（うち186人が本邦IT企業に就職予定）。特に、宮崎市では、宮崎市、宮崎大学、地元の民間IT企業が本研修プログラムと連携し若手ICT人材の受入を推進、受講生53人が宮崎県内の企業より内定を得て、地方の活性化にも大きく貢献している（各年度）。
- インドでは、長年にわたって構築したヒマーチャル・プラデシュ州政府との信頼関係を基に、高付

加価値農作物の導入を通じた農村の貧困解消に向けて、機構主導で同州と宮城県のヤッツ・コーポレーション(株)との連携を促進した。その結果、円借款のなかで、ヤッツ・コーポレーション(株)から機材調達・専門家派遣を行うことが決定し、日本企業の海外ビジネス展開と開発課題への貢献を推進した(2018年度)。

- ネパール及びインドで、還流人材の活用方策の検討に着手した(2020年度)。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- インド、バングラデシュ及びモルディブに対し「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」を実施し、経済対策並びに医療施設・資機材の拡充及び社会保障の拡充に貢献した。また、南アジア地域各国では、既往の案件の枠組みを柔軟に活用して防疫用資機材や検査用資機材等の迅速な供与・啓発活動や、現地のNGOと連携した迅速な支援を促進すべく、Community Empowerment Programme (CEP)を開始した。
- ブータンでは、CEPを通じて、ドメスティック・バイオレンス(DV)被害女性等社会的脆弱層、医療従事者、学校等を対象に新型コロナウイルス感染症対策のための資材供与や啓発活動を実施した。
- パキスタンでは、機構の支援の成果を活用し、新型コロナの影響で学校に行けなくなった子どもの教育の遅れに対応するための補習教材を作成した。

(7) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

当該地域は民主主義が定着しつつあるも、政権交代に伴う政情不安や国際場裡における複雑な国家間関係等を抱えており、政権交代による方針転換等に留意が求められる。

対外債務問題・財政赤字等の課題にも留意が必要ななか、新型コロナの影響により多大な財政出動を余儀なくされている国が多くを占め、マクロ経済状況及び雇用・失業やそれに付随する社会動揺等への注視が必要であり、相手国のオーナーシップを尊重しつつ、マクロ経済の回復・安定や強じんな社会システムの構築に資する支援を検討していく。

当該地域では、上述の複雑な国家間関係等に由来して東南アジアに比べ域内連結性のハードルが高く、一方、ワクチンの円滑な輸送等新型コロナ対策を実行する観点からも連結性向上のためのハード・ソフト両面での支援領域の検討が重要なところ、域内及び隣接地域との連結性向上の視点を持ち他ドナーとも協調の上、政策改善提言や案件形成・実施等に引き続き取り組む。

No.5-4 東・中央アジア、コーカサス

(1) ガバナンスの強化、格差の是正

- 機構の支援により2019年にモンゴルの税法が国際基準に沿って大幅に改正された。また、これに伴う技術協力を通じ、モンゴルの安定した経済成長の実現とビジネス環境整備を支援した(各年度)。
- モンゴルでは財政・社会・経済改革開発政策借款の迅速な貸付実行を通じ、「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画(2017-2021年)」公約の達成に貢献した。また、ガバナンスの強化として国際通貨基金(IMF)、ADB、世界銀行と歩調を合わせた財政支援円借款の政策マトリックスを通じ、安定的なマクロ経済運営、社会的弱者支援の促進、経済成長の強化の3分野における改革を支援した。また、資本市場活性化のための証券会社監督ガイドラインの更新や関連人材育成制度を刷新した(2017、2018年度)。

- 中央アジア・コーカサスでの社会サービス分野の格差是正のため、ウズベキスタン、タジキスタン、ジョージアにおける保健医療、災害対策、農村開発、教育といった格差是正に貢献する協力を実施した（各年度）。

(2) 産業の多角化

- モンゴルでは農牧業バリューチェーンの構築に向けた協力を実施した。また、ウズベキスタンでは、円借款を通じた金融アクセスへの改善による園芸農業の輸出能力強化や雇用促進に貢献した。さらに、ジョージアで観光業の活性化に貢献するために、大使館と共催で観光セミナーを開催した（各年度）。
- モンゴルでは、中小企業振興及び産業多角化に向けた取組を実施した（各年度）。特に、「中小企業育成・環境保全フェーズ2」に関し、モンゴルの中小企業振興への功績が評価され、機構専門家が同国大統領から北極星勲章（外国人に叙勲される最高位のもの）を授与された（2017年度）。
- ウズベキスタン、キルギス、カザフスタンでの日本センター支援を継続し、従来からのビジネス人材育成に加え、日本の民間企業とのビジネスマッチング支援等も展開した。タジキスタンでも、日本センターの知見をいかしてビジネスインキュベーターに係る協力を開始した（各年度）。

(3) インフラ整備、域内外の連結性向上

- モンゴル、ウズベキスタン、ジョージア、アゼルバイジャンでは、空港、国際幹線道路、発電所等の質の高いインフラ整備に取り組んだ（各年度）。
- 特に、モンゴルでは「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」を踏まえ機構が支援している新ウランバートル国際空港の事業運営権を本邦企業が獲得した。また、無償資金協力で整備した同国初の教育病院である「日本モンゴル教育病院」が開院し、開院式典にはモンゴル首相等も出席して意義を強調した（2018、2019年度）。
- また、ウズベキスタンでは、タリマルジャン火力発電所2号機が完工したほか、電力分野支援として機構初のOM借款に係るL/Aが締結され、同国の課題に対応する上で新たな取組を積極的に活用した（2019年度）。
- 中央アジア地域経済協力（CAREC）の枠組みで、ADB等と支援対象地域を分担し、交通ネットワークを相互補完する国際幹線道路（タジキスタン）の新規案件の形成を進め、地域連結性の向上に取り組んだ（2018年度）。
- モンゴル政府が掲げている国家戦略「モンゴルの持続的な開発ビジョン2030」達成のための長期の総合的な開発方針及び空間計画を含む国家総合開発計画案の策定を支援した（2020年度）。

(4) 人材育成

- 人材育成奨学計画（JDS）、開発大学院連携、課題別研修等を通じ、社会科学分野や、道路・防災等技術分野の若手行政官を2017年度から2020年度まで累計256人育成した（各年度）。
- 親日家・知日家の若手行政官や技術分野の幹部人材等の育成に資するべく、「SDGsグローバルリーダーコース」等の開発大学院連携事業を進めた（2020年度）。
- JDS卒業生が2018年4月に発足したキルギスの新内閣で大統領府局長（閣僚級）、首相府局長（次官級）に就任したほか、2019年にウズベキスタンで大統領創造専門学校開発庁長官（大臣級）、2020年にタジキスタンで労働・移民・国民雇用大臣、同年ウズベキスタンで財務副大臣に就任する等、

親日派・知日派育成の観点から機構が長期的に取り組んできた人材育成の成果が各国閣僚及び政府要人の就任という形で確認された（各年度）。

(5) その他戦略的な取組

- 中国では対中ODA終了に向け40周年の対中ODAを振り返るシンポジウム等を開催した。シンポジウム等では、中国経済発展における日本のODAの役割・貢献等を中国の若い世代へ紹介したほか、新華社（中国国営通信社）、人民網（中国共産党系メディア）、NHK等、日中の多数のメディアで報道され、日中の友好関係促進に大きく寄与した。また、法制度整備支援の取組に対し機構専門家が中国政府友誼賞を受賞した（2019年度）。
- 中国国家国際発展合作署との対話、中国の援助実務機関等との情報交換や知見共有を行い、今後の継続的な対話に向けた環境を整備した（2019年度）。
- モンゴルでは日本センターを通じて、同国企業と本邦企業とのマッチング機会を提供した。技能実習生送り出しについても、日本語教育等の支援について検討するとともに、茨城県や熊本県等関心を有する自治体や在京モンゴル大使館との面談を実施し、モンゴル日本センターを通じてオンラインにて茨城県就労セミナーを開催した（2019、2020年度）。
- 日本政府の「中央アジア+日本」対話における地域共通テーマへの対応として、越境協力推進によるバッタ被害低減のため、初めて中央アジア5か国全て（及びアフガニスタン）を対象とした無償資金協力を実施した（2020年度）。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- モンゴル政府に対して新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款を供与し、モンゴル全土での公衆衛生対策や経済対策等の緊急対応を支援した。また、ウズベキスタンに対する新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款及び一般財政支援を迅速に進め、同国の危機対応に協力した。
- ウズベキスタン、タジキスタン、キルギス、モンゴルでは、既往技術協力やフォローアップ協力を活用し、防護・防疫・治療用資機材の供与及び水道水消毒剤の供与を行った。
- ウズベキスタンでは、園芸作物分野における高い資金ニーズに対応した円借款事業を通じ、新型コロナの影響による、現地園芸作物事業者の深刻な資金繰り問題の解決に向けて事業開始の準備を迅速に行い、着実に貸付を実施した（2020年度）。

(7) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

資金協力により整備されたインフラや供与機材の効果的な保守運用・維持管理のため、本邦研修による人材育成や技術協力による体制支援を実施してきているが、さらに持続可能性を高めるため、先方政府の予算・体制面での措置導入等自立性の向上に向けたアドボカシーや助言を引き続き継続していく必要がある。

No.5-5 中南米、カリブ

(1) インフラ整備

- パナマ、ニカラグア、エルサルバドル等で都市鉄道、道路・橋梁、エネルギー等の分野における本邦の質の高いインフラ技術の活用を想定した事業形成・実施を推進した（各年度）。

- 中米地域全体、キューバ、ボリビア等で、運輸交通の改善を目的としたマスタープランの策定を支援した（各年度）。また、ボリビアではバス高速輸送システムの導入を踏まえた都市交通計画の策定を支援したほか、ペルーではリマ首都圏におけるTODを取り入れた都市計画の推進を支援した（各年度）。
- エルサルバドルでは、円借款によって建設された「ラ・ウニオン港」の活性化のための調査を実施し、その結果を踏まえ活性化策に取り組んだ（2020年度）。

(2) 地球規模課題等への対応

- 米州開発銀行（IDB）との「再生可能エネルギー及び省エネルギー分野における協調融資枠組」の下で、エクアドル、ジャマイカ、パラグアイで協調融資案件を累計3件形成し、パリ協定に基づく各国の気候変動対策に向けた取組を支援した（各年度）。
- エクアドルでは、南米初の米ドル建て借款である「エネルギー構造転換促進事業」のL/Aに調印した。同国では、長年にわたり民間資本の支援がなく、ドナーも中国とロシアのみであったが、機構はJICA海外協力隊派遣のみの協力から地道に同国政府との関係を構築・強化し、20年ぶりの借款再開を実現した（2019年度）。
- ブラジルでは、ダイキン工業㈱が民間連携事業を活用し、同国で販売される空調機向けの省エネ基準の改正に寄与した（2020年度）。
- ブラジルでAI技術を用いたアマゾンの森林保全に寄与する事業を実施した。ペルーでも森林保全分野での事業を実施した（各年度）。
- CARICOM（カリブ共同体）を構成する各国の共通課題である防災、エネルギー、海洋プラスチックごみや海藻被害対策への環境管理等の解決に貢献する取組を多国間協力として進めた（各年度）。

(3) 日系社会支援及び日系社会との連携・協力

- ペルーの日系人を起源とする信用組合に中小零細事業者支援に向けた海外投融資を供与。機構初の劣後融資、ペルー初の海外投融資、かつIDB Labとの初の協調融資で、機構が長年培った日系社会やIDBとの強固な信頼関係を基に実現した（2019年度）。
- 2014年の安倍総理（当時）の中南米歴訪を踏まえ、機構は研修・セミナー開催・調査団派遣等を通じて、日本の医療技術・サービスの国際展開に資する本邦民間企業とブラジル日系社会の連携策を検討・推進。その成果の一つとして、機構の民間連携事業を通じて、褥瘡（じょくそう）予防器具の国家認証・登録が短期間で完了し、提案企業による現地法人の設立に至った。
- 海外移住資料館では、総合学習として来館する児童・生徒に対する教育プログラムに加え、「メヒコの心に生きた移民たち」、「マチュピチュ村を拓いた男 野内与吉とペルー日本人移民の歴史」、「ハワイ日本人移住150周年記念展示－元年者に始まるハワイ移民と邦字誌が果たした役割－」、「くまモンと学ぼう！熊本移民の歴史と活躍」等各種企画展示を実施した。2020年度末での累計来館者数は約62万人となった。
- 移住関連資料の収集及び保管に取り組んだほか、日系資料館連絡協議会参加による世界各地にある日系資料館、研究者との情報交換と連携を進めた（2019、2020年度）。
- 「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」に北岡理事長が委員として参加し、これまでの機構事業の知見を基に同懇談会で提言等を行った（2017年度）。
- 全世界の日系人が集う海外日系人大会の場で基調講演やパネルディスカッション、YouTube等に登

壇・参加した（2017、2018、2020年度）。

(4) その他戦略的な取組

- 開発大学院連携の一環として、全世界に先駆け、サンパウロ大学法学部に講座「日本開発研究プログラム（フジタ・ニノミヤチェア）」を開設した。また、機構の働きかけを通じて㈱三菱UFJ銀行や三井物産㈱の寄附金が講座運営に活用された。2020年度には、域内のほぼ全ての拠点で、各国の大学と協議を進め、サンマルコス大学（ペルー）、ベリーズ大学、サンチアゴ大学（チリ）でオンライン講座を実施した（2018、2019、2020年度）。
- 機構とSICAとの合意に基づき、生態系湿地保全分野及び都市開発・運輸交通分野の技術協力プロジェクトを実施した。また、これまでの地域協力を踏まえて対SICA協力重点分野に係る合意形成や、SICA-JICA地域協力5ヶ年計画（2021-2025）の策定を進めるための個別専門家「SICA地域協力アドバイザー」や、中米農牧大臣会合（CAC）及び加盟各国との連携を通じて、農業・農村開発分野における機構協力の戦略的実施・活用を支援するための個別専門家「SICA農業・農村開発アドバイザー」が採択され、今後の更なる取組の促進に資する体制構築を進めた（各年度）。
- 日本政府と連携してIDBとの政策対話を重ね、協調融資枠組みである「CORE」の発展的拡大に合意した（2020年度）。
- 第2回国連南南協力ハイレベル会合（BAPA+40）の結果を踏まえ、ブラジルを拠点とした第三国研修「南南・三角協力量能強化フェーズ2」を開始し、開発途上諸国政府のドナー化や南南協力を推進した（2019、2020年度）。
- コスタリカでは、戦後日本の農村地域の自立に貢献した「生活改善運動」の導入を通じた格差是正に取り組んだほか、ホンジュラスでは、条件付き給付金の提供を通じた貧困削減に取り組んだ（各年度）。
- コロンビアでは、障害者支援や「一村一品推進プロジェクト」、地雷対策等を通じた紛争被害者や国内避難民、先住民といった脆弱性が高い人々の人間の安全保障に寄与するとともに、教員養成を通じた中長期的な平和構築の取組を実施した（各年度）。
- アルゼンチンでは、カイゼンの実施・普及に取り組む団体のネットワークを推進したほか、「一村一品」のコンセプトに沿った市場志向型インクルーシブバリューチェーンの構築に向けた技術協力プロジェクトを実施した（2020年度）。
- 各国でこれまでの機構の貢献が高く評価され、機構並びに機構元理事長及び現理事長等が受勲した。具体的には、ブラジルで機構元理事長の緒方貞子特別フェローが「リオ・ブランコ勲章グランクルス位」を受章。ニカラグアで機構が大統領勲章を受章。パラグアイで機構理事長が国家功労賞（大十字勲章）を受賞。機構職員がSICA貢献勲章を受章（2017、2019年度）。
- アルゼンチン、ドミニカ共和国で、移住債権管理、回収、整理を継続した。その結果、債権残高は2020年度末で82件、3億1,800万円となった。
- 現地紙への寄稿、マスコミ各社中南米支局長や本邦メディア各社との積極的な意見交換を実施し、記事掲載、メディア出演を通じ、機構や日本への関心を高めた（各年度）。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 中南米・カリブ地域各国において、現在実施中の事業及びフォローアップ協力の枠組みを活用し、新型コロナの予防等を目的とした各案件実施機関への資機材の供与を実施した。また、SATREPS

事業を通じた産官学連携により、新型コロナウイルス検出試薬の性能評価試験を実施したほか、新型コロナウイルス対策として、カリブ公衆衛生機関（CARPHA）と連携した初の案件を形成した

- ドミニカ共和国では、新型コロナウイルス感染拡大によって生じた同国の財政収支の不均衡解消を目的として、中南米・カリブ地域では初となる財政支援借款（2億米ドル）の供与の準備を進めた。また、エルサルバドルでは2016年にL/A調印済みの「災害復旧スタンドバイ借款」の資金が感染症対策に適用された。
- コロナ禍で困難な状況に置かれた各国日系団体の活動を支援するため、関係省庁と調整の上、2021年度までの日系団体に対する助成金に係る制度改定を検討の上、申請受付を開始し、30件を新たに交付決定した。
- 米国のシンクタンクInter-American Dialogueが開催する「コロナ後の中南米地域と日本との関係に関するセミナー」に登壇し、各国識者ととともに機構の立場、方針について説明・意見交換を行った。

(6) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

開発効果の高い案件形成・実施に向けて、本邦技術の効果的な活用を推進しているが、中南米・カリブ地域は、その地理的な特質や言語の壁を受け、アジアと比較して日本企業の進出が限定的である。このため、2021年度も海外拠点からの情報発信、日系社会と日本の民間分野との連携促進等に精力的に取り組む。

新型コロナウイルスが深刻な状況下にあっても、中南米諸国では所得格差に端を発した社会・政情不安が起きており、この状態は機構事業の進捗にも影響を与えている。予断を許さない状況が続くなか、機構関係者の安全を第一に考え、海外拠点をはじめ関係機関との強固な連携の下、情報交換・意見交換を継続しつつ、2021年度も効果的な開発事業を継続する。

No.5-6 アフリカ

(1) インフラ整備

- 東アフリカ北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ「成長の環」等の域内経済開発事業を通じた支援を継続した。また、各回廊構想・戦略に資するものとして、ウガンダ、ガーナ、モザンビーク等での道路・橋梁等のインフラ事業が完工したほか、ケニア、モザンビーク、コートジボワール、ベナン等で道路・橋梁、港湾、発電所等のインフラ事業に係る事業の実施合意が複数なされた（各年度）。
- ウガンダでは、東アフリカ北部回廊のナイル川源流橋が完工した結果、時速80km（従前の4倍速）での通行が可能となり、輸送能力増強に貢献したほか、質の高い現場管理（4年半の歳月において死亡者ゼロ、地元雇用への寄与（現地雇用率90%等））に対して、ウガンダ大統領から謝意が表明された（2018年度）。
- モザンビーク「マンディンバーリシガ間道路改善事業」（円借款）、「ガーナ国際回廊改善計画」（無償資金協力）、コートジボワール「日本・コートジボワール友好交差点改善計画」（無償資金協力）等の完工においても、各国首脳から日本の質の高いインフラへの評価とともに、機構の貢献への謝意が示された（2019、2020年度）
- ウガンダ、ルワンダ、エチオピア、コートジボワール等で都市開発マスタープラン（M/P）の策定・実施に向けた協力を開始・実施した（2020年度）。
- アフリカ開発銀行（AfDB）グループと日本政府が推進する「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」（EPSA）の第3次期間（EPSA-3：2017～2019年）において、ソブリン向け

協調融資ファシリティ（ACFA）の下で主に回廊開発のための道路事業5案件に対する円借款を供与し、第7次民間セクター支援融資（NSL-7）を通じてアフリカの民間セクター開発に対する金融支援を行った（2017～2019年度）。引き続き、第4次EPSA（EPSA-4：2020～2022年）において、ACFAやNSLに加えて、AfDBと機構の海外投融資の協調融資を通じた民間セクターに対する支援を実施・検討した。

- アフリカの貧困国に対して社会・経済開発のための譲許的融資を供与するため、アフリカ開発基金（AfDF）に対し、第14次増資（2017年度）、第15次増資（2020年度）のための円借款を供与した。
- アフリカにおけるグリーン投資・クリーンエネルギーを推進するため、ケニアのオルカリア地熱発電所の改修のための円借款を供与した（2018年度）。

(2) 投資・ビジネス環境の整備・改善

- TICAD Vの公約の目標額（2017年までに1.15兆円）を超える1.23兆円の支援を実施したほか、ABEイニシアティブ留学生受入に係る公約を早期達成（2017年までに1,000人というTICAD Vの公約に対して実績1,100人、2018年までに機構実施分で600人というTICAD VIの公約に対して実績627人）を実現した（2017年度）。また、TICAD VI公約（留学生受入及び産業人材育成）に対して、ABEイニシアティブやアフリカ各国でのカイゼン及びビジネス経営支援関連プロジェクト等を通じ、いずれも公約目標を上回る成果の実現に貢献した（2018年度）。
- 2019年から開始したABEイニシアティブ3.0では、2020年度末までに累計116人を本邦に受け入れたほか、来日が困難な研修員のうち36人が遠隔にて本邦大学に入学・受講した。また、新たな取組として、機構の長期研修員に加え、日本滞在中のアフリカ人留学生（国費・私費留学生を含む）を対象とした「ビジネス・プログラム」をオンライン等で開催し、総計204人が新たにABEイニシアティブ3.0に参加した（各年度）。
- AUDA-NEPAD等と協力し、アフリカ全土でのカイゼンの普及及びカイゼンを通じた産業振興に取り組んだ。「アフリカカイゼン年次会合」を毎年開催したほか、カイゼンの効果的普及のための「カイゼンハンドブック」も発表した。2019年度にはアフリカ全土で「優良事例の発掘・共有」及び「普及・相互啓発」を目的とした「アフリカ・カイゼンアワード」を、AUDA-NEPADとアフリカ大陸で初めて実施した（各年度）。
- 「TICAD 7官民円卓会議民間からの提言書」に基づき設置されたアフリカビジネス協議会の事務局を、機構が関係省庁や他団体とともに担い、ワーキンググループを含め同協議会の運営を行った。さらに、アフリカ向け海外投融資の促進のため、TICAD 7の際にAfDBとの覚書を署名した（2019年度）。
- 複数の高専等と「JICA－高専イノベーションプラットフォーム」を設置し、高専と協働でこれまでの手法では解決困難なアフリカの課題解決に向けた検討・実証実験を推進した。また、長岡高専と覚書を締結し、同校の授業の一環として、オープンイノベーションに関連する講義や審査会の開催、試作品製作を実施した（2019、2020年度）。
- これまでにアフリカ10か国を対象に「Africa Open Innovation Challenge」を開催し、デジタル技術を活用したアフリカの課題解決に向けて、日本、アフリカ及び欧米の民間企業、学術機関等のもつ技術やアイデアを公募し、実証事業を行う優良なアイデアを選定した（2019、2020年度）。

(3) 基礎生活分野の改善

- ルワンダでは、機構として初めての栄養分野の政策借款のL/Aを調印したほか、ケニアではUHCの達成のための保健分野政策借款のL/Aに調印した。また、TICAD 7の機会に打ち出されたアフリカ健康構想を進めるための調査を実施し、民間事業によるヘルスケアの充実化に取り組んだ（2019、2020年度）。
- 2020年7月に発生したモーリシャス沿岸における船舶座礁により8月に発生した油流出事故を受け、国際緊急援助隊の派遣を通じた、油防除への助言、緊急的な環境影響評価等に取り組んだ。緊急援助フェーズ終了後は、より包括的で詳細な沿岸域生態系への環境影響の把握、水産業や観光業をはじめとした現地地域住民の社会・経済面への影響の把握、今後の具体的な支援策・中長期の協力を検討する目的で調査を実施した（2020年度）。
- カイゼン・イニシアティブ及びIFNAの推進のため、「アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD：New Partnership for Africa's Development）」内に両イニシアティブの運営事務局を立ち上げ、関連するセミナーやワークショップ開催、調査等を実施し重点10か国における国別栄養改善戦略の策定を支援した。また、TICAD 7の際にAUDA-NEPADとともにIFNAのサイドイベントを開催し、アフリカの子ども2億人の栄養改善に向けたIFNAの取組を全アフリカへ拡大することを表明する「IFNA横浜宣言2019」を採択した（2017、2019年度）。
- モザンビーク等で、理数科教育の拡充や学習環境の改善により子どもたちに質の高い教育を提供するための事業を実施した。また、アフリカにおける高等教育の質の向上のために、汎アフリカ大学（PAU）及びジョモ・ケニヤッタ農工大学の教育の質の向上に関する取組を実施した。TICAD 7の結果を受け、5,000人の科学技術イノベーション高度人材育成を進めるため、PAUの科学技術イノベーション分野の拠点大学（ジョモ・ケニヤッタ農工大学）を支援する技術協力の討議議事録（R/D：Record of Discussions）に署名した（各年度）。

(4) その他戦略的な取組

- TICAD 7に向けて機構内で保健、民間連携、科学技術イノベーション等13分野のタスクフォースを立ち上げ、「JICA貢献策（案）」の検討や、外務省及び国際機関等との意見交換、サイドイベント・プレイベントの準備・開催、広報活動の展開を行った（2018年度）。また、「TICAD 7における日本の取組」（以下、「日本の取組」）の検討過程において、外務省、関係各省、国際機関、民間企業等とともに議論に参加し、機構が準備した「JICA貢献策（案）」を提案した。その結果、「日本の取組」48項目のうち約40項目が機構関連の取組となり、その策定に大きく貢献した（2019年度）。
- TICAD 7の際、機構は他機関等とともにサイドイベントを31件開催し、延べ7,340人の参加があった。また、「BON for Africa（アフリカ盆踊り）」では、機構職員有志と民間企業等による実行委員会がクラウドファンディングを通じて資金の一部を集め、TICAD 7に向けた動画制作とイベントを開催した。イベントには約2,200人が参加し、NHK全国放送や新聞各社での特集等、多くのメディアに取り上げられ、TICAD 7やアフリカへの一般市民の関心を高める機会として貢献した（2019年度）。
- 平和と安定への取組として、南スーダンにて「平和と結束」をテーマに、2016年から毎年全国スポーツ大会「国民結束の日」開催を支援し、スポーツ競技に加え、平和構築、ジェンダー平等等のワークショップも実施し、社会融和の促進に貢献した（新型コロナウイルス感染拡大の影響によ

り2020年度の開催は中止)。また、前橋市における南スーダンの東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン決定に際し、機構が進めるスポーツを通じた平和促進の全体的な取組や南スーダンでの事業等を説明することで、ホストタウン化に貢献した。

- コンゴ民主共和国、マリ、南スーダン等で警察能力強化や紛争影響地域における公共サービス改善、難民・避難民や受入コミュニティに対する支援や平和構築支援、行財政の能力強化等を、国際機関と連携して実施した（各年度）。
- UNDP、世界銀行、AUDA - NEPAD、国内外の民間企業、アフリカ経済構造転換センター（ACET）等の高等教育・研究機関と、各分野に加え一部TICAD 8に向けた包括的なテーマで連携協議を行った（各年度）。
- 2022年に開催予定のTICAD 8に向けて、ウィズコロナ、ポストコロナ社会を念頭に「社会的危機に対する強靱な社会経済を構築する」ことを目指した機構としての「協力の方向性」を、TICADプロセス推進委員会を通じて整理・確認した。また、機構の貢献策について、組織横断的な検討体制を構築し、具体的な検討を開始した。さらに、TICAD 8での議論・成果文書の検討プロセスに実施機関として貢献していくことを目的に、政策研究「ポストコロナ時代のアフリカ開発」を検討開始した（2020年度）。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- ケニア、ガーナ、コンゴ民主共和国、ザンビア、セネガル等で実施中の技術協力案件の活動の一環として、防護・防疫・検査・治療・研修・啓発用資機材の供与を実施した。また、ガーナ野口記念医学研究所やケニア中央医学研究所によるPCR検査の実施に対する支援、コンゴ民主共和国やルワンダでの技術協力プロジェクトにより育成されたカウンターパートによる体温測定機能付自動手洗い装置や3Dプリンターによるフェイスシールドの製作支援等に取り組んだ。さらに、セネガルでは、長年協力を実施しているセネガル・日本職業訓練センター（CFPT）が手洗い装置を製造し、セネガル政府予算によって関係省庁へ配布された（2020年度）。
- 「Next Innovation with Japan」（NINJA）の一環として、アフリカ発スタートアップ企業の育成と日本企業とのマッチングを目的に、新型コロナに対応したビジネスプランコンテスト「NINJA Business Plan Competition in response to COVID 19」を実施した（2020年度）。
- モーリシャスでは、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」の供与を通じて、同国政府への財政支援を実施した（2020年度）。
- マクロ経済や財政状況が悪化した、アフリカを中心とする貧困国や低・中所得国を対象に、国際社会と連携し、債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）による債務支払を一時的に猶予した（2020）。

(6) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

アフリカにおける新型コロナ感染拡大に伴い、現地滞在中の機構関係者が国外退避せざるを得ず、2020年3月から9月にかけて10分の1の体制に縮小し、先行きも不透明である。また、アフリカ諸国のマクロ経済・債務状況は悪化しており、債務持続性評価（DSA）やDSSI、DSSI後の債務措置に係る共通枠組みの動向に留意が必要である。期末に向けては、アフリカにおける新型コロナウイルス拡大によって確認された数多くの開発ニーズに応えるために、遠隔による各種協力や調査等を含め、対応し得る手段を講じて事業の形成・実施を推進する。また、円借款については、アフリカ開発銀行や世界銀行との協調融資や、経済回復のための機動的な支援の可能性を探りつつ、中長期的見通しを踏まえた案件形成を継

続していく。

なお、2022年にTICAD 8のチュニジア開催が予定されており、中期計画期末（2021年度末）に向けて、2020年度に開始済みの機構貢献策（案）の検討、外務省及び国際機関等との意見交換、政策研究等取組を加速化させるとともに、広報活動やサイドイベント開催等の準備にも着手する。

No.5-7 中東・欧州

(1) 社会的・地域的な格差是正

- ヨルダンでは技術協力プロジェクトを通じ、大学等における若年層への就職支援能力の向上を支援して雇用促進を図った（2017、2018年度）。
- パレスチナでは、日本独自の中東和平への中長期的取組である「平和と繁栄の回廊」構想の中核事業であるジェリコ農産加工団地の開発・運営能力を支援した（各年度）。
- モロッコでは、農業振興のための円借款、地域間格差是正のための円借款や、新型コロナウイルス感染症対応円借款を実施した（2017、2018、2020年度）。また、モロッコ、チュニジアでは水産業振興やIUU漁業に対する指導の強化を目的とした協力を実施した（2018、2020年度）。
- モルドバで中小規模の農業事業者向けに近代的な農業機械・設備の供与を通じた農業生産性の向上を目的とした円借款案件のL/Aを調印した（2020年度）。
- 技術協力プロジェクトを通じ、ヨルダンに避難している障害のあるシリア難民の社会参加促進を支援した。また、トルコでは、難民受入自治体の上下水道・廃棄物インフラ支援のための円借款事業を実施した（2019、2020年度）。
- パレスチナでは、「難民キャンプ改善プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）を実施し、住民主体のキャンプ改善計画策定及び改善事業実施体制の強化を支援した（2019、2020年度）。

(2) 国の発展を支える人材の育成

- 国際機関を含む関係機関と連携し、「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム」（J-TRaC : Japan Team for Refugees and Community）を累計67人派遣し、世界人道サミットでの公約（2016-2018年で約50人の専門家等を難民キャンプ、受入コミュニティへ派遣）の達成に寄与するとともに、シリア難民の安全な生活環境改善や収入機会の提供に取り組んだ（2017、2018年度）。また、「平和の架け橋・人材育成プログラム」（シリア人留学生受入）で、2017年度から2020年度末まで累計57人を受け入れた（各年度）。
- エジプト・日本学校（EJS）では、「特活」を導入した日本式教育が評価され、2020年度末には累計43校のEJSがエジプト国内に開校した（各年度）。
- 「エジプト・日本教育パートナーシップ」の目標実現に向け、就学前、基礎教育、技術教育、高等教育に至る全ての教育ステージにおいて、各種の事業形態を活用して包括的な支援を推進した。また、同パートナーシップの下、2017年度から2020年度末まで累計1,129人の留学生・研修生・研修員を受け入れた（各年度）。
- TICAD 7の横浜行動計画にも明記された「アフリカSTI高度人材育成のための留学プログラム」において、E-JUSTでは2020年度末時点で累計31人のアフリカ留学生を受け入れた。また、「日本・エジプト三角協力プログラムに係る協力覚書」により、アフリカから2020年度末までに4,137人を受け入れたほか、中東（イラク・イエメン）からも2,340人を受け入れた。ABEイニシアティブによる人材育成として、2017年度から2020年度末までに北アフリカ地域から82人の留学生を受け入

れた（2017年度：40人、2018年度：16人、2019年度：7人、2020年度：19人（休学中研修員含む））。

- パレスチナでは、ヨルダン川西岸及びガザ地区を対象に就学前教室を含む10校の初等・中等学校の建設及び教育機材の整備をする無償資金協力を実施した（2020年度）。
- ヨルダン国王女の後援を受け、ヨルダン大学との共催により、ヨルダン大学関係者（学生、教員等）に対し、また、ブルガリアのソフィア大学では日本研究科の学生等に対して、日本の開発経験を学ぶ「JICAチェア」を開催した（2020年度）。

(3) インフラ整備及び投資環境整備

- 生計向上のみならず経済成長のために必要不可欠なエネルギー分野への協力を、チュニジア、イラク、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、エジプト等多くの国で実施した（各年度）。
- イラクでは地域紛争からの復興を支援するために、電力、水分野の円借款事業を2017年度から2020年度末までに累計4件承諾し、実施した。また、同国産業多角化に向けた農業分野への支援も実施した（各年度）。
- チュニジアでは、技術協力を通じてチュニジア企業約80社に対してカイゼン活動実施を支援、品質・生産性向上に寄与した。また、NEPADと「第4回アフリカカイゼン年次総会」を共催し、アフリカ・その他地域の17か国の関係者を集め、カイゼン方式に関する知見を広く共有・普及させた（2019年度）。
- 西バルカンでは、技術協力プロジェクトを通じ、機構の過去の支援によるセルビア及びモンテネグロの中小企業支援体制構築の成果を、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニアに普及・展開した（各年度）。
- モルドバでは技術協力プロジェクトを通じ、中小企業へのコンサルティングサービスの体制強化に貢献した。ウクライナにおいて「中小企業金融に係る情報収集・確認調査」を実施し、中小企業金融での新規案件形成に着手した（各年度）。
- 質の高い成長の原資となる資金を適切に管理するために、イラク、ウクライナ等で、金融システムの安定化・健全化に向けた支援を行った（2019、2020年度）。
- 機構主導で本邦旅行業界向けの「パレスチナ観光促進セミナー」及び「パレスチナ・ヨルダンFAM」ツアーを実施し、その結果本邦企業がパッケージツアーを企画・開催した（2019年度）。
- エジプトでは、「大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の活動が、日本国内でも高く評価され、「読売国際協力賞」（同賞の文化財保護に関する表彰としては初）を2020年11月に受賞した（2020年度）。

(4) 持続的な環境保全

- エジプトやウクライナでは下水の協力を実施したほか、チュニジアでは海水淡水化の協力を実施した（各年度）。
- イラク、エジプト、ウクライナ、セルビア、コソボ、モルドバでは廃棄物管理や都市環境改善に向けた取組を実施した（2019、2020年度）。
- セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナでは、火力発電所排煙脱硫装置の建設を通じた大気汚染対策に向けた取組を実施した（各年度）。
- アルバニア、北マケドニアでは生態系管理や生態系を活用した防災に寄与する協力を実施した（2019、2020年度）。

(5) その他戦略的な取組

- 「日・サウジ・ビジョン2030」で機構が関与する重点分野の「中小企業・能力開発」、「文化・スポーツ・教育」で、招へい、調査等を実施した。また、サウジアラビアとコストシエアによる研修やセミナーを実施し、累計28人が参加した。
- ヨルダン支援会合（ロンドン会合）での日本政府による表明の達成に向けて、アンマン首都圏への安定給水を目的とした無償資金協力のG/Aを締結した（2019年度）。
- パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD: Conference on the Cooperation among East Asian countries for Palestinian Development）の下、パレスチナ自治政府の行政機能の構築・強化や、公平なガバナンスの確立を目的に、インドネシア、マレーシア、シンガポール、イスラム開発銀行等と協力し、パレスチナ自治政府職員等に対する技術研修等を実施した（2019、2020年度）。
- イエメンでは、2011年3月の日本人退避以降も、本邦研修や第三国研修を継続し、紛争が続く現状においても継続的な協力を推進した（各年度）。
- 西バルカン協力イニシアティブに貢献する協力の着実な実施・展開に向け、セルビア、コソボ、北マケドニア、アルバニアで二国間協力案件を形成するとともに、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビアにて広域協力案件を含む新規協力案件を形成した。さらに、ブルガリア・北マケドニアの三角協力に加えて、機構とルーマニアの援助機関RoAid（Romanian Agency for International Development）間の連携を図るための両機関間の意見交換を継続し、さらに西バルカン周辺国（スロベニア、チェコ等）との意見交換を開始した（各年度）。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- モロッコでは、中東・アフリカ地域で初となる新型コロナウイルス感染症対応支援プログラム・ローンを承諾した。
- トルコでは、世界銀行と連携し、新型コロナの感染拡大によって影響を受けた小零細企業に対して資金繰りを支援するための円借款事業を形成した。
- 難民の生活環境の改善を目的にした無償資金協力を実施した。モロッコでは、慢性疾患・精神疾患を抱える難民に対し新型コロナ対策の啓蒙活動や難民事業への支援を通じた実証調査をUNHCRと連携して実施した。
- チュニジア、イランでは、実施中の技術協力プロジェクトを通じ、病院や企業関係者等を対象とした感染予防に資するカイゼンセミナーや日本の新型コロナ対策についてのオンラインセミナーを開催し知見を共有した。
- エジプトでは、実施中の技術協力を通じ検査機材や消毒液等の衛生キットを供与した。また、既存の技術協力プロジェクトでも、日本の病院と連携して院内感染予防対策のビデオを作成し、エジプト国内での研修で活用された。加えて、実施中の技術協力プロジェクトを通じ「手洗い、うがい」の習慣づけにも取り組んだ。
- パレスチナ、イラク、ヨルダン、レバノンでは、防護用資機材の供与、感染予防・緊急医療対応に係るセミナーの開催等を実施した。

(7) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

治安情勢が不安定な国を多く抱える中東地域では、治安状況が急激に悪化する可能性がある。国連機関等とも連携の上、治安上のリスクに係る情報収集・分析を基に事業計画の策定・実施、治安情勢によ

り邦人の渡航が難しい場合には本邦研修、周辺国における第三国研修や帰国研修員支援等を効果的に組み合わせた支援を引き続き検討・実施していく。なお、中東地域は開発ニーズも大きいですが、技術協力協定締結が未了な国もあるため、各種援助手法を柔軟に活用・運用していく必要がある。

No.6 (一定の事業等のまとめ)	民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、各年度の開発協力重点方針、インフラシステム輸出戦略
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (計画値)
開発途上国地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数	6,000 件 ¹ (2017-2021)	2,137 件	2,572 件	1,919 件	1,265 件	1,200 件
②主要なインプット情報		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
予算額 (百万円)		10,710	9,559	8,797	5,683	
決算額 (百万円)		6,475	6,681	6,075	2,710 ²	
経常費用 (百万円)		6,687	6,794	6,302	2,995 ³	
経常利益 (百万円)		△1,116	△724	△395	△30 ⁴	
行政コスト ⁵ (百万円)		6,689	6,782	6,302	2,995 ⁶	
従事人員数		77人	79人	89人	100人	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

<p>中期目標：</p> <p>(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献</p> <p>民間部門主導の経済成長を促進することで開発途上地域の発展を一層力強くかつ効果的に実現するため、他の政府関係機関等とも緊密に連携し、官民連携による支援を実施する。また、中小企業を含む民間企業等の製品・技術・サービスの実態を踏まえた開発協力事業等での活用あるいはビジネス展開支援に加え、開発協力への参画企業の裾野拡大に取り組むことで、我が国企業の現地での活動の促進等による本邦地域経済の活性化にも貢献する。</p>
<p>中期計画：</p> <p>(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献</p> <p>ア 民間企業等</p> <p>民間企業等と、調査事業、実証事業、海外投融資事業といった事業の各段階に対応した多様な連携事業や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を他の政府関係機関等とも緊密に連携して実施する。また、我が国政府の政策・戦略策定プロセスへの情報提供・提言や我が国民間企業のニーズ等を踏まえた機構の民間企業等との連携に係る制度改善を行い、インフラ輸出及び我が国企業の現地での活動の促進にもつながる事業を形成・実施する。</p>

¹ 前中期目標期間 (2012-2015) の実績値の約3%増として設定する。前中期目標期間実績平均1,168件/年

² 暫定値

³ 暫定値

⁴ 暫定値

⁵ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載

⁶ 暫定値

イ 中小企業等

我が国中小企業等の海外展開の促進を通じ、開発途上地域の開発課題の解決を推進する。具体的には、参画企業の裾野を拡大するとともに、開発ニーズと中小企業等の製品・技術等とのマッチング強化、製品・技術の開発協力事業等での活用促進及びビジネス展開支援を行う。その際、他機関との連携を強化し、相乗効果が発揮されるよう留意する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1. ①参照）

- ・ 協力準備調査（PPPインフラ事業）、開発途上地域のSDGs達成に貢献するビジネスに係る調査、民間技術普及促進事業を通じたパートナー数
- ・ 「インフラシステム輸出戦略」等政府戦略での機構に関連する具体的施策項目数
- ・ 基礎調査、案件化調査、普及・実証事業を通じたパートナー数

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

< 評定と根拠 >

評定：S

根拠：

【中期目標達成の見込み】

過年度の定量的実績から、中期目標の定量的目標を大きく上回り達成することが見込まれる。質的な観点からも、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的成果（法人の自主的な取組による創意工夫）を満たしており、成果の最大に向けた取組で所期の目標を大幅に上回る形で成果をあげていることから、中期目標における所期の目標の大幅に上回る形で達成が見込まれる。

【定量的指標（政策への貢献については下線付記）】

中期目標で設定された定量的指標（開発途上国地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数）は、目標水準を上回る成果をあげている。

【質的成果】

ア. 民間企業等：

- SDGsビジネスをはじめとする海外展開支援事業として、協力準備調査（海外投融資）を計14件、開発途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査を計10件、民間技術普及促進事業を計19件、案件化調査（SDGsビジネス支援型）を計40件、普及・実証・ビジネス支援事業（SDGsビジネス支援型）を計34件採択・実施。
- カゴメ㈱によるセネガルでの現地法人設立・事業化、㈱Miupによるバングラデシュでの遠隔医療支援の事業化検証の実施（同社は「第2回日経ソーシャルビジネスコンテスト」の大賞を受賞）、ダイキン工業㈱の実測試験データに基づく政策提言を通じたブラジルでの空調機向けの省エネ基準の改正等の成果が発現。
- TICAD 7を念頭に「アフリカ課題提示型募集」を行い、機構が総合的に分析・提示した開発課題の解決に向けて本邦企業の先進技術等を活用する新たな取組を始動。
- 機構役員等のトップレベルによる各方面への説明や意見交換の実施、国際金融機関との連携強化等を通じて、2019年度、2020年度ともに海外投融資再開後、過去最大規模の承諾を達成（累計47件、2019年度：637億円、2020年度：734億円）した。
- G7で採択された「2X Challenge: Financing for Women」に寄与する初の海外投融資事業実施。

- コロナ禍で差し迫った中小零細企業の資金需要に応えるべく、インド向け「低所得者向け住宅普及支援事業」、全世界向け「COVID-19新興国中小零細企業支援ファンド」、メキシコ向け「女性事業者等向けマイクロファイナンス事業」、エジプト向け「中小零細企業支援事業」等の海外投融資事業実施。
- 機構初の劣後融資、ペルーにおける初の海外投融資、またIDB Labとの初の協調融資として、日系社会を起源とするアバコ貯蓄信用組合への資本性劣後融資の供与を決定。
- IFC、ADB、米国国際開発金融公社（USDFC）等の開発金融機関との協調融資や、Citibankとの初の協調融資を実施したほか、フランス開発庁（AFD）、欧州投資銀行（EIB：European Investment Bank）、AfDB、米国海外民間投資会社と協調融資の促進に向けた覚書を締結。
- コロナ禍で有用な本邦企業の技術・製品の提案を募集し、ODA事業への活用可能性に係る調査を実施。
- 日本政府の「インフラシステム輸出戦略（令和2年度改訂版）」及び「インフラシステム海外展開戦略2025」に基づき、ハードとソフトのパッケージでの海外展開による質の高いインフラの推進とともに、技術協力と円借款を有機的に連携させた協力を推進。
- 技術仕様の精緻な確認を進めた結果、円借款における本邦企業受注率の年間平均が、2014年度以前は30～40%台で推移していたなか、2016年度以降は60%以上を達成。
- パラオでの協力準備調査（PPPインフラ事業）を通じた国際空港ターミナルビル拡張・運営事業への双日・日本空港ビルデングの参画や、トンガでの民間技術普及促進事業の成果を踏まえた沖縄県の㈱プログレッシブエナジーによる無償資金協力事業での落札等、日本企業の現地での活動促進に資する成果が発現。

イ. 中小企業等：

- 中小企業等の技術の活用や事業化促進に向けて、基礎調査を計 104 件、案件化調査を計 254 件、普及・実証事業を計 126 件採択。
- スリランカ政府と㈱カワシマによるコンポストプラントの購入契約（約 8 億円規模）の締結、マニラ市政府による大気汚染対策のための電動三輪自動車 280 台の納入、タイでのクモノスコポーレーション㈱による「ラマ 8 世橋」のひび割れ計測業務の受注や国土交通大臣表彰「第 2 回 JAPAN コンストラクション国際賞」の受賞、ミャンマーでの北島酸素㈱による現地法人の設立及び高品質な医療酸素を安定的に供給する「北島 ROC システム」の販売、インドでの㈱岐阜多田精機による現地合弁会社の設立及び自動車企業へ金型の販売、ケニアでのキャスタリア㈱提案のプログラミング教材の公式教材としての認定、ブラジルでの褥瘡（じょくそう）予防器具の国家認証・登録の短期間完了による提案企業による現地法人の設立等、数多くの成果が発現。
- 開発協力に参画する中小企業等の裾野拡大に向けた不断の制度改善を行い、販売実績のない研究・試作・実証段階でも提案可能な「開発途上国発イノベーション枠」、質の高いインフラ輸出につながる「インフラ整備技術推進特別枠」、国内各地の産業集積地の技術・ノウハウ・ネットワークを活用する「地場産業集積海外展開推進枠」を新たに導入したほか、案件主管部署の国内拠点への移管やビジネス助言アドバイザーの配置等、企業との関係深化、案件形成・監理の質の向上に向けた取組を推進。
- 他機関との連携強化及び優良企業の発掘・優良案件の形成を推進し、JETRO、UNDP、（独）中小企業基盤整備機構（中小機構）、地域金融機関 27 行、損害保険会社 3 社等との業務連携に係る覚書締結・協働を実施。
- 地域金融機関との連携を通じて、地方銀行と連携して発掘した企業が機構の民間連携事業の採択に至った事例、事業実施中に連携金融機関が「つなぎ資金」を融資した事例、連携金融機関が機構事業後の現地ビジネス展開に必要な資金を融資した事例等が発現。
- 全国各地での「中小企業海外展開支援セミナー」（計 706 回開催、延べ 16,251 社、31,809 人参加）をはじめ、各種セミナー開催等を通じ、参画する中小企業等の裾野拡大に大きく貢献。

4. 業務実績

No.6-1 民間企業等

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
協力準備調査（PPPインフラ事業）、中小企業・SDGsビジネス支援事業（SDGsビジネス支援型）を通じたパートナー数	51法人・団体 ⁷	29法人・団体	49法人・団体	37法人・団体	43法人・団体	法人・団体
「インフラシステム輸出戦略」等政府戦略での機構に関連する具体的施策項目数	63項目 ⁸	104項目	109項目 （うち、実施済み39項目）	75項目 （うち、実施済み3項目）	73項目 （うち、実施済み11項目）	法人・団体

(1) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決

① SDGsビジネスをはじめとする海外展開支援事業の形成・実施

- 協力準備調査（海外投融資）（旧協力準備調査（PPPインフラ事業））を計14件、開発途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査（旧BOPビジネス連携促進）を計10件、民間技術普及促進事業を計19件、案件化調査（SDGsビジネス支援型）を計40件、普及・実証・ビジネス支援事業（SDGsビジネス支援型）を計34件採択し、日本の民間企業等の海外展開を支援することを通じて、開発途上地域の課題解決に貢献する取組を実施した（各年度）。
- セネガルでは、これまでの機構支援で培った情報・ネットワークを活用して、カゴメ(株)と三井物産(株)がBOPビジネス連携促進調査を実施した結果、カゴメ(株)による現地法人設立、本格的なトマト栽培事業の着手につながった（2017年度）。
- バングラデシュでは、機構のSDGsビジネス調査を通じて、(株)MiupがICTとAIを駆使した遠隔医療支援の事業化検証を行った。同取組が高く評価された結果、同社は「第2回日経ソーシャルビジネスコンテスト」の大賞を受賞した（2018年度）。
- 機構が能動的に民間事業を開発課題解決に取り込むアプローチの一環で、TICAD 7を念頭に「アフリカ課題提示型募集」を行い、機構が総合的に分析・提示した開発課題の解決に向けて本邦企業の先進技術等を活用する新たな取組を始動させた（2019年度）。
- ブラジルでは、「環境配慮型省エネ空調機普及促進事業」を通じダイキン工業(株)が高効率インバータ式空調技術の理解促進を図ることを目的として、ブラジルの鉱物エネルギー省を対象に、自社の技術を活用した実測試験データに基づき、省エネと温室効果ガスの抑制における政策提言を行った。その結果、2020年7月に同国の空調機向けの省エネ基準が改正され、空調機の性能評価方法が国際的に広く用いられる評価基準のISO16358が適用されることとなった（2020年度）。
- 機構役員等のトップレベルによる業界団体、金融機関、商社、メーカー等への説明や意見交換の実施、国際金融機関との連携強化等を通じて、2019年度には637億円、2020年度には734億円の承諾を達成する等、2か年連続して海外投融資再開後、過去最大規模の承諾を達成（累計47件）した。
- G7で採択された「2X Challenge: Financing for Women」に寄与する初の海外投融資として、女性

⁷ 前中期計画目標期間（2012-2015）実績平均

⁸ 2013-2015累計値平均

を含む低所得者層の金融アクセス改善を目的に五常・アンド・カンパニー(株)との出資契約に調印した(2019年度)。

- 機構初の劣後融資、ペルーにおける初の海外投融資、またIDB Labとの初の協調融資として、日系社会を起源とするアバコ貯蓄信用組合への資本性劣後融資の供与を決定した(2019年度)。
- コロナ禍における中小零細事業者、低所得者、女性といった外的ショックに脆弱な層が抱える差し迫った資金需要に応じていくことを目指し、インド向け「低所得者向け住宅普及支援事業」、全世界向け「COVID-19新興国中小零細企業支援ファンド」、メキシコ向け「女性事業者等向けマイクロファイナンス事業」、エジプト向け「中小零細企業支援事業」等を実施した(2020年度)。

② 他機関との協調融資の促進

- IFC、ADB、USDFC等の開発金融機関と累計11件、協調融資案件を実施した(各年度)。
- 米国海外民間投資会社と覚書を締結した。また、Citibankと初の協調融資をブラジルで実施した(2018年度)。
- AFD、EIB、AfDBとの間で協調融資の更なる促進に向けた覚書を締結した(2019年度)。
- (株)三井住友銀行との間で、協調融資における共通の事業効果測定方法・モニタリング手法を用いる「サステナブルファイナンス・フレームワーク」に合意した(2020年)。

③ 民間企業との連携を強化する取組

- 民間企業との連携促進のため、機構の企業連携強化方針を策定の上、国内外の全部署で企業連携担当者を2名任命して「企業連携ネットワーク」を構築した(2019年度)。
- 民間企業との連携を一層推進するに当たり、企業との連携情報を機構内で共有する体制を整備すべく企業情報統合データベースの設計等構築を進めた(2020年度)。

(2) インフラ輸出及び日本企業の現地での活動促進

① インフラシステム輸出に資する発信、制度改善

- インフラ輸出の推進体制強化に向け、外部有識者による諮問委員会を開催したほか、経協インフラ戦略会議において、テーマに応じた機構事業情報のインプット等を実施した(各年度)。
- 円借款や海外投融資等の制度改善として、協力準備調査のプロポーザル評価において、迅速化提案を加点する新制度を導入する等の取組を通じ、一部案件の形成において詳細設計及び調達手続きが短縮化された(2017年度)。
- 業界団体及び本邦企業からのヒアリング等を踏まえた円借款の本邦技術活用条件(STEP: Special Terms for Economic Partnership) 制度改善や、企業提案型事業の既存の各制度を整理・統合した「中小企業・SDGsビジネス支援事業」を新たに導入する等、制度改善に取り組んだ(2018年度)。

② インフラ輸出につながる事業の形成・実施

- 日本政府の「インフラシステム輸出戦略(令和2年度改訂版)」及び「インフラシステム海外展開戦略2025」に基づき、ハードとソフトのパッケージでの海外展開による質の高いインフラの推進とともに、人材育成や実施機関の能力構築等への支援を行う技術協力と円借款を有機的に連携させた協力に取り組んだ(各年度)。

- 本邦技術を活用した案件形成の推進及び調達プロセスにおける技術仕様の精緻な確認を進めた結果、円借款事業における本邦企業受注率の年間平均が、2014年度以前は30～40%台で推移していたなか、2016年度以降は60%以上に向上した（各年度）。
- フィリピンでは、無収水対策での民間企業の投融資を奨励するため、初の現地通貨建て融資、民間金融機関（日系メガバンク2行）との協調融資を実施した（2017年度）。
- パラオでは、機構の協力準備調査（PPPインフラ事業）を通じて、国際空港ターミナルビル拡張・運営事業への双日・日本空港ビルデングの参画が実現した（2018年度）。
- トンガでは、機構の民間技術普及促進事業を通じて、沖縄県の㈱プログレッシブエナジーが有する可倒式風力発電技術（サイクロン接近時に設備本体を倒して被害を避けることができる技術）がトンガ政府関係者から高く評価され、無償資金協力事業の落札につながった（2018年度）。
- インフラ海外展開に関し、ハイスpekク借款の第1号案件、O&Mビジネス拡大に向けた公的金融の活用資する案件を承諾した（2019年度）。

(3) SDGs達成に向けた貢献

- 各海外投融資や他機関との協調融資、「SDGsビジネス支援型」を通じ、あらゆる分野のSDGs達成に向けて貢献した。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍にあってもIFC、ADB、IDB、AfDB、USDFC等の二国間開発金融機関（DFI）パートナー、民間金融機関とのリモート協議等を通じて協調融資を促進し、IFC、ADB、USDFCとの事業を承諾した。民間金融機関との協調融資案件も5件承諾した（2020年度）。
- ウィズコロナ、ポストコロナにおいて、開発途上地域の社会に貢献し得る本邦企業の有用な技術・製品について、経済インフラ分野、地球環境分野、保健医療分野、教育・社会保障分野の4分野を対象に、企業からの提案を募集した。各分野10件（計40件）の提案についてODA事業への活用可能性について調査を実施した（2020年度）。

(5) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

より質の高い事業の実施や機構事業後の企業による開発途上国の課題解決に貢献するビジネスの実現を促進することが課題であり、引き続き、他の公的機関や金融機関とも連携することにより対応していく。

No.6-2 中小企業等

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
中小企業・SDGsビジネス支援事業（中小企業型）を通じたパートナー数	99法人・団体 ⁹	131法人・団体	118法人・団体	143法人・団体	92法人・団体	法人・団体

⁹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

(1) 中小企業等

① 中小企業等の技術の活用や事業化の促進

- 基礎調査を計104件、案件化調査（中小企業支援型）を計254件、普及・実証事業（普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型））を計126件採択し、日本の中小企業等の海外展開を支援することを通じて、開発途上地域の課題解決に貢献する取組を実施した（各年度）。
- スリランカでは、㈱カワシマが、廃棄物から良質のコンポストを製造する普及・実証を行った結果、スリランカ政府より高く評価され、コンポストプラントの購入契約（約8億円規模）の締結に至った（2017年度）。
- フィリピンでは、BEMAC㈱が、環境負荷を低減する電動三輪自動車（Eトライシクル）の実証を行った結果、排気ガスによる大気汚染が深刻なマニラ市政府に対して、電動三輪自動車280台を納入するに至った（2017年度）。
- インドネシアでは、㈱あ印が、同国で有効利用されていない縞タコの高付加価値化や生産体制に係る実証を行った結果、2018年度は約200トンの水揚げを記録した。日本・中国向けの輸出も始まり、同国漁業関係者の生計向上を実現したほか、原料不足に悩む提案企業の地元水産業界（茨城県）にも大きく裨益した（2018年度）。
- タイでは、クモノスコーポレーション㈱が、橋やダム等インフラ構造物に入るコンクリートのひび割れを迅速かつ正確に計測するシステム「KUMONOS」の実証を行った結果、「ラム8世橋」のひび割れ計測業務の受注や、国土交通大臣表彰「第2回JAPANコンストラクション国際賞」の受賞につながった（2018年度）。
- ミャンマーでは、北島酸素㈱が高品質な医療酸素を安定的に供給する「北島ROCシステム」の実証活動を約2年間実施した結果、同国全体の医療酸素の質の向上に寄与していることが確認され、現地法人の設立、販売につながった（2019年度）。
- ベトナムでは、白金運輸㈱がベトナムのバリア・ブンタウ省に初の日系物流倉庫を開業した（2019年度）。
- インドでは、㈱岐阜多田精機が「モジュール金型」に係る普及・実証事業を行い、前進の案件化調査を経て設立した現地合弁会社を通じて、事業期間中に、現地自動車企業へ1億円規模の金型を販売した（2019年度）。
- ケニアでは、キャストリア㈱（長野県）がオンライン教育とスクーリングを併用したプログラミング人材養成講座を活用した教室事業の展開及び同国のICT人材創出を目指して基礎調査を実施し、自社製品のデジタル教育ツールを、現地の教育省傘下の機関であるケニア・カリキュラム開発機構に提案した結果、プログラミング教材が小学校4年生向けの公式教材として認定された（2020年度）。
- 参画する中小企業の裾野拡大に向けて、全国各地で「中小企業海外展開支援セミナー」を計706回開催し、延べ16,251社、31,809人が参加した（各年度）。また、民間企業のみならず、金融機関、大学関係者、自治体、NGO等を対象として、開発途上国側のニーズを共有・発信する「開発途上国課題発信セミナー」（延べ3,589人の参加）を開催した（2018～2020年度）。さらに、機構の中小企業・SDGsビジネス支援事業の採択済み企業向けに「ビジネス実現支援セミナー」（計539人参加）を開催した（2019年度）。

② 開発協力を参画する中小企業等の裾野拡大に向けた制度改善

- 提案型事業の対象を中堅企業にも拡大したほか、「開発途上国発イノベーション枠」を導入し、販売実績のない研究・試作・実証段階であっても、開発途上国地域の課題解決に資する革新的技術・製品並びにアプローチを用いて取り組む制度の運用を開始した（2017年度）。
- 日本の質の高いインフラ輸出につながる中小・中堅企業の有する技術を活用する「インフラ整備技術推進特別枠」、国内各地の産業集積地に蓄積されている技術・ノウハウ・ネットワークを活用する「地場産業集積海外展開推進枠」を新設した（2018年度）。
- 機構本部における民間連携事業の再編を行い、民間連携事業部が一元的に所掌する形で、効果的かつ一体的な事業ができる体制を整備するとともに、企業との関係深化、案件形成・監理の質の向上に向けて、案件主管部署の国内拠点への移管を進めた（2019、2020年度）。
- 中小企業・SDGsビジネス支援事業に係るビジネス化助言アドバイザーを配置し、事業実施中・終了後の企業へのビジネス化実現促進に向けた助言を56件行った（2020年度）。
- 契約時に提案法人代表者が自署したコンプライアンスに係る誓約書の導入、会計士への委託による経費実地検査の開始、継続与信調査のための財務状況確認、中小企業・SDGsビジネス支援事業執務要領の改定等を進め、不正防止策等を強化した（2020年度）。

③ 他機関との連携強化及び優良企業の発掘・優良案件の形成

- 地域金融機関との間で業務連携に関する覚書を2020年度末までに累計27行と締結し、金融機関とのネットワーク強化に取り組んだ。この成果の一例として、地方銀行と連携して発掘した企業が機構の民間連携事業の採択に至った事例、事業実施中に連携金融機関が「つなぎ資金」を融資した事例、連携金融機関が機構事業後の現地ビジネス展開に必要な資金を融資した事例等が生まれた（各年度）。さらに、こうした事例を促進すべく、中小企業・SDGsビジネス支援事業において2020年度第2回公示より「地域金融機関連携案件」の募集を開始し、2021年4月、7件を採択。また、中小企業の海外展開の促進、外国人材の適正な活用の促進及びこれらを通じた開発途上国の課題解決のため、機構と信金中央金庫の連携促進を目的とする覚書を締結した（2020年度）。
- JETROと機構の中小企業海外展開支援メニューや連携実績を掲載したパンフレットを作成した。また、2018年7月には連携覚書を締結してイベントでの協働等を推進した。さらに、2019年8月にはアフリカ地域での中小企業等の事業展開を支援するための業務協力覚書をJETRO-JICA-UNDPの3者で締結し、機構案件へのJETRO及びUNDPからの追加的な支援の可能性を探る伴走型支援が開始された（各年度）。
- (独) 中小企業基盤整備機構（中小機構）とともに、支援メニューを相互に紹介する勉強会を実施したほか、中小機構主催の展示会・商談会への出店及び後援を通じて、機構の支援メニューを幅広く広報した（2018、2019年度）。また、機構と中小機構が有するノウハウやネットワークを有効活用し、中小企業の海外展開支援等における協力を更に強化することを目的として、業務連携に係る覚書を締結した（2020年度）。
- 国土交通省が進めるプラットフォーム「中堅・中小建設業海外展開推進協議会（JASMOC）」に参画した（2017、2018年度）。
- 優れた技術・製品を有する中小企業の発掘と企業の海外展開を促進するため、損害保険会社3社と業務連携に係る覚書を締結した（2019年度）。

- 自治体との連携を促進し、2018年9月より、郡山市産業政策課に国際協力推進員を派遣したほか、高知県商工労働部工業振興課を中心に設立された「高知県ODA案件化サポートチーム」にメンバーとして参画した。また、熊本県内企業の海外展開支援等にも貢献することを目指して、2019年10月に熊本県と連携協定を締結した。
- 企業が海外展開ビジネスを成功させた優良事例や教訓等を、積極的に業界紙（日刊工業新聞、日刊建設工業新聞等）、地方新聞等へ広報・発信した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- 企業提案型の事業について、提案ビジネスを通じて貢献を目指すSDGs Gaolを選択するように企画書様式を改訂する等工夫した。その結果、Gaolへの貢献を意識した提案が500社以上から提出され、17のGaol全てに対する提案を採択する等、中小企業へのSDGsの普及やその達成に向けた貢献への参画促進につながった。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍の影響を踏まえ、従来の海外渡航を伴う提案に加え、海外渡航を前提とせずに実施可能な「遠隔実施型」での提案を可能とした。また、案件採択から契約締結までの迅速化に向け、普及・実証・ビジネス化事業において、機材調達を除き、遠隔（国内）にて業務開始が可能な場合に限り、迅速に契約締結を可能とする新型コロナ下限定の措置を導入した（2020年度）。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

新型コロナウイルスの感染拡大傾向が継続する状況下において、企業の海外展開に向けた着実な準備・検討の促進が課題であるが、中小企業・SDGsビジネス支援事業の2020年度第2回公示で、海外渡航を前提としない「遠隔実施型」での事業提案を可能としたように、引き続き柔軟な対応を行う。

No.7 (一定の事業等のまとめ)	多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、各年度の開発協力重点方針
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (計画値)
ボランティア、地方自治体、NGO、大学・研究機関、開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数	6,000件 ¹ (2017-2021)	1,512 ² 件	1,931 ³ 件	2,117件	4,018件	1,200件
②主要なインプット情報		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
予算額 (百万円) ⁴		27,247	25,347	25,529	24,888	
決算額 (百万円) ⁵		26,483	25,312	24,789	14,095 ⁶	
経常費用 (百万円)		26,197	25,063	24,182	13,943 ⁷	
経常利益 (百万円)		△1,849	△363	△184	△254 ⁸	
行政コスト (百万円) ⁹		26,192	25,017	24,182	13,943 ¹⁰	
従事人員数		121人	121人	117人	126人	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：

(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

開発現場の様々なニーズの把握や状況に応じた迅速な対応等、国内の多様な担い手との連携は開発課題の解決に資する重要な手段である。それらの担い手やボランティアが有する強みや経験を活かし、人・知恵・技術・資金を結集しつつ、開発協力への参加を促し、連携の強化を促進する。また、我が国の科学技術や専門的知見を開発途上地域で活用するとともに、開発途上地域の将来の発展を担う中核人材を国内外で育成するため、我が国の大学・研究機関との連携を推進する。加えて、我が国の開発協力の担い手の裾野拡大及び地域の活性化のため、多様な担い手による我が国国内での知見の共有や発信の支援、ボランティア事業や開発教育等の取組を通じ、開発協力への各層の理解、広範な参加及び開発協力参加者の経験の社会還元を推進する。

¹ 民間連携と同等の水準として設定する。

² 2017年度の集計値に誤りがあり今回は正

³ 2018年度の集計値に誤りがあり今回は正

⁴ 2019年度より受託経費及び寄附金事業費を含めたため、2017～2018年度の計数を修正した。

⁵ 2019年度より受託経費及び寄附金事業費を含めたため、2017～2018年度の計数を修正した。

⁶ 暫定値

⁷ 暫定値

⁸ 暫定値

⁹ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載

¹⁰ 暫定値

中期計画：

(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

ア ボランティア

国民の参加と、開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に資するため、ボランティア事業を実施する。その際、ボランティアの効果的な活動を支えるための技術的支援を行う。加えて、地方自治体や大学・教育機関、民間企業とも連携し、多様な形態による参加を促進する。また、ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施することに加えて、ボランティア活動を通じて得た経験・知見の社会への還元への支援を通じ、国民の開発協力への理解と支持を促進する。

イ 地方自治体

地方自治体の行政の知見、技術等の資源を活用し、開発途上地域が抱える課題解決に資する事業を実施する。また、地方自治体間の開発協力経験の共有を支援し、地方自治体が推進する海外展開や開発協力活動への参入や拡大にも貢献する。

ウ NGO/市民社会組織（CSO）

NGO/CSOの有する現地での知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、特に開発途上地域の住民視点のニーズに応じた協力を実施する。また、NGO-JICA協議会等を通じた対話の促進、きめ細やかな相談対応の強化、新規団体の発掘及び担い手の育成支援を行う。加えて、開発協力への理解、参加促進及び地域社会への還元のために、我が国国内でのNGO/CSOによる開発途上地域での開発協力経験の共有を推進する。

エ 大学・研究機関

大学・研究機関の有する専門的知見、ネットワークを活用した事業を実施する。特に、科学技術協力事業を通じ、地球規模課題解決への新たな知見や技術の獲得・発展を支援する。また、事業の成果を他の事業形態（スキーム）等につなげることで、研究成果の拡大を促進する。加えて、我が国の開発経験を含む専門知識を学ぶ機会を提供することで、高い専門性を有し、開発途上地域の開発課題解決を担う中核人材を育成する。さらに、大学・研究機関による学生や地域社会への開発協力の経験の還元を支援し、大学・研究機関や地域の国際化にも貢献する。

オ 開発教育、理解促進等

児童・生徒や市民が世界の直面する開発課題や我が国との関係を知り、主体的に考える力や、解決に向けた取組に参画する力を養うため、学校や教育委員会等教育関係機関、NGO、民間企業等と連携しつつ、開発教育に取り組む。また、地球ひろばを含む国内拠点等を通じ、地域に密着した開発協力活動の支援及び開発課題や開発協力に対する理解を促進する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1. ①参照）

- ・ 課題解決に資するボランティア事業の実施、ボランティア経験の我が国国内での発信及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況
- ・ 地方自治体、NGO、大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力の実施、それら経験の日本国内での共有の支援、及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況
- ・ 児童・生徒の世界や国際的課題等への関心向上に資する、教育関係機関等との連携も通じた開発教育の取組、及び開発課題や開発協力の市民への理解の促進状況

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

< 評定と根拠 >

評定：S

根拠：

【中期目標達成の見込み】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的目標を大きく上回り達成することが見込まれる。質的な観点からも、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的成果（法人の自主的な取組による創意工夫）を満たしており、成果の最大に向けた取組で所期の目標を大幅に上回る形で成果をあげていることから、中期目標における所期の目標を大幅に上回る形で達成が見込まれる。

【定量的指標（政策への貢献については下線付記）】

中期目標で設定された定量的指標（ボランティア、地方自治体、NGO、大学・研究機関、開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数）は、目標水準を上回る成果をあげている。

【質的成果】

ア. ボランティア：

- 本中期計画期間中に累計3,846人のJICA海外協力隊員を派遣。
- TICAD IVで表明された「水の防衛隊」を9か国に計37人派遣し、アフリカでの安全な水供給に貢献したほか、マダガスカル政府公認の栄養改善に資する料理本の作成、（一社）子どもスポーツ国際交流協会との協働によるインドでのラグビー国際親善試合の実現等に貢献。
- 期間中を通じ各隊員による技能や知識の習得を支援。
- 隊員派遣の強化に向けて、これまで二つの自治体及び21の民間企業、17の大学と連携合意書や覚書を締結したほか、各種制度改善に取り組み、多様な形態による派遣を促進。
- 新型コロナの世界的な感染拡大を受けた派遣中の全隊員2,044人の一時帰国に伴い新たな制度の検討・設計に取り組み、帰国中及び待機中隊員によるオンラインを通じた活動や、日本国内の地域課題解決に資する活動を推進。

イ. 地方自治体：

- サモアでは、沖縄県内の七つの水道事業体による協力の結果、無修水率半減や飲料水水質基準改善、水道事業体の収支黒字化の達成。
- ザンビアでは、宮城県丸森町による農業分野での協力の結果、対象地域の平均農業世帯収入が倍増した。また、自治体との連携強化を通じ、ホストタウン化等日本国内の地域活性化に貢献。
- 宮崎市では、バングラデシュに対するICT人材育成事業を契機として、49人の県内企業への内定、ICT企業の東京からの誘致を実現。
- 帯広市では、行政、商工会議所、企業と連携した草の根技術協力を通じて、ハラル対応和菓子を製造開発・販売、輸出展開した㈱とかち製菓が農林水産大臣賞を受賞。
- 熊本県とは連携協定を締結し、地域の産業振興や多文化共生に資する人材育成モデルの創設に合意。
- 機構や機構事業を縁として、ニカラグアと群馬県甘楽町、ホンジュラスと同県片品村、ベネズエラと長野県駒ヶ根市、タンザニアと山形県長井市、南スーダンと群馬県前橋市等、計32か国に対するホストタウン化に貢献。
- 新たに国際協力推進員（外国人材・多文化共生）を配置したほか、茨城県と外国人材受入に関する連携覚書を締結する等自治体が推進する外国人材の受入環境整備に向けた取組にも貢献。

ウ. NGO/市民社会組織（CSO）：

- セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンがモンゴルで実施した事業を通じ、東・東南アジアで初となる子

どもの保護に関する法律が制定。

- (特活) ハート・オブ・ゴールドがカンボジアでの事業を通じて作成した中学校体育科教育指導書が、カンボジア政府予算により全国各州教育局を通じ約1,700校の中学校に配布。
- (公社) 桶谷式母乳育児推進協会が、バングラデシュで母乳育児支援技術を移転した結果、「桶谷式技術普及計画」が同国保健栄養政策に盛り込まれ、全国の助産師向け研修費用が予算化。
- NGO-JICA協議会の定期開催や、NGOの要望を踏まえた地域ごとの協議会開催等を通じて、対話・コンサルテーションを強化。
- 草の根技術協力事業の応募・実施団体の事業実施能力を高めるため、新たな研修を企画・実施。
- (一社) ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン (ASSC : アスク) と共同事務局を務める形で、企業、業界団体、弁護士、学識経験者、市民社会と連携し、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム (JP-MIRAI : Japan Platform for Migrant Workers towards Responsible and Inclusive Society) 」を設立。

エ. 大学・研究機関：

- 過去に実施されたSATREPSにおいて、「センターなど成果活用の体制が構築されたもの」が9件、「政府機関の政策や計画等に反映されたもの」が4件、「特許申請、製品化、実用化されたもの」が4件あり、社会実装に向けた取組が確認されたほか、SATREPSの研究成果を活用して、計10件の事業を形成。
- タイ「非食糧系バイオマスの輸送用燃料化基盤技術」では、開発された高品質バイオディーゼル燃料が同国石油代替エネルギー開発計画に採用された。
- チリ「チリにおける持続可能な沿岸漁業及び養殖に資する赤潮早期予測システムの構築と運用」では、研究成果の早期実用化及び地域への定着・拡大に向けた三井物産㈱からの業務委託が実現。
- ベトナム「高効率燃料電池と再生バイオガスを融合させた地域内エネルギー循環システムの構築」では、発電効率が世界最高レベルとなる高効率燃料電池を開発。
- 開発課題解決を担う中核人材の育成に向けて、ABEイニシアティブ、イノベティブ・アジア、シリア平和への架け橋・人材育成プログラム、国際社会人Dr.コース、人材育成計画 (JDS) 等を通じて、累計3,229人に対する人材育成を実施。
- ABEイニシアティブでは、政府公約を上回る成果をあげて貢献し、本邦企業がアフリカにおけるビジネスを展開する際の先案内人として活躍する修了生や、2025国際博覧会の大阪・関西誘致プレゼンテーションで日本代表プレゼンターとして登壇する修了生を輩出。
- 日本政府が推進する「明治150年」関連施策の一つとして、日本の近現代の発展と開発経験を学ぶ機会を提供する「JICA開発大学院連携」を本格始動。23大学で各専門分野での日本の開発経験等を伝えるための個別プログラムを開始したほか、89大学と覚書を締結し、大学・研究機関の国際化も推進。
- 講義番組「日本の近代化を知る7章」及び「続・日本の近代化を知る」を放送大学と共同制作して放送し、機構が受け入れる留学生のみならず、より広い対象者にプログラムを提供。
- 開発途上国におけるトップクラスの大学等と連携し、日本の開発経験を共有する日本研究講座設立支援事業 (JICAチェア) をブルガリア・ソフィア大学での講座を皮切りに、25か国で実施し、知日派リーダーを育成。

オ. 開発教育：

- 文部科学省、各都道府県教育委員会、日本国際理解教育学会等と連携し、教師海外研修、開発教育指導者研修を通じて、開発教育の質の向上及び裾野の拡大に取り組み。
- 新学習指導要領の施行に向けて、教科書会社向けセミナー等を通じ、機構事業の教科書掲載を9件実現。

- 国際協力中学生・高校生エッセイコンテストを実施し、累計約238,000作品の応募。過去の受賞3作品が全国の中学校で使用される道徳教科書の教材として採用。
- 市ヶ谷、名古屋、北海道の各地球ひろばやその他国内拠点において、SDGs等世界の課題をテーマとした展示やイベントを実施したほか、各地域の実情に応じた開発協力に対する理解促進の取組を実施。

4. 業務実績

No.7-1 ボランティア

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
隊員派遣人数（人）	1,499人 ¹¹	1,463人	1,227人	1,146人	10人	
隊員活動における達成度アンケート結果	63.3% ¹²	50%	52.4%	52.9%	32.6%	
JICA海外協力隊ウェブサイトの訪問者数	165万人 ¹³	232万人	302万人	300万人	148万人	

(1) 開発課題に沿ったボランティア事業の実施

- 各国の開発課題に対応した派遣計画の作成等の取組を通じ、相手国のニーズにより適合した隊員派遣に努め、2017年度から2020年度にかけて累計3,846人の隊員派遣を実施した。また、隊員が活動に必要とされる技能や知識の習得を派遣前研修及び派遣期間中を通じ支援した（各年度）。
- TICAD IVで表明されたアフリカでの安全な水供給への貢献を目指す「水の防衛隊」として、2017年度から2020年度までの4年間で9か国に計37人の隊員を派遣し、安全な水の確保への働きかけや、学校やコミュニティにおける手洗い指導を通じた公衆衛生の改善等幅広い活動を展開した（各年度）。
- マダガスカルでは、IFNAへの貢献として、隊員により作成された料理本が同国保健省等から高く評価され、栄養改善に資するとして同国政府公認の料理本として認定された（2018年度）。
- インド及びスリランカのラグビー隊員が指導する男子・女子の国際親善試合に際して、選手団が負担できない渡航費用を（一社）子どもスポーツ国際交流協会の協力を得てクラウドファンディングで調達し、その過程で広く寄附者のスポーツと開発、ジェンダー平等への共感を喚起した（2018年度）。
- ウガンダ、ペルー、グアテマラ等で技術協力等と連携した隊員派遣を実施する等、援助手法を効果的に組み合わせた隊員派遣を実施した（各年度）。
- 選考プロセスや事業計画、人件費補填の廃止と現職参加促進費の導入、JICA海外協力隊募集等各種制度改善に取り組んだ（各年度）。

(2) 国内における多様な担い手との連携及び国民の一層の理解と支援の醸成、参加の促進

- 連携に基づく隊員派遣を強化すべく、これまで延べ二つの自治体、21社の民間企業（NPO法人含

¹¹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹² 2015年度実績（隊員本人による「満足度」評価の最上位の平均値）

¹³ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

む)、17大学と連携合意書や覚書を締結した。同連携派遣に基づく派遣隊員数は、2020年度末時点で累計540人となった(各年度)。

- ボランティア事業の紹介や応募勧奨を目的に、従来のマスメディアやウェブに加え、ウェブ版を含むマンガ、SNS、YouTubeを効果的に活用した。また、ICTの活用を大幅に拡大し、JICA海外協力隊ウェブサイトの訪問履歴による情報の出し分け、シニア世代向けの広報記事の掲出等、個々の訪問者が必要とする情報を提供した(各年度)。

(3) 国内の課題に貢献する事業展開、経験・知見の社会への還元

- 隊員の帰国後の進路に係る選択肢の拡大と、開発途上地域での経験を地方の課題解決につなげた自治体・企業へのマッチングに貢献する取組を行った(各年度)。
- 2019年の台風19号の復旧・復興活動に向けた、帰国隊員や派遣前訓練中の隊員候補生(延べ約100人)によるボランティア活動を側面支援し、二本松訓練所が福島県本宮市より感謝状を受領した(2019年度)。

(4) SDGs達成に向けた貢献

- 既述の取組を含む、幅広い分野でのボランティア事業を通じ、あらゆる分野のSDGs達成に向けて貢献した。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナの世界的流行を受け、派遣中全隊員2,044人を帰国させ、国内で一定期間の健康モニタリングを行うことで、隊員全員の安全と健康を守ることができた。また、現行制度の120日間を超えた待機期間の延長と待機手当の支給継続、一定期間後の再派遣を目指した特別登録制度の創設、訓練を受けられない候補者を対象にした特別派遣前訓練等の制度設計・実施等を実施した(2020年度)。
- 一時帰国中及び待機中の隊員に対し、配属機関や任国に対しての活動を促進した結果、オンライン会議ツールを用いた遠隔指導、動画教材の製作・配信、オンラインイベント・セミナーの開催が積極的に行われた(2020年度)。
- 一時帰国中及び待機中の隊員に対し、日本国内の地域課題解決にも資する活動を促進した結果、現地におけるマイノリティーとしての経験や言語等の隊員経験をいかして、多くの隊員が日本国内の外国人支援を含めた地域課題に取り組んだ(2020年度)。

(6) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

コロナ禍に伴い多くの隊員が帰国し、開発途上地域における活動中断を余儀なくされているものの、本格的な事業の再開に努める。再開にあたっては、新型コロナ影響下で隊員が安全かつ健康に活動するための態勢整備を図るとともに、適切かつ柔軟な派遣前の訓練形態及び内容を検討し、導入する。

No.7-2地方自治体

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
草の根技術協力事業によるパートナー数 (No7-3、7-4含む)	45法人・団体 ¹⁴	40法人・団体	60法人・団体	60法人・団体	48法人・団体	
アクター別の草の根技術協力事業の実績 (自治体) 相談件数/応募件数	相談：160件 ¹⁵ 応募：20件 ¹⁶	相談：295件 応募：24件	相談：326件 応募：41件	相談：318件 応募：32件	相談：380件 応募：21件	
活動報告等の発信回数 (No7-3、7-4含む)	- ¹⁷	392回	395回	351回	136回	

(1) 自治体が有する知見、技術等を活用した事業の展開

- 自治体の知見、技術等の資源を活用し、開発途上地域が抱える課題解決に資する事業をアジア等で実施した (各年度)。
- 福岡市水道局がフィジーで無収水の低減化を目的とした事業を実施し、同国全体の無収水率が51.9%から31.6%へ減少した (2017年度)。
- 高知県梶原町と高知大学が、ネパールで山の斜面の土砂崩れ防止や河川の護岸を目的とした日本の伝統的防災技術である蛇籠の技術を移転した。住民参加型で蛇籠維持・保全のための運営委員会が設置され、ネパールの村落の状況に合わせた適正技術として定着した (2018年度)。
- 鹿児島県大崎町は、機構事業を通じて、インドネシアでのリサイクルの概念を活用した環境・グローバル人材の育成に取り組んだ。その取組・成果が評価され、第2回「ジャパンSDGsアワード」を受賞した (2018年度)。
- 沖縄県内の七つの水道事業体 (沖縄県企業局、那覇市、沖縄市、名護市、石垣市、宮古島市、南部水道企業団) が、サモアの首都アピアでの水道漏水対応や浄水場管理の能力強化等を支援した結果、アピアの最大の配水区における無収水率が半減したほか、飲料水水質基準遵守率100%、収支の黒字化を達成した (2019年度)。
- 宮城県がマラウイで、同県の伝統技術である粗朶 (そだ) 工法を技術移転した結果、農地の水没・住宅損傷・家畜損失の防止、生活道の確保が図られたほか、作付面積の増加、農家の所得向上等が確認された (2019年度)。
- 宮城県丸森町が2018年度までザンビアで実施してきた草の根技術協力を通じ、プロジェクト対象地周辺で実施した農産物生産活動により世帯ごとの平均農業収入が倍増し、家計の改善に貢献した。また、同事業を通じ丸森町とザンビアの間で培われた信頼関係が東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン決定に貢献した (2019年度)。

(2) 自治体間の開発協力経験の共有の促進

- 開発途上国の課題解決と同時に日本の地域の課題へも貢献する事業形成の基礎資料として「地方

¹⁴ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績は、180法人・団体

¹⁵ 2015年度実績

¹⁶ 2013-2015実績平均 (実績は60件)

¹⁷ 新たに統計を取る取組のため基準値なし

創生リソース活用ハンドブック」を作成・発信した。また、自治体間連携セミナー等を通じて自治体協力の優良事例を発信・共有した（2017年度）。

- 2018年9月に機構の広報誌mundiで「地方発、世界へ」という特集を組み、自治体連携の優良事例を広く発信するとともに、開発ニーズや相手国の段階に合わせた協力・支援メニュー、相談窓口の紹介等を行った。また、自治体連携による機構の事業を通じた地域活性化の優良事例を機構ウェブサイトを通じて周知した（2018年度）。

(3) 自治体との連携強化を通じた地域活性化への貢献

- 帯広市の行政、商工会議所、企業が連携し、草の根技術協力を通じて、ハラル対応和菓子を製造開発・販売、輸出展開した(株)とかち製菓が、優良事業者として農林水産大臣賞を受賞した（2018年度）。
- 岩手県陸前高田市、茨城県、埼玉県横瀬町、横浜市、島根県海士町等に職員を出向させ、開発途上地域との協力事業や帰国隊員等との連携等により、当該自治体の課題解決や東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン化支援等、各自治体の国際協力への貢献や国際化に大きく寄与した（各年度）。
- 宮崎市では、バングラデシュに対するICT人材育成事業を契機として、49人の県内企業への内定、ICT企業の東京からの誘致が実現した（各年度）。
- 熊本県と2019年10月に連携協定を締結し、地域の産業振興や多文化共生に資する人材育成モデルとして、海外協力隊の活動経験と、熊本県内での高等教育・インターン経験を兼ね備えた人材の育成等に合意した（2019年度）。
- 徳島県では、機構との連携を前提として、外国人材受入を推進するための企業向け支援施策が予算化された（2019年度）。
- 福井県若狭町及び地元企業と連携し、ラオスの職業訓練校に対する能力強化の一環として同町の空き家改修事業を実施し、改修された古民家が地域住民や、若狭町とラオスの交流の場としても活用された。これを踏まえ、同町の総合戦略に空き家改修を通じた人的交流の活性化が具体的重点施策として設定された（2019年度）。
- 機構や機構事業を縁として、ニカラグアと群馬県甘楽町、ホンジュラスと同県片品村、ベネズエラと長野県駒ヶ根市、タンザニアと山形県長井市、南スーダンと群馬県前橋市等、計32か国に対するホストタウン化に貢献した（2019年度）。
- 兵庫県子ども多文化共生サポーターからの要望を受け、ホンジュラス国教育省と調整し、機構の協力で作成されたホンジュラスの算数教科書・教員用指導書（スペイン語）を同センターに寄贈した。日本の教育現場で国際協力の成果物である教科書が活用される初の事例となった（2019年度）。
- 草の根技術協力事業において、日本と開発途上地域の人材等の有機的なつながりに重きを置き、開発途上地域及び日本の地域社会や産業を支える人材の循環を目指す取組である「日本・途上国循環モデル」を新たに創設した（2020年度）。

(4) 外国人材受入環境整備への貢献

- 各都道府県で外国人材受入・多文化共生を進めるための国際協力推進員制度を立ち上げ、2020年度に新たに10人の国際協力推進員（外国人材・多文化共生）を配置した（2020年度）。
- 茨城県と外国人材受入に関する連携覚書を締結した（2020年度）。

- 草の根技術協力事業では、外国人材受入環境整備にも資する事業を「日本・途上国循環モデル事業」として、ベトナムの水産や農業、工業を支援する案件を7件採択した（2020年度）。

(5) SDGs達成に向けた貢献

- 既述の取組を含む、幅広い分野での草の根協力事業を通じ、あらゆる分野のSDGs達成に向けて貢献した。
- また、JICA債を通じた自治体との連携強化、自治体によるSDGs推進に向けた取組への協力（イベントの共催、市民講座の開催等）等を通じて、SDGs達成に向けて貢献した。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- オンライン等を活用したコンサルテーションや活動を実施することで、草の根技術協力事業を継続的に実施した。

(7) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

新型コロナの感染拡大を受け、各受託団体の従事者は原則帰国し日本国内での活動が中心となった。渡航再開は受託団体の責任者が確認することとなっているが、特に草の根技術協力を受託する自治体では、短期渡航で対応することが多いため、現地での活動を再開できないケースが相次いでいる。あわせて、現地調査を実施できないため、採択済み案件における開始遅延等の課題が出ており、遠隔での事業実施支援及び立ち上げ支援業務等による連携強化を進めている。

渡航再開については、各国の最新情報を逐次に受託団体に伝え、渡航再開や遠隔事業実施に向けた対応を進める。特にコロナ禍で計画策定のための短期渡航が困難な現状を踏まえ、オンラインでの調査・計画策定をしていくための支援業務を2020年度中に開始すべく取り組む。

No.7-3 NGO/市民社会組織(CSO)

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
アクター別の草の根技術協力事業の実績(NGO/CSO)相談件数/応募件数	相談：450件 ¹⁸ 応募：27件 ¹⁹	相談：459件 応募：79件	相談：683件 応募：71件	相談：672件 応募：69件	相談：1,087件 応募：59件	

(1) NGO/CSOの知見やアプローチの多様性をいかした事業の形成・実施

- NGO/CSOが有する現地での知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、開発途上地域が抱える課題解決に資する事業を全世界で実施した。
- セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンによるモンゴルでの事業を通じ、東・東南アジア諸国初となる子どもの保護に関する法律が制定された（2017年度）。
- (特活) 難民を助ける会によるザンビアでの事業を通じ、ザンビア国内最大の北西部難民居住区(約260世帯)で、元アンゴラ難民と地元住民間の信頼関係の醸成に取り組んだ（2018年度）。
- (特活) アクションが、フィリピンで開発した児童福祉施設で働くハウスペアレント向け研修モジ

¹⁸ 2015年度実績

¹⁹ 2013-2015年度実績平均（実績は80件）

ルールを開発した結果、同国社会福祉開発省の省令の下、公式プログラムとして制度化された（2019年度）。

- （特活）ハート・オブ・ゴールドが、カンボジアで中学校体育科教育指導書を作成した結果、同国政府の高評価を得て、独自予算による15,000冊の印刷及び全国各州教育局を通じた約1,700校の中学校への配布が決定された（2019年度）。
- （公社）桶谷式母乳育児推進協会が、バングラデシュで母乳育児支援技術を移転した結果、「桶谷式技術普及計画」が同国保健栄養政策に盛り込まれ、全国の助産師向け研修費用が予算化された（2019年度）。
- （一社）ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン（ASSC：アスク）を軸に、日本で外国人労働者を受け入れる企業、業界団体、弁護士、学識経験者、市民社会等と連携し、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」を任意団体として設立した（ASSCと機構が共同事務局）（2020年度）。

(2) 対話促進、相談対応の強化、新規団体発掘及び担い手育成支援

- NGO-JICA協議会を開催した（2017年度から2020年度までで累計10回）。NGO-JICA協議会等を通じた対話やきめ細やかなコンサルテーション（2017年度から2020年度末までで累計32件）、新規団体の発掘及び担い手の育成支援を行った（各年度）。
- 草の根技術協力事業の応募・実施団体の事業実施能力を高めるための「NGO等向け事業マネジメント研修（現場編）」や、新規団体参画促進を目的とした「NGO等向け事業マネジメント研修（立案編）」、「NGO/市民社会組織のための危機管理・安全管理研修プログラム」を新設した。特に、2017年度・2018年度に実施した事業マネジメント研修（立案編）の受講団体21団体のうち8団体が応募、4団体が採択された（2017～2019年度）。
- NGOの要望を受けて、2019年度から、全国規模のNGO-JICA協議会に加え、地域ごとの協議会（2019年度7拠点、2020年度6拠点）を開催した（2019、2020年度）。
- 「市民参加事業ポータル」を新たに立ち上げ、市民参加事業の草の根技術協力事業、国際協力推進員、NGO提案事業、NGOデスク等のマニュアル・執務要領、各種フォーマット等を一覧・検索でき、機構内の国内拠点・在外担当者が実務でいかせるよう整備した（2020年度）。

(3) 開発協力への理解、参加促進及び地域社会への還元

- 多様なアクターとの連携促進、国際協力の担い手育成と裾野拡大、市民への働きかけとファンドライジング等から成るNGO-JICA共同の行動計画案を策定した（2017年度）。
- 国際協力経験のない新しい団体等の参画促進や、従来の開発協力にはみられない新しい発想の国際協力を推進すべく、JICA基金活用事業募集で、国際協力活動の経験が浅く実績の少ない個人・団体に門戸を開く「チャレンジ枠」を新設した（2018年度）。
- 機構の九州センター及び福岡県の国際協力推進員による大牟田市内全中学校でのSDGs理解講座や海外協力隊体験発表等の貢献を通じて、第3回ジャパンSDGsアワードにおいて、大牟田市教育委員会が教育委員会として全国初の「SDGsパートナーシップ賞（特別賞）」を受賞した（2019年度）。

(4) SDGs達成に向けた貢献

- 既述の取組を含む、幅広い分野での草の根協力事業を通じ、あらゆる分野のSDGs達成に向けて貢献した。
- また、日本国内におけるSDGs認知度の向上と、市民が開発途上国のSDGs達成に貢献できる機会をつくるため、NGO/CSOと協働した新規寄附金事業の立ち上げに向けた調査を実施した。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍における緊急対応を行うべく、草の根技術協力事業において実施中案件の活動内容の拡充や終了後案件の事後調査活用を通じた柔軟な対応を行った。

(6) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

全世界で新型コロナの感染が拡大するなか、各受託団体の従事者は原則帰国し、日本国内での活動が中心となった。渡航再開は受託団体の責任者が確認することとなっているが、活動地の制約等から現地活動が再開できない事例が相次いでいる。あわせて、渡航制限や現地カウンターパートを含めた実施体制等新型コロナの影響を踏まえた事業計画の見直しに時間を要しており、採択案件における開始遅延等の課題が出ている。2021年度も引き続き渡航再開については、各国の最新情報を逐次受託団体に伝え、渡航再開や遠隔事業実施に向けた対応を進める。また、特にコロナ禍で計画策定のための短期渡航ができない現状を踏まえ、受託団体がオンラインで調査・計画策定ができるための支援業務を2021年度中に立ち上げる予定である。また、オンラインの強みを生かし、NGO/CSOとの意見交換・勉強会の場を増やしていくほか、コロナ禍で活動が制限されているNGO/CSOへのサポートを、NGO等活動支援事業で対応する予定。

No.7-4 大学・研究機関

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
アクター別の草の根技術協力事業の実績（大学・研究機関） 相談件数/応募件数	相談：140件 ²⁰ 応募：10件 ²¹	210件 34件	217件 26件	228件 29件	549件 27件	
新規 SATREPS 協力及び SATREPS 案件の結果を踏まえて形成・採択された新規協力数	11.75件 ²²	13件	11件	15件	15件	
大学との連携による戦略的な 育成人材数（長期研修等）	59人 ²³	1,004人	721人	692人	822人	

(1) 大学・研究機関の有する専門的知見、ネットワークを活用した事業の実施

① 地球規模課題解決への新たな知見や技術の獲得・発展の支援、研究成果の拡大

- 地球規模課題への新たな知見や技術の獲得・発展に貢献するため、2008年にSATREPS事業を開始し、2017年度から2020年度までに43件採択（新規実施国6か国（エルサルバドル、ジブチ、タ

²⁰ 2015年度実績

²¹ 2013-2015実績平均（実績は30件）

²² 前中期目標期間（2012-2015）実績平均（実績は47件）

²³ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

ンザニア、コンゴ民、マラウイ、ウズベキスタン) され、2020年度までに総計52か国157件のSATREPS事業を実施した(各年度)。

- SATREPS公募説明会及びSATREPSの事業紹介を今期累計13回実施し、累計468人の参加を得たほか、31人の研究者の個別相談に応じた(各年度)(※2017、2019年度は人数カウントなし)。
- 過去に実施されたSATREPSにおいて、社会実装に向けた取組が確認された。具体的には「センター等成果活用の体制が構築されたもの」が9件、「政府機関の政策や計画等に反映されたもの」が4件、「特許申請、製品化、実用化されたもの」が4件あった(重複あり)(各年度)。
- 2020年度に応募があったSATREPS 87件のうち、10案件が過去に実施されたSATREPSの成果を基にした提案であった。また過去に実施されたSATREPSの研究成果を活用した他の機構事業として、カメルーン、ガボン、メキシコ等で10件の事業(技術協力プロジェクト3件、SDGsビジネス支援事業2件、草の根事業2件、第三国研修1件、フォローアップ協力2件)を形成した(各年度)。
- エジプトでは、SATREPS「ナイル流域における食糧・燃料の持続的生産」の研究者が、水文・水資源学会の学術出版賞を受賞した(2017年度)。
- タイでは、SATREPS「非食糧系バイオマスの輸送用燃料化基盤技術」(研究代表機関：産業技術総合研究所)にて開発した高品質バイオディーゼル燃料が、同国政府の石油代替エネルギー開発計画に採用され、国家プロジェクトとして実用化に向けた取組が開始された(2018年度)。
- チリでは、SATREPS「チリにおける持続可能な沿岸漁業及び養殖に資する赤潮早期予測システムの構築と運用」(研究代表機関：京都大学)にて、機構は三井物産(株)からの業務受託により、研究成果の早期実用化と地域への定着・拡大を推進した(2018年度)。
- ベトナムでは、SATREPS「高効率燃料電池と再生バイオガスを融合させた地域内エネルギー循環システムの構築」にて、エビ養殖池汚泥等のバイオマスエネルギーを利用する高効率燃料電池を開発した。同電池の発電効率は世界最高レベルの62.5%(同じ出力のエンジン発電機の2～3倍)を記録した(2019年度)。
- ザンビアでは、SATREPS「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の調査研究プロジェクト」で開発したエボラウイルス抗原迅速診断キットについて独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)による国内製造承認を2020年3月に取得した。アフリカでの感染予防対策にさらに貢献すべく、アフリカ諸国の医療機関への本キットの情報提供を通じて正式供給の可能性を探ると同時に、WHOによる緊急使用承認の2022年取得を目指している。(2020年度)
- チュニジア、モロッコでのSATREPS「エビデンスに基づく乾燥地生物資源シーズ開発による新産業育成研究」のチュニジア側のメンバーであるハラビ教授が、本SATREPSを含む長年の日本とチュニジアの学術交流への貢献が評価され、旭日中綬章の叙勲が決まった(2020年度)。

② 開発途上地域の開発課題解決を担う中核人材の育成

- ABEイニシアティブ、イノベーター・アジア、シリア平和への架け橋・人材育成プログラム、国際社会人Dr.コース、JDS等を通じて、大学との連携による長期研修等を通じた人材育成を累計3,229人に対して実施した(各年度)。
- ABEイニシアティブでは、2021年度までに累計1,100人を受け入れた。また、2017年度までに累計1,100人を受入、TICAD VIの政府公約(2013年から2017年にかけて900人受入)を上回る実績を達成したほか、2018年度までに累計1,219人を受け入れ、TICAD Vの公約(2014～2018年に1,000

人)を上回る形で達成した。また、インターン受入登録企業も当初の100社から2020年度には616社に増加した。また2019年のTICAD 7で発表がなされた「ABEイニシアティブ3.0」の達成に向けては、新型コロナウイルス感染拡大による渡航制限があったものの、オンラインによる受講を含め、2020年度まで累計152人の研修員を受け入れた。さらに、「ABEイニシアティブ3.0」では、ABEイニシアティブ以外の機構の長期研修員等にも「ビジネス・プログラム」の提供を開始(2020年度まで累計133人)した。総理大臣に提出された「官民円卓会議 民間からの提言書」では、同イニシアティブが、内外から高く評価されていることが示された。加えて、ABEイニシアティブの修了生のなかから、本邦企業がアフリカにおけるビジネスを展開する際の水先案内人として活躍する者も出てきているほか、2025国際博覧会の大阪・関西誘致プレゼンテーションで修了生が日本代表プレゼンターとして登壇した。

- イノベティブ・アジアでは、累計384人の長期研修員を受け入れ、日本企業・研究機関等(AI関連企業、国立研究機関、大手電機メーカー等)を主な受入先としたインターンシップを実施した。その結果、2019年秋の修士課程修了生の約1/3が日本企業へ就職、あるいは日本の大学の博士課程に進学した。また、累計240人の短期研修員を受け入れ、日本企業との交流機会を含むプログラムを提供した(各年度)。
- 人材育成計画(JDS)では、将来政策リーダーとしての活躍が期待される若手行政官を、37大学70研究科にて累計1,329人受け入れた。その結果、JDS修了生が、2017年度には、キルギスの事務次官(3人)、2018年度には、キルギスの大統領府戦略発展・経済・金融政策局長、カンボジアの外務国際協力省長官、バングラデシュの人事省次官補、2019年度には、ウズベキスタンの公教育省副大臣、ミャンマーの外務省事務次官等、開発途上地域の重要ポストに着任した(各年度)。
- 2019年度までABEイニシアティブ、イノベティブ・アジアのほか、個別の留学コースごとに研修等を実施していたプログラムについて、2020年度以降、機構留学生に対し横断的に合同プログラムを実施することとした。2020年8月、2021年3月にJICA留学生ネットワークセミナー(旧称:合同プログラム)をオンラインで開催、合計約360人が参加した。留学コースを横断的に実施することにより、案件の枠組みを超えて、機構留学生間のネットワークが形成され、また同プログラムの交流会に参加した日本の企業にとっては、様々な地域の機構留学生とネットワークを形成できる機会となり、グローバル化、海外展開にも資する等の成果が得られた。

③ 日本の開発経験を含む専門知識を学ぶ機会の提供及び大学・研究機関による学生や地域社会への開発協力の経験の還元

- 日本政府が推進する「明治150年」関連施策の一つとして、開発途上国・地域の将来の発展を担い得る人材を研修員として日本に受け入れ、大学院学位課程での専門分野の教育・研究機会とともに、日本の近現代の発展と開発経験を学ぶ機会を提供する「JICA開発大学院連携」を本格始動させた(2018年度)。
- 日本理解プログラム(共通プログラム)として、短期集中プログラムを累計24回開催し、機構研修員等累計575人の参加を得た(2016~2020年度)。
- 受講対象者の拡充に向けて、放送大学と講義番組「日本の近代化を知る7章」及び「続・日本の近代化を知る」(計11番組)の共同制作に取り組み、同学の生涯学習支援チャンネルである「BSキャンパスex」で再放送を含め20回放送した(2018~2020年度)。
- 23大学において、各専門分野での日本の開発経験等を伝えるための個別プログラムを開始した

ほか、機構と覚書を締結した大学数が89大学に拡大した（各年度）。

- 機構研修員等が滞在する日本各地の開発経験を学ぶ「地域理解プログラム」を始動し、累計16回開催、機構研修員等累計236人の参加を得た（2019、2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献（2019年度業績より）

- あらゆる分野のSDGs達成に向けて貢献した。SATREPS事業で得られる知見や研究成果の社会実装、社会還元の推進を図った（各年度）。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍のなか、留学生来日に向けて、政府各方面への働きかけを行い、機構が追加的防疫措置を講じることを条件に機構関連の留学生の来日許可を得て、国費留学生と同様、先陣を切った来日枠の獲得につなげた。2020年10月7日より、五つの国内機関において、政府が定めた待機を行うことで留学生の来日を開始し、約半年で571人の留学生の来日を実現した。加えて留学生が来日を待つ間も、遠隔講義の枠組みを導入し、学びの断絶を回避する措置をとった。来日留学生からは、待機期間中の日本のおもてなしへの感謝や、学びの環境の充実への感謝が示された。
- 「日本理解プログラム」では、新型コロナ感染防止のためにオンラインを活用した上で実施した。また、順天堂大学とも連携し、新型コロナ感染防止対策を含む日本の保健医療政策について特別講義を実施した。さらに、「地域理解プログラム」では感染予防対策を徹底しつつ、遠隔講義と視察を組み合わせる形で実施した。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

新型コロナ拡大の影響により不安な状況に置かれている留学生に対し、定期的な健康観察や、メンタル面のサポート等を実施し、研修目的の達成に向け、追加的な支援を引き続き実施していく。また、SATREPSの新規案件の立ち上げに関しては、通常調査団派遣による研究体制・内容の確認等を行うが、コロナ禍により現地渡航ができないため、オンライン形式により基本的な内容を確認して研究を開始できる要件を整えた。他の案件も含め、現地渡航が制約されるなか、研究活動を進める工夫を一層進める。

No.7-5 開発教育、理解促進等

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
教師海外研修の参加者数	166人 ²⁴	157人	101人	113人	0人	
地球ひろば体験ゾーン来場者数	2.9万人 ²⁵	4.5万人	4.6万人	4.1万人	0.71万人	
地球ひろば利用者満足度アンケート結果（5段階評価アンケートのうち上位2段階の評価の比率）	団体・一般 95% 登録団体 76% ²⁶	団体・一般 95% 登録団体 73%	団体・一般 95% 登録団体 72%	団体・一般 96% 登録団体 76.7%	団体・一般 97% 登録団体 79%	

(1) 教育関係機関、NGO、民間企業等と連携した開発教育の実施

- 開発教育の質の向上及び裾野の拡大に向けて、日本国際理解教育学会、文部科学省、各都道府県

²⁴ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

²⁵ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

²⁶ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

教育委員会等と連携し、教師海外研修を計4回44人（2020年度は新型コロナウイルスの影響により日本国内で実施）、開発教育指導者研修を計4回91人に対して実施した。また、新学習指導要領の施行に向けた取組として、教科書会社向けセミナーの開催等を通じ、情報提供を積極的に行い、2020年度までに9件の教科書掲載を実現した（各年度）。

- 中高生が地球規模課題や開発途上地域の現状、そして開発協力の意義の理解を深める契機として、国際協力中学生・高校生エッセイコンテストを実施し、累計237,809作品の応募があった。2018年度には、同コンテストの過去の受賞3作品が、2019年4月から全国の中学校で使用される道徳の教科書の教材として採用された（各年度）。
- 毎日小学生新聞への連載記事やNHKと連携した映像教材の作成を通じて開発教育の普及を推進した。これら教材は、学校現場で有効に活用できるアクティブラーニング教材として各種メディアで大きく取り上げられた（2017年度）。
- 教師海外研修の参加者が、同研修から着想を得て実施した取組が評価され、教育分野で優れた業績を上げた個人に贈られる「第67回読売教育賞」の最優秀賞を受賞した（2018年度）。
- ㈱帝国書院と連携し、高校地理教員向け教授本に「地図に見る世界の『いま』世界の水の現状・課題－持続可能な開発目標（SDGs）と私たち－」を執筆し、学習指導要領の改定を見据え、日本の国際理解教育に大きく貢献した（2019年度）。

(2) 地域に密着した開発協力活動の支援及び開発課題・開発協力に対する理解の促進

- 市ヶ谷、名古屋、北海道の各地球ひろばやその他国内拠点において、SDGsをはじめとする世界の課題をテーマとした展示やイベント等を多数実施し、学校等の訪問者数は延べ908,834人（2020年度時点）になり、開発課題・開発協力に対する理解促進に貢献した。特に、市ヶ谷のJICA地球ひろばで実施した企画展「私たちがつくる未来SDGs」は、SDGsを主テーマとする体験型の展示としては日本初となり、要人訪問も相次ぎ、朝日新聞等のメディアでも取り上げられた（各年度）。
- その他、各国内拠点において、各地域の実情に応じた開発協力に対する理解促進の取組を行った。その一例として、北海道センター（帯広）による機構研修員による学校訪問の実施、横浜センターによるTICAD 7に向けた交流事業「アフリカ各国との一校一国交流支援」への協力、駒ヶ根訓練所による駒ヶ根市とポカラレクナート市（ネパール）との交流事業支援等を行った（各年度）。

(3) SDGs達成に向けた貢献

- 教師向けの各種研修や、各国内拠点によるイベント、マスメディアへの取材対応等を通じて、国民のSDGsへの理解促進に貢献した（各年度）。
- 関西地域では、民間企業、NGO・NPO、大学・研究機関、自治体・政府機関の参画により、日本初の地域プラットフォームとなる「関西SDGsプラットフォーム」（加盟団体：1,138団体）を設置・運営し、SDGs推進に向けた産学官民連携の基盤を構築した（各年度）。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 現場教員のニーズや関心の高いSDGsや多文化共生を重点的に取り上げた研修を、新型コロナウイルスの影響からオンラインを導入した結果、遠隔地からの参加者増等のプラスの効果も発現しつつ、参加者数を大きく減じることなく、研修全体で43,158人が参加した。

(5) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

2021年度は2020年度の取組を参考に、オンライン化の利点を意識した一層の取組改善を進める。外国人材受入の対応の一環として、開発教育支援事業においては多文化共生に関する取組が求められているため、地域の外国人コミュニティ、NGO・NPO、海外協力隊経験者、過去の研修参加者といった国内リソースと協力し、外国ルーツの児童生徒への対応といった学校現場のニーズに対応した各種研修提供等の継続的な対応を行う。

2021年度も引き続き、国内リソースを積極的に活用した研修やセミナーを実施しながら、SDGsや多文化共生について市民の理解を深める取組を実施する。また、教材や地球ひろば展示のオンライン化・デジタル化を更に促進することで開発教育や国際理解教育の裾野拡大を推進する。

No.8 (一定の事業等のまとめ)	事業実施基盤の強化
当該項目の重要度、難易度	-

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (計画値)
プレスリリース発出数	250件 ¹ (2017-2021)	85件	72件	53件	42件	50件
フェイスブック投稿数	1,750件 ² (2017-2021)	1,045件	1,149件	983件	813件	350件
ODA見える化サイト掲載案件の更新数 (案件)	500件/年 ³	1,207件	1,141件	1,245件	832件	500件
国際協力キャリア総合情報サイト (PARTNER) 新規登録人数	10,000人 ⁴ (2017-2021)	1,875人	2,325人	2,605人	4,347人	2,100人
国際緊急援助隊・感染症対策チームへの 登録者数	200人** (延べ人数)	185人	214人	244人	254人	200人
②主要なインプット情報		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
予算額 (百万円)		5,495	5,125	5,018	5,217	
決算額 (百万円) ⁵		5,008	4,350	4,496	4,595 ⁶	
経常費用 (百万円)		5,154	4,583	4,526	4,649 ⁷	
経常利益 (百万円)		△272	△140	△167	△823 ⁸	
行政コスト (百万円) ⁹		5,156	4,575	4,526	4,649 ¹⁰	
従事人員数		95人	95人	95人	94人	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：

(8) 事業実施基盤の強化

関係省庁・関係機関とも連携し、国際社会に対する我が国の開発協力とその成果を開発途上地域のみならず、国際社会に発信し、国際的な開発協力に係る検討課題設定や枠組づくりへの参画と国際社会に対する我が国の開発協力とその成果の認知度と支持を高め、納税者である国民の理解を得るための情報発信と広報を強化する。その際、我が国の国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場が国際社会に一層理解されるよう留意する。また、事業評価については、PDCAサイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、結果を公開して国民への説明責任を果たす。また、機構が事業を通じて得た経験や

¹ 前中期目標期間の実績から各年度5件増として設定する。前中期目標期間実績平均45件/年

² 前中期目標期間の実績から約4%増として設定する。2015年度実績336件（日240件、英96件）

³ 前中期目標期間の実績と同等の水準として設定する。2010年度から2014年度の実績平均492件/年

⁴ 前中期目標期間の実績から約15%増として設定する。前中期目標期間実績平均1,746人/年

⁵ 2019年度より受託経費を含めたため、2018年度の数値を修正した。

⁶ 暫定値

⁷ 暫定値

⁸ 暫定値

⁹ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載

¹⁰ 暫定値

教訓を今後の事業の質の向上につなげるとともに、必要に応じて事業の見直しを行う。

加えて、開発課題の多様化、複雑化に対応する開発協力人材の確保と養成に向け、人材の裾野拡大と能力強化に向けた取組を強化する。さらに、事業の質の向上と国際援助潮流の形成に向けて研究を実施し、研究成果の積極的な発信を行う。国際緊急援助隊の対応能力の強化に向けた取組を通じ、災害や感染症の勃発への迅速な対応とその後の復興への切れ目のない対応への基盤を強化する。

中期計画：

(8) 事業実施基盤の強化

ア 広報

国際社会における我が国の開発協力の認知度を高め、国際的な開発協力に係る検討課題設定や枠組みづくりへの我が国の参画を促進し、また国内において開発途上地域の抱える課題や機構の取組に関する国民の理解と支持を得るため、統一性、一貫性のある情報発信と広報に取り組む。その際、我が国主導のイベントや国際潮流を意識し、オピニオンリーダー層向けの専門広報と国民向けの一般広報を効果的に組み合わせながら、分かりやすく、迅速かつ透明性をもって公表・発信する。また、ソーシャルメディア等の各種広報ツールを効果的に活用し、若年層をターゲットとした広報も拡充する。

イ 事業評価

PDCAサイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、評価結果を速やかにかつ分かりやすく公開・発信することで、国民への説明責任を果たす。また、評価結果から得られる学びを基に機構の協力量針や事業等へのフィードバックを強化し、事業の改善や効果向上に貢献するとともに、必要に応じて事業の見直しを行う。事後評価においては、外部専門家の評価を取り入れる等客観性を担保するとともに、国内外のNGO、大学等の多様な主体との連携を促進する等専門的・多様な視点での分析を強化し、評価の質を向上する。

ウ 開発協力人材の育成促進・確保

開発ニーズの多様化に対応した開発協力人材を養成し確保するため、能力強化研修の見直し等を行いつつ、特に若手を中心とした人材を養成する。また、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」の利用を拡大し、開発協力人材の裾野と活躍の機会を拡大するため、関連情報の発信や提供を行う。加えて、NGO、開発コンサルタント等民間企業、大学、地方自治体等の登録の拡大やこれら登録団体からの情報発信を促進し、PARTNERの情報の一層の充実を図る。

エ 知的基盤の強化

機構の事業現場での経験を活用しつつ、SDGsの達成に向けた研究等、開発協力事業の効果向上と国際援助潮流の形成につながる研究を実施し、研究成果を事業にフィードバックする。また、勉強会、セミナー、シンポジウム等の開催やウェブサイト等を通じて研究成果を公開し、研究成果を開発途上地域の関係者を含む内外の援助実務者や研究者に発信する。研究の実施に当たっては、機構内の研究人材育成や、国内外の研究者・研究機関との連携強化に留意する。

オ 災害援助等協力

大規模災害等による被災者救済を迅速、効率的かつ効果的に実施するため、国際基準を踏まえた研修・訓練を行い、国際緊急援助隊の能力強化を行う。また、資機材整備等の派遣体制強化を行い、国際水準の対応能力を維持する。加えて、国際社会への対外発信や議論への積極的な参画を通じ、関係機関等との連携や情報共有体制を強化する。突発的な感染症の拡大の防止に貢献するべく、感染症対策チームの派遣体制を強化する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.参照）

- ・ 国内外における機構事業への理解・支持促進に資する、情報発信及び広報活動の実施状況
- ・ 多様な主体の参加や多面的な分析を含む事業評価の実施状況
- ・ 能力強化研修の見直しを含む、開発協力人材に対する研修実施状況

- ・ 開発協力事業の効果向上及び国際援助潮流の形成に資する、研究の実施状況及び研究成果の活用状況
- ・ 国際資格の維持及び国際社会との連携を含む、国際緊急援助の態勢整備状況

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

<評定と根拠>

評定：A

根拠：

【中期目標達成の見込み】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的目標を大きく上回り達成することが見込まれる。質的な観点からも、成果の最大化に向けた取組で所定の成果をあげていることから、中期目標における所期の目標の達成が見込まれる。

【定量的指標】

中期目標で設定された定量的指標を上回るものと認められる。

【質的成果】

ア. 広報：

- 2017年度から2020年度まで累計国内約24,900件、海外約82,000件の報道で国内及び国際社会における日本の開発協力の認知度向上を継続的に促進。
- 「ハフポスト」とタイアップし、国際女性デーを掛けて「ジェンダー×防災」をテーマにTwitterライブを実施した結果、2万回以上の視聴を確認。
- TICAD 7の機会を活用した機構理事長によるマスコミへの寄稿や講演等を通じ、オピニオンリーダー層向けの専門広報とともに、機構ホームページや広報誌を通じた国民向けの一般広報も展開。
- 人間の安全保障、TICAD 7、スポーツ等各種主要テーマに基づく広報活動を通じ、国際的な開発協力に係る検討課題設定や枠組みづくりへの日本の参画を促進、国内での開発途上地域が抱える課題や機構の取組に関する国民の理解・支持の向上に取り組み。
- FacebookやTwitter等のSNSを効果的に活用し、若年層を含めた広い層を対象とした広報を拡充。特にFacebookのファン数及びTwitterのフォロワー数は、日本語・英語ともに毎年度増加し減少に転じていない。
- 新型コロナを含む感染症対策等への機構の取組を海外拠点の声を含めて重点的に発信。その結果、ガーナの野口記念医学研究所での協力等が、NHK・民放TV局2局のほか、全国紙2紙及び地方紙13紙でも報道。

イ. 事業評価：

- 事業規模が10億円以上の事業に対する外部評価（本中期目標期間累計319件）、2億円以上10億円未満の事業に対する内部評価（同累計399件）を実施しホームページ上で公表。また、横断分析や詳細分析等を取りまとめ「事業評価年次報告書」として同じくホームページ上で公表。
- 事業事前評価表への類似案件の評価結果から得られた教訓の記載や、プロセスの分析、統計分析、インパクト評価、テーマ別評価・横断分析等の実施を通じ、得られた教訓等を事業に反映。
- 対中国ODA40周年に合わせた事業成果を振り返るテーマ別評価を実施、要人が出席した中国でのシンポジウムや中国国内での報道を通じ、日本の貢献の中国国内における認知向上に寄与。
- DAC評価基準を機構の事業評価基準へ反映するとともに、機構の事後評価における諸課題を解決すべ

く、機構の事後評価基準を改定。

ウ. 開発協力人材の育成促進・確保：

- 能力強化研修の内容を各年度見直し、多様化する開発ニーズに応じたコースの改廃を行いつつ開発協力人材を各年度460人以上養成（本中期目標期間中の基準値349名/年）。
- 機構本部及び国内外各拠点でインターンの受入を各年度実施、累計423人の若手人材を養成。
- PARTNERの利用促進に取り組み、2017年度から2020年度までの新規登録者が約11,000人に到達。本中期目標期間の目標10,000人を1年前倒して達成。
- 各年度で情報発信・利用促進に向けた取組を行い、特に2020年度は規約を変更し復興支援、多文化共生等、国内の社会課題解決に役立つ活動、事業実績や計画を有する企業・団体も登録可能とし、PARTNERの情報を一層拡充。

エ. 知的基盤の強化：

- 効果的な事業実施や国際援助潮流の形成に向けて、質の高い成長、人間の安全保障、新型コロナ関連等、機構の事業現場での経験を活用したSDGs達成に向けた研究等を実施。
- ワーキング・ペーパー（68本）、書籍・報告書（43冊）、ポリシーノート（7本）の発刊とともに、セミナー・シンポジウム（105回）、機構ウェブサイト等を通じ、研究成果を公開・発信。
- 機構の「人間の安全保障」の基本方針策定や気候変動対策支援ツール改訂等を通じ、研究成果を事業に還元。
- ブルッキングス研究所、米国戦略国際問題研究所（CSIS）、コロンビア大学等と共同研究を実施したほか、世界銀行、UNDP、アジア開発銀行等と共同で研究成果を発信。
- Think 20（T20）で「SDGs」と「アフリカの協力」のタスクフォースの共同議長として議論をリードし、関連する17本のポリシーブリーフ策定に貢献。同ポリシーブリーフを踏まえ作成された「T20コミュニケ」は安倍首相に手交。
- 機構内の研究人材育成に向けて、研究関連の情報を集約したサイトを整備・運用したほか、「研究プロポーザル事業」や論文書き方セミナーを開催。
- ジョセフ・スティグリッツ教授、ジェフリー・サックス教授等、世界的に著名な教授との共同研究やセミナー開催を通じ、国内外の研究者・研究機関と連携を強化。
- 発刊した書籍（5冊）が土木学会、国際開発学会（2冊）、（一社）廃棄物資源循環学会（2冊）から表彰。

オ. 災害援助等協力：

- 大規模災害等による被災者救済を迅速、効率的かつ効果的に実施するため、医療チーム及び救助チームで国際基準を踏まえた活動に対応すべく研修・訓練、マニュアルの整備を通じた体制強化を実施。
- 資機材輸送の迅速化に向けたマニュアル作成、派遣体制整備を実施。
- WHOのグローバル感染症警報対応ネットワーク作業部会等を通じ国際社会への対外発信や議論への参画、関係機関との連携を促進、ASEAN防災人道支援調整センター、アジア太平洋安全保障研究センター等に対し、日本の災害経験や国際緊急援助の知見・教訓を共有。
- 米国疾病予防管理センター（CDC：Center for Disease Control and Prevention）から講師を招へいし感染症対策チーム隊員向けの研修会等を実施、同チームの派遣体制の強化に貢献。
- 機構が策定を主導しWHOが国際標準として採択した「災害医療情報の標準化手法」がモザンビークのサイクロン被災地国際援助現場で世界初適用。
- 2020年度にモーリシャス沖で発生した本邦船籍による座礁・重油流出事故で、コロナ禍という活動条件が制約されたなかで支援活動を展開し、高評価。

4. 業務実績

No.8-1 広報

(1) 開発課題や機構の活動及び成果の戦略的発信

- 統一性、一貫性のある情報発信に向け重点ターゲットやアプローチを整理し戦略的広報に取り組んだ（2017年度から2020年度まで、累計で国内約24,900件、海外約82,000件）（各年度）。
- 各種主要テーマに基づく広報の取組を実施した（2017年度：シリア難民、スポーツ、母子健康手帳等、2018年度：新JICA 10年、世界と地方をつなぐ取組、質高インフラ（女性活躍）等、2019年度：アフリカ/TICAD 7、廃棄物分野支援、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等、2020年度：人間の安全保障、外国人材受入、防災）（各年度）。
- 関係国の新聞記者を招へいし、テーマに応じた日本の技術・経験を取材する機会を提供した結果、機構の支援に関する報道につながった（2017年度：ASEAN 10か国、2018年度：中南米・カリブ7か国、2019年度：アフリカ10か国）（2017～2019年度）。
- 地方メディアを通じた発信強化のため、機構の事業現場の視察や相手国関係機関への取材機会を提供した（2018年度：愛媛新聞（パラグアイ）、北陸放送（ケニア）等、2019年度：毎日新聞（大阪本社：ルワンダ）、高知テレビ（パラグアイ）等）（2018、2019年度）。
- 「Number」や「Oggi」等複数の雑誌とのタイアップによる連載企画、マスメディアとのタイアップによる番組制作放映等を実施した（各年度）。
- 理事長が複数回にわたり日本経済新聞等への寄稿、各種メディア発信、主要メディア論説委員等と機構理事長による「メディア懇談会」の開催を通じ、国内のオピニオンリーダー層、一般層双方への機構事業の理解促進に取り組んだ（各年度）。
- グローバルフェスタ（東京）、ワンワールドフェスタ（大阪）等の国際協カイベントを通じ、関係機関と連携した上で広く機構の事業認知を図った（通年度）。

(2) SNS、ウェブサイトを活用した情報発信

- 外部ウェブメディアと連携した企画実施や、機構ウェブ記事を外部ウェブメディアに転載する仕組みを整えたことにより、記事閲覧数が増加した。「ハフポスト」とタイアップし、国際女性デーを掛けて「ジェンダー×防災」をテーマにTwitterライブを実施した結果、2万回以上の視聴が確認された（2019年度）。
- ウェブサイトの掲載情報充実化やアクセス迅速化、検索機能の追加等、改善に取り組んだ（各年度）
- 機構が情報発信を行っているSNSでは、Facebook、Twitterともにファン数、フォロワー数は一度も減少に転じることなく増加した。ウェブページ閲覧数やYouTube再生回数を含めた各年度の情報発信実績は下表8-1のとおり。

表8-1 ウェブサイトやSNSを通じた発信の実績（2017年度から2020年度）

	ページ閲覧数	Facebook (ファン数)	Twitter (フォロワー数)	YouTube (再生回数)
2017年3月末時点	日：3,512万PV 英：546万PV	日：16,585人 英：12,810人	日：29,830人 英：5,043人	日：113,698回 英：185,999回
2018年3月末時点	日：3,481万PV 英：671万PV	日：20,545人 英：18,761人	日：32,406人 英：7,360人	日：113,814回 英：421,195回
2019年3月末時点	日：3,616万PV 英：628万PV	日：23,161人 英：25,025人	日：34,788人 英：10,166人	日：335,891回 英：285,304回
2020年3月末時点	日：3,504万PV 英：595万PV	日：26,332人 英：31,800人	日：38,055人 英：13,733人	日：279,793回 英：563,949回
2021年3月末時点	日：1,677万PV 英：288万PV	日：27,772人 英：36,302人	日：39,066人 英：15,074人	日：495,848回 英：163,055回
前回比	日：+3.9% 英：-6.4%	日：+12.7% 英：+33.4%	日：+7.4% 英：+38.1%	日：+195.1% 英：-32.3%

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 機構ホームページに、新型コロナウイルスへの対応に関する特設ページを開設し、機構理事長のメッセージや機構の取組を掲載した。また、メディア懇談会や記者向け説明会をオンラインで開催し、新型コロナウイルスを含む感染症対策等への機構の取組や成果、今後の課題を海外拠点の声を含めて重点的に発信した。その結果、ガーナの野口記念医学研究所での協力等が、NHK・民放TV局2局のほか、全国紙2紙及び地方紙13紙でも報道された（2020年度）。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

重点ターゲットに応じた最適な発信（内容、媒体、タイミング等）を継続的に実施していくことが課題である。そのため、発信内容について、国際協力に対する日本国内の具体的な関心（分野、関心度合等）や、国際社会の国際協力へのスタンス・アプローチが多様かつ流動的である点に留意し柔軟な発想に立つと同時に、組織・事業戦略を踏まえた戦略的な広報内容を選定していく。

また、メディアに対しては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるメディアによる取材態様の変化（現場取材の制限、オンラインツールの活用、提供画像・映像の積極活用等）を踏まえた、柔軟及び機動的な発信が重要となっている。そのため、自社媒体での発信は、各種発信媒体の位置づけ（利用状況等）の変化が大きい点に留意し、柔軟な取組や変更を行いつつ進める。

No.8-2 事業評価

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
外部事後評価における、大学・NGO等の参加による分析や、対象の特性を考慮した分析の実施件数	5件 ¹¹	5件	5件	5件	6件	件
分析結果の事業等での活用に向けたフィードバック強化の取組数	1件 ¹²	8件	8件	9件	3件	件

(1) PDCAサイクルに沿った各種評価の着実な実施と迅速な公開

- 事業規模が10億円以上の事業に対する外部評価（2017年度から2020年度までの評価件数累計319件）、2億円以上10億円未満の事業に対する内部評価（同累計399件）を実施しホームページ上で公表した（各年度）。また、横断分析や詳細分析等を取りまとめ「事業評価年次報告書」として同じくホームページ上で公表した（各年度）。
- 外部評価では、定量調査・定性調査の実施手法に係る科学的手法（プロセスの分析や質的比較分析（QCA：Qualitative Comparative Analysis）等、統計・データ収集・インタビュー等の学術的に確立した調査手法）の活用を通じて評価の質の向上を図った。内部評価では、評価者となる各海外拠点による評価結果の自己点検に加え、外部の第三者が個々の内部評価の客観性や中立性、提言や教訓の具体性や実行可能性を検証した。検証結果は評価者（海外拠点等）へフィードバックし、今後の内部評価の質の向上に活用するとともに、検証結果の概要を機構ウェブサイトで対外公表して説明責任を強化した（各年度）。

(2) 評価結果・教訓のフィードバック、事業評価を通じた学習と改善

- 事業計画段階の事業事前評価表等で「過去の類似案件の教訓と本事業への適用」を確認し、類似案件の評価結果から得られた教訓を活用した（各年度）。
- プロセスの分析、統計分析、インパクト評価、テーマ別評価・横断分析等の実施を通じ、得られた教訓等を事業に反映した（各年度）。
- 世界銀行を中心に国際援助機関で推進する国際ナレッジマネジメント（GDI：Global Delivery Initiative）との知見共有に係る取組として、プロセス分析のケーススタディを英文で提供し、世界銀行ウェブサイトで優良事例として公開された（2017年度）。
- 事業効果の発現プロセスを分析するための「簡易プロジェクト・エスノグラフィー」実施ハンドブックや、横断分析のための取組として「紛争影響国・地域の事業マネジメントにおける教訓の抽出」を作成した（2018年度）。
- 事後評価において、大学、NGO等幅広い関係者の参加を得て専門的かつ多様な視点から、13件の分析を実施した（2018年度）。
- 実施中技術協力の事業効果指標（イネの作付面積及び収量）の分析に当たって、衛星データの活用を試行し、モニタリング及び事後評価における衛星データ活用による効果的、効率的な検証を提言した（2019年度）。

¹¹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹² 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

- 対中ODA 40周年を機に対中協力の総括に係るテーマ別評価を実施し、現地メディアで広く報道された（2019年度）。
- 上下水分野の横断的教訓を取りまとめ、機構内にフィードバックを行った。また、森林分野において、質的比較分析を用いて有効な介入の組合せを分析し、案件形成・実施への活用を目的に、横断的教訓を抽出した手順と分析結果を機構内で共有した（2019年度）。

(3) 事業評価の実施基盤強化

- DAC評価基準を機構の事業評価基準へ反映するとともに、機構の事後評価における諸課題を解決すべく、機構の事後評価基準を改定した（2020年度）。
- 海外拠点が実施した内部評価結果の自己点検制度に加え、外部第三者によるメタ評価制度（評価の評価）を導入した。また、海外投融資、SATREPS、開発政策借款、脆弱国での評価手法の整理や、外部事後評価レファレンスの改訂を行った（2017年度）。
- 事後評価を実施する外部評価者を対象に、外部事後評価レファレンスや調査手法に関する説明会を開催した。また、日本評価学会の評価士養成講座、大阪大学、法政大学等の各々の大学院において、評価論を中心とする講義を提供した（2018年度）。
- 事業評価の内部人材育成を目的に、年間を通じて職員向けの研修を実施した。また、事後評価結果・教訓の活用促進を目的として、機構職員を対象としたフィードバックセミナーを開催した。さらに、インパクト評価に関する機構内外の関係者を対象とした能力強化研修を実施した（各年度）。
- 開発途上国人材の評価能力向上へ向けて、タイ、ベトナムの事業実施機関を対象に、評価セミナーを実施した（2018年度）。
- OECD-DAC開発評価ネットワーク、世銀、ADB、ドイツ国際協力公社、中国財政部、国際開発評価学会、日本評価学会等と国際会議の共催やセミナーの開催、発表等を通じて、機構の知見の発信に取り組んだ（各年度）。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

現地渡航できない事業について、現地傭人を活用したりリモート調査を行い、机上調査による事後評価を実施した（2020年度）。

(5) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

2021年度も引き続き、評価の効率化・合理化を図るとともに、現地調査の実施が困難な状況下においても、遠隔調査を活用した情報収集を行いつつ、現地渡航が再開された際には柔軟に対応することで、事後評価を確実に実施する。こうして得られた評価結果を速やかにかつ分かりやすく公開・発信することで、国民への説明責任を果たす。

No.8-3 開発協力人材の育成促進・確保

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
能力強化研修参加者数	349人 ¹³	565人	503人	464人	473人	人

¹³ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

(1) 多様な協力ニーズに対応した開発協力人材の養成と確保

- 能力強化研修を各年度実施した。分野横断的な手法についても習得する機会を設け、開発協力人材の事業マネジメント力の向上に貢献した。また、ニーズに応じ各年度以下の研修コースを新設した（2017年度：「社会基盤マネジメント」、「民間セクター開発」、2018年度：「都市開発・まちづくり」、「災害からの復興支援」、「気候変動と開発」、「開発協力のプロセス・マネジメント」、2020年度：「民間企業との連携」、「汚水管理とCity-Wide Inclusive Sanitation」、「母子健康」、「学びの改善に向けた総合的なアプローチ」）。
- 機構本部及び国内外各拠点において、以下のとおりインターンを受け入れた。2017年から2020年度まで累計423人。2020年度は新型コロナウイルス感染拡大のため国内でのみ受入を行った（2017年度：121人、2018年度：101人、2019年度：143人、2020年度：58人）。

(2) 開発協力人材の裾野拡大を目指したPARTNERの利用促進に向けた強化

① PARTNERの利用促進に向けた強化

- PARTNERの情報発信力強化及び利用促進に向けた取組を行った（2017年度：サイトリニューアルに伴うシステム新規構築、「中小企業海外展開支援事業特集」コンテンツや「学生向けコンテンツ」の新設等、2018年度：都道府県別データ及び若年層向けページの新設等、2019年度：「キャリア図鑑」の新設、勤務地や働き方で検索・登録できる機能のリリース等、2020年度：イベントオンライン化による地方、海外在住者の参加促進、規約を変更し、災害支援・多文化共生等の国内の社会課題解決に取り組む企業・団体を登録可能とした）。
- PARTNERの利用促進に取り組む、2017年度から2020年度までの新規登録者が約11,000人に到達したことで、本中期目標期間の目標10,000人を前倒して達成した。

② 開発協力人材の新規開拓

- 大学等にて国際協力の仕事とキャリアに関する講義を行い、学生に向けた情報発信強化、裾野拡大に取り組んだ（2017年度：北海道大学、三重大学、京都大学等11大学、2018年度：明治大学、慶應義塾大学、杏林大学等14大学、2019年度：東京女子大学、立命館アジア太平洋大学等13大学、2020年度：秋田大学、長崎県立大学（オンライン））。
- 外務省、国際機関、開発コンサルタント、NGO等関係機関と連携し、各種キャリアイベント等を開催し、開発協力人材の新規獲得を行った（各年度）。
- PARTNERに新規登録した人材数は、いずれの年度も対年度計画目標値を上回った（各年度）。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナウイルス感染予防のため、全コースの能力強化研修、及び各種キャリアイベントを対面からオンラインに切り替え実施した（2020年度）。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

国際協力人材の人材不足という課題に対し、人材の裾野拡大のためのキャリア形成支援や人材養成が必要である。そのため、若年層に対するキャリアパスの提示、インターンシップや研修等の情報提供を強化する。2019年度以前PARTNERの閲覧数最多コンテンツは求人情報であったが、コロナ禍においてはキャリア形成ニーズが高まっているため、キャリア形成の支援にも力を入れる必要がある。また、地

方での人材獲得や若年層への働きかけに際しては、オンラインでの情報提供の強化に加え、国内拠点や、本部各事業部のもつネットワークやコンテンツとの連携強化を図る。

No.8-4 知的基盤の強化

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
研究成果のダウンロード数 (万件)	5.2万件 ¹⁴	7.1万件	10.8万件	4.8万件	9.2万件	
国際機関・政策担当者等への 効果的な発信事例/ 機構事業へのフィードバック 事例の件数	15件 ¹⁵ 15件 ¹⁶	17件 15件	17件 17件	18件 18件	19件 19件	

(1) 効果的な事業実施及び国際援助潮流の形成に資する研究の実施

- 効果的な事業実施や国際援助潮流の形成に向けて、研究、発信を継続的に実施した（例：人間の安全保障、質の高い成長、日本の開発協力の歴史、中国等新興国の開発協力、アジアのインフラ需要、気候変動を含む環境政策、開発途上国における海外留学のインパクト、ボランティア研究、新型コロナ関連等）（各年度）。
- JICA開発大学院連携プログラムを推進すべく、プログラムの具体化、講義科目の検討、教材開発等を参加大学と連携して検討・実施した（各年度）。

(2) 研究成果の公開・発信、事業へのフィードバック

- ワーキング・ペーパー、書籍、報告書の発刊、セミナー開催等を通じ、各種研究成果の発信に取り組んだ。各年度の実績は下表8-2のとおり（各年度）。

表8-2 各種研究成果の発信実績

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
ワーキング・ペーパー発刊数	20本	20本	20本	8本
ポリシーノート発行数	－	5本	1本	1本
書籍発刊数	8冊	12冊	9冊	7冊
報告書発刊数	2冊	1冊	4冊	-
開発協力文献レビュー	2本	2本	-	1本
フィールド・レポート発行数	-	-	-	1本
セミナー等開催数	26回	28回	28回	23回

- 機構が発刊した書籍が学会から表彰される等の高い評価を国内外で得た。
 - ・「未来をひらく道－ネパール・シンズリ道路40年の歴史をたどる」：土木学会賞出版文化賞、「クリーンドacca・プロジェクトーごみ問題への取組がもたらした社会変容の記録」：（一社）廃棄

¹⁴ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹⁵ 2015年度実績

¹⁶ 2015年度実績

物資源循環学会・学会賞（著作賞）、「青年海外協力隊は何をもたらしたのかー開発協力とグローバル人材育成50年の成果」：国際開発学会特別賞（2019年度）

- ・「日本の国際教育協力ー歴史と展望」：国際開発学会特別賞、「僕の名前はアリガトウー太平洋廃棄物広域協力の航跡」：（一社）廃棄物資源循環学会学会賞（著作賞）（2020年度）

- ADB年次総会、TICAD 7、SDGsサミット等や内外の学会を活用して研究成果を発信した。また、国連機関や世界銀行によるフラッグシップレポート（人間開発報告書（UNDP）、世界開発報告（世銀）、グローバル教育モニタリングレポート（UNESCO）等）にバックグラウンドペーパーの提供や機構研究所ワーキング・ペーパーの共有等を通じてインプットしたほか、刊行シンポジウムを共催し発信に貢献した。さらに、緒方貞子元機構理事長の追悼記念シンポジウム（2020年度）等のイベントの主催も通じて研究成果を発信した（各年度）。
- 特に、G20大阪サミットへの政策提言を行った「Think 20 Japan（T20 Japan）」会合において、機構研究所は10あるタスクフォースのうち、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」と「アフリカとの協力」のタスクフォースで共同議長を務め、ポリシーブリーフの取りまとめやパネルディスカッションの開催を実現した（2019年度）。
- ランチタイムセミナー等（含むコロナ禍におけるオンラインセミナーシリーズ（2020年度））の開催により、研究成果を機構内関係者と幅広く共有し、意見交換を通じて研究成果の利活用の促進に努めた（各年度）。
- 各研究プロジェクトにおける成果は、機構における「人間の安全保障」の基本方針策定や気候変動対策支援ツールの改訂等のほか、JICA海外協力隊事業の運営にも活用されている（各年度）。
- 個別事業レベルでは、ラオス保健省における母子手帳の改訂（2019年度）、ベトナムにおける環境分野の調査の質の改善（2020年度）等に研究所の知見が活用されている。

(3) 研究機関等との連携・ネットワーク強化

- SDGs達成に向けてGlobal Development Network（GDN）、ブルッキングス研究所、米国戦略国際問題研究所（CSIS）、コロンビア大学等の国際機関、海外研究機関との共同研究・発信を積極的に実施した（各年度）。
- G20に対する政策提言を目的として設けられているT20（Think 20）関連の活動を通じて各国シンクタンク等と意見交換・関係構築に取り組んだ（2018、2019年度）。
- ジョセフ・スティグリッツコロンビア大学教授、ジェフリー・サックスコロンビア大学教授等世界的に著名な教授と共同研究やセミナーの開催等を実施した。また、同機会を活用し、日本で次世代を担う若者や開発協力に関心が高い層に対し、国際課題への問題意識を高める機会を提供した（2017、2019年度）。
- 世界銀行、UNDP、OECD-DAC、ADB、国連アジア太平洋経済社会委員会東・北東アジア事務所、African Union Development Agency、欧州復興開発銀行、ドイツ開発政策研究所、韓国国際開発学会等と共同で研究成果の発表等を実施した（各年度）。

(4) 研究人材の育成、研究所の強化

- セミナーの開催や研究実施に当たっての関連情報を集約した機構内部人材向けサイト（「研究の杜」）を整備し、研究人材の能力強化に向けた取組を紹介した。また、機構職員等から研究アイデアを募り、採択された研究を機構研究所の支援を得て提案者が実施する「研究プロポーザル事業」

を実施した。また、機構研究所研究員による機構職員向けの論文の書き方セミナーも実施した（各年度）。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナウイルス感染症対策やウィズコロナ、ポストコロナの世界を見据えた研究の着手及び成果の迅速な発信に努めた。また、機構緒方研究所ウェブサイト上に「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連研究」特設ページを立ち上げ発信を行った（2020年度）。

(6) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

2020年度において新型コロナウイルス感染症対策関連の研究に相次ぎ着手したが、引き続き着実に取り組むとともに、今後とも新たな開発ニーズや今日的な課題等に柔軟かつタイムリーに対応するため、イノベーティブで分野横断的な視点とスピード感をもって新規研究の立ち上げを行い、効果的な事業実施や国際援助潮流の形成に寄与する。また、オンラインの一層の活用等、コロナ禍における効果的な発信方法を引き続き検討し、国内外の研究分担者とのより一層の連携等を図ることにより、研究活動や成果の発信をより効果的・積極的に行う。さらに、事業の方針・戦略策定への寄与、案件形成への貢献を念頭に、事業部門やJICA開発大学院連携との連携強化と事業と研究の一体的実施を図りつつ、引き続き研究成果の事業へのフィードバックを促進していく。

No.8-5 災害援助等協力

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
研修・訓練回数	24回 ¹⁷	29回	29回	31回	20回	回

(1) 国際基準能力の維持・迅速派遣に向けた能力強化

- 野外病院レベル（WHO緊急医療チーム（EMT：Emergency Medical Team）タイプ2）の国際緊急援助隊・医療チームの派遣を想定し、同チーム内の部門構成及び人員配置の再整理を進め、新しいマニュアル「JDR Book」として具体的にまとめた。また、登録者を対象に研修を実施した（2017年度508人、2018年度244人、2019年度382人、2020年度379人）（各年度）。
- 救助チームの迅速な派遣のため、確保可能な航空機座席数に応じた隊の分割派遣計画を日本政府との協議を経て導入した（2018年度）。また、資機材輸送迅速化のため、必要最小限の機材を隊員と同時に携行するべく、マニュアル整備を含めて派遣体制を整え、有事の際の座席と貨物スペース確保の協力及びチャーター利用の可能性について、2020年度も引き続き協議を継続した（2018、2019、2020年度）。
- 各省庁の歴代団長・副団長に暗黙知として蓄積されている経験や教訓を形式知化する形で、国際緊急援助隊・救助チームが緊急援助の現場で活動中に参照するマニュアルの改訂を行い、体制強化を図った（2019年度）。
- CDCから講師を招へいし、感染症対策チーム隊員に求められる疫学・公衆衛生分野の知識・技能に関する研修会（38人参加）を実施した。（2019年度）。

¹⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

(2) 国際的な連携枠組みへの参画と日本の経験・知見の発信

- WHOのグローバル感染症警報対応ネットワーク（GOARN）の作業部会等を通じて、緊急援助に係る国際的ネットワーキングを強化したほか、国際搜索救助諮問グループ（INSARAG：International Search and Rescue Advisory Group）の会合・演習をはじめとする様々な国際連携枠組みにおいて、機構の経験をいかして技術的な貢献を果たした（各年度）。
- ASEAN防災人道支援調整センター、アジア太平洋安全保障研究センター（APCSS：Asia-Pacific Center for Security Studies）、台湾国家防災科学技術センター、台湾の保健当局・医療チーム等に対し、過去の日本の災害経験や国際緊急援助の知見・教訓を共有し、併せて仙台防災枠組を踏まえ、機構が日本の産官民学の強みをいかした防災支援を各国で展開している事例を用いた講義やワークショップ、研修・演習への協力を行った（2018、2019年度）。
- 機構が策定を主導し、WHOが国際標準として採択した「災害医療情報の標準化手法」がモザンビークのサイクロン被災地国際援助現場で世界初適用された（2019年度）。

(3) 迅速かつ効果的な緊急援助の取組

- 以下の災害等に対し国際緊急援助隊・チームの派遣を実施した（各年度）。
 - ・ 2017年度：メキシコ地震被害、スリランカでのごみ処分場堆積物崩落被害、豪雨被害
 - ・ 2018年度：グアテマラ火山災害、インドネシア・スラウェシ島での地震及び津波被害、コンゴ民主共和国でのエボラ出血熱流行、モザンビークで発生したサイクロン災害
 - ・ 2019年度：コンゴ民主共和国でのエボラ出血熱流行、モザンビークで発生したサイクロン災害、サモアでの麻疹流行
 - ・ 2020年度：モーリシャス日本関連船舶の座礁による重油流出事故
- 関係国の要請に基づき、緊急物資支援を迅速に行った（2017年度16件、2018年度11件、2019年度10件、2020年度10件）

(4) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- モーリシャスへの専門家チーム派遣は、コロナ禍初の国際緊急援助隊派遣であり、国際輸送便の減少、検疫監視・行動制限下という厳しい状況のなか、支援活動を展開し、先方政府から高い評価を得た。
- 外務省と連携し、在外公館及び機構海外拠点に対し、現地ODAタスクフォース遠隔セミナー（2020年8月、オンライン）を3回開催し、緊急援助手法の説明及びコロナ禍における緊急援助事業の課題等を共有した。

(5) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

国際標準への準拠に伴うチーム携行資機材の大型化、航空会社の経営合理化に伴う余剰航空機材の縮減化等の要因に加え、コロナ禍による国際輸送の減少により、迅速派遣の前提となる航空輸送手段の確保が更なる課題となっている。このため、日本航空・全日本空輸以外の民間航空会社ともチャーター機の確保の可能性等について協議を開始した。また、民間航空会社による対応が困難な場合の自衛隊輸送機による空輸支援を訴求すべく、外務省を通じて防衛省・自衛隊との実務協議を継続している。2021年度も航空輸送手段の確保に関し、官民の関係先へ働きかけを継続し、オペレーションの迅速性を担保するよう努める。

No.9	戦略的な事業運営のための組織基盤づくり
当該項目の重要度、難易度	-

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (計画値)
情報共有基盤システムに係る研修実績	12件/年 ¹	27件	18件	16件	13件	12件

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

<p>中期目標：</p> <p>(9) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり</p> <p>開発協力大綱やその他我が国の政策及び公約、国際社会の援助潮流を踏まえ、多様化、複雑化、広範化する開発課題に戦略的に対応するため、本部、国内拠点、海外拠点のそれぞれにおいて、各部門の役割と責任範囲を明確化し、より柔軟かつ機動的な意思決定を行うための実施体制の構築・運営に取り組む。また、主要業務の業務改善を継続的に行い、効率的な事業運営を推進する。さらに、海外拠点については、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。国内拠点については、地域における開発協力の結節点として、施設の利用促進を図る。</p>
<p>中期計画：</p> <p>(9) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり</p> <p>ア 実施体制の整備</p> <p>外部環境の変化に柔軟かつ機動的に対応し、付加価値の高い業務を遂行するため、組織及び事務の効率化・合理化に努めつつ、本部・国内拠点・海外拠点において経営資源の最適配分を行う。また、外部の知見を積極的に活用して開発課題に戦略的に対応する能力を高める。本部・国内拠点・海外拠点において、事業成果の発現の観点から業務実施における各部門の役割及び責任範囲をより明確にするとともに、国内拠点・海外拠点に対する本部からの支援や各国内拠点・海外拠点からの本部への発信等、有機的な連携を促進する。国内拠点を地域の結節点として活用して地域の特性や資源をいかした開発協力を推進するため、多様な担い手との連携、開発途上地域の要請に適合した支援を円滑に提供する体制を強化するとともに、施設の利用促進を図る。海外拠点については、国際情勢、開発途上地域の社会・経済情勢、協力実績や事業量の変化を踏まえた拠点の最適配置を行う。また、各拠点が柔軟かつ機動的な対応ができる体制を整備する。加えて、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。</p> <p>イ 業務基盤の強化</p> <p>業務の電子化を通じて業務基盤を強化する。具体的には、主要業務に係る機構内の現システムの更改を行うとともに、システム間の連携効率化、新しい情報共有基盤導入によるコミュニケーション改善を推進する。</p>
<p>主な評価指標（定量的指標：なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> 内外の政策的要請等に対応した組織・業務実施態勢の強化状況

¹ 前中期目標期間実績平均

- ・ 業務システムの改善を通じた業務基盤の強化状況
- ・ 国内拠点の施設利用状況

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

＜評定と根拠＞

評定：B

根拠：

【中期目標達成の見込み】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的な目標を達成することが見込まれる。質的な観点からも、成果の最大化に向けた取組で所定の成果をあげていることから、中期目標における所期の目標の達成が見込まれる。

【定量的指標】

各年度の実績が中期目標で設定される定量的指標を上回った。

【質的成果】

ア. 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり：

- 2017年度に発生した機構運営費交付金の予算執行管理問題の原因究明及び再発防止策検討のため外部有識者から成る「予算執行管理強化に関する諮問委員会」を設置。事態の早期正常化に向けて、同諮問委員会の再発防止に向けた具体的改善策の提示を踏まえ、予算執行管理強化のため以下の取組を実施（一部の取組は諮問委員会の最終提言に先立ち実施）。
 - ① 事業費と管理的経費を横断的に一元管理・統制する明確な権限と責任をもつ部署として予算執行管理室を新設し、予算執行状況及び後年度負担の予算見通しを常時分析・調整。理事会に定期報告を行い、理事会による予算執行統制を強化。
 - ② 自律性を重視した合理的な予算管理手法の確立に向け、内部規程等の改正により各部門の予算執行管理・財務に関する職員の知見を向上。予算執行管理に関する職員職階別の責任と成果を人事評価に反映する体制を構築することにより予算執行管理の意識向上等、取組を強化。
 - ③ 法人予算の予算統制を強化するため、中期的な資源配分の方針及び予算要求に際して事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する体制を構築し、事前統制の弛みを是正。
 - ④ 予算執行管理を強化するためのシステム改善として、各部署に配分された予算額内に契約や支出を統制する機能を強化し、予算を超過した支出を防ぐ仕組みを構築。
- 外部環境の変化に柔軟かつ機動的に対応し、付加価値の高い業務を戦略的に遂行するため、組織体制の見直しを通じた組織及び事務の合理化も含む経営資源の最適配分を実施。
- 外部の知見を活用し開発課題への戦略的対応能力を向上するべく、外部有識者による経営諮問会議及びInternational Advisory Boardを開催。
- 企画部の所掌事務に「業務の総括」を追加することにより、同部の権能をより明確化。
- 国内連携事業本部の設置や国内拠点長との月例会議開催による各国内拠点の優良事例等の共有、小規模海外拠点（支所）の体制強化に向けた運営計画の策定等を通じ、国内拠点・海外拠点に対する本部からの支援や各国内拠点・海外拠点からの本部への発信等、有機的な連携を促進。
- 新型コロナウイルス感染症対策本部（2020年3月設置）の会合を定期的に開催し、機構における新型コロナへの対応を組織横断的に検討・情報共有するとともに、開発途上地域における同感染症対策及び健康危機対応を推進するため、人間開発部内に新型コロナウイルス感染症対策協力推進室を設置。

- 成果発現のための責任体制を明確化するとともに、クラスター（日本の開発協力の重点課題で示された開発課題）を単位とした事業展開を促進するため、課題部を再編。また、ガバナンス・平和構築部に計画・課題別戦略推進課を設置。
- 機構事業全体における科学技術・イノベーション及びDXの導入推進を図るべく、課題分野の総括部であるガバナンス・平和構築部内に「STI・DX室」を新設。
- 国内各拠点を地域の結節点として活用し、地域の特性や資源をいかした開発協力を推進するため、国内拠点強化策の策定や所掌事務の見直し、人員体制の増強等の取組を実施。また、各種イベント開催等を通じ、施設の利用促進とともに多様な担い手との連携強化の取組を実施。
- 海外拠点については、国際情勢、開発途上地域の社会・経済情勢、協力実績等を踏まえた拠点配置を検討し、2020年度にパラオ及びジブチの支所をそれぞれ事務所化したほか、小規模な海外拠点の体制強化に向けた現地職員の強化計画の策定等の取組を実施。
- 各海外拠点の移転又はオフィス賃貸契約の更新時に、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化の可能性を検討。

イ. 業務基盤の強化：

- ノートPC、無線LAN、リモートアクセスツールの整備及び活用に取り組み、本部、国内拠点及び海外拠点での標準PCを更改したことで業務の効率化やペーパーレス化、働き方改革を促進。
- 外部からのネットワークアクセス回線数を増強（500回線から3,000回線）、Microsoft Teams等ウェブ会議ツールの多様化、クラウドメールサービスの導入等を実施。その結果、海外拠点含めた業務環境の安定化とともに、理事会含め機構全体におけるオンライン会議の導入・定着が促進。
- 国内・海外各拠点において通信を振り分け、インターネット向けの通信を機構情報通信網を経由せずに直接インターネット網に接続する「ローカルブレイクアウト」を導入し、海外拠点を中心とした回線状況の逼迫解消及び機構情報通信網の安定化を促進。
- RPA管理に関する準内部規程の改定をすすめ、財務部及び調達・派遣業務部でのRPA試行を導入し、業務の電子化及び効率化を促進。
- 機構内業務のDX化推進として、電子決裁システム、健康管理システム、企業情報統合データベース、JICA Virtual Academy Networkの改善、構築を実施。
- 機構が策定した「業務主管システム全体最適化方針」に沿い、各主要システムの更改を進めた結果、データ一元管理による重複・不整合の抑止や分析の効率化が図られ、機構内での適切な予算執行管理や案件進捗管理に資する基盤を整備。さらに、機構内の各種システム、データベースの改善やDX推進に向けた検討を実施。

4. 業務実績

No.9-1 実施体制の整備

(1) 組織・業務実施態勢の強化状況

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
外部有識者の参加を得た、組織運営・事業戦略に関する会議の開催回数	2 ²	3回	12回	8回	13回	回

² 新しい取組のため基準値なし

① 戦略的な事業運営基盤の強化に向けた組織体制の見直しと運営状況のレビュー、規程類の見直し、海外拠点の見直し

- 戦略的な事業運営の観点から、組織体制を機動的に見直した。各年度の実績は下表9-1のとおり。
- 企画部の所掌事務に「業務の総括」を追加することにより、同部の権能をより明確化し、同部による経営企画、統制及び対外対応力を強化した（2019年度）。
- 課題部の組織改編を行い、成果発現のための責任体制を明確化するとともに、クラスター（日本の開発協力の重点課題で示された開発課題）を単位とした事業展開を促進するため、ガバナンス・平和構築部に計画・課題別戦略推進課を設置した（2020年度）。
- 国内連携事業の実施基盤の強化を目的として、機構本部に副理事長を本部長とする国内連携事業本部を設置した。また、国内拠点長とのテレビ会議を月例で開催し、各国内拠点の優良事例や拠点運営上の工夫等について共有を図った（2019年度）。
- 小規模な海外拠点（支所）の体制強化に向けて、現地職員の強化計画（登用・育成）等を含む拠点ごとの運営計画を策定した。また、本部・海外拠点の役割分担を明確にするるとともに、海外拠点向けの法人文書ガイドラインを策定した（2019年度）。
- 新型コロナウイルス感染症対策本部（2020年3月設置）の会合を定期的で開催し、機構における新型コロナへの対応を組織横断的に検討・情報共有するとともに、開発途上地域における同感染症対策及び健康危機対応を推進するため、人間開発部内に新型コロナウイルス感染症対策協力推進室を設置した（2020年度）。
- 課題部の組織改編を行い、成果発現のための責任体制を明確化するとともに、クラスター（日本の開発協力の重点課題で示された開発課題）を単位とした事業展開を促進するため、ガバナンス・平和構築部に計画・課題別戦略推進課を設置し、技術研修員受入事業に係る計画・調整機能を国内事業部から同課に移管した（2020年度）。
- 機構事業全体における科学技術・イノベーション及びDXの導入推進を図るべく、課題分野の総括部であるガバナンス・平和構築部内に「STI・DX室」を新設した。

表9-1 組織体制の見直し実績

年度	組織体制の見直し内容
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算執行管理室の設置 ・ JICA開発大学院連携準備室、インフラ技術業務部の設置 ・ 財務部、資金・管理部、債権管理部の一部統合による合理化
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA開発大学院連携推進室、インド高速鉄道室の設置
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内事業部の所掌事務の一部（企業提案型事業）を民間連携事業部に移管 ・ 総務部の所掌事務の一部（市場リスクのヘッジに係る方針の策定、同方針に基づく取引の決定及びモニタリング業務）の財務部への移管 ・ 企画部の所掌事務に「業務の総括」を追加、イノベーション・SDGs推進室を新設 ・ 社会基盤・平和構築部の国際科学技術協力室をSTI室に改組、同部運輸交通・情報通信グループの所掌事務の一部（情報通信）及び宇宙分野に係る事務をSTI室に移管 ・ 「デジタルトランスフォーメーション推進タスクフォース」の設置
2020	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題部の組織改編（ガバナンス・平和構築部に計画・課題別戦略推進課を設置、技術研修員受入事業に係る計画・調整機能を国内事業部から同課に移管） ・ 調達・派遣業務部を設置（旧調達部と旧国際協力人材部の一部機能を統合）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事部内に開発協力人材室を設置 ・ 新型コロナウイルス感染症対策協力推進室を人間開発部内に設置 ・ STI・DX室のガバナンス・平和構築部への移管 ・ 審査部信用力審査課の分割（マクロ経済審査課・投融资審査課）、海外投融资タスクチームの設置 ・ 中部センターへの企業連携課の設置 ・ パラオ支所及びジブチ支所の事務所化
--

（運営状況のレビュー）

- 2016年度に契約された案件に関する支払の占める割合が、例年よりも増加したことにより、2017年度の予算執行見込みが予算額を上回る状況となった。これにより、技術協力プロジェクト、各種調査事業を中心に事業計画の見直しに迫られ、この過程で契約相手先等関係者に負担をかける形となった。上記予算執行管理問題の原因究明及び再発防止策検討のため、外部有識者から成る「予算執行管理強化に関する諮問委員会」を設置した。同諮問委員会は、事態を招いた直接原因として4点（運営費交付金債務管理に関する理解不足、事前統制のたるみと中期的予算管理枠組みの未定着、年度当初での抑制的予算配分と繰越予算の追加配分という運用、案件ごとの予算見積りの変動を適切に把握し管理する意識の不足）、上記を招いた根本原因として3点（不明確な責任関係、予算管理の動機づけが不十分、投入の最適配分を追求する視点が不十分）を指摘した（2017年度）。
- 同諮問委員会の上記指摘や再発防止に向けた具体的改善策の提示を踏まえ、予算執行管理室の新設による予算執行状況及び後年度負担予算見通しの常時分析・調整を実施するとともに、理事会への定期報告を通じた理事会による予算執行統制を強化した。その結果、全体的な予算執行を計画どおりに実施した（2018年度以降各年度）。
- 自律性を重視した合理的な予算管理手法の確立に向け、内部規程類の改正により各部門の予算執行管理責任を明確化するとともに、予算執行管理に係るマニュアル作成と職員研修を通じ、予算管理・財務に関する職員の知見の向上に取り組んだ。また、予算執行管理に関する職員職階別の責任と成果を人事評価に反映する体制を構築することにより予算管理の意識向上等、取組を強化した（2018年度以降各年度）。
- 法人予算の予算統制を強化するため、中期的な資源配分の方針及び予算要求に際して事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する体制を構築し、事前統制の弛みを是正した（2018年度以降各年度）。
- 予算執行管理を強化するためのシステム改善として、各部署に配分された予算額内に契約や支出を統制する機能を強化し、予算を超過した支出を防ぐ仕組みを構築した（2018年度）。
- 新規の技術協力案件の採択可否について、後年度の予算見通しを踏まえた上で理事会において審議する体制を構築した。さらに、技術協力事業全体の事業運営状況や重要案件に係る実施方針等について、課題部・地域部が共同付議し、理事も交えて議論する技術協力事業委員会を設置し、事業のガバナンスを強化した（2018年度以降各年度）。
- 事業運営の要を担う企画部と全理事との定例会合を新設し、企画部と事業部長との定例会合の頻度を高め、重要事案等に関する情報共有体制を強化した。中期的事業計画の基盤となる事業計画作業用ペーパー（WP）策定の執務要領を改訂し、各部門の役割及び責任範囲をより明確化した。WP検討会議を導入し、戦略性及び予見性の向上と関係部間の合意形成を更に促進する体

制を構築した（2018年度以降各年度）。

- 予算執行状況及び後年度負担の予算見通しの常時分析・調整、理事会への定期報告、システムによる統制等、2018年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言を受け導入した予算執行管理強化に関する各種取組を継続実施した（2019年度）。
- 特に、機構予算の概算要求では、中期的な資源配分の方針及び事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する業務フローを確立する等、同委員会の提言に基づく概算要求及び年度計画の予算策定を適切に行い、予算統制の強化・定着を図った（2019年度）。
- また、地域別の中期的な予算管理に係る基本的な考え方に基づく新規案件の採択、外的要因による支出年度のズレを踏まえた予算の繰越等、複数年度の予算管理体制を強化するとともに、自律性を重視した合理的な予算管理方法の更なる定着を図るべく職員研修を実施し、予算執行管理に係る職員の能力向上に取り組んだ（2019年度）。

（規程類の見直し）

- 戦略的な事業運営の観点から、各種規程・細則を改訂した（各年度）。

（海外拠点の見直し）

- 各拠点の移転、又はオフィス賃貸契約の更新時に、個別に共有化・近接化の可能性を検討した（各年度）。
- 小規模な海外拠点（支所）の体制強化に向けて、現地職員の強化計画（登用・育成）等を含む拠点ごとの運営計画を策定した。また、本部・海外拠点の役割分担を明確にするるとともに、海外拠点向けの法人文書管理ガイドラインを策定した（2019年度）。

② 業務戦略、事業方針等に関する外部からの助言

- 外部環境の変化を踏まえ2008年に策定された機構のビジョンを見直した（2017年度）。
- 組織経営について助言を得ることを目的に設置した、外部有識者経営諮問会議を定期的に開催した（各年度）。同会議で主に議論を行った内容は下表9-2のとおり。

表9-2 外部有識者経営諮問会議での主な議論内容

年度	主要議題
2017	長期経営戦略の策定等
2018	国内の多様なアクターとの連携強化、機構内タスクフォースによる長期経営戦略の提案等
2019	日本社会における外国人材の受入促進に向けた取組、DXの推進等
2020	日本社会における外国人材の受入促進に向けた取組、感染症対策を含む開発途上地域の保健医療における協力の方向性等

- 国際社会で活躍する有識者から機構の事業方針や取組に関する助言を得て、事業の戦略性の向上等を図ることを目的に設置した、International Advisory Boardを開催した。同会議で主に議論を行った内容は下表9-3のとおり。

表9-3 International Advisory Boardでの主な議論内容

年度	主要議題
2017	中期的地域戦略及びパートナーシップ戦略を策定等
2018	事業展開におけるイノベーション推進、JICA開発大学院連携プログラムの在り方、自由で開かれたインド太平洋を踏まえた機構の事業の方向性等
2019	(開催なし)
2020	ウィズコロナ、ポストコロナの世界における国際協力の在り方等（理事長と委員によるオンラインでの個別対談形式により実施）

- 理事会運営細則を見直し経営理事会と執行理事会を区分、付議事項を整理した（2017年度）。
- 協力隊事業の戦略性向上及び応募者増等の取組について議論する「新しい時代の協力隊事業のあり方有識者懇談会」（2019年度）、クラスターに基づく事業マネジメントを推進するため「開発協力事業の新たなマネジメント方式に関する検討会」を開催した（2020年度）。
- 予算執行管理強化に関する諮問委員会のフォローアップ会合を開催した（2019年度）。

(2) 国内拠点の利用・活用状況

関連指標	基準値*	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
国内拠点の利用者数	73.5万人 ³	97.5万人	96.5万人	91.5万人	32万人	万人
研修施設の稼働率	58.4% ⁴	57.8%	46.3%	46.4%	8.9%	%

* 基準値は前中期目標期間実績平均

- 地域のニーズや特性をいかした創意工夫により、多様なパートナーとの連携構築やネットワークを活用した事業の効果向上に取り組み、利用者数は2019年度まで各年度前中期目標期間実績平均（73.5万人）を上回ったが、2020年度においては、新型コロナウイルスの影響により各拠点でのセミナー、イベント等の開催、外部からの来場者受入が制限され、それに伴い利用者数についても大幅に落ち込むこととなった。研修施設の稼働率についても、特に2020年度については、新型コロナウイルスの影響によって研修員の受入が停止されたことが影響し、宿泊者数が大幅に減少したため、前中期目標期間実績平均（58.4%）を下回った。
- 国内拠点強化策を策定した（2017年度）。また、国内連携事業の実施基盤の強化を目的として、機構本部に副理事長を本部長とする国内連携事業本部を設置した。また、国内拠点長とのテレビ会議を月例で開催し、各国内拠点の優良事例や拠点運営上の工夫等について共有を図った（2019、2020年度）。
- 地域との連携強化に向けて国内機関の所掌事務の見直しを行い、国内機関の名称を「国際センター」及び「支部」から「センター」に統一した。郡山市に市町村レベルでは初となる企業向けのJICAデスクを設置した（2018年度）。
- 開発大学院連携及び中小企業・SDGsビジネス支援事業の実施体制の強化を目的に、一部国内拠点（東京センター、中部センター、関西センター）の人員体制を強化した。また、草の根技術協力事

³ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

⁴ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

業の調達手続きを国内拠点から本部に集約させることにより、各所管地域における国内拠点のワンストップ機能や潜在的パートナーの発掘等にこれまで以上に注力できる体制とした(2019年度)。

- 各国内拠点で多様なパートナーとの連携を通じた事業の効果向上、地域活性化に資する取組を実施した。連携事例は下表9-4のとおり。

表9-4 各国内拠点における多様なパートナーとの連携事例

国内拠点	連携事例
北海道 (札幌)	・研修施設内のレストランを、食を通じた国際協力理解の場として改修。地元町内会関係者、道庁、札幌市、教育委員会、大学等関係先約50人を招待したリニューアルイベントを開催(2018年度)
北海道 (帯広)	・草の根技術協力事業(地域経済活性化特別枠)を通じ十勝の工場生産される和菓子8品に対するハラール認証(マレーシアJAKIM認証)取得に貢献(2017年度) ・帯広市教育委員会が市内全小中学校導入した「おびひろ市民学」に対する国際理解及びSDGsの学習での協力(2020年度)
東北	・機構がベトナムで支援する「日本人材開発インスティテュート」で日本式経営を学ぶベトナム人経営者を招へい、「ベトナム企業・東北企業経営者交流会」を開催、東北地方から定員を大きく上回る75社が参加(2018年度)
横浜	・移住資料館常設展示や企画展の実施。2002年の開設から来館者数は累計624,536人(2021年3月末時点)(各年度) ・同資料館における歴史的資料となる邦字新聞の収集、保管、活用に着手。また、その促進を目的に「JICA海外移住懸賞論文」の募集を実施(2019、2020年度)
中部	・「なごや地球ひろば」リニューアル・オープン(2017年度)。各種常設展や企画展を実施(各年度) ・国際協力とSDGsの理解を深めるための宿泊型イベント「夏休み親子イベント」(小学校高学年)、「グローバルカレッジ2019」(大学生)を実施(2019年度) ・愛知県内の複数企業が新入社員研修等の目的としてSDGsを学ぶために同地球ひろばの訪問プログラムを利用(2019年度) ・「中部SDGs広域プラットフォーム事務局」設立への貢献(2020年度)
関西	・関西SDGsプラットフォームの設立及び事務局としての運営関与(各年度)。G20大阪サミットでパネル展示を実施(2019年度) ・2025日本万国博覧会誘致委員会主催「#thinkexpo2025 みんなの未来フェスティバル」でのブース出展、機構の留学生との交流プログラム等を実施(2018年度) ・学生を対象とした「関西SDGsユース・アイデアコンテスト」の開催(2019年度) ・在住外国人向けの防災の知識向上、理解促進への貢献(2020年度)
中国	・在住外国人増加に伴うコミュニケーションや防災、福祉に関する多文化共生に向けたセミナー等を通じた貢献(2020年度)
四国	・四国NGOネットワーク及び環境省四国環境パートナーシップオフィスと連携しSDGs推進をテーマとする「ESD学びあいフォーラム」を共催(2017年度)。 ・ラオス政府とファーマーズ協同組合との連携プログラム覚書締結に向け、香川県庁や香川大学、JA等関係者の理解促進を推進(2019年度) ・技能実習生等在住外国人との多文化共生社会に向け、愛媛大学、愛媛県国際交流協会と全5回の定期講座を共催(2019年度)
九州	・「地方創生×SDGsセミナー」を自治体、JETROや地銀等と共催(2018年度：北九州、長崎、熊本、2019年度：佐賀、鹿児島)

<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県立大学との連携協定締結（2019年度） ・組織強化プログラム「解決したい気持ちを形に変えるー九州のNGOの組織強化ー」を九州内NGOと共同で実施（2019年度）

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナウイルスの影響を受け、従来のように各種研修、セミナー、イベント等を国内拠点で開催、実施する形態から脱却し、オンライン化・デジタル化等の実施方法や内容の見直しを行った。今後もコロナ禍の国内社会の動向に即した事業の在り方を見直し、工夫していく。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

- 国内外における外部環境の変化に対応して、本部を含む国内拠点、海外拠点の体制の改善に機動的に取り組む。また、各部署の役割と責任の明確化による事業・組織のガバナンス向上と統制機能の一層の強化に取り組む。

No.9-2 業務基盤の強化

(1) 業務システムの改善を通じた業務基盤の強化状況

① 情報共有基盤の安定的運用及び活用促進に向けた取組

- 新情報共有基盤の導入、業務システムの改善及び構築を通じ業務基盤を強化した。竹橋拠点の利用開始に際し、麴町拠点と同様の情報共有基盤が利用できるよう準備し、計画どおり整備した（2018年度）。また、拠点間の情報通信網の安定的な運用に努めたほか、海外拠点を中心とした回線状況の逼迫解消及び機構情報通信網の安定化を目的とした「ローカルブレイクアウト」を2020年度に導入した。
- 情報共有基盤の運用業務委託先との連絡を密に行う等に努めた。その結果、おおむね安定した形で運用した（各年度）。システムトラブル発生の際には、迅速に対応し復旧させ、業務影響を最小化するよう努めた（2018年度）。また、コンピュータシステム運用基盤業務委託先や機構情報通信網委託先との密な情報共有・連携により、セキュリティ面含めてシステム関連の大きな事案は発生せず、おおむね安定的に運用された（各年度）。当初年度計画にはなかったものの、コロナ禍下における安全・安定的な情報システム基盤の構築・運用のため、在宅環境からの「ネットワークアクセス（VPN：Virtual Private Network）」の同時接続数の増加（500回線→3,000回線）、クラウドサービスの前倒し導入等を行った。その結果、理事会含め機構全体におけるオンライン会議の導入・定着が促進された（2020年度）。
- 新技術であるRPA（Robotic Process Automation、定型PC操作等の作業自動化）を機構内財務部、調達・派遣業務部等9部署に試行的に導入し、業務の電子化を通じ作業時間の短縮や入力ミス抑制等、一定の効果が認められた（2019年度）。
- 情報共有基盤やコンピュータ運用基盤（共通DB、共通サーバ）の更なる活用促進に向けて、DX勉強会やクラウドサービスの試行導入等を実施した。特に、DXに関しては、DXタスクフォースも参加する勉強会を2件開催した（2019年度）。
- 新情報共有基盤の活用促進に加え、導入済みシステム（ノートPC、無線LAN、リモートアクセスツール等）の活用の定着に努め、会議の効率化や紙資源の節約、働き方改革への対応等を進めた（各年度）。また、2018年度実施した国内標準PC更改に続き、海外拠点のPC更改を2019年

度上半期中に完了した。これにより、海外拠点においても会議の効率化やペーパーレスの促進、働き方改革への対応等を更に進めた（2019年度）。

- DXやクラウド、働き方改革や、「JICA Innovation Quest（イノベーション推進）」の動きも意識しつつ、次期IT基盤及びコンピュータ運用（2022年度想定）に向けた検討を進めた（2019年度）。

② 業務システムの改善及び構築等を通じた業務基盤の強化に向けた取組

- 「業務主管システム全体最適化方針」に沿って各主要システムの更改を進め、2019年4月より計画どおりに稼働させた。これにより、データ一元管理による重複・不整合の抑止や統計分析ツール、統計ダッシュボードを活用した分析の効率化が図られ、機構内での適切な予算執行管理や案件進捗管理に資する基盤が整備された（2019年度）。
- 機構各業務システム等の改善やDX推進として、電子決裁システム、健康管理システム、企業情報統合データベース等の検討を進めた（2020年度）。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍の拡大や働き方改革の推進に伴う在宅勤務・リモートワークの急増に対し、機構内でリモートアクセス同時接続数の増強、ウェブ会議ツールの多様化、クラウドメールサービス、クラウド型ファイル共有サービスの導入等、ICT基盤の強化に取り組んだ（2020年度）。
- 海外拠点からの一時帰国者向け等に、機構内標準PCの安定的な確保に努めた（2020年度）。

(3) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

ウィズコロナ、ポストコロナ時代の新たな国際協力に果敢に取り組むべく、本部を含む国内拠点、海外拠点の体制の強化に機動的に取り組むとともに、各部門の役割と責任の明確化による事業・組織のガバナンス向上と統制機能の強化に取り組む。

2021年度以降も更なるクラウド化の推進が計画されており、新たなクラウドサービスの計画的な導入を図る。また、RPA導入、DX促進、機構内各部署業務システムの改善について、2021年度の情報システム室から「情報システム部」への改編、「IT企画課」の新規設置及びProject Management Office（PMO）の立ち上げ等の体制整備を行った上で、今後更に検討を進める。

No.10	業務運営の効率化、適正化
当該項目の重要度、難易度	-

1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (計画値)
一般管理費及び業務経費の効率化	1.4% ¹ 以上	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
有識者による外部審査を行った対象契約件数	70 ² 件	81件 ³	64件	94件	10件	70件

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：

(10) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く）の合計について、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1.4%以上の効率化経費に加える。

イ 人件費管理の適正化

各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

エ 調達合理化・適正化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。

中期計画：

(10) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く）の合計について、毎事業年度1.4%以上の効率化を

¹ 前中期目標期間実績1.4%

² 前中期目標期間の実績から25%増として設定する。前中期目標期間実績平均56件/年

³ 2017年度の集計値に誤りがあり今回是正

達成する。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1.4%以上の効率化経費に加える。

イ 人件費管理の適正化

各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。竹橋合同ビルの区分所有部分については、有効な利活用方策を検討しており、具体的な検討を進め、保有の必要性がなく、売却が合理的であると判断された場合には、処分する。

エ 調達合理化・適正化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。また、外部審査等を活用した透明性の向上に加え、制度改善やセミナー開催等を通じて新規参入の拡大や競争性の向上に取り組む。加えて、国内拠点、海外拠点に対する遠隔研修や直接支援等を通じて事務能力を強化し、継続的に適正な調達を行う実施基盤を確保する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.参照）

- ・ 給与水準適正化の取組状況
- ・ 契約監視委員会等の実施状況と審査結果への対応状況

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

<評定と根拠>

評定：B

根拠：

【中期目標達成の見込み】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的な目標を達成することが見込まれる。質的な観点からも、成果の最大化に向けた取組で所定の成果をあげていることから、中期目標における所期の目標の達成が見込まれる。

【定量的指標】

経費の効率化に係る定量指標は、各年度当初に設定した定量指標を上回っている。

一方、調達合理化・適正化に係る定量指標に関し、2018年度は、2017年度の運営費交付金事業の予算執行状況の影響を受けて、外部審査の対象となるコンサルタント等契約の新規公示数そのものが想定より少なかった（2018年度の機構の契約件数全体は496件と、前中期目標最終年度である2016年度の906件よりも4.5割少ない）ことによるものである。このため、案件選定時の審査に加え、公示数の影響を受け難い、選定後審査（※過去一定期間に公示された案件のうち、一定数を選んで審査を行うもの）について対象件

数を追加して実施したものの、目標値達成には至らなかった。しかしながら、機構のコンサルタント等契約の一部の案件において選定プロセスの一環に外部者を参加させるという実質的な目的は達成していると認められる。また、2020年度は、従来は対面形式で実施していた内部の選定委員会に外部審査委員が参加する形で実施していた。一方、2020年4月の緊急事態宣言発出以降、選定委員会は対面での実施が困難となり、公示案や特記仕様書案にコメントを付す形でデータをやり取りする方式にせざるを得なくなった。そこにどのタイミングでどのように外部審査委員にかかわってもらうかの実施方法の検討が必要となった。また、コロナ禍でも開発途上地域における機構事業の継続を行うべく、選定方式の暫定的な変更や遠隔での事業に対応する仕様の検討を含む「コロナ下での契約の実施方針」についての検討も必要となった。一方で、コロナ禍によるコンサルタント等からの多数の照会・要望対応のほか、大量の契約変更事案への対応、各種制度再検討に時間・資源を割く形となった。そのため、コロナ禍における外部審査の新たな実施方針や遠隔による実施方法等の検討に充てる時間が限定的となり、2020年度の外部審査実施件数は限定的なものとならざるを得なかった。

【質的成果】

ア. 経費の効率化：

- 各年度とも固定的経費の削減等の取組により、運営費交付金を充当する物件費の前年度比率1.4%の効率化を達成。

イ. 人件費管理の適正化：

- 安全管理体制の強化、民間連携事業の推進、新型コロナ対応、外国人材受入支援等各種国際社会への貢献や日本政府・社会からの期待に応えるべく、重点分野への人的資源配分を柔軟に実施。
- 人事院勧告を参考にしつつ、国家公務員に準じた給与水準の改定を実施するとともに、役職定年制度、勤務地限定制度等を継続適用し給与水準の適正化を実施。
- 各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性について公表。

ウ. 保有資産の見直し：

- 決算公告にて毎年度資産情報を公表するとともに、資産保有の必要性について見直しを実施。
- 保有資産の実態把握に基づき、2020年度に相武台職員住宅の売却手続き及び国庫納付を実施。
- 竹橋合同ビルの区分所有部分については、主務省他と協議の上、執務室等として有効に利活用する方針を決定し、国内連携機能の集約・強化を目的とした利活用を実施。

エ. 調達合理化・適正化：

- 機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施。
- 契約監視委員会における競争性のない随意契約についての点検を各年度実施し、一社応札・応募に至った理由の確認、削減努力を通じ改善への取組を実施。
- 契約の透明性向上に向けた外部審査を各年度実施したほか、一部契約への質と価格による選定（QCBS：Quality- and Cost- Based Selection）の導入等の制度改善やコンサルタント向けセミナー等の開催を通じ、新規参入の拡大や競争性の向上に向けた取組を実施。
- 国内拠点及び海外拠点の調達体制及び事務能力強化に向けて、遠隔研修や巡回指導、参考資料整備等を実施。
- コロナ禍でも機構事業の継続を最優先に、コンサルタント等契約における海外業務の国内業務振替等、柔軟な変更対応を実施。
- 調達業務のDX化推進として、プロポーザルの電子授受、電子入札試行を導入。また、契約書及び精算書類の電子化の導入に向けた議論を継続。

4. 業務実績

No.10-1 経費の効率化

- 在外の事務所契約等の見直し、固定的経費の削減等の取組により、運営費交付金を充当する物件費の前年度比率1.4%の効率化を達成した（各年度）。

No.10-2 人件費管理の適正化

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
対国家公務員指数（ラスパイレス指数）（年齢・地域・学歴勘案後）	100.6 ⁴	101.6	100.7	100.8	100.7	
総人件費（給与・報酬部分）	168.3億円 ⁵	176.2億円	179.1億円	183.8億円	174.9億円	

(1) 人員配置の見直し

- 人員配置状況を精査し、各年度の配置計画を策定・実施した（各年度）。
- 特に、安全管理等に関する政府や社会からの要請に応え、海外拠点に安全管理担当者を配置した（2017年度）。また、「JICA開発大学院連携」及び民間連携の強化に向けて、国内拠点への重点的な人員配置を行った（2019年度）。さらに、機構理事長のイニシアティブによるウィズコロナ、ポストコロナを見据えた四つの挑戦、DX、「JICAチェア（日本研究講座設立支援事業）」・開発大学院連携、外国人材支援、民間連携といった重点分野への取組促進のための柔軟な人的資源配分を行った（2020年度）。
- 業務の質及び効率の向上や職員構成の最適化の観点から、特定の範囲の業務に従事する特定職制度の見直しを行った。その際、役割・責任に応じた処遇の見直しも行った（2018年度）。外部環境の急速な変化・複雑化に応じて業務が多様化するなかで、業務の質向上・効率化を図るため、2018年7月に実施した特定職の職域の拡大、特定管理職の創設、処遇の見直しについて、2019年度には拡大した職域が定着するとともに、特定管理職が配置される等、人件費予算の範囲内で着実に運用した（2019年度）。
- シニア層の活躍に向けた人事施策として、ポストオフ・定年後の処遇の整理に取り組むとともに、クロスアポイントメント制度を活用したシニア層の働き方の柔軟化を実施した（2020年度）。
- 2020年4月から施行された同一労働同一賃金関連法を踏まえた人員の処遇見直しを踏まえ、新たな制度運用を開始した（2020年度）。

(2) 給与水準の適正化と総人件費管理

- 人事院勧告を参考にしつつ、国家公務員に準じて給与水準の引き上げを実施するとともに、役職定年制度、職務限定制度、勤務地限定制度を継続適用し、給与水準の適正化を図った。また、給与水準及びその合理性・妥当性についてウェブサイトで公表した（各年度）。
- 当局に認められた人件費予算増に伴う各年度の対応は下表10-1のとおり。承認された人件費予算を踏まえ採用や人員配置等を行い、大きな予実乖離がない執行水準にて人件費を管理した（各年度）。

⁴ 2015年度実績

⁵ 2015年度実績

表10-1 人件費予算増に伴う人員配置実績

年度	人件費予算増	増員目的
2017	27人	安全対策強化等
2018	10人	円借款の迅速化及び質の高いインフラ輸出の推進等
2019	10人	金融リスク管理や質の高いインフラ輸出の推進
2020	13人	自由で開かれたインド太平洋の実現、質の高いインフラ輸出の推進

- これまで一部自己負担となっていた、任国において還付されない社会保険料等の租税公課への公費負担制度を創設した（2020年度）。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- (1) 記載のとおり、機構理事長のイニシアティブによるウィズコロナ、ポストコロナを見据えた四つの挑戦やDX等の取組促進のための柔軟な人的資源配分を行った（2020年度）。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

2021年度は、次の10年に向けて、機構の事業が大きく変容しつつあるとの認識の下、経営課題への即応性を高め、また職員個々人の成長と成果への強いコミットを引き出すための人事制度（資格等級、評価、報酬等）の見直しに着手する。

No.10-3 保有資産の必要性の見直し

(1) 保有資産の必要性の見直し

- 決算公告にて毎年資産情報を公表するとともに、資産保有の必要性について見直しを行った（各年度）。
- 竹橋合同ビル内区分所有部分について、主務省他と協議の上、執務室等として有効に利活用する方針を決定した（2017年度）。竹橋合同ビル内区分所有部分の利活用目的を国内連携機能の集約・強化と整理し、利活用を開始した（2018年度）。竹橋合同ビル内区分所有部分の更なる利活用のため、国内連携機能の集約・強化という利用目的を踏まえ、青年海外協力隊事務局を麴町ビルより移転した（2019年度）。
- 本部機能を有する3施設（麴町・市ヶ谷・竹橋）の施設・部署の一体的な再配置を行い、保有資産の有効利用を進めた（2019年度）。
- 国内拠点の中期整備計画を策定し、今後の施設の在り方について議論するとともに、更なる検討を進めるため追加情報を収集した（2020年度）。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

特になし。

(3) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

引き続き保有資産の必要性及び効率的・効果的な活用について検討するとともに、決算公告にて資産情報の公開を行う。

No.10-4 調達合理化・適正化

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
契約監視委員会に附議した契約件数	39件 ⁶	59件	44件	42件	23件	

(1) 調達等合理化計画に基づく取組の実施状況

- 調達等合理化計画を毎年度策定し、同計画に基づき各種取組を実施した（各年度）。
- 契約事務の適正で確実な遂行及び精算事務を集約する体制を安定的に運用した（各年度）。消費税一部不課税化の導入及びその後のフォローを行うとともに、本制度改正等に対する相談窓口を設置した（2018年度）。「消費税一部不課税化」案件のうち、消費税増税の経過措置の対象となっている契約については、部分払、精算払時の消費税の額が必ずしも一義的に確定されないため、その取扱いを整理し、統一的な対応を確保した（2020年度）。
- 民間連携事業及び草の根技術協力事業に係る契約事務手続きのガイドラインの改定（各年度）、草の根技術協力の契約事務の本部移管等更なる効率化及び実施体制の改善を行った（2018年度）。民間連携事業は経費実態調査を実施中。草の根技術協力事業は経費実態調査を実施し、2021年度募集案件から、新しい積算基準を適用するため、既にNGO協議会での説明を行い、現在、経理処理ガイドライン、事業実施ガイドライン及び契約約款等の改正を準備中。また、この機会に合わせて消費税の取扱いを整理する予定（2020年度）。
- 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組として、通知及びガイドラインを見直しつつ、競争性のない随意契約の適切な運用がされるよう、調達実施方針決裁の合議を通じて、調達部による内部統制機能を引き続き働かせた。競争入札及び企画競争における一者応札・応募の削減に向けた取組として、契約監視委員会の点検を継続した。また、技術評価の強化（質の向上）と価格要素バランスの確保として、Quality- and Cost- Based Selection（QCBS）方式の本格導入によって価格評価の比重を高めた。契約事務の簡素化と効率化として、QCBS方式による精算事務の一部簡素化を図るとともに、海外・国内拠点の支援等を目的とした体制を強化した（2019年度）。

(2) 競争性のない随意契約の削減、透明性及び競争性の向上、新規参入の拡大への取組の実施状況

- 契約監視委員会における点検を継続して実施した（各年度）。2017年度から2020年度まで、2回連続で一者応札・応募となった契約累計29件の個別点検を行い、一者応札・応募に至った理由の確認、削減努力について確認した。
- 競争性のない随意契約は、ガイドラインに沿った運用状況のモニタリングを行うとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施した（各年度）。2017年度から2020年度まで、2019年度に点検対象として加わった変更契約も含め、累計38件を抽出し、契約変更の理由、予見性等の観点から点検を行った。また、2017年度から2020年度にかけて、新規締結された競争性のない随意契約全3,212件を15種類の調達種別に分類し、その上で、規程等に照らして競争性のない随意契約とするために特別の理由を要するコンサルタント等契約、ローカルコンサルタント契約、各種業務委託契約等から、各委員が、契約金額、契約内容及び分野の多様性を考慮しつつ、特別な理由を再確認すべきと判断した28件に対する個別点検を行った（各年度）。

⁶ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

- 契約実績の定期的モニタリング、分析、契約監視委員会等における点検を継続的に実施した。案件の特性による業務の分割や発注規模拡大等の工夫の検討、仕様書の精度向上、説明会開催等の応募勧奨拡大等の審議結果を受け、機構内での周知を実施した（各年度）。
- 公示予定案件の公表を継続し、公示時期の平準化を促進した。新規参入の拡大を図るために、コンサルタント向けセミナー、（一社）海外コンサルタンツ協会（ECFA）との分科会等の各種説明会（累計26回）を通じ、意見交換、意見招請等を継続的に実施した（各年度）。応札者拡大の取組及び本邦コンサルタントの国際的な競争力強化に向けた取組として、外国籍企業・外国籍人材活用に係る競争参加資格や配置上限数に関する制限を大幅に緩和した（2018年度）。また、ダイバーシティ推進を促進するため、一つの担当業務を2名で行う枠を設定し、突然の事情による従事者交代を避けることで、多様な人材の活用を行う制度を導入した（2018年度）。
- 「競争性・公正性の向上に向けてのアクションプランへの取組結果総括報告書」を完成させ、機構ウェブサイトで公開した（2018年度）。

(3) 適正な調達を継続的に行うための実施基盤の確保

- 海外及び国内拠点の調達適正化及び実施体制の整備と強化への支援として、海外拠点の調達手続きに関する参考資料を整備するとともに（2018年度）、短期在外調達支援要員を派遣したほか（累計56件、内訳：2017年度25拠点、2018年度18拠点、2019年度13拠点、2020年度はコロナ禍のために現地派遣実績なし）、テレビ会議による地域セミナーを累計10回（2017年度1回、2018年度1回、2019年度2回、2020年度7回）、機構の調達をとりまく潮流及び契約実務に関するTV会議セミナーを累計31回（2017年度は開催実績なし、2018年度5回、2019年度26回、2020年度は開催実績なし）国内における巡回指導や調達支援セミナー等を通じ、調達リテラシーに関する能力の向上と調達体制の強化を図った。全在外拠点からの問合せにも随時対応し、在外調達支援体制を維持した（各年度）。
- 「調達手続きの適正な実施に関する執務要領」を制定・施行した。また、本執務要領に基づく違反行為の報告を受ける対外窓口を設置した。また、コンプライアンス・入札談合防止セミナーを開催した（2019年度）。
- 国内拠点調達に係る相談・巡回指導、調達情報提供、調達支援セミナー、調達部内の支援体制整備、問合せ専用メールアドレスの設置（2018年度）を通じて国内拠点への支援を強化した（2017、2018年度）。
- 調達業務のDX化推進に向けて、プロポーザルの電子授受、電子入札を導入した。また、契約書及び精算書類の電子化の導入に向けた議論を継続した（2020年度）。
- 契約相手方、潜在的な契約相手方含む業界団体との対話を実施した（各年度）。

(4) コンサルタントの海外事業展開を支援する契約制度の改善

- 日本の開発コンサルタントの国際競争力の向上と規模の拡大を確保する意味から、他の主要国・国際機関が行うプロポーザルの質と価格を加味した新規選定方式を一部導入した（2018年度）。
- QCBSを導入（技術協力プロジェクトを除く）し、対象案件については、価格評価点が加味されるようにした。QCBSの導入に際し、航空賃も価格競争に含めて、価格競争対象費目を拡大した。また、QCBSでは、航空賃を合意単価とし、受注者発注者の精算の簡素化を図った。こうした取組により、従来に比して精算書類が44%削減され、コンサルタントからも経理手続きの改善として前

向きな評価が挙がっている（2019年度）。

- コンサルタント等契約制度の質の向上について、コンサルタント等の実績評価を次回以降のコンサルタント選定に係る技術点評価に反映する具体的かつ明確なルールを設定し、実績評価の質の向上に努めた。また、特定の技術移転に重点を置く案件は、必要に応じ、当該分野の実績を資格要件とすることとした（2019年度）。
- 2019年に実施したコンサルタント等契約経費実態調査の結果に基づき、2020年4月より、新たな積算基準を導入し、適用を開始した（2020年度）。
- 2019年度以降、有償資金協力に係る詳細設計業務については確定支払（Lump-sum）を行う部分を設定しており、2020年度は同設定を継続するとともに海外リソースの活用余地を拡大した（2020年度）。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 海外拠点の調達に関する知識の向上と実施体制の強化を目指し東・中央・南アジア地域フォローアップセミナー、中米地域フォローアップセミナー、所員（特に調達担当所員）向けテーマ別オンライン会議をそれぞれオンライン形式で実施した（2020年度）。
- コロナ禍でも機構事業の継続を最優先とし、コンサルタント等契約における海外業務の国内業務振替等、柔軟な変更対応を実施した（2020年度）
- コンサルタント等契約について、コロナ禍における遠隔業務に係る対応整理、変更手続きの柔軟化・迅速化、契約に含めることのできる機材の上限額等、基準の一部緩和を実施し、説明会等を通じて周知した（2020年度）。
- コロナ禍における渡航再開の方針を踏まえ、コンサルタント等契約において渡航再開に当たって必要になる経費の整理を行い、資料を取りまとめ、説明会を実施、受注者にも共有した（2020年度）。

(6) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

今後もコロナ禍の影響が残ると思われ、その影響を踏まえた柔軟な対応が求められる。状況を踏まえつつ、適正な契約の実施の継続に向けて、遠隔会議等も活用しつつ、契約実務とその確認を行っていく。

No.11	財務内容の改善
当該項目の重要度、難易度	

1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報（定量指標）の設定なし。

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：

(11) 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う業務については、「4. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析した上で、厳格に行うものとする。また、引き続き自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

中期計画：

(11) 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析した上で、厳格に行うものとする。また、引き続き自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

<評定と根拠>

評定：B

根拠：

【中期目標達成の見込み】

2021年度も中期計画及び年度計画別表（予算、収支計画及び資金計画）を踏まえ、事業の質の確保に留意しつつ、年度計画予算の範囲内で適正な予算執行管理を推進するとともに、自己収入の確保とその適正な管理・運用が計画されていることから、中期目標の達成が見込まれる。

【定量的指標】

中期目標で定量的指標は設定されていない。

【質的成果】

- 2017年度に発生した機構運営費交付金の予算執行管理問題の原因究明及び再発防止策検討のため外部有識者から成る「予算執行管理強化に関する諮問委員会」を設置。事態の早期正常化に向けて、同諮問委員会の再発防止に向けた具体的改善策の提示を踏まえ、予算執行管理強化のため以下の取組を実施（一部の取組は諮問委員会の最終提言に先立ち実施）。
 - ① 事業費と管理的経費を横断的に一元管理・統制する明確な権限と責任をもつ部署として予算執行

管理室を新設し、予算執行状況及び後年度負担の予算見通しを常時分析・調整。理事会に定期報告を行い、理事会による予算執行統制を強化。

- ② 自律性を重視した合理的な予算管理手法の確立に向け、内部規程等の改正により各部門の予算執行管理・財務に関する職員の知見を向上。予算執行管理に関する職員職階別の責任と成果を人事評価に反映する体制を構築することにより予算執行管理の意識向上等、取組を強化。
 - ③ 法人予算の予算統制を強化するため、中期的な資源配分の方針及び予算要求に際して事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する体制を構築し、事前統制の弛みを是正。
 - ④ 予算執行管理を強化するためのシステム改善として、各部署に配分された予算額内に契約や支出を統制する機能を強化し、予算を超過した支出を防ぐ仕組みを構築。
- 上記取組の結果、2018年度以降、全体的な予算執行を計画どおり実施。
 - GCF基金を活用したプロジェクトの承認、「ラオスにおけるニコソ・JICA奨学金制度」の用途特定寄附金の受入、りそな銀行の「SDGs推進ファンド」寄附先としての機構追加、「世界の人々のためのJICA基金」等、自己収入の確保に向けた取組を実施。
 - ソーシャルボンド（本中期目標期間累計2,300億円）、政府保証外債（本中期目標期間累計15億米ドル）の発行、三井物産㈱が有するCSR基金の資金を通じた事業拡大、アンゴラでのトヨタ自動車現地法人からの資金を活用した人材育成プロジェクト等を実施。
 - ソーシャルボンドのうち、2019年度に発行した120億円分は機構初のテーマ債「TICAD債」として発行し、投資家需要を受け当初予定の100億円から増額。また、2020年度に発行した150億円分は、調達資金は開発途上地域の保健医療・公衆衛生改善や、コロナ禍における経済影響緩和と支援（中小企業向けツーステップローン等）に用途を限定するテーマ債「JICA新型コロナ対応ソーシャルボンド」として発行。
 - 投資家が社会貢献性に着目し、国際協力機構債券への投資を行った旨を対外的に公表（投資表明）した件数は顕著に増加し、今中期目標期間では、累計173件の投資家が投資表明。

4. 業務実績

(1) 運営費交付金を充当して行う業務に関する予算執行管理の状況

- 開発協力に対する支援ニーズの増加及び迅速化への対応のため、2015年度から2016年度にかけて、後年度負担を伴う技術協力事業実施を促進した結果、2017年度の予算執行見込みが予算額を上回る状況となった。これにより、2017年10月以降、技術協力プロジェクト、各種調査事業を中心に事業計画の見直しを行ったが、この過程で契約相手先等関係者との間で一部混乱を招いた。再発防止として、技術協力事業の後年度負担管理上の課題を改めて確認し、運営費交付金事業の予算執行管理体制及び業務フローの見直し等を含め統制強化に着手した（2017年度）。
- 同予算執行管理問題の原因究明と再発防止策の検討のため、理事長の下に、外部有識者から成る「予算執行管理強化に関する諮問委員会」を2018年6月に設置し、9回にわたる委員会での議論を経て、2018年12月に最終報告書を受領した。事態の早期正常化に向けて、同委員会の提言を踏まえ、予算執行管理や報告・統制に関する体制及び制度を含めたガバナンスを強化するとともに、2018年度の前年度執行状況及び2019年度以降の前年度執行の見通しを常時分析し、予算執行計画を踏まえ、必要な調整を実施した（2018年度）。
- また、同諮問委員会は2017年度の事態を招いた直接原因として4点（運営費交付金債務管理に関する理解不足、事前統制の弛みと中期的予算管理枠組みの未定着、年度当初での抑制的予算配分と繰越予算の追加配分という運用、案件ごとの予算見積もりの変動を適切に把握し管理する意識の

不足)、上記を招いた根本原因として3点(不明確な責任関係、予算執行管理の動機づけが不十分、事業全体の投入の最適配分を追求する視点が不十分)を指摘した。同諮問委員会による再発防止に向けた具体的改善策の提示を踏まえ、機構は事業費と管理的経費を組織横断的に一元管理・統制する明確な権限と責任をもつ部署として予算執行管理室を新設し、予算執行状況及び後年度負担の予算見通しを常時分析・調整。理事会に定期報告を行い、理事会による予算執行統制を強化した(2018年度以降各年度)。

- 自律性を重視した合理的な予算管理手法の確立に向け、内部規程等の改正により各部門の予算執行管理責任を明確化するとともに、予算執行管理に係るマニュアル作成と職員研修を通じ、予算管理・財務に関する職員の知見の向上に努めた。予算執行管理に関する職員職階別の責任と成果を人事評価に反映する体制を構築することにより予算執行管理の意識向上等、取組を強化した(2018年度以降各年度)。
- 予算統制を強化するため、中期的な資源配分の方針及び予算要求に際して事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する体制を構築し、事前統制の弛みを是正した(2018年度)。また、予算執行管理を強化するためのシステム改善として、各部署に配分された予算額内に契約や支出を統制する機能を強化し、予算を超過した支出を防ぐ仕組みを構築し、適切に実施した(2018年度以降各年度)。
- 地域別の中期的な予算管理に係る基本の方針を再整理した。同方針に基づき適切な予算規模の新規案件を検討し理事会で審議・決定するとともに、継続案件の事業規模の変動を把握・管理することにより、中期的な予算管理を適切に行うフローが構築された。これらを通じ、同委員会の提言に基づく概算要求及び年度計画の予算策定を適切に行い、予算統制の強化・定着を図った(2019年度)。
- 予算執行管理の基本的事項に関するウェブベース研修、案件担当者や予算管理担当者等の実務者向け研修、赴任前研修、階層別研修、初級者研修等の実施を通じて、予算執行管理に係る職員の能力向上に取り組んだ。また、予算執行管理に係るマニュアルを作成し関係部署へも周知した(2019年度及び2020年度)。
- 新型コロナの予算執行管理への影響に対しては、外的要因による支出年度のズレを踏まえた予算の繰越や複数年度予算管理の精緻化等を通じて対応した(2020年度)。
- 中期計画及び年度計画別表(予算、収支計画及び資金計画)を踏まえ支出予算編成を行うとともに、事業の質の確保に留意しつつ、年度計画予算の範囲内で適正な予算執行管理を推進した(各年度)。
- 2020年度末時点の運営費交付金債務残高は、869.3億円¹となっており、その内訳及び過年度実績は下表11-1のとおり。

¹ 暫定値

表11-1 運営費交付金債務残高

(単位：億円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 ²
運営費交付金の残	84.5	125.2	212.1	655.0
前渡金	116.0	187.3	194.2	213.1
前払費用、長期前払費用等	0.4	0.6	0.4	1.1
運営費交付金債務残高	210.0	313.0	406.7	869.3

(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

- 2017年度末時点の運営費交付金の残の発生理由は、相手国側機関の都合等により、当初の計画に変更が生じ、年度を跨いで契約せざるを得なかった等の事情による。
- 各年度予算の未使用額のうち、外的要因により支出年度が翌年度にずれ込まざるを得ないものについては、事象の起きた案件にひもづけて必要な財源を確保し、翌年度に繰り越して執行した(2018年度以降各年度)。
- 年度末時点の運営費交付金債務の未収益化の発生理由は、相手国側機関の事由等により、当初の計画に変更が生じたため(各年度)。

(2) 自己収入の確保に向けた取組と管理・運用の状況

- GCFの認証機関に機構が認定され、2020年度末に同基金の1,000万ドルの資金を活用するプロジェクトが承認された。また、米州開発銀行と中南米地域における地場中小零細企業の競争力強化等のための行動調査の受託に係る収入300万円を得た(2017年度)。
- 「ラオスにおけるニコン・JICA奨学金制度」は、使途特定寄附金の受入を4年間継続することを決定した(2018年度)。
- りそな銀行の「SDGs推進ファンド」の寄附先として新たに機構が追加され、定期的に一定額の寄附金を確保できる枠組みを構築した。また、2019年度から新たに「ミャンマーインレー湖の統合流域管理の強化」及び「日越大学奨学金・研究奨励金制度」での寄附金の受入を開始した(2019年度)。
- 事業収入は、2017～2020年度で約18.2億円³(いずれも消費税の還付等を除く)。各年度の内訳は下表11-2のとおり。

表11-2 事業収入実績

(単位：億円)

年度	実績額	計画額	計画額からの増減要因
2017	5.4	2.5	海外拠点の移転に伴う差入保証金の戻入等の雑収入の増
2018	4.9	2.6	施設利用収入等の雑収入の増
2019	4.7	2.7	施設利用収入等の雑収入の増
2020	3.2 ⁴	2.7	施設利用収入等の雑収入の減

² いずれも暫定値

³ 暫定値

⁴ 暫定値

- 寄附金収入は、2017～2020年度で計1億7,918万円⁵。各年度の内訳等は下表11-3のとおり。

表11-3 寄附金収入実績

年度	実績額	寄附金使途
2017	3,600万円	「世界の人びとのためのJICA基金」を通じた支援事業（新規15件、継続11件）、使途特定寄附金事業による「ラオスにおけるニコン・JICA奨学金制度」及び「アマゾン保護区における自然環境分野の研究・教育関連施設建設事業」に使用。
2018	2,100万円	「世界の人びとのためのJICA基金」を通じた支援事業（新規10件）を実施
2019	1億1,000万円	一般寄附金事業として「世界の人びとのためのJICA基金」を通じた支援事業（新規7件採択）を実施。 また、特定寄附金事業として「ラオスにおけるニコン・JICA奨学金制度」を継続するとともに、新たに「ミャンマーインレー湖の統合流域管理の強化」及び「日越大学奨学金・研究奨励金制度」での寄附金の受入を開始。
2020	1,218万円 ⁶	「世界の人びとのためのJICA基金」を通じた支援事業（新規10件）を実施。特定寄附金事業として「ラオスにおけるニコン・JICA奨学金制度」及び「ミャンマーインレー湖の統合流域管理の強化」を継続した。

- 海外開発計画調査事業、海外経済協力事業等からの受託事業として、2017～2020年度で計7.9億円⁷の収入が生じ、各年度で当該事業の実施費用に充当した（内訳：2017年度2.9億円、2018年度4.3億円、2019年度0.4億円、2020年度0.3億円）。

(3) その他財務内容の改善や開発資金の動員等に資する取組

- 2017年度から下表11-4のとおり国際協力機構債券を発行し、国内外の民間資金を成長市場である開発途上国のために動員した。投資家が社会貢献性に着目し国際協力機構債券への投資を行った旨を対外的に公表した件数は増加傾向にあり、今中期目標期間では累計131件（2017年度8件、2018年度28件、2019年度52件、2020年度43件）の投資家が投資表明を行っている（2020年度）。

表11-4 国際協力機構債券の発行状況

年度	発行内容
2017	ソーシャルボンドとして機構債を計600億円、政府保証外債5億ドルを発行
2018	ソーシャルボンドを計600億円、政府保証外債5億ドルを発行
2019	ソーシャルボンドを計500億円発行
2020	ソーシャルボンドを計600億円、政府保証外債5億ドルを発行。

- 国際協力機構債券は㈱東京証券取引所が運営するTOKYO PRO-BOND Marketに上場し、同MarketがESG債市場を促進するために設置したグリーンボンド・ソーシャルボンドプラットフォームに初めて登録された（2018年度）。
- TICAD 7に向けた機運を高める目的で、9月に発行したソーシャルボンドを「TICAD債」と名づけ

⁵ 暫定値

⁶ 暫定値

⁷ 暫定値

販促活動を行った。TICAD債は機構で初めてとなるテーマ債であり、調達資金がアフリカにおける有償資金協力事業に充当されるという希少性や明確性が評価され、幅広い多くの投資家から注目、需要を集め、当初発行予定額100億円から増額した120億円を調達した（2019年度）。

- コンゴ民主共和国「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」について、中央アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）基金による事業の受託が2017年度に決定した。2018年度には同事業の受託契約（約400万ドル）を締結し、外部資金との一体的な運用を行った（2019年度）。
- SATREPS事業「チリにおける持続可能な沿岸漁業及び養殖の確立に資する赤潮早期予測システムの構築と運用」の社会実装に係る追加の活動部分の受託について、本邦企業（三井物産㈱）が有するCSR基金からの資金を得て事業効果を拡大させた（2018年度実績2,380万円）。
- アンゴラ政府から要請があった「自動車整備人材育成プロジェクト」について、現地日系企業（トヨタ・デ・アンゴラ社）からの資金を得て過去の機構事業で協力した職業訓練校等を活用しつつ協力を開始した（2019年度）。
- 東ティモール「重点流域における森林減少抑制及び気候変動に対する地域レジリエンス強化のための住民主導型ランドスケープ管理プロジェクト」がGCFによる機構提案事業として初めて承認された（1,000万ドル）（2020年度）。

【参考情報】「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメント強化について」

（平成30年3月30日付、総管査第10号）に基づく「目的積立金等の状況」について⁸

（単位：百万円、%）

	2017年度末 (初年度)	2018年度末	2019年度末	2020年度末
前期中期目標期間繰越積立金	19,509	7,013	2,416	1,382
目的積立金	0	0	0	0
積立金	0	4,304	3,121	1,615
うち経営努力認定相当額				
その他の積立金等	0	0	0	0
運営費交付金債務	20,101	31,300	40,669	86,927
当期の運営費交付金交付額 (a)	154,316	152,364	150,476	156,025
うち年度末残高 (b)	8,758	12,378	21,383	64,958
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	5.7%	8.1%	14.2%	41.6%

(4) 新型コロナ感染拡大を受けた取組

新型コロナの予算執行への影響に対しては、諮問委員会の提言も踏まえて、外的要因による支出年度のズレを踏まえた予算の繰越の活用、複数年度予算管理の精緻化等を通じて対応した。

⁸ 下表2019年度末の数値は暫定値

(5) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

2018年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言を受け導入した、予算執行管理強化に関する各種取組を継続実施するとともに、自律性を重視した合理的な予算管理手法の更なる定着を図るべく職員研修を継続する。

No.12	安全対策
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】【難易度：高】関係者の安全の確保は機構事業を安定的に実施する上での大前提となる要因であること。また、不確実性が高く、目標の達成が機構の努力だけではコントロールできない外部の要因に左右され、かつこれまでに比べて業務の対象の拡大や、大幅な取組の強化を伴うこと。

1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
事業関係者等の安全対策研修の受講者数/うち、テロ対策研修受講者数	1.5万人/ 3,600人 ¹	3,000人/ 600人	6,924人/ 3,872人 ²	3,890人/ 902人 ³	3,998人/ 1,277人	5,426人/ 31人

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

<p>中期目標：</p> <p>(12) 安全対策に関する事項</p> <p>我が国政府とともに特に現地で開発協力を携わる多種多様な関係者の安全をあまねく確保すべく、平成28年8月30日に発表された、国際協力事業安全対策会議の最終報告に基づき安全対策を着実かつ迅速に実施する。また、施設建設等の工事に関わる事業関係者の安全確保に係る支援の仕組みを強化する。</p>
<p>中期計画：</p> <p>(12) 安全対策に関する事項</p> <p>国際協力事業安全対策会議最終報告（平成28年8月30日 外務省及び独立行政法人国際協力機構）を踏まえ、国際協力事業関係者の安全確保のため、脅威情報の収集・分析・共有の強化、現地における行動規範の遵守・徹底、ハード・ソフト両面の防護措置及び研修・訓練の強化、危機発生後の対応の強化及び危機管理意識の向上等の態勢強化を図る。また、施設建設等の工事にかかる関係者の安全確保のために、開発途上地域の政府、事業実施機関、コンサルタント、コントラクター等の関係者による安全対策を支援する仕組みを強化する。</p>
<p>主な評価指標（定量的指標及び実績は1.参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外における事業関係者の武力紛争、テロ、一般犯罪、交通事故、自然災害等による被害の低減に向けた取組状況 工事事故の低減に向けた取組状況

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：</p> <p>【中期目標達成の見込み】</p>

¹ 前中期目標期間の実績から約25%増として設定する。前中期目標期間実績平均2,381人/年

² 2017年度集計値に誤りがあり2019年度訂正

³ 2018年度集計値に誤りがあり2019年度訂正

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的な目標を達成することが見込まれる。質的な観点からも、成果の最大化に向けた取組で所定の成果をあげていることから、中期目標における所期の目標の達成が見込まれる。

【定量的指標】

中期目標の定量的指標は、2020年度時点で達成済み。

【質的成果】

- 海外事業関係者の安全対策について、国際協力事業安全対策会議最終報告を踏まえ、国際協力事業関係者の安全確保のため、脅威情報の収集・分析・発信、各種安全管理・危機管理態勢を強化。
- 機構の「JICA安全対策宣言」において「重大事案発生ゼロ」の目標を機構内で共有し、国ごとのJICA安全対策措置（渡航措置及び行動規範）の遵守を周知徹底するとともに、脅威度や事業タイプに応じた参考資料「安全対策ガイダンス」の運用、各種安全対策マニュアルやハンドブック類の整備、各種研修・訓練の実施。
- 新型コロナの感染拡大が深刻化するなか、機構の事業関係者の健康及び安全・安心確保に向けた各種取組の一環として、感染予防の観点を踏まえた行動規範や「対コロナウイルス国別対応要領」を新たに策定（99か国）したほか、4,400人を超える対象者への感染予防や渡航関連の説明会・講習会等を実施。
- コロナ禍、事業関係者の退避一時帰国及び再渡航に向けたオペレーションを実施し、事業関係者の死亡事案、重篤化事案を回避。渡航先国における出入国や検疫措置、現地における医療サービスへのアクセス、国外緊急移送体制等、関係者防護策と渡航安全のため必要な対策を国ごとに検討、体制を整えた国から渡航再開を決定し、渡航支援を実施。
- コロナ禍、派遣中全隊員2,044人を帰国させ、国内で一定期間の健康モニタリングを行い、隊員全員の安全と健康を確保。ウィズコロナ、ポストコロナでの渡航再開に向け、医療アクセスや活動上の制約等の調査及びリスク検討を実施し、14か国76人の渡航を実現。
- 全ての海外拠点において、交通安全意識啓発のための「海外交通安全キャンペーン」を実施し、各拠点における交通事故事案ゼロ達成に向けた具体的取組の実施を促進。
- 工事安全対策について、施設建設等の工事に係る関係者の安全確保のために、関係者による安全対策を支援する仕組み（安全管理セミナーの実施、「ODA建設工事安全管理ガイダンス」の運用等）を強化。
- 在外事務所による安全対策強化キャンペーンとして現場パトロール（工事の安全対策状況の確認）の実施強化。
- 資金協力事業に従事するコンサルタントの安全管理能力の向上を図るべく、国際建設技術協会共催による各種能力強化研修実施。
- 工事の労働安全衛生に関する一定の基準を満たすべく作成に取り組んできた「JICA安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification）」を完成させ、機構内外へ周知。国際援助業界で世界先駆けとなる本仕様書は、労働安全衛生法制が十分に整備されていない蓋然性の高い開発途上国における工事安全推進に大きく貢献。

4. 業務実績

No.12-1 海外の事業関係者の安全対策に係る取組状況

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
安全確認調査及び安全巡回指導調査国数	30か国 ⁴	44か国	27か国	25か国	0か国

(1) 脅威情報の収集・分析・発信態勢の強化、情報共有の徹底

- メディアや安全対策アドバイザー等多様な情報ソースから世界各国・地域の治安動向に係る安全情報を常時収集・分析を行い、事業関係者に迅速な情報提供と注意喚起を実施した（各年度）。
- 国連安全保安局（UNDSS）、世界銀行等と役員レベルでの意見交換、世界銀行への機構職員派遣等の人事交流を実施し、脅威情報の交換、分析手法の改善に取り組んだ（2017年度）。また、地域別安全情報収集体制強化を図り、安全確認調査等を通じた現地ベースでの国連安全保安局、欧米ドナー等とのネットワーク強化を進めた（2019年度）。
- 本部及び在外拠点の安全管理担当者向け「情報収集/分析ハンドブック」の作成（2018年度）、機構事業関係者向け「海外における緊急事態対応マニュアル」の改訂を行った。また、一般犯罪やテロ、暴動や交通事故等の具体的ケーススタディを網羅した「海外安全対策ハンドブック」を作成（2019年度）し、同ハンドブックに感染症対策情報を追記した「JICA海外安全ハンドブック」の改訂（2020年度）を行った。
- 機構ウェブサイトに安全対策専用ページを2017年から開設し、「海外安全対策ハンドブック」等の安全対策マニュアル、安全対策研修（ウェブ版含む）の案内、宗教行事や年末年始に係る各地域・国別の注意喚起情報等、各種安全対策情報を一元的に確認できるよう整備した（各年度）。
- 安全確認指導調査及び安全巡回指導調査についてはコロナ禍の影響で2020年度実績は0件ではあるものの、「対コロナウイルス国別対応要領」を、海外拠点と協働し107か国で検討・99か国で作成した。また、感染症予防策に係る説明会・講習会、コロナ禍における渡航関連説明会を開催し、機構内外関係者（累計4,400人超）の感染リスクの低減及び安全・安心確保の推進に貢献した（2020年度）。
- コロナ禍においては、感染予防情報の提供に加え、新型コロナに係る行動規範、及び海外渡航に係る同意書を安全対策専用ページに掲載し、事業関係者への周知徹底、注意喚起等を行った（2020年度）。

(2) 行動規範の徹底

- 機構の「JICA安全対策宣言」において、二度とダッカ襲撃テロ事件のような犠牲者を出さないことを明記した点を踏まえ、「重大事案発生ゼロ」の目標を機構内で共有し、国ごとに定めたJICA安全対策措置（渡航措置及び行動規範）の遵守を周知徹底した。在留届及び「たびレジ」への登録を関係者に周知徹底するとともに、コンサルタント等との契約で登録を義務化した（各年度）。海外派遣予定の事業関係者に対し、渡航前から海外拠点の最新の安全対策情報がメールにて周知される仕組みを構築した（2018年度）。特に脅威度の高い13か国への全渡航者を対象に派遣前及び到着時個別ブリーフィングを実施し、行動規範の徹底に取り組んだ（2019年度）。

⁴ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

- 全ての海外拠点において、交通安全意識啓発のための「海外交通安全キャンペーン」を実施し、各海外拠点の優良ドライバー表彰や現地マスメディアとコラボした交通安全キャンペーン等を実施する等、各拠点における交通事故事案ゼロ達成に向けた具体的取組の実施を促進した（2019年度）。
- 新型コロナウイルス感染予防の観点から世界共通の行動規範を別途新型コロナ用に新たに策定の上、新規渡航者・再渡航者には同行動規範の遵守に係る同意書の提出を条件として（再）派遣を行った（2020年度）。

(3) 海外拠点等での防護措置の強化

- 特に脅威度の高い国24か国を対象に安全評価調査を実施した（2017年度）。セーフルーム整備等ハード対策を講じ、海外拠点の防護策強化を図った（10か国）。さらに、高脅威度国に所在する小規模な海外拠点において安全管理体制を点検し、強化を図った（2018年度10か国、2019年度4か国）。各事業で案件形成段階から適切な安全対策を検討するため、脅威度や事業形態に応じた安全対策の参考資料「安全対策ガイダンス」を制定し、適用（2019年度18か国45件、2020年度9か国25件（年度末時点））を行い、海外の事業サイトの防護策を強化した（2019年度以降）。
- コロナ禍の影響を受け、事業関係者が再渡航するに当たり、事業サイト・住居の防護策の再確認を求めるとともに、新型コロナ対策を優先する一方で、防犯対策がおろそかにならないように注意喚起を行った（2020年度）。

(4) 研修・訓練機会の整備と拡充危機発生時の対応能力の強化

- 事業関係者を対象とした安全対策研修を実施した。渡航者向け、管理者向け、テロ対策実技訓練は2017～2020年で累計参加者6,783人であった。また、現地安全対策研修は2017～2020年で累計参加者4,493人であった。
- 2017年度：渡航者向け研修を1,023人、テロ対策実技訓練を769人に対して実施したほか、渡航者向け研修（オンライン研修）は13,073アクセスとなった。また、前中期目標期間の実績平均（30か国）を上回る44か国を対象とした現地安全対策研修等を実施した。
- 2018年度：渡航者向け研修を外部759人、内部1,933人、テロ対策実技訓練を372人、に対して実施したほか、渡航者向け研修（オンライン研修）は3,561アクセスとなった。また、企業・団体の安全管理担当者向けの管理者向け研修（管理者向け研修）を新たに開講し、合計257人の参加を得た。
- 2019年度：渡航者向け・管理者向け研修を776人、テロ対策実技訓練を417人に対して実施したほか、渡航者向け研修（オンライン研修）は3,210アクセスとなった。また、海外18拠点においてもテロ対策実技を含む現地安全対策研修を実施し、合計860人の参加を得た。
- 2020年度はコロナ禍の影響により、安全対策研修の実施を一時中止したが、オンライン形式への変更や人数を制限し必要な対策を講じた上で実施する等の工夫をして再開した。多くの事業関係者が一時帰国したこと、また海外からもオンラインで研修に参加可能であるため、2020年度の現地安全対策研修は中止した。2020年度の研修受講者数は、1,026人（内訳：渡航者向け・管理者向け研修（外部555人、内部471人受講）、テロ対策実技訓練（外部31人が受講））（2020年度）。
- 安全管理部の人材能力強化を目的として、国際機関（世界銀行や国連安全保安局）への機構職員4人の短期実務研修派遣、治安情報分析能力の向上を目的とした国際的セキュリティ対策専門の民間企業による専門研修への職員8人の派遣を実施した（2018年度）。また、UNHCRと機構が共催する高脅威度国の事業関係者や安全管理担当者向けSRM（Security Risk Management）研修に機構が

ら参加（2019年度19人、2020年度3人）した。

- UNHCRより研修運営を受託している安全対策コンサルタントと個別に契約し、機構独自のSRM研修を実施し（2019年度35人、2020年度35人が参加）、国際機関と同水準の安全対策に係る知見の強化を図った（2019年度以降）。
- ウェブ上で受講可能なインタラクティブ形式の安全対策研修（オンライン研修）を開始し、遠隔地の事業関係者も研修が受講可能な体制を整備し（2019年度）、理解度テストや動画閲覧機能を追加する等コンテンツを拡充させた。研修参加者は3,839人（2019～2020年度）。

(5) 危機発生時の対応能力の強化

- 初動対応マニュアルを改訂するとともに、海外拠点や本部関係部を対象として海外緊急事態対応机上訓練を行い、基本動作の確認、徹底、演練を行った（各年度）。
- 理事長以下、組織全体を動員した海外緊急事態対応シミュレーション訓練を行い、重大事案発生の際の初動手順、関係部所管の連携体制、報告連絡系統等の確認を行った（2017、2018、2019年度）。
- ケニア（2017年度）、エジプト（2018年度）での具体的な有事発生を想定した海外緊急事態対応シミュレーション訓練を実施した（各年度）。2019年2月には南スーダンの国外退避訓練を実施するとともに、これら訓練で得られた教訓等を踏まえて、緊急事態対応マニュアルも改訂し、機構職員の危機管理意識の維持・向上を図った（2018年度）。
- テロ・騒擾等に伴う国外退避支援サービス（チャーター機手配合む）について、機構と直接契約関係のない資金協力事業関係者も含む契約とした。また、事件・事故発生時の直接・間接被害者に対するメンタルケア強化の一環として、内部向けのウェブベース研修（WBT：Web-Based Training）「JICA関係者の緊急（重症傷病発生）時の対応」を導入した（2017年度）。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナウイルスの世界的な流行拡大が深刻化するなか、事業関係者の避難一時帰国を行った。おおよそ1か月間に、約6,000人の事業関係者を本邦に帰国させるオペレーションを統括・実施した。これにより、事業関係者の死亡事案、重篤化事案等を回避することができた。
- また、新型コロナの世界的流行を受け、派遣中全隊員2,044人を帰国させ、国内で一定期間の健康モニタリングを行うことで、隊員全員の安全と健康を守ることができた。ウィズコロナ・ポストコロナでの渡航再開に向け、医療アクセスや活動上の制約等の調査及びリスク検討を実施し、14か国76人の再渡航を実現した。
- 各国の出入国の高い障壁や航空便途絶が継続するなか、2020年7月以降、新型コロナウイルス流行下においても、リスクを抑制しながら、徐々に渡航を伴う事業を再開していく方針を決定。渡航先国における出入国や検疫措置、現地における医療サービスへのアクセス、国外緊急移送体制等、関係者防護策と渡航安全のため必要な対策を国ごとに検討、体制を整えた国から渡航再開を決定し、順次渡航を進めた。

(7) 事業上の課題及び対応方針

新型コロナ感染予防と併せ、従前からのテロ、騒擾、一般犯罪、及び交通事故等のリスク対策がおろそかにならないよう、注意喚起等の情報提供や研修等の実施に取り組む。また、各種安全対策研修の実

施にあたっては、引き続き研修内容の工夫や、見直し・改善を重ねるとともに、新型コロナの状況を踏まえ、オンライン形式を活用しつつ、効果的かつ効率的な研修を実施する。

近年の安全管理体制の整備、安全対策強化の契機となったダッカ襲撃テロ事案からまもなく5年が経過することを踏まえ、同事案の記憶や教訓を風化させることがないよう、機構内及び事業関係者の安全意識の啓発を一層強化していく。

No.12-2 工事安全対策に係る取組状況

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
事故事案報告件数（事業規模1兆円当たり）*	23件 ⁵	13件	36件	32件	20件
実施状況調査、安全管理セミナー、円借款事業（STEP）施工安全確認調査の件数	137回 ⁶	135回	147回	161回	5回

* 事故報告案件数の2019年度実績は55件（基準値38件、2017年度実績29件、2018年度実績56件）

(1) 指針文書の適切な運用

- 円借款事業の工事安全対策の強化に向け、工事契約に適用できる包括的な労働安全衛生の仕様書を作成し、機構内外へ周知した（2019年度以降）。また、相手国政府及び事業関係者等に対して、研修・セミナー等の機会を通じ「施設建設等を伴うODA事業の工事安全方針」を適切に運用・周知し、関係者の知見と意識の向上を図った（各年度）。企画調査員（資金協力）及び本部専門員による実施状況調査にて、安全対策プラン・安全施工プランの作成状況をモニタリングするとともに、必要に応じ「ODA建設工事安全管理ガイドンス」の見直すべき項目等を検討した上で、同ガイドンスの適切な運用を図った（各年度）。
- 施設建設を含む技術協力事業のモニタリング（2017年18件、2018年22件）及び有償資金協力、無償資金協力を対象とした工事安全の実施状況調査を各年度において実施した。実施状況調査の各年度の実績件数は下表12-1のとおり。

表12-1 施設等建設を伴う有償資金協力、無償資金協力を対象とした工事安全実施状況調査

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
有償資金協力	25件	39件	43件	0件
無償資金協力	71件	67件	80件	5件

- 現場関係者や事務所員を対象とした安全管理セミナーを実施した（2017年度38件、2018年度40件、2019年度38件、2020年度0件）。

(2) 施工現場の安全対策の強化

- 事故件数の多い国（タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、バングラデシュ等）を中心として、在外事務所等からの要望に基づき、企画調査員（資金協力）等が工事の品質と安全確保の見地から確認を行う「実施状況調査」を実施した（各年度）。また、安全パトロールを通じコンサルタント・

⁵ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

⁶ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

コントラクターからの事故報告に対して原因や再発防止策に向けた技術的な確認と助言を行ったほか、安全管理セミナーを実施した（各年度）。

- 「施設建設等事業の安全対策委員会」において、施設建設等事業の工事安全に係る重点国に指定された5か国（2018年度よりバングラデシュ、インド、インドネシア、ベトナム、ミャンマー）のうち、インドを除く4か国に対して企画調査員（資金協力）を配置し、当該国の工事安全に係る基本法令の概要の把握、当該国の資金協力事業における工事の品質と安全の状況確認のための「実施状況調査」の実施、当該国で発生した工事事故の原因分析と得られる教訓の蓄積、上記を基にした相手国政府を中心とした工事関係者との対話を通じた工事安全に係る意識の醸成に取り組んだ（各年度）。
- ベトナムでは、「建設事業における積算管理、契約管理及び品質・安全管理能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施し、プロジェクト期間中に標準安全計画書が法令化された（2017～2018年度）。事業終了後も同プロジェクトで提案したロードマップに基づき、ベトナム側は自国予算でプロジェクトを立ち上げ、必要な工事安全対策措置等を含めた積算の基準の法令化等を進めた（2018年度）。モンゴル、ミャンマーでも労働及び工事安全に係る技術協力プロジェクトを実施し、本邦研修や現地セミナー等を通じて、行政官・民間建設会社の労働安全担当者等に対し労働安全衛生サイクルやリスクアセスメント等の日本の実例・ノウハウ等を提供した（2018～2020年度）。その他、課題別研修、第三国研修、現地セミナーを通じて労働安全衛生や安全対策、事故防止等に関する講義を行った（2017～2019年度）。
- 海外拠点による安全対策強化キャンペーンとして現場パトロール（工事の安全対策状況の確認）を実施した。同キャンペーンに当たっては、現場視察における着目点等について「現場の見方」の講義をテレビ会議で行う等、海外拠点に対して本部による支援も提供した（各年度）。
- 日常的に、工事事故発生の都度、事故の分析と結果の工事関係者へのフィードバックを行い、同種の事故の防止に向けた注意喚起・事故予防に努めた（各年度）。

(3) 戦略的な取組及び成果

- 国際建設技術協会との共催により、「ODA建設工事におけるコンサルタントの工事安全管理能力コース（初級編）」、「ODA建設工事におけるコンサルタントの工事安全管理能力コース（中級編）」を開催し、資金協力事業に従事するコンサルタントの安全管理能力の向上に取り組んだ（2017、2018年度）。
- 工事の労働安全衛生に関する一定の基準を満たすべく作成に取り組んできた「JICA安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification）」を完成させ、機構内外への周知を行った。開発援助業界で世界先駆けとなる本仕様書は、労働安全衛生法制が十分に整備されていない蓋然性の高い開発途上地域における工事安全推進に大きく貢献するものである（2019年度以降）。

(4) 事業上の課題及び対応方針

工事安全の追求に当たっては、専門的な知識と経験をもつ企画調査員（資金協力）による現場の踏査や事業関係者へのヒアリングを中心とした「実施状況調査」の実施と、同調査結果に基づく改善に向けた指導が欠かせない。しかしながらこれまで同調査員が配置されておらず本部直轄となっている地域（中南米・アフリカ等）の調査は人員体制上困難であった。さらには、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえると、実施状況調査を実施する場合は同調査員の感染リスクも懸念されるところ、次期中期

計画期間中においては感染状況（特に調査候補案件のサイト内及び周辺地域の状況）と機構内の方針に鑑み可能な範囲で活動の再開から検討する。

No.13	効果的・効率的な開発協力の推進
当該項目の重要度、難易度	-

1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (計画値)
SDGsへの貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られ、国際的に対外発信された協力プログラム等の数	30件 ¹ (2017-2021)	6件	12件	15件	12件	12件	6件

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

<p>中期目標：</p> <p>(13) 効果的・効率的な開発協力の推進</p> <p>我が国の外交政策、開発協力の重点課題や開発ニーズ等を踏まえ、開発途上地域の経済社会の発展及び平和と安定に最大限に貢献する。そのために、我が国の持つ強みや機構が有する開発協力に関する経験、専門的知見や教訓を蓄積・活用し、方針策定や事業展開に適切に反映する。また、機構が有する様々な援助手法を柔軟に組み合わせつつ、開発計画策定や制度構築支援から人材育成、資金協力までの一体的な協力を実施する。さらに、開発途上地域政府、関係機関、民間企業等の様々な開発パートナーや帰国研修員同窓会等の現地の人的ネットワークが有する知見、経験、資金等を活用した連携と学び合いを重視し、その力を積極的に動員するとともに、迅速性の向上等のニーズに対応して制度やその運用方法を改善する。</p>
<p>中期計画：</p> <p>(13) 効果的・効率的な開発協力の推進</p> <p>ア 予見性、インパクトの向上</p> <p>戦略的な事業展開を行うために、JICA国別分析ペーパーや課題別指針等の地域・国・課題等に関する開発協力量針の策定・改訂を行う。また、それらを通じ、我が国の政策策定プロセスへの情報提供や提言、開発途上地域の政府を含む様々な開発パートナーへの発信にも取り組む。加えて、様々な協力手法を組み合わせ、SDGsへの貢献を明確にする等した戦略的なプログラム・アプローチを推進し、事業の予見性、インパクトの向上を図る。</p> <p>イ 効果・効率性の向上</p> <p>開発協力事業の効果、効率性を向上させるために、研修を含む技術協力、海外投融資を含む有償資金協力、無償資金協力等において、迅速化にも留意しつつ、様々な開発パートナーのニーズに対応した諸制度・運用の改善等に取り組む。その際、帰国研修員等ネットワークの強化や、我が国自身の発展の歴史を含む我が国の強みや機構が蓄積してきた経験・教訓及び多様な担い手が有する知見・資源等の活用や、政府、関係機関、民間企業等との有機的連携にも留意する。</p>
<p>主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の専門的知見や教訓を反映させた地域・国・課題等に関する協力量針の策定・改定・活用状況 ・ 上流政策から事業レベルまでの支援を展開する協力プログラム等のうち、SDGsへの貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られた協力の実施状況

¹ 各年度、全世界で6件以上を基準として設定する。

- ・ 迅速性、効率性、事業の質の向上等の様々な開発パートナーのニーズに対応した諸制度・運用の改善及び事業への活用状況

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

<評定と根拠>

評定：A

根拠：

【中期目標達成の見込み】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的目標を大きく上回り達成することが見込まれる。質的な観点からも、成果の最大化に向けた取組で所定の成果をあげていることから、中期目標における所期の目標の達成が見込まれる。

【定量的指標】

中期目標で設定された定量的指標を上回るものと認められる。

【質的成果】

ア. 予見性、インパクトの向上：

- JICA国別分析ペーパーを累計54か国、事業計画作業用ペーパーを累計139か国対象に策定。
- 国際的に著名な国内外の有識者を招いたInternational Advisory Board (IAB) を開催。また、IABの助言を踏まえた「『自由で開かれたインド太平洋』を踏まえたJICA事業の方向性」策定や新規事業アイデアの社内公募制度の立ち上げを実現。
- 社内公募制度を新設して、既存の考え方にとらわれない各種新規事業（①開発効果の最大化に向けた革新的技術の導入、②国際協力の多様なパートナーとの共創、③日本が抱える課題への貢献にも資する事業等）を推進。
- 課題ごとの事業の集合体として中・長期的な成果・インパクトを実現・発信するための単位であるクラスターを導入。
- 「人間の安全保障」の今日的な意義を「新時代の人間の安全保障」として整理し、「人間の安全保障」に資する協力を国際社会に呼びかけて多くの賛同・支持を獲得。
- DX事業を推進すべく、（一社）日本経済団体連合会（経団連）と共同でメニューブック「Society 5.0 for SDGs国際展開のためのデジタル共創」を作成・公表し、日本企業が有する65件の優れたデジタル技術・手法を紹介。
- インドネシアでのSDGs国家行動計画の策定等への技術支援、インドでのSDGsプログラム円借款事業の実施、SDGs指標の統計分析に関する本邦研修（39か国117人）、機構発意によるアフリカ初のSDGs相互連関分析に係る研究等を実施。
- 日本政府の「SDGs実施指針改定版」及び「SDGsアクションプラン」策定に貢献したほか、SDGsの達成を明確化した機構独自のプログラム等（UHC、IFNA等）を各種国際会議等で発信。
- SDGsビジネスの推進及び「社会貢献債（JICA債）」（累計2,400億円）の発行等を通じ、企業・投資家によるSDGsへの貢献を支援したほか、日本初の地域プラットフォーム「関西SDGsプラットフォーム」（加盟団体：1,138団体）を設置・運営し、SDGs推進に向けた産学官民連携を推進。
- 新型コロナウイルス感染拡大を受けた対応として、開発途上地域のニーズに迅速かつ適切に応える新たなアプローチを検討の上、CEP（スタンド・アローン型）の試行を開始。ウズベキスタンでの現地教員に対するオンライン研修の遠隔研修や、ヨルダンでの難民女性に対する布マスク縫製の職業訓練及び国際機関を通じた難民等への配布等、機構内での公募を経て27か国36件の事業を迅速に採択・推

進。

イ. 効果・効率性の向上：

- 技術協力、有償資金協力、無償資金協力等の各援助手法において、迅速化を含めた諸制度・運用の改善に着実に取り組むとともに、事業から得られた知見や教訓の活用を促進。
- 技術協力では、個別事業単位での実施状況を理事レベルで審議する「技術協力事業委員会」の設置・運営、部署横断の事業マネジメント検討会の設置及び同検討会の提言取りまとめ、逼迫する業務従事者の確保等に向けた外国籍人材の活用に係るコンサルタント契約条件の緩和、JICA開発大学院連携及びJICAチェアの立ち上げ、民間企業のニーズを踏まえた新しい援助手法「中小企業・SDGsビジネス支援事業」の立ち上げ、多様な資金ソースの動員に向けた取組を通じた緑の気候基金（GCF）との包括的認証取極めの締結及び事業受託、中央アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）の基金による事業受託等を実現。
- 帰国研修員等とのネットワーク強化にも取り組み、ABEイニシアティブの帰国研修員がインターン先企業の現地代理店を立ち上げる等のネットワークの拡大がみられたほか、創立30周年となるトルコ研修員同窓会では、設立以来の活動主導者が旭日双光章を受章。
- 有償資金協力のうち円借款では、応札者の評価方法の工夫による着工までの期間短縮化（インドネシア、マダガスカル等）、より早い段階でのコントラクターによる設計・施工リスクの提言と迅速化を可能とする「包括的建設サービス」の導入、ドル建て借款の導入、インフラ輸出新制度等を踏まえたハイスpekク借款の導入及びO&Mビジネス拡大に向けた公的金融の活用資する案件の実施、モンゴルやバングラデシュ等でのインフラ輸出への具体的貢献、「インフラシステム輸出戦略（平成30年度改訂版）」に資する制度改善、技術面での検証を第三者の外部機関等に委託しチェックする「ブルーフ・エンジニアリング」制度の導入等を実現。
- 海外投融资では、現地通貨建て融資の導入、事業性向上を企図した特定事業向け劣後融資の導入、ASEAN首脳会議での首相発表を踏まえた特定開発課題に対する初の融資枠設定、「G7 2Xチャレンジ：女性のためのファイナンス」イニシアティブに資する事業の承諾、IFC（5件）、ADB（24件）、IDB Invest（2件）との協調融資、二国間開発金融機関（DFI）のなかでも最大規模の事業量を誇る米国民間投資公社OPICとの覚書締結、産業界の意向も踏まえたJBIC先議運用の見直し・改善等を実現。
- 無償資金協力では、免税情報シート（延べ50か国で作成）の外務省・大使館への共有等を通じた免税口上書締結に係る協議の側面支援（13か国で免税口上書が締結）、先方負担事項の履行徹底に向けた説明資料の整備等を実施。また、民間企業の技術・ノウハウを活用して施設建設から運営・維持管理までを包括的に実施する事業・運営権対応型無償資金協力の制度整備を行い、機構実施第1号案件をカンボジアで実現。
- 事業から得られた知見や教訓の活用に向けて、ナレッジマネジメントネットワーク（KMN：Knowledge Management Network）による事例共有・意見交換のための連絡会を累計46回開催したほか、「ナレッジマネジメントネットワーク執務要領」を累次にわたり改訂し、機構のナレッジマネジメント体制の基盤を整備。
- 各KMNが有するナレッジの蓄積・発信・活用促進のため、機構内ポータルサイトに「ナレッジポータル」を新設・稼働させた結果、DACによる開発協力対日相互レビューにおいて、ナレッジマネジメント推進の優良事例として高い評価を獲得。。
- Global Delivery Initiative（GDI）の運営委員会共同議長及び助言委員会共同議長に機構職員が就任し、事務局である世界銀行とGDIの運営委員会をリード。
- 新型コロナウイルス感染拡大を受けて、柔軟な対応による案件の早期開始を促進（全体の約25%は同対応で案件開始）。また、課題別研修は、遠隔研修の導入で約6割を実施。さらに、機構の主体的な働きかけを通じて、経済対策等に要する資金を機動的に供給する「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」

制度を創設。

4. 業務実績

No.13-1 予見性、インパクトの向上

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
地域・国・課題別の協力量針（JICA国別分析ペーパー（JCAP）、事業計画作業用ペーパー、課題別指針、ポジションペーパー）の新規策定・改定数	146件 ²	142件	147件	144件	147件	件

(1) 戦略的な事業展開に向けた国別・地域別及び課題別の対応力強化

- JCAPを累計54か国、事業計画作業用ペーパーを累計139か国対象に策定した。今中期目標期間分に関し、各年度のJCAP新規策定及び改定実施国は下表13-1のとおり（各年度）。

表13-1 JCAP新規策定・改定実施国

年度	新規策定国	改定国
2017年度		モンゴル、インド、ケニア、タンザニア
2018年度		インドネシア、タジキスタン、バングラデシュ、マラウイ、ガーナ
2019年度	ザンビア、マダガスカル、コンゴ民主共和国	キルギス、スリランカ
2020年度		ベトナム、フィリピン、ネパール、ホンジュラス、セネガル、カメルーン

- 国際的に著名な国内外の有識者の助言を得て、事業の戦略性を向上することを目的とした International Advisory Board（IAB）を開催した。IABの助言を踏まえ、一例として、「『自由で開かれたインド太平洋』を踏まえたJICA事業の方向性」の策定や新規事業アイデアの社内公募制度の立ち上げにつなげた（2017、2018年度）。
- SDGsの達成を見据え、既存の考え方にとらわれない事業の提案を機構内で募集・実施する新規事業アイデアの社内公募制度を立ち上げ、計25件の新規事業を採択し、①開発効果の最大化に向けた革新的技術の導入、②国際協力の多様なパートナーとの共創、③日本が抱える課題への貢献にも資する事業等を推進した（2018～2020年度）。
- 民間企業等との共創により、開発途上国のSDGs達成に貢献し得るDX事業を推進すべく、（一社）日本経済団体連合会（経団連）と共同でメニューブック「Society 5.0 for SDGs国際展開のためのデジタル共創」を作成・公表し、日本企業が有する65件の優れたデジタル技術・手法を紹介した（2020年度）。
- 「人間の安全保障」の今日的な意義を「新時代の人間の安全保障」として整理し、機構の協力の特徴を示しつつ、開発協力大綱の基本方針かつ機構のミッションである「人間の安全保障」に資する協力を国際社会に呼びかけ、多くの国際機関から賛同・支持を得た（2019年度）。

² 前中期目標期間実績（2012-2015）584件

- 課題ごとの事業の集合体として中・長期的な成果・インパクトを実現・発信するための単位であるクラスター概念を導入し、「開発協力事業の新たなマネジメント方式に関する検討会」を立ち上げ、効果的なクラスターの運用方法について検討を進めた（2020年度）。

(2) SDGsへの貢献に向けた取組

- インドネシアでのSDGs国家行動計画の策定等への技術支援、インドでのSDGsプログラム円借款事業の形成（2019年1月L/A調印）、SDGs指標の統計分析に関する本邦研修（39か国117人）、機構発意によるアフリカ初のSDGs相互関連分析に係る研究等を通じ、各国でのSDGsの達成推進に取り組んだ（各年度）。
- 日本政府SDGs推進本部下の円卓会議や幹事会等の会合に参加し、「SDGs実施指針改定版」及び「SDGsアクションプラン」策定に貢献した（各年度）。
- SDGsの達成を明確化した機構独自のプログラム等（UHC、IFNA等）を新たに選定し、各種国際会議等を通じて、累計56件発信した（各年度）。
- SDGsビジネスの推進及び「社会貢献債（JICA債）」（累計2,400億円）の発行等を通じ、企業・投資家によるSDGsへの貢献を支援した（各年度）。
- 民間企業、NGO・NPO、大学・研究機関、自治体・政府機関が参画する日本初の地域プラットフォーム「関西SDGsプラットフォーム」（加盟団体：1,138団体）を設置・運営し、SDGs推進に向けた産学官民連携を推進した（各年度）。
- SDGsへの貢献に向けた機構の具体的な取組方針に係る理解促進のため、SDGsポジション・ペーパー（全17 SDGs Goal分）を策定・公表した（2017年度）。
- 日経SDGsフォーラムや京都経済団体協議会総会等の各種イベント、日経ビジネス電子版「池上彰と考える『SDGs入門』」（全7回）の掲載、各大学と連携した講義・講演、UNICEF・外務省による教師向けSDGs副教材への作成協力等を通じて、SDGs推進に向けた機構の取組を広く周知した（各年度）。
- コロナ禍の影響により本邦一時帰国中及び派遣前待機中の海外協力隊員等を対象としたSDGs Goal別オンラインセミナーを17回（参加者：延べ4,379人）実施し、機構関係者のSDGs関連知識の向上と活用を促進した（各年度）。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

コロナ禍を受け、開発途上地域のニーズに迅速かつ適切に応える新たなアプローチを検討の上、CEP（スタンド・アローン型）の試行を開始。ウズベキスタンでの現地教員に対するオンライン研修の遠隔研修や、ヨルダンでの難民女性に対する布マスク縫製の職業訓練及び国際機関を通じた難民等への配布等、機構内での公募を経て27か国36件の事業を迅速に採択・推進（2020年度）。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

機構の事業は、基本的に全てSDGsの達成に寄与するものであるが、その具体的なインパクトが分かりづらい。このため、各事例の具体的なインパクトの検証・可視化に取り組んでいくとともに、過去の機構の事業評価報告書（内部評価及び外部評価、約1,800件）について、テキストマイニングツールを活用し、SDGsの観点から横断的に整理・分類することにより、機構の事業とSDGsとの関係性の分析を検討する。また、日本政府SDGs実施指針に国内SDGs推進における機構の役割が明記されたことを受け、国

内拠点等を通じた国内でのSDGs推進への具体的な貢献策を検討・推進する。

No.13-2 効果・効率性の向上

関連指標	基準値 ³	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
技術協力、有償資金協力、無償資金協力事業の実績額（億円）	技協：1,783億円 有償：13,723億円 無償：1,200億円	技協：1,923億円 有償：18,883億円 無償：1,151億円	技協：1,901億円 有償：12,661億円 無償：985億円	技協：1,751億円 有償：15,232億円 無償：856億円	技協：1316億円 ⁴ 有償：15,666億円 無償：839億円

(1) 開発協力事業の効果・効率性の向上

① 横断事項

- 国内外の関係者との戦略的パートナーシップを強化の上、課題ごとの事業の集合体として中・長期的な成果・インパクトを最大化・発信するため、グローバルアジェンダ/クラスター概念を導入した（2019年度）。

② 技術協力

- 予算執行状況の可視化と理事及び理事会の役割の明確化において、個別事業単位での実施状況を理事レベルで審議する仕組みである「技術協力事業委員会」を設置・運営した（2018年度以降）。
- 関係17部門約30人の分科会メンバーの協力の下、部署横断検討会を設置し、機構が行うべき事業マネジメントを改めて定義の上、事業改善の方策検討、新たなガイドライン策定、機構職員役割の強化、計画と評価の枠組みの見直し等に係る提言を取りまとめた。またこの動きに引き続き、クラスター単位での事業マネジメントの在り方について検討会を設置し、提言等を取りまとめた（2019年度以降）。
- 組織としての事業・予算管理の効率化及び戦略的な事業実施の一層の促進を狙いとし、業務主管部門の選定基準を見直し、海外拠点主管案件の選択と集中を推進した（2019年度）。
- 外国籍人材の活用に係るコンサルタント契約条件の緩和を行い、業務従事者のうち外国籍人材の活用制限を廃止し、業務主任者についても制限を設けないこととした。逼迫する従事者の確保とコンサルタント調達競争性を高めた（2018年度）。
- 留学生の就学管理及び教育研究支援を大学に委ねる方式を導入して留学生受入手続きの一元化を図り、受入大学用の執務参考資料を作成した（2017年度）。
- JICA開発大学院連携について、2017年度には、関係大学と2018年度開講に向けた協議を実施するとともに、関係者の共通理解促進に向けて実施要領を作成した。2018年度には、JICA 開発大学院連携の推進に向けた留学生受入事業の方針を整理した。2019年度には、執務参考資料を策定の上、人選における戦略性の強化、教育プログラムの充実、帰国後の知日派人材との関係性の維持・発展について機構と受入大学との協働関係の強化に取り組んだ。2020年度には、コロナ禍において、オンラインでの留学生との事業実施を進めるとともに、開発途上地域への講師派遣、ビデオ教材や関連図書の提供、日本研究講座事業の実施を柱としたJICAチェアの取組を開

³ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、技協7,132億円、有償5兆4,893億円、無償4,803億円

⁴ 暫定値

始した（各年度）。

- 帰国後の支援体制の強化に向け、海外拠点を通じた各国の同窓会活動に係る事例の収集と蓄積を行った。その結果、ABEイニシアティブの帰国研修員がインターン先企業の現地代理店を立ち上げる等ネットワークの拡大がみられた（2017年度）。
- 創立30周年となるトルコ研修員同窓会では、設立以来の活動主導者が、旭日双光章を受賞する等、帰国研修員とのネットワーキングに係る機構の成果が対外的に高く評価された（2018年度）。
- これまで五つの援助手法に分かれていた企業提案型事業を、民間企業からみた分かりやすさを重視した新援助手法「中小企業・SDGsビジネス支援事業」として整理・設定し、執務要領を制定した（2018年度）。
- 多様な資金ソースの動員に向けた取組を行い、緑の気候基金（GCF）との包括的認証取極めの締結及び東ティモールでの事業受託、中央アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）の基金によるコンゴ民主共和国での事業受託が実現した（2018年度）。

③ 有償資金協力

ア) 円借款

- 応札者による調査期間等の短縮化提案を評価に加味して設計や調達関連手続きの短縮化、及びそれに伴う事業開始から着工までの期間短縮を実現した。一例として、インドネシア「パティンバン港開発事業」では事業化調査開始から約2年間で着工、マダガスカル「トアマシナ港湾拡張事業」ではL/A調印後約1年強で着工した（各年度）。
- 案件実施のより早い段階にコントラクターが参画し、設計・施工リスクの提言と迅速化を可能とする「包括的建設サービス」を導入し、インド高速鉄道建設事業で第1号契約を締結した（2018年度）。
- 重要インフラ案件における相手国政府の最大限の協力を前提とした標準的な事業化スケジュールを策定し、案件形成の初期段階における相手国政府への働きかけを強化した（2019年度）。
- ドル建て借款は、2019年度にフィリピン「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業」（2.02億ドル）、エクアドル「電源構成転換促進支援事業」（7,000万ドル）の借款契約を締結。2020年度にはモロッコ「新型コロナウイルス感染症対応支援プログラム・ローン」（2億ドル）の借款契約を締結した（2019、2020年度）。
- インフラ輸出新制度等への対応として、ハイスpekク借款の第1号案件（ウズベキスタン「ナボイ火力発電所近代化事業（フェーズ2）」）の借款契約を締結したほか、O&Mビジネス拡大に向けた公的金融の活用資する案件（ウズベキスタン「電力セクター能力強化事業（フェーズ2）」）の借款契約を締結した（2019年度）。
- インフラ輸出への具体的貢献として、例えばモンゴルでは、新ウランバートル国際空港での複数援助手法の組合せ及び財政支援借款によるあと押しを通じて、日本企業による同空港の事業運営権契約の締結が実現した。また、バングラデシュでは、エクイティバックファイナンスの第1号案件である「外国直接投資促進事業」を通じて、経済特区開発に係る同国政府と日本企業の合意形成に貢献した（2015、2019年度）。
- 「インフラシステム輸出戦略（平成30年度改訂版）」に資する制度改善として、応札者の増加を通じた不調・不落や1者応札の回避等に向けて、本邦技術活用条件（STEP）部材の本邦調達比率への算入や主契約者条件の緩和等を実施した（2018年度）。

- 協力準備調査等の技術面での検証を第三者の外部機関等に委託しチェックする「プルーフ・エンジニアリング」制度を新しく導入した。また、ランプサム化を想定した有償勘定技術支援の詳細設計の調達、外国籍人材の拡大を前提とした調査の調達、コンサルタントの業績評価における国内公共事業基準の試行導入等、新たな施策を開始した（2018年度）。
- 業務拡大や高度化に対応すべく、案件形成時の相手国政府との協議議事録に係るひな形作成、案件の定量的な効率性を分析する内部収益率の算出手引きの策定、案件形成の上流段階から積算及び技術仕様について共通認識を構築するプロセスの本格運用、日本での国際仲裁の活性化に向けた円借款事業の標準入札書類の改訂、協力準備調査等における競争性向上に向けたコンサルタント契約における質と価格による選定（QCBS）の導入等を実施した（2019年度）。
- 2020年度はコロナ禍の影響により海外渡航の制約があるなか、オンラインでの案件形成・審査に取り組み、国際機関向けを除けば、中期目標期間中では前年の実績と同等以上の承諾実績を達成（2020年度）。

イ) 海外投融資

- 海外投融資として、機構初となる現地通貨建て融資、及び民間金融機関との協調融資をフィリピンで実施した（2017年度）。
- 自己資本増強を企図した事業会社向けの資本性劣後融資及び事業性向上を企図した特定事業向け劣後融資を導入し、初の劣後融資案件を承諾した（2019年度）。
- 第22回日・ASEAN首脳会議での首相発表を踏まえて、ASEAN地域を中心に女性・低所得者・中小零細企業の金融アクセス改善に迅速に対応するため、海外投融資初となる特定開発課題に対する融資枠（5億米ドル上限）を設定した（2019年度）。
- 「G72Xチャレンジ：女性のためのファイナンス」イニシアティブに参加し、「日本ASEAN女性エンパワーメントファンド（増資）」や「金融アクセス向上マイクロファイナンス事業」等の12件の海外投融資事業を承諾した（2019～2020年度）。
- 国際金融公社（IFC）とは、質の高いインフラ案件への投融資のため、2017年度に業務協力に係る覚書及び人事交流に向けた覚書を締結し、計5件の協調出融資案件の調印に至った。また、2019年度には、IFCが策定したインパクト投資の運用原則に署名し、アジアにおいて初めての署名機関となり、民間金融機関等からのインパクト投資や同原則に関する相談に対応した（各年度）。
- ADBとは、ADB内に設立された信託基金も活用し、計24件の協調出融資を実施した（各年度）。
- IDB Investとは2017年度に業務協力に係る覚書を締結し、2件の協調出融資を実施した（各年度）。
- 米国民間投資公社OPIC（現USDFC）とは2018年9月に覚書を締結。機構初の二国間DFIとの覚書で、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた同志国との連携という観点でも重要な成果となった（2018年度）。これまでに計3件の協調出融資を実施した（各年度）。
- PPP事業の採択数増加及び事業化に資するため、協力準備調査（PPPインフラ事業）の制度改善を実施した。2018年度には、提案企業向けの調査後アンケート結果を踏まえ、提案企業の事業化意思の要件緩和、共同提案者への外国籍法人の容認等を改善した。2019年度には、本格調査の実施を前提とせず、提案企業による事業化意思の確認も不要とする予備調査（単独型）を導入した（各年度）。
- 産業界の意向も踏まえつつ、JBIC先議運用の見直し・改善を日本政府とともに検討し、機構の海外投融資に関する案件選択の指針を改訂・公表の上、運用を開始した（2019年度）。

④ 無償資金協力

- 2018年7月に外務省から免税口上書導入に係る外務公電が発出されたことを受けて、免税口上書締結の基礎情報となる免税情報シートが延べ50か国で作成された。同シートを外務省・大使館と共有する等、免税口上書締結に係る協議の側面支援を行い、2020年度末までに13か国で免税口上書が締結された（2018年度以降）。
- 先方負担事項の履行徹底に向け、モニタリング体制の強化、品質管理会議の実施、銀行取極め及び支払授権書手続きに係る説明資料の整備を実施した（2017年度）。
- 日本企業の事業権・運営権の獲得を促進し、民間企業の技術・ノウハウを活用して施設建設から運営・維持管理までを包括的に実施する事業・運営権対応型無償資金協力の制度整備を行い、機構実施第1号案件となるカンボジア「タクマウ上水道拡張計画」のG/Aを締結した。また、事業・運営権対応型無償資金協力にて適用する調達ガイドラインの整備を行った（2020年度）。
- 一定条件の案件で実施されている企業説明会に、関係団体である中堅・中小建設業海外展開推進協議会（JASMOC）を通じて案内を出し、中堅・中小企業（建設関連分野等）の参加を促した（2018年度）。

(2) 事業から得られた知見や教訓の活用状況

- 各ナレッジマネジメントネットワーク（KMN）による事例共有・意見交換のための連絡会を累計46回開催し、革新的でSDGs達成に資する多様な協力事例、様々な外部アクターとの連携・共創事例、DX関連の取組事例や教訓等を共有しナレッジを蓄積した。また、「ナレッジマネジメントネットワーク執務要領」を累次にわたり改訂し、機構のナレッジマネジメント体制の基盤整備を図っている（各年度）。
- 各KMNが有するナレッジの蓄積・発信・活用促進のため、機構内ポータルサイトに「ナレッジポータル」を新設・稼働させた。DACによる開発協力対日相互レビューにおいて、ナレッジマネジメント推進の優良事例として高い評価を得た（2019年度）。
- Global Delivery Initiative（GDI）の運営委員会共同議長及び助言委員会共同議長に機構職員が就任し、事務局である世界銀行とGDIの運営委員会をリードした（2019年度）。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍のなか、事業を継続・推進するために、案件の立ち上げに際して案件効果指標等の詳細内容等決定を保留し、案件の早期開始を促進した（全体の約25%は同対応で案件開始）。また、現地渡航が困難ななか、開発途上国の課題解決を推進するため、遠隔での技術支援及び資機材供与を中心とした緊急的支援として技術協力プロジェクトの機動的な事業の形成・実施について外務省とともに取り組んだ。また、課題別研修は、当初コロナ禍の影響を受けて来日研修実現が不可となったが、遠隔研修を導入した約6割の研修を実施した（2020年度）。
- アジア・大洋州を中心とする開発途上地域に対して、「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」制度を令和2年度補正予算の国会承認（2020年4月）に伴い、2020年度末までに12か国に供与した。また、2020年3月に世界銀行及びIMFがコロナ禍の影響を受ける一部開発途上国の流動性支援を目的とした一時的な債務支払猶予を求める書簡を公表（債務支払猶予イニシアティブ）したことを受け、機構も同イニシアティブに基づく債務支払猶予に全面的に協力し、対象円借款債権の債務支払猶予を行った。

- 「COVID-19新興国中小零細企業支援ファンド」に出資を行い、同ファンドを通じて開発途上地域のマイクロファイナンス機関へ融資を行い、コロナ禍の影響を受けて資金繰りが課題となっている開発途上国の中小零細企業や女性事業者への支援を実施した（2020年度）。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

グローバルアジェンダ/クラスター事業戦略では、事業の大目的を立てて外部と共有し、機構の資源のみによる事業実施を超えて、国内外の様々な機関や個人の開発協力事業への参加を促進するプラットフォーム構築を進めることとしている。現在、これら外部資源との協働を具体的に進める新しい事業マネジメントの在り方を外部有識者からの助言も得つつ検討中である。これまでの機構の事業の在り方を見直す難易度の高い取組であるが、今後、ガイドラインの策定、プラットフォームでの取組を通じた開発協力事業の効果・効率性の向上を推進する。

No.14	国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。

1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (計画値)
参加・発信した国際会議の数	330件 ¹ (2017-2021)	66件	79件	80件	116件	98件	66件

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

<p>中期目標：</p> <p>(14) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進</p> <p>貧困撲滅と持続可能な開発という国際的合意の実現に向けて、我が国が重視する質の高い成長、普遍的価値の共有及び平和で安全な社会の実現、並びに持続可能で強じんな国際社会の構築への取組や我が国の開発協力の実践から得られた知見・経験を通じて、国際的な開発協力の規範・潮流の形成に関する議論に貢献する。また、地球規模課題と開発途上地域の開発ニーズや、開発の担い手が多様化する中、対外発信や事業の戦略的推進における相乗効果を実現するため、国際機関・他ドナー等との連携を推進する。</p>
<p>中期計画：</p> <p>(14) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進</p> <p>ア 国際的な議論への参加と発信</p> <p>開発協力の規範・潮流の形成に影響がある国際的な議論の枠組みや国際会議等において、我が国の考え方を踏まえ機構の知見・経験等を発信する。</p> <p>イ 国際機関・他ドナー等との連携推進</p> <p>国際的な議論への効果的な共同発信や、事業の共同実施・補完等の戦略的な推進に向けて、本部レベルの協議等を通じ、国際機関・他ドナー等と連携する。また、国際的な開発協力の枠組みのアウトリーチを推進するため、新興ドナーとの連携（三角協力を含む）や経験共有を強化する。</p>
<p>主な評価指標（定量的指標及び実績は1.参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発協力の規範・潮流に係る国際的な議論への貢献状況 ・ 対外発信や事業の戦略的推進に係る国際機関・他ドナー等（新興ドナー含む）との連携状況

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：</p> <p>【中期目標達成の見込み】</p> <p>過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的目標を大きく上回り達成することが見込まれる。質的</p>

¹ 2016年度の年度目標値と同水準として設定する。2016年度目標値66件

な観点からも、成果の最大化に向けた取組で所定の成果をあげていることから、中期目標における所期の目標の達成が見込まれる。

【定量的指標】

中期目標で設定された定量的指標を上回るものと認められる。

【質的成果】

ア. 国際的な議論への積極的貢献：

- 累計373件の各種国際会議等に参加して日本の考え方や機構の知見・経験を発信し、開発協力の規範・潮流の形成に貢献。
- TICAD 7では過去最多となるバイ会談（78件、うち首脳級22件）、サイドイベント31件（TICAD V時の約1.5倍）、協力覚書10件の署名を実現したほか、TICAD 7の成果文書「TICAD 7における日本の取組」では、約83%が機構関連の取組となり同成果文書の策定に大きく貢献。
- 第8回太平洋・島サミット（PALM8）では、日本政府が表明した主な協力・支援策の策定に貢献。
- UNFCCC第25回締約国会議（COP25）では、機構職員が「気候変動の悪影響に伴う損失及び損害」に係る日本政府の交渉官として従事したほか、サイドイベントを6件主催・共催。
- DAC統計作業部会では、機構職員が副議長として議論をリードし、債務救済を適切にODA計上するという日本政府の方針が反映される形で承認。
- 世界経済フォーラム、世銀及び国際開発研究所が主催する“A New Vision for Development”では、民間分野のカイゼンを公的病院運営に取り入れた5S-KAIZEN-TQMの事業が革新的ビジョンに基づく開発の取組として評価。
- IMF・世銀パリ総会では、機構の人的資本に対するこれまでの取組が評価され、機構理事長が唯一の日本人としてHuman Capital Championsの一人に任命。
- 新型コロナの世界的流行を受け、第75回国連総会における首相演説では、機構が提案した取組が国際社会に表明されたほか、国連ハイレベル政治フォーラムのサイドイベントや、天皇皇后両陛下もご聴講されたコロナ禍の水防災に関する国際オンライン会議等を通じ、新型コロナに対する機構の協力方針・事例をハイレベルに対して発信。

イ. 国際機関・他ドナー等との連携推進：

- 世銀とのハイレベル対話やADB、UNDP、AFD等との定期協議等を通じ、国際的な議論への効果的な共同発信や、事業の共同実施・補完等の戦略的な推進に係る取組を実施。
- 機構理事長が「ポスト・コロナの世界における国際協力」に関する研究及び発信を主導。同研究も踏まえ、「JICA世界保健医療イニシアティブ」を形成・推進し、世界銀行、ADB、国連等の理解・賛同を得るとともに、新型コロナ対策のため、世界銀行やADB等国際機関との協調融資を実施（2020年度の協調融資実績は、計17件、約4,673億円でデータ集計開始以来最高額）。
- 機構が整理した「新時代の人間の安全保障」を各国要人及び各ドナーとの協議で精力的に発信して理解を得たほか、UNDPとの具体的な連携を推進。
- 自由で開かれたインド太平洋、質の高いインフラ、UHC達成の推進等のテーマでも国際機関・他ドナーと積極的に議論を行い、具体的な連携事業を合意・推進。
- NEPAD等と連携して「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）」を推進した結果、機構理事長が栄養分野のグローバルリーダーで構成される「Scaling Up Nutrition Movement (SUN) Lead Group」の東アジア唯一のメンバーに就任。
- 関係機関と協働してアフリカの稲作振興に取り組んだ結果、TICAD Vの公約である10年間でアフリカのコム生産量倍増が達成見込みとなったほか、新たな枠組みに合意。

- 世界銀行と連携した難民支援の取組をザンビア、ウガンダで実施し、包括的難民支援枠組み（CRRF）の策定にも貢献したほか、UNHCRと連携の上、留学制度を活用した長期研修員としてシリア難民の受入を実施。
- G7シャルルボワ・サミットで発表された「2Xチャレンジ」に参加し、G7各国の開発金融機関と連携して、ジェンダー平等推進に向けた資金動員に合意。
- 新興ドナーとの三角協力を含む連携や経験共有の強化に取り組んだことにより国際的な開発協力の枠組みのアウトリーチを推進。
- 中国輸出入銀行、韓国輸出入銀行（EDCF：Economic Development Cooperation Fund）、タイ周辺諸国経済開発協力機構（NEDA：Neighboring Countries Economic Development Cooperation Agency）との4者協議及び各機関との定期協議を実施したほか、メキシコ国際協力庁、アラブ通貨基金等とのセミナー共催や人材交流、カザフスタンの援助実施機関設立支援、インドネシア、マレーシア、エジプト、トルコ等の援助実施機関との第三国研修等を実施。
- 新型コロナ対策のため、世界銀行やADB等国际機関との協調融資を実施（2020年度の協調融資実績は、合計17件、約4,673億円で2007年度のデータ集計以来最高額に）。

4. 業務実績

No.14-1 国際的な議論への参加と発信

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
日本政府への情報提供等を通じて機構が貢献した国際会議の数	19件 ²	20件	19件	16件	17件	件

(1) 主要国際会議の議論への参画

- IMF・世銀総会、ADB年次総会、ハイレベル政治フォーラム（HLPF）、G20関連会合、TICAD 7、UHCフォーラム、世界防災フォーラム、Global Refugee Forum等、主要な国際会議への役員等の参画やスピーチ・登壇を、2017年度から2020年度まで累計373件実施した。これら会議を通じ、質の高いインフラ、UHC、気候変動、難民、栄養等における機構の経験・知見を幅広く発信した（各年度）。
- TICAD 7では、過去最多となるバイ会談78件（うち首脳級22件）、TICAD V（横浜開催）の1.5倍以上のサイドイベント31件、協力覚書10件の署名を実現した。また、TICAD 7成果文書の一つ「TICAD 7における日本の取組」の検討過程で機構の貢献策を提案した結果、約83%が機構関連の取組（TICAD VIでは約64%が機構関連の取組）となり、同成果文書の策定に大きく貢献した（2019年度）。
- 第8回太平洋・島サミット（PALM8）では、日本政府が表明した主な協力・支援策の策定に貢献した（2018年度）。
- UNFCCC第25回締約国会議（COP25）等にて、機構職員が「気候変動の悪影響に伴う損失及び損害」に係る日本政府の交渉官として従事し、協議の進展に貢献したほか、サイドイベントを6件主催・共催し、機構事業の成果・教訓等を発信した（2019年度）。
- 新型コロナの世界的流行を受け、第75回国連総会における首相演説の検討に対し、機構から人間の安全保障の理念に立脚し、UHCの達成に向け、病院建設を含む治療体制、研究・警戒体制、予防

² 2015年度実績

の強化への取組の重要性を提案し、その旨が同演説を通じ表明された。また、機構理事長が、人間の安全保障の実現の重要性、水と新型コロナ、水と防災、スポーツと開発等の課題及び機構の取組事例等について、コロナ禍の水防災に関する国際オンライン会議や開発銀行サミット等で発信した（2020年度）。

- 第2回世界防災フォーラムでのセッション主催や「気候変動×防災」国際シンポジウムにおける機構役員等の登壇を通じ、人間の安全保障の理念に基づいた事前防災投資や「より良い復興（Build Back Better : BBB）」等の重要性について発信した。また、仙台防災枠組の達成に関する開発途上国政府との議論において、機構が提唱する「8ステップ（地方防災計画策み定の実践的方法）」の有効性の確認も行った（2019～2020年度）。
- OECD-DAC対日開発協力ピアレビューが実施され、平和構築、SDGs推進、南南・三角協力、防災等の取組が高く評価された（2020年度）。
- IMF・世銀パリ総会で、機構の人的資本に対するこれまでの取組が評価され、機構理事長が唯一の日本人としてHuman Capital Championsの一人に任命された（2018年度）。

(2) 開発資金の議論への貢献

- 機構はDAC統計作業部会の副議長を務め、民間セクターツール（Private Sector Instruments : PSI）、債務救済及びSDGsへの貢献等の各種統計の計上方法に関する専門的議論をリードした。2020年7月のDAC本会合にて、債務救済を適切にODA計上することにつき日本政府の方針を反映し承認された（各年度）。
- OECD-DACによるブレンディッド・ファイナンス原則ガイダンス（2020年9月承認）の作成作業に貢献した。）

(3) 開発シンクタンクとの共同発信

- G20サミットの政策研究ネットワークであるThink 20（T20）において、機構は「SDGs」と「アフリカ協力」の二つのタスクフォースを運営し、海外のシンクタンクや大学等の著名な研究者間の議論を共同議長としてリードした。同タスクフォースに関連して、17本のポリシーブリーフを策定（うち6本を共著）し、本会合におけるSDGsと教育、UHC、アグリビジネスと食料安全保障等九つのセッション及び二つのサイドイベントを開催した（2019年度）。
- 各国シンクタンク関係者が集うグローバルシンクタンクサミット、フランス国際問題研究所及び英国王立国際問題研究所主催の政策会議やセミナーにおいて、機構のアフリカ支援策や、インド太平洋地域における日本のODAの役割等について発信をした（2017年度）。
- 世界経済フォーラム、世銀及び国際開発研究所が主催する“A New Vision for Development”において、民間分野のカイゼンを公的病院運営に取り入れた5S-KAIZEN-TQMの事業が革新的ビジョンに基づく開発の取組として評価された（2017年度）。
- 機構とブルッキングス研究所の共同研究「サミットから解決策へ：グローバル目標達成のためのイノベーション」、「Leave No One Behind : Time for Specifics on the Sustainable Development Goals」を発刊し、発刊記念イベントやローンチセミナーを開催し、共同研究内容について発信した（2018、2019年度）。
- 国際共同研究「東アジアにおける人間の安全保障の実践」の成果である書籍及びポリシーノートを、第4回世界社会科学フォーラムの平行セッションへの機構研究所長他の登壇や、機構主催

のシンポジウム「ASEAN+3における人間の安全保障の実践：研究と実務からの提言」の開催を通じて、発表した（2018年度）。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- (1) 記載のとおり、第75回国連総会における首相演説の検討に貢献したほか、各種国際会議で新型コロナに対する機構の様々な取組事例や方針を発信した。
- 外部有識者と実施した「新型コロナウイルス対策に関する比較・実践的研究」の実施や、新型コロナに関する研究や発信を開発シンクタンクと共同で実施した。

No.14-2 国際機関・他ドナー等との連携推進

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
国際機関・他ドナー等との連携件数/うち、新興ドナーとの連携数	11件/4件 ³	31件/9件	35件/10件	32件/8件	28件/7件	
国際機関・他ドナー等幹部と機構役員との面談数/うち、新興ドナーとの面談数	104件/8件 ⁴	139件/21件	105件/13件	101件/9件	61件/2件	
新興ドナーとの対話促進や連携のための国際会議・ワークショップ等への参加	16件 ⁵	22件	16件	20件	27件	

(1) 重要課題における連携強化

- 自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の推進に向け、欧米等の関係国との協議を実施した。特に米国とは、地政学上重要なエネルギー及びデジタル分野等に係る協議・知見共有を行い、ベトナムでの連携事業、ビジネスフォーラム開催、日米型スマートシティの展開等に合意した（2018、2019年度）。また、インド太平洋に関する日仏FOIP作業部会が両国政府間で開催された際、開発の文脈におけるフランスとの連携強化の議論に貢献した（2020年度）。
- 質の高いインフラの推進に向け、世界銀行グループ及びADBとの議論を主導し、インフラ、ガバナンス、ジェンダー平等に係る具体的連携案に合意した（2019年度）。また、全世界の約450の開発銀行が一堂に会した初の開発銀行サミット（Finance in commonサミット）の共同宣言にも「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の言及を提案し反映された（2020年度）。
- 世界共通の目標であるSDGsは「人間の安全保障」の考えに基づく「誰一人取り残さない」等の重要な要素を包含しており、「人間の安全保障」の今日的な意義を「新時代の人間の安全保障」として再整理し、和英のパンフレットにまとめ、機構役職員が数多くの国際会議や各国高官との会合・面談等で精力的に発信した（2019年度）。また、国連総会での総理スピーチ検討において、人間の安全保障の理念に立脚した新型コロナ対策の重要性の提案を通じて貢献したことに加え、UNDPが人間の安全保障に関する特別報告書の作成を予定しており、機構は有益なインプットをすべく、

³ 2015年度実績

⁴ 2015年度実績

⁵ 2015年度実績

UNDPと関連の議論を継続することで合意した（2020年度）。

- UHCの達成に向け、UHCフォーラム、グローバルヘルス・リーダー会議、UHCファイナンス会議、世銀総会・ハイレベル会合等の機会をとらえて、UHCの有用性や機構の取組を発信し、関係機関等との連携を強化した（2017～2019年度）。
- 世銀主催の大臣級会合“Human Capital Conclave”や、世銀及び機構で共催したパキスタンでのHuman Capital Summitにおいて、機構理事長がHuman Capital形成に資する機構の取組についてスピーチを行い、また、世銀ハイレベル対話において、実践的な連携案について合意した（2019～2020年度）。
- 栄養改善に資する取組として、NEPAD等と連携して「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ(IFNA)」を推進した。また、機構の同分野における取組が評価された結果、機構理事長が栄養分野のグローバルリーダーで構成される「Scaling Up Nutrition Movement (SUN) Lead Group」の東アジア唯一のメンバーに就任した（2019年度）。
- 食料安全保障に関し、関係機関との協働により、TICAD Vの公約である10年間でアフリカのコメ生産量倍増が達成見込みとなったほか、CARDフェーズ2の枠組みに合意した（2018年度）。
- 「ASEAN-JICAフードバリューチェーン」の事業構想案を、日ASEAN技術協力協定の締結を見据えて起草の上、ASEAN+3農林大臣会合特別高級実務者会合にて、ASEAN加盟国から賛同を得た（2018年度）。
- 難民支援に関し、世界銀行と連携した取組をザンビア、ウガンダで行うとともに、その取組・成果を発信し、包括的難民支援枠組み（CRRF）の策定にも貢献した。また、UNHCRと連携の上、留学制度を活用した長期研修員としてシリア難民を累計57人受け入れた（各年度）。
- ジェンダー平等を推進すべく、G7シャルルボワ・サミット（2018年）で発表された「2Xチャレンジ」に参加し、G7各国の開発金融機関と連携して、2020年までにジェンダー主流化に資する30億米ドルの民間資金を含む資金動員を目指すことに合意し、45億米ドルが動員された（2018年度）。
- 新型コロナ危機への対応として、人間の安全保障を理念に掲げ、「JICA世界保健医療イニシアティブ」を立ち上げ、推進した。世界銀行、ADB、国連等に対して、開発途上地域で予防・警戒・治療に対応できる包括的な保健医療システムの構築の重要性を訴え、理解・賛同を得た。また、新型コロナ対策のため、世界銀行やADB等国际機関との協調融資を促進した。さらに、緒方貞子元機構理事長追悼記念シンポジウム「With/Postコロナ時代のグローバルな課題と人間の安全保障」を開催し、「新時代の人間の安全保障」を主要テーマとして取り上げ、関係機関との共通理解を深める機会とした（2020年度）。

(2) 国際機関や伝統的ドナーとの連携の推進

- 国際機関や伝統的ドナー等との連携件数は2017年度から2020年度まで累計92件となった。また、国際機関・他ドナー等幹部と機構役員との面談数は累計406件となった。
- 世界銀行とは、ハイレベル対話を毎年開催したほか、TICAD 7を機に、アフリカの教育開発を加速させるべく業務協力に係る覚書を締結した。また、2017年度よりIFCとの定期協議を新規に開始した（各年度）。
- IMFとは、東南アジア及び南アジア諸国の財務省及び中央銀行閣僚・局長級（計12か国22人）の参画を得て、健全な財務管理に資する合同国際会議を開催した（2019年度）。
- UNDPとは、定期協議や特別セミナーの開催に加え、治安の不安定な地域でも現地活動を行って

るUNDPの特性をいかした現場レベルの連携を進展させた（各年度）。

- 国際開発金融クラブ（IDFC：International Development Finance Club）では、運営委員会メンバーとして活動を牽引した。特に、気候変動に関する取組に積極的に貢献するとともに、SDGs全体の達成に向けた開発金融機関の役割について有益な議論が行われるフォーラムへの発展を促進した（2017、2019、2020年度）。
- その他、ADB、フランス開発庁（AFD）とは定期協議等を通じて連携を促進したほか、AFD、欧州投資銀行（EIB）、米国海外民間投資公社（OPIC。2019年以降は国際開発金融公社：USDFC）、アフリカ開発銀行（AfDB）との間で、協調融資等の連携促進に向けた覚書を締結し、AfDBとはガーナ、IDB-Investとはブラジルでの連携事業を開始した。

(3) 新興ドナー等との連携の推進

- 新興ドナーとの連携件数は2017年度から2020年度までで累計34件となった。また、新興ドナー幹部と機構役員との面談数は累計45件となった。さらに、新興ドナーとの対話促進や連携のための国際会議・ワークショップ等への参加数は累計85件となった。
- 中国輸出入銀行・韓国輸出入銀行対外経済協力基金（EDCF）・タイ周辺諸国経済開発協力機構（NEDA）・JICA合同会合（アジアドナー4者協議）を毎年開催するとともに、各機関との定期協議を実施した（各年度）。
- 中国国家国際発展合作署とは、開発協力分野の情報交換や今後の日中協力の方向性に係る協議を開始した（2019年度）。
- タイ国際開発協力機構（TICA）とは、パートナーシップ協定を締結し、「日メコン連結性強化イニシアティブ構想」を踏まえた連携を深めたほか、NEDAとは、パートナーシップ協定に基づき、カンボジアにおける円借款事業とNEDA事業との連携に合意した（2017、2018年度）。
- アフリカ地域持続可能な開発センター（SDGCA：Sustainable Development Goals Center for Africa）とは、アフリカのSDGs達成促進のため、連携協定に署名した（2017年度）。
- 国際獣疫事務局（OIE）と、アフリカにおける人獣共通感染症対策に向けて、機構の積極的な働きかけを通じて、協力趣意書の署名交換に至った（2019年度）。
- 「第2回国連南南協力ハイレベル会合（BAPA+40）」に向けた複数の国際会議及び、BAPA+40合意文書に係る日本外務省を通じた交渉プロセスへの参加、国連南南協力事務所（UNOSSC）及びイスラム開発銀行等との「南南・三角協力に関する局長級フォーラム」共催等を通じ、南南・三角協力の付加価値やSDGs時代における南南・三角協力の共通規範形成等の議論に貢献した（各年度）。
- その他、メキシコ国際協力庁、アラブ通貨基金（AMF：Arab Monetary Fund）等との協議、セミナーの共催、人材交流等に取り組んだ。加えて、カザフスタンの援助実施機関設立の支援を継続、ODA関係者を本邦に招へいし、研修を通じて人材育成を行ったほか、インドネシア、マレーシア、エジプト、トルコ等の援助実施機関との第三国研修等を実施した（各年度）。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- (1) 記載のとおり、新型コロナ対応を重要課題として位置づけ、各機関に機構の方針や取組事例を発信し、理解を得た。また、一部機関とは協調融資等具体的な連携につながったほか、新興ドナー含め各機関との連携の実現に向けた意見交換を実施した。（2020年度）。

(5) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

- 2020年度は、コロナ禍の影響を受け、前半に予定されていた国際会議は軒並み延期又は中止となったが、徐々にオンラインでの国際会議開催が常態化し、後半にはほぼ例年並みの日程での国際会議や協議をオンラインで実施した。更なる国際的な議論への貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進に向け、今後もオンラインツールを駆使した協議と発信も重要だが、新型コロナの状況によっては、オンラインと対面のハイブリッド方式の会合の開催等も想定されるため、今後の状況を踏まえ、最適な方法を模索していく。
- 国際的な影響力・アジェンダ設定のためには、他ドナーや国際機関等との連携・共創が必要である。このためには、機構の各部署・拠点それぞれが、国際的なパートナーシップの促進を基幹業務としてより一層取り組むことが重要である。引き続き他ドナーや国際機関との連携に関する優良事例等について機構内で情報共有を行い、対応を促進する。

No.15	開発協力の適正性の確保
当該項目の重要度、難易度	-

1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (計画値)
機構が実施するプロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率	40%以上 ¹ (中期目標期間実績平均)	55%	81%	41%	72%	40%

* 基準値は前中期目標期間実績平均

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

<p>中期目標：</p> <p>(15) 開発協力の適正性の確保</p> <p>開発事業が社会や経済に与える負の影響を最小限とし、かつ開発協力の包摂性、強じん性、持続可能性を確保するため、事業の計画、実施、完了後の各段階で環境社会配慮、ジェンダー配慮と女性の能力強化、不正腐敗の防止といった観点から開発協力事業の適正性を確保する取組を行う。また、機構内外の関係者に対する研修等を通じて理解を高めることで機構が自ら実施する事業に対して適切な配慮を行うとともに、事業の主体となる開発途上地域の政府の理解や自主的な取組を推進するための支援を行う。</p>
<p>中期計画：</p> <p>(15) 開発協力の適正性の確保</p> <p>ア 環境社会配慮</p> <p>開発協力事業の実施に伴う環境・社会への影響を回避・最小化するため、世界銀行等の他機関と連携を図りつつ、第三者の関与も得て、JICA環境社会配慮ガイドラインに基づき環境及び社会に配慮した業務運営を行う。また、機構関係者を対象とした研修・セミナー等を通じて、より多くの関係者の環境社会配慮に関する理解を促進する。加えて、世界銀行のセーフガード政策の改定結果及び運用状況等を踏まえて、透明性と説明責任を確保したプロセスにより同ガイドラインの包括的な検討と改定を行い、国際水準での環境社会配慮の実施を強化する。</p> <p>イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進</p> <p>我が国政府の女性の活躍推進のための開発戦略等を踏まえ、事業の各段階においてジェンダー平等の視点に立った業務運営を進め、質と量の両面からジェンダー主流化を拡充する。また、紛争予防・解決プロセスや災害復興・防災支援事業における女性の参画及び紛争下での女性の保護・権利・特別のニーズに対応するための支援を促進し、国連決議1325号及び関連決議等に基づく我が国政府の女性・平和・安全保障に関する行動計画の実施にも貢献する。</p> <p>ウ 不正腐敗防止</p> <p>開発協力事業における不正腐敗を防止するための環境を相手国とともに醸成していくために、不正行為等に対して法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとるとともに、関係者への不正腐敗防止に係る啓発に努める。</p>

¹ 2013-2014年の先進国の援助機関の実績平均32%から約20%高い水準として設定する。前中期目標期間(2012-2015)実績平均22%

主な評価指標（定量的指標及び実績は1. 参照）

- ・ 国際水準に基づく環境社会配慮ガイドラインの運用状況
- ・ 環境社会配慮に関する理解の促進に係る取組状況
- ・ 我が国政府の男女共同参画に係る政策への貢献を含む、ジェンダー主流化推進に係る取組状況
- ・ 不正腐敗を防止するための先方政府や関係者への啓発に係る実施状況

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

<評定と根拠>

評定：A

根拠：

【中期目標達成の見込み】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的目標を大きく上回り達成することが見込まれる。質的な観点からも、成果の最大化に向けた取組で所定の成果をあげていることから、中期目標における所期の目標の達成が見込まれる。

【定量的指標】

各年度の実績が中期目標で設定される定量的指標を上回った。

【質的成果】

ア. 環境社会配慮：

- 支援要請等がなされた案件のカテゴリ分類を行い、案件検討から実施の各段階で環境社会面に与える影響に対する配慮状況の確認を実施。
- 環境社会配慮助言委員会全体会合等の開催を通じ、第三者の関与も得て、機構環境社会配慮ガイドライン（ガイドライン）に基づく業務運営を行い、開発協力事業の実施に伴う環境・社会への影響回避・最小化に向けた取組を実施。
- 国際水準の環境社会配慮の実施を強化するため、環境社会配慮政策の運用面の調和化や相手国の能力強化に向けた世界銀行やADBとの協議、情報交換を実施したほか、世界銀行から講師を招き課題別研修を開催する等、他機関との連携に向けた取組を実施。
- 機構内で環境社会配慮に関する各種説明・研修を実施し、環境社会配慮に対する理解を促進。
- 世界銀行等の国際機関の水準や国際的な動向を踏まえた内容にするべく、NGO、有識者等を巻き込みつつガイドラインの改定の検討を実施。2018年から過去の案件についてレビュー調査を実施し、33の論点を抽出。この過程においては常設の環境社会配慮助言委員会からコメントを得るとともに、パブリックコメントを募集。2020年からは、同論点に基づきガイドライン改定の包括的検討のための助言委員会ワーキンググループを8回開催し、67個の助言を得た。さらに、日本政府、NGOや企業、有識者等により構成されるガイドライン改定に係る諮問委員会を7回開催し、それら助言に基づいてガイドラインの理念及び気候変動、情報公開、国際基準、環境社会影響評価、人権、労働、ジェンダー、生物多様性等複数の観点から改定に係る議論を実施。議論では資料や議事録の公開を行い、透明性を確保しつつ実施（なお、改定の検討は引き続き2021年度にも継続される）。

イ. 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進：

- 「女性の活躍推進のための開発戦略」の重点分野に沿う形で事業の各段階においてジェンダー平等の視点に立った業務運営を実施。
- 機構が実施するプロジェクトにおけるジェンダー案件比率も各年度40%以上となり、量の面からもジ

ェンダー主流化を拡充。2018年度に81%、2020年度72%を達成。

- 伊勢志摩サミットの貢献策（2016～2018年で5万人の女子の学習環境改善）に対し、61,173人を達成。
- 「G7 2Xチャレンジ：女性のためのファイナンス」イニシアティブに貢献する案件の形成を進め、国際NGO「Women's World Banking」へのファンドへの出資等を通じて、女性の金融サービスへのアクセス拡大及び貧困削減に貢献。
- インドネシアやネパールでは、紛争予防・解決プロセスや災害復興・防災事業における女性の参画を促進したほか、アフガニスタンでの警察の体制強化に向けた協力を通じ、紛争下での女性の保護・権利・特別なニーズに対応するための支援を促進。
- タイで人身取引対策に対する協力に対し、機構がタイ政府より表彰を受賞。また、タンザニアでのスポーツを通じたジェンダー平等推進の協力として実施した「Ladies First」が、2019年の安倍首相による国連一般討論演説でも言及。
- 国連決議1325号等に基づく日本政府の「女性・平和・安全保障に関する行動計画」の実施状況として、2017年度から2020年度まで累計325件を取組実績として日本政府に報告し、同計画の実施に貢献。
- 理事長メッセージ「ジェンダーの視点に立った行動改革」の発信やジェンダー責任者・担当者会議の開催、ジェンダー主流化研修等を通じ、機構内でのジェンダーの視点の浸透に向けた取組を実施。

ウ. 不正腐敗防止：

- 不正行為等が確認された事案に対し、措置規程等に基づき厳正な措置を実施。
- 不正腐敗事案に対する機構内の意識及び取組を強化するため、在外赴任前研修、コンプライアンスに係るオンラインによる研修（WBT）、新任課長向け研修内での講義等を実施。
- 技術協力を通じた公共調達及び不正腐敗防止に係る法制度整備支援により、相手国のガバナンス強化・不正腐敗防止に係る能力向上を支援。

4. 業務実績

No.15-1 環境社会配慮

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
ガイドラインに基づく環境レビュー結果の公開数	79件/年 ²	51件	39件	45件	27件	件
機構内部関係者、コンサルタント及び開発途上国実施機関職員等に対する研修・セミナーの参加人数	756/年人 ³	1,118人	789人	385人	442人	人

(1) 環境社会配慮ガイドラインの運用状況

- 支援要請等がなされた案件のカテゴリ分類を行い、案件検討から実施の各段階で環境社会面に与える影響に対する配慮状況を確認したほか、環境社会配慮助言委員会全体会合、ワーキンググループ会合を開催し対象案件に対して助言を得て、緩和策の策定や事業の実施等に活用する等、ガイドラインの適切な運用と透明性の高い運営を実施した。各年度の実績は下表15-1のとおり。また、「円借款の迅速化」に留意するとともに、「質の高いインフラ投資の推進」に関連する難易度が高い大規模な案件についても、ガイドラインに則り環境・社会面での影響への対応を適切に実施した。委員会等で得た各種助言は環境社会配慮の実施等に適切に反映されており、全ての会合議題

² 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

³ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

の公開、全体会合の逐語議事録の機構ウェブサイト上での公表等、透明性の高い運営を継続した（各年度）。

表15-1 環境社会配慮に係るカテゴリ分類、助言委員会等実施数

年度	カテゴリ分類	環境社会配慮助言委員会全体会合	ワーキンググループ会合	助言実施案件数
2017	386件	10回	22回	20案件
2018	340件	12回	21回	20案件
2019	407件	11回	23回	17案件
2020	291件	11回	14回	14案件

- 海外拠点を通じて相手国政府の環境社会配慮の実施状況を継続的に確認した。また、西アフリカ諸国（2018年度等）、アジア諸国等（2019、2020年度）を対象とした案件監理調査を通じ、相手国の実施機関が行う実施段階での環境社会配慮状況を確認し、実施機関に対してモニタリング結果に基づく改善対応を求める等の環境社会配慮監理を強化した（各年度）。
- 世界銀行等の国際機関の水準や国際的な動向を踏まえた内容にするべく、NGO、有識者等を巻き込みつつ環境社会配慮ガイドラインの改定の検討を実施した。2018年から過去の案件についてレビュー調査を実施し、33の論点を抽出した。この過程においては常設の環境社会配慮助言委員会からコメントを得るとともに、パブリックコメントを募集した。2020年からは、同論点に基づきガイドライン改定の包括的検討のための助言委員会ワーキンググループを8回開催し、67個の助言を得た。さらに、日本政府、NGOや企業、有識者等により構成されるガイドライン改定に係る諮問委員会を7回開催し、それら助言に基づいてガイドラインの理念及び気候変動、情報公開、国際基準、環境社会影響評価、人権、労働、ジェンダー、生物多様性等複数の観点から改定に係る議論を実施。議論においては資料や議事録の公開を行い、透明性を確保しながら行われた（なお、改定の検討は引き続き2021年度にも継続される）。（各年度）。

(2) 環境社会配慮に関する理解の促進

- 環境社会配慮に関する各種説明・研修を実施し、環境社会配慮に対する理解促進に努めた。各年度別参加実績は下表15-2のとおり。

表15-2 環境社会配慮に関する研修等への参加実績

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
コアスキル研修等内部向け説明	661人	352人	237人	269人
課題別研修等による協力相手国実施機関等向け説明	142人	53人	63人	18人
コンサルタント等向け研修	109人	203人	85人	155人
審査部職員海外出張時の協力相手国実施機関等向け説明	206人	181人	—	—
大学等教育機関向け研修	-	-	110人	85人
その他	-	-	120人	316人
合計	1,118人	789人	615人	843人

- 非自発的住民移転や生態系配慮等のテーマ別研修と監理段階の留意事項をまとめた研修の資料を改訂し、機構内関係者を対象としたオンラインによる研修（WBT）を実施した（2018年度33人、2019年度143人、2020年度112人受講）。また、機構内関係者の環境社会配慮とジェンダー主流化に関するセミナーを開催した（2018年度）。
- 専門家能力強化研修では、大学等の外部専門家による講義とともに、演習を含める形で実施した（各年度）。また、課題別研修「開発事業における環境社会配慮実務」やコロナ禍においてはリモートにて過去の受講者へのフォローアップを実施した（各年度）。また、研修実施結果を踏まえて、世界銀行から職員を招へいして講義と演習を行う等の改善を行った（2017～2019年度）。

(3) 国際水準の環境社会配慮の実施の強化

- 環境社会配慮政策の運用面の調和化や相手国の能力強化のため、国際開発金融機関との会合に年に2回ほど参加し、機構の環境社会配慮に関する取組の発信や他ドナーとの情報交換を実施したほか、世界銀行やADB等と協議を実施した。特に、2016年に世界銀行、ADB、オーストラリア外務貿易省と締結したアジア・太平洋諸国での環境社会配慮政策の効果的な適用に向けた取組を推進する趣旨の覚書を踏まえ、相手国の能力強化に向けた連携活動の一環として、世界銀行から講師を招いて課題別研修を実施した（2017年度）。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 2020年度後半及び2021年度においては、環境社会配慮助言委員会、JICA環境社会配慮改定に係る諮問委員会及びそれらの委員選考は全てリモートにて行った。

(5) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

- 引き続き、ガイドラインの理解の促進及びガイドラインの適切な運用を図るとともに、十分な議論や情報の公開、議事録の公開等による透明性と説明責任に配慮したプロセスによる環境社会配慮ガイドラインの改定に取り組む。
- 上記において、国際的な潮流や日本政府・相手国政府の要望に対応するなかで、適切な環境社会配慮を行うための相手国政府への支援及び確認のための効率的なプロセス、実施段階における効果的な監理の在り方について検討する。

No.15-2 ジェンダー主流化

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
女性行政官等の育成人数	1,666人 ⁴	4,323人	3,089人	3,184人	1,282人	人

(1) 女性の活躍推進に係る開発戦略への貢献、女性の活躍促進に資する事業の形成

- 「女性の活躍推進のための開発戦略」の重点分野に沿う形で、鉄道や道路等インフラプロジェクトへのジェンダー視点の組込を積極的に進めた（各年度）。また、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を踏まえ、ガーナ、バングラデシュ等でインフラ事業におけるジェンダー主流化を推進した（各年度）。

⁴ 伊勢志摩サミットにおける公約値（2016-2018の3年間で約5万人の女子の学習環境改善）

- 「仙台防災イニシアティブ」に掲げられた防災分野における女性のリーダーシップ推進のため課題別研修や「世界防災フォーラム・防災ダボス会議」で多様なアクターや女性の参画による災害レジリエンスを高める合意形成プロセスに関する公開パネルディスカッションの後援開催（2017年度）等を通じ、女性の健康や生活にやさしい環境の整備を推進した（各年度）。また、インドネシア、ネパールでは、地震からの復旧・復興から取り残されがちな人々を主な対象とし、女性や多様性の視点を復旧・復興に反映させるため住民参加型の計画策定等を行った（2019、2020年度）。
- 伊勢志摩サミットの貢献策（2016～2018でアジア・アフリカを中心に約5万人の女子の学習環境を改善する）に対し、機構の支援を通じ2018年度までに61,173人に達した。また、同期間に5,000人の女性行政官等の人材育成という目標も、2018年度までの2年間で7,400人以上に達した。
- 「G20持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ」に基づき、女性のSTEM（科学・技術・工学・数学）分野における教育を推進する重要性を踏まえ、パプアニューギニア、ラオス、パキスタン等で事業に取り組んだ。また、同分野の女子教育推進に向けた執務参考資料を作成した（2018年度）。
- WAW!2019において、機構理事、機構オフィシャルサポーターの伊達公子氏が登壇し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを支援する機構事業に関し発信した（2018年度）。また、DACジェンダーネットや国連女性の地位向上委員会において、機構のジェンダー主流化の取組や具体的な事例につき発信した（2018、2019年度）。
- 「女性・平和・安全保障に関する行動計画」（2015年策定、2019年改訂）の実施状況のうち、2017年度から2020年度まで325案件（2017年度：65案件、2018年度：95案件、2019年度：85案件、2020年度：80案件）を国連決議1325号国別行動計画に基づく取組実績として日本政府に報告した。
- 「G72Xチャレンジ:女性のためのファイナンス」イニシアティブに貢献する案件の形成を進めた。国際NGO「Women's World Banking」へのファンドへの出資（Women's World Banking女性の金融アクセス向上事業）や、五常・アンド・カンパニー(株)への出資（金融アクセス向上マイクロファイナンス事業）、日本ASEAN女性エンパワーメントファンドへの増資等を通じて、女性の金融サービスへのアクセス拡大及び貧困削減に貢献した（2019年度）。
- ジェンダー主流化の推進に向けた事業を各国（アフガニスタン、インド等）で実施した（各年度）。タイでは、人身取引被害者の保護や社会復帰を目的に支援を行った技術協力の成果から機構がタイ政府より表彰を受賞した（2019年度）。ホンジュラスでも、女性を主とする最貧困層の金融アクセス及び生計向上のモデルについてインパクト評価を実施した結果、対象世帯の収入が非対象世帯を大きく上回ることが確認された（2019年度）。機構がタンザニア政府と協力して開催している女子陸上競技会「Ladies First」が安倍首相の国連一般討論演説でも言及されたほか、スポーツ誌「Number」でも特集記事になる等、機構の取組が国内外に発信された（2019年度）。アフガニスタンでは、ジェンダーに基づく暴力の課題に対するアフガニスタン国家警察の対応能力強化を進めた（2020年度）。
- 世界銀行及びADBとのハイレベル対話において、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に則り、協調融資案件におけるジェンダー分析や優良事例の共有等、具体的な連携を進めていく旨合意した。また、世界銀行と機構のジェンダー主流化の取組を発信するセミナーを共同開催した（2019年度）。
- TICAD 7の公式サイドイベント、「女性と少女が変えるアフリカの未来～ビジネスを通じた社会変革の可能性～」を横浜市及び外務省と共催した。また、「日アフリカ・ビジネスウーマン交流プロ

グラム」(課題別研修)の実施により、日本とアフリカにおける女性起業家の交流を通じリーダーシップを育成した(2020年度5か国、10人の参加。2013年以来累計104人を受入)(2020年度)。

(2) ジェンダー主流化の推進に向けた取組

- 円借款事業のジェンダー主流化促進、各種業務マニュアルの改訂、重点モニタリング案件の選定等を通じて、ジェンダー案件の量的拡大及び質の向上に取り組んだ結果、定量指標である「機構が実施するプロジェクトにおけるジェンダー案件比率」は、各年度で目標値40%を上回る(特に2018年度81%、2020年度72%)結果となった(各年度)。
- 理事長メッセージ「ジェンダーの視点に立った行動改革」を発信し、ジェンダーの視点の組織内への浸透を図った。セミナー等の登壇者のジェンダーバランス検討に関する指針や長期研修、課題別研修への女性研修員の参加促進を促すべく、ジェンダーバランスに配慮する執務参考資料を作成し、機構内に周知した(2018年度)。また、外部有識者を招いた講演会を2回実施し、さらに組織ジェンダーに関する経営層向けの研修を1回実施し、機構内の意識啓発を進めた(2019年度)。
- 機構内部署責任者を対象としたジェンダー責任者会議、本部・国内拠点・海外拠点の担当者を対象としたジェンダー担当者会議を通じ、ジェンダーの視点に立った事業実施の重要性及び事例を共有した(各年度)。ジェンダー懇談会を開催し、事業ジェンダーの取組を外部有識者委員へ説明し、今後の取組の改善に向けてジェンダー平等を主目的とする案件の形成等について意見交換した(2017、2018年度)。
- 円借款事業のジェンダー主流化を促進すべく、審査段階における各種決裁に対するジェンダー視点の確認を強化した。また、ジェンダー視点に立った活動を取り入れることの重要性について機構内で説明会を実施した。円借款事業の形成・審査を主管する地域部の案件担当者に対して、ジェンダー主流化に係るセミナーを実施し、ジェンダー主流化の意義及び開発効果に関する理解を促進した(2018年度)。
- ジェンダー主流化に関する研修を実施した。年度別の実績は下表15-3のとおり。その他、国内機関及び海外拠点向けジェンダーセミナー、PCM(Project Cycle Management)研修におけるジェンダー主流化の講義(英語)等を実施した(各年度)。機構内インフラ事業のジェンダー主流化を推進するための新たな取組として、インフラ事業にかかわる全部署を対象に個別の研修を実施した(計10回)(2019年度)。また、試行的に、スリランカにおいて円借款の相手国実施機関を対象としたジェンダー研修を実施した(2019年度)。

表15-3 ジェンダー主流化研修の受講者数

年度	2017	2018	2019	2020
専門家派遣前研修	12回/282人	12回/227人	—	—
コンサルタント等向け研修	34人	289人	422人	943人
機構職員研修	6回/43人	46回/641人	23回/525人	17回/875人

- ジェンダー視点の組込や同視点に立った活動推進のため、事業事前評価表やコンサルタント等契約の業務指示書記載事項のひな型、相手国実施機関との合意文書や事業のモニタリングフォーマットのひな型等を改訂した(2017、2019、2020年度)。また、事業形成段階のジェンダー視点に係る協議が漏れなく行われるよう、機構の決裁合議基準表を一部改訂した(2019年度)。円借款審査

マニュアルや各種執務参考資料の改訂や、一部英訳を行うことで、機構内でのジェンダー視点の定着に取り組んだ（各年度）。草の根技術協力事業について、採択案件の実施団体に対してジェンダーの視点に係るコンサルテーションを導入した（2018年度）。

- 「ジェンダーと開発」ナレッジマネジメント会議を開催し、機構におけるジェンダー主流化推進の方策や課題別指針の改訂について議論した（各年度）。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- ガイドンスノート「ジェンダーの視点に立ったCOVID-19対策の推進」を策定し、日本語版を2020年6月に、英語版を7月に機構内外に公開した。さらに、海外拠点と連携して、国営放送を通じたドメスティック・バイオレンス（DV）防止の啓発ムービーの放映やDV被害者向けのシェルター運営支援等の実施（ブータン）、ジェンダーに基づく暴力（SGBV: Sexual and Gender Based Violence）に対応する帰国研修員による電話相談のホットライン開設（パレスチナ）を支援、「新型コロナウイルス感染拡大下における女性・女兒への影響及び対応にかかる情報収集・確認調査」、「アフリカ地域ジェンダーに基づく暴力への対応に係る情報収集・確認調査」を通じたパイロット活動に取り組んでいる（2020年度）。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

- 第4期中期計画においてより測定可能かつ具体的な成果を伴うジェンダー平等と女性のエンパワーメントに資する事業を進めていくため、2021年度は、これまで取り組んできた各種執務参考資料の拡充に加えて、あらゆる分野・援助手法において事業の形成に活用可能なツールを整備していく。
- また、2020年度までの事業形成及び実施・モニタリング段階において、ジェンダー視点の組込が強化されるよう、各種文書のフォーマットにジェンダーの項目を追加したが、次期中期目標期間に向けた一層のジェンダー主流化推進のために、2021年度はこれらフォーマットの活用が進むよう、周知していく。

No.15-3 不正腐敗防止

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
職員向け研修、セミナーの参加人数	120人 ⁵	259人	134人	189人	162人	人

(1) 不正行為及び不正腐敗防止対応

- 不正腐敗情報相談窓口等を通じて幅広く不正腐敗に関する情報を受け付け、弁護士等外部有識者の参加を得て、受け付けた情報について適切に調査・対応した（各年度）。
- 有償資金協力の事業実施及び入札過程、中小企業海外展開支援事業に係る委託契約、研修員受入事業に係る運営支援業務委託契約等に関し不正行為等が確認された、2017年度から2020年度までの累計7件の事案に対し、措置規程に基づき契約競争参加資格停止の措置を採った（2017、2019、2020年度）。

⁵ 2015年度実績

(2) 相手国政府、関係者及び職員への啓発活動

- 技術協力を通じた公共調達及び不正腐敗防止に係る法制度整備支援により、相手国のガバナンス強化・不正腐敗防止に係る能力向上を支援した（各年度）。年度別の主な取組事例は、下表15-4のとおり。

表15-4 技術協力を通じたガバナンス強化・不正腐敗防止に係る能力向上支援の事例

年度	取組事例
2017年度	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア「公正な競争のための事業競争監視委員会能力強化プロジェクト」、ベトナム「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」等、公共調達及び不正腐敗防止に関する法制度整備支援の実施 ・課題別研修「汚職対策（刑事司法）」の実施
2018年度	<ul style="list-style-type: none"> ・課題別研修「汚職対策（刑事司法）」の継続実施 ・課題別研修「社会基盤整備における事業管理」、「中南米・カリブ地域における円借款事業の迅速化促進研修」の実施
2019年度	<ul style="list-style-type: none"> ・課題別研修「社会基盤整備における事業管理」の継続実施 ・課題別研修「ODAローンセミナー」の実施
2020年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム「改正競争法に基づく競争政策施行能力強化プロジェクト」、タンザニア「内部監査能力強化プロジェクト」を通じて、競争法の実効的な執行や、内部監査の実施能力向上を支援 ・ペルーで、相手国政府、関係機関関係者向けに不正腐敗対策セミナーをオンラインで実施

- 不正腐敗事案に対する機構内の意識及び取組を強化するため、海外拠点に赴任する職員への研修を2017年度から2020年度まで累計47回実施した（各年度）。また、全部署を対象に不正腐敗防止を含むコンプライアンスに係るWBT（2017年度）、コンプライアンス・官製談合防止セミナー（2019年度）、新任の課長向けの研修内で不正腐敗防止に係る講義（2019年度）等、機構職員の不正腐敗防止に係る意識及び取組を強化した。

(3) 戦略的な取組及び成果

- 重大な不正行為（不正請求、贈賄、談合、独禁法違反等）に対する契約違約金を、契約金額の10分の1から10分の2に引き上げた。また、業務が既に終了している案件についても同違約金を課せるように契約約款を改正した（2017年度）。さらに、ODA事業における過大請求等の重大な不正行為を繰り返した企業に対して、企画競争の評価点を減点（100点満点から6点を減点）する制度を導入した（2017年度）。
- ODA事業における現地再委託及び現地傭人契約の第三者検査の対象国を拡大した（3か国程度から10か国程度）（2017年度）。また、不正行為等の抑止効果を一層高める観点から、措置規程を改正し機構内外に周知した（2018年度）。
- 中小企業・SDGsビジネス支援事業に係る受注業者による過大請求等の不正の再発防止策として、経費実地検査の実施や減点審査制度の拡充を行い、不正腐敗防止対応の強化を図った（2019年度）。
- 海外投融資事業を対象に、投融資先の企業等がマネーロンダリングや反社会的勢力への関与等の非合法活動を行っていないか、背景調査を実施。制度に係る教訓・課題を抽出し、制度の改善に向けた整理を了した（2019、2020年度）。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

- 今期導入した各制度を着実に運用し、課題が見つかった場合は適切に対応することや、相手国政府職員ほか関係者及び職員の啓発を通じ、不正腐敗の防止に向け取組を進めていく。

No.16	内部統制の強化
当該項目の重要度、難易度	-

1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 （計画値）
内部統制のモニタリング実施回数	2回/年 ¹	2回	2回	2回	2回	2回	2回

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：

(16) 内部統制の強化

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）および業務方法書等に基づき内部統制を機能させるための規程や態勢を整備するとともに、有償資金協力の業務運営を含む機構の業務運営上のリスクの識別、分析及び対応、内部・外部通報への対応等、内部統制を確実に実施し、内部統制の実施状況についてモニタリング及びその結果を踏まえた態勢の強化を行う。また、事業が適正かつより効果的に実施されるよう、本部だけでなく海外拠点においても、法令遵守体制を更に強化する。特に情報セキュリティに関しては、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成28年8月）等を踏まえ、情報セキュリティ規程等の改定を行なった上で、情報セキュリティ対策推進計画を策定・実施し、情報セキュリティにかかる組織的対応能力の強化に取り組む。また、PDCAサイクルに基づき情報セキュリティ対策推進計画を毎年度レビューして情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。

中期計画：

(16) 内部統制の強化

ア 内部統制を実施するための環境整備

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）及び業務方法書等に基づき内部統制を機能させるための規程等を整備し、必要に応じて改善するとともに、これら規程が確実に運用されるよう機構内で周知する。

イ 組織運営に係るリスクの評価と対応

機構の業務運営上のリスクに適切に対応するために、リスクの識別、分析、評価を行い、リスク管理の徹底、本部及び国内外の拠点における法令遵守態勢の一層の整備を図る。また、有償資金協力に係る適正な業務運営を確保するために、有償資金に係るリスクを適切に識別・測定し、モニタリングを行う。

ウ 内部統制の運用

定期的な内部統制の実施状況のモニタリングを行うとともに、モニタリングの結果に基づいて必要に応じて内部統制の態勢を強化する。また、業務手順の整備状況を定期的に確認し、必要に応じてこれを更改する。加えて、業務の効率性及び有効性を向上するため、業績評価を適切に実施する。

エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保

機構内及び外部からの情報伝達体制を確保するため、内部通報及び外部通報制度を適切に運用する。

オ 内部監査の実施

適正な業務を確保するため、内部監査に関する国際的指針に従って内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。

¹ 2015年度実績を基に設定する。2015年度実績2回

カ ICTへの対応

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成28年8月）等を踏まえ、情報システム委員会・情報セキュリティ委員会等の枠組みを活用し、情報セキュリティ規程等の改定を行うとともに、情報セキュリティ対策推進計画を策定・実施し、情報セキュリティにかかる組織的対応能力の強化に取り組む。また、PDCAサイクルに基づき情報セキュリティ対策推進計画を毎年度レビューして情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1. 参照）

- ・ リスク管理に係るモニタリングの実施及び強化状況
- ・ 法令遵守強化に係る取組状況

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

<評定と根拠>

評定：B

根拠：

【中期目標達成の見込み】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的な目標を達成することが見込まれる。質的な観点からも、成果の最大化に向けた取組で所定の成果をあげていることから、中期目標における所期の目標の達成が見込まれる。

【定量的指標】

各年度いずれも中期目標で設定される定量的指標を達成した。

【質的成果】

ア. 内部統制を実施するための環境整備：

- 各年度、関連規程等の改正・整備に取り組んだほか、各種研修・セミナー等を通じて本部のみならず国内外拠点への周知を実施。

イ. 組織運営に係るリスクの評価と対応：

- 2017年度「リスク管理委員会」の改組、各部署・拠点における自己点検の実施、リスク主管部等による検証等を通じて、各年度、リスク評価と対応態勢の強化に係る取組を実施。
- 2019年度にDAC対日開発協力相互審査（ピアレビュー）において、機構のリスクマネジメント体制の確実な改善が高く評価。
- 有償資金に係るリスクについても、有償資金協力勘定リスク管理委員会にて、定期リスク管理報告及び有償資金協力勘定の資産・負債管理、金利リスクに関するヘッジ方針策定を通じた対応を実施。
- 新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」及び「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」が有償資金協力勘定のリスク管理に及ぼす影響を分析。有償資金協力勘定リスク管理委員会や理事会を通じて経営層へ報告するとともに、有償資金協力勘定への影響の可能性について対外的な情報開示等を行い、アカウンタビリティを確保。

ウ. 内部統制の運用：

- 定期的に内部統制の実施状況のモニタリングを行うとともに、その結果を踏まえた適切な態勢の強化を実施。

- 業務の効率性及び有効性を向上させるため、各年度、業績に係る主務大臣による評価結果及び指摘事項等を、セミナー等を通じて機構内にフィードバックする等、業績評価への対応も適切に実施。

エ. 内部通報及び外部通報制度の運用：

- 公益通報者保護法や関係規程に基づき、不正情報に係る相談窓口を通じた通報に対処する等、機構内外からの適切な情報伝達体制を確保。
- 性的虐待・搾取及びセクシャルハラスメント（SEAH）については、SEAHに関する日本政府のコミットメントの実現と開発協力の現場におけるSEAHの根絶を強力に推進すべく、他の組織・企業に例のない取組としてSEAH「ゼロ・トレランス」の姿勢と機構の取組方針を理事長のメッセージとして内外に発信し、組織を挙げた取組を強化。

オ. 内部監査の実施：

- 内部監査基本計画及び内部監査に関する国際的指針に則して、各年度定例監査・特定テーマ監査を実施するとともに、監査結果に基づく改善実施状況等のフォローアップを実施。

カ. ICTへの対応：

- 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準等を踏まえ、関連規定の改正や個人情報ハンドブックの改訂のほか、情報セキュリティ研修の拡充や緊急対応強化等、情報システム委員会・情報セキュリティ委員会等の枠組みを活用しつつ、組織全体の情報セキュリティ対策を強化。

4. 業務実績

No.16-1 内部統制を実施するための環境整備

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
事務所管理における法務の知識に係る海外拠点赴任前研修回数	12回 ²	12回	12回	12回	11回	回
コンプライアンスに係る専門家等赴任前研修回数	12回 ³	12回	12回	12回	9回	回

(1) 内部統制関連規程の整備

- 業務の適正を確保するために必要な規程を改正した。また、内部統制を機能させるために、組織規程、情報セキュリティ管理規程、法人文書管理細則等の各種規程・細則を改正した（各年度）。
- 「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」等を改正し、性的搾取及び虐待について、セクシャルハラスメント同様に禁止であることを明記した（2020年度）。

(2) 内部統制の組織内への浸透

- 内部統制に関連する規程等の改正状況、内部統制関連委員会の実施状況、内部統制強化につながった主要な取組等の実施状況をモニタリングするとともに、内部統制上の課題を明確化し理事会で役員と共有した（各年度）。

² 2015年度実績

³ 2015年度実績

- 内部統制をテーマとしたオンライン研修（WBT）を実施し、全役職員の内部統制に係る一層の理解の促進及び意識の向上を図った。また、職員の内部統制を構成する個々の事項に係る一層の意識向上を図るため、予算執行管理、ハラスメント、情報セキュリティ、個人情報保護、障害者差別解消推進等に関するオンライン研修を実施するとともに、コンプライアンス・入札談合防止、調達制度、年度経営戦略、年度計画、業務実績評価等をテーマとしたセミナーを開催した（各年度）。

(3) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

機構の内部統制を継続的に機能させるべく、引き続き、内部統制の推進に関する規程改正状況をモニタリングする。また、組織内の内部統制に係る意識向上を図るため、内部統制に関連するテーマのWBTやセミナーを引き続き実施していく。

No.16-2 組織運営に係るリスクの評価と対応

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
コンプライアンス/ リスク管理委員会/ 有償資金協力勘定 リスク管理委員会 の開催回数	2回/2回/5回 ⁴	2回/2回/5回	2回/1回/5回	2回/1回/5回	2回/1回/5回	回/ 回/ 回

(1) リスク評価と対応に係る取組

- 2017年度の予算執行見込みが予算額を上回りかねない状況となったことを受け、2017年10月以降、技術協力プロジェクト、各種調査事業を中心に事業計画の見直しを行ったが、この過程で契約相手先等関係者との間で一部混乱を招いた。本件に関して、主要リスク項目の「財務・会計リスク」の分析・評価を事前に十分行うことができなかった（2017年度）。
- リスク評価と対応態勢を強化するため、「コンプライアンス及びリスク管理委員会」から「リスク管理委員会」に改組した（2017年度）。また、リスク管理委員会にて、総務部による各部署・拠点における自己点検の分析結果（事故とリスク認識の関係性、リスク規模が高い主要なリスクの傾向、業務への影響を評価、リスク低減策等）、リスク主管部等による、リスクの自己点検結果の検証結果及びリスク対応態勢強化に向けた教訓を報告・審議し、それらを踏まえたリスク事案の未然・再発防止策を機構内に共有した（2019年度以降）。
- DAC対日開発協力相互審査（ピアレビュー）において機構の内部統制を実施するための環境整備の現況について説明した結果、本国審査のKey Impressions文書において、前回のピアレビューから日本が確実な改善がみられた事項として、機構のリスクマネジメント体制が挙げられた（2019年度）。
- 有償資金協力勘定リスク管理委員会で、定期リスク管理報告（ポートフォリオ管理に関する定期リスク管理報告を半期ごとに実施）及び有償資金協力勘定の資産・負債管理（将来の収支分析や収支改善策に係る議論を半期ごとに実施）を行うとともに、金利リスクに関するヘッジ方針を策定した（各年度）。

⁴ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

(2) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- リスクの自己点検において、新型コロナウイルス感染症対応態勢下におけるリスクについても検討を行うとともに、同リスク対応態勢強化に向けた教訓の報告を行い、それを踏まえたリスク事案の未然・再発防止策の審議を行った（2020年度）。
- 新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、同感染症拡大や20か国財務大臣・中央銀行総裁会議、パリクラブで合意された「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」及び「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」が有償資金協力勘定のリスク管理に及ぼす影響を分析。資産・負債管理、信用力の変化が与信関係費用に与え得る影響と損益水準の見通しについて複数のシミュレーションを実施し、有償資金協力勘定リスク管理委員会や理事会を通じて経営層へ報告するとともに、有償資金協力勘定への影響の可能性について対外的な情報開示等を行い、アカウンタビリティの確保を図った（2020年度）。

(3) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

コンプライアンス違反や事故を未然に防ぐため、リスクの自己点検の分析結果を踏まえ、リスク事案に対する定期的な注意喚起、各種セミナー・研修（WBT含む）を引き続き実施していく。

No.16-3 内部統制の運用

(1) 内部統制実施状況のモニタリング

- 内部統制推進部門（総務部）が内部統制に関する実施状況（内部統制全般の強化につながった主要な実績、内部統制上の課題・対応、内部統制に関連する規程等の主要な改定実績及び取組実績、内部統制に関連する委員会の開催状況）を取りまとめ、内部統制担当理事へ報告し、その結果を理事会に報告した（各年度）。
- 監事による機構の業務に関する監査及び会計監査人による財務諸表に関する監査を受けるとともに、内部監査を実施した（各年度）。

(2) 年度計画に基づく業務実績等評価の実施

- 機構の中期計画及び年度計画に基づき、各年度の実績に係る業績評価を実施した（各年度）。なお、業績評価に当たり、自己評価過程で確認した業務上の課題等に関して、原因等の分析及び対処方針等を業務実績等報告書に追記する等の改善を図った（2018年度）。また、各年度の業績に係る主務大臣による評価結果及び指摘事項等を、セミナー等を通じて機構内にフィードバックし、関係部署にて指摘事項を踏まえて適切な対応が確実に図られるようにした（各年度）。

(3) 事故発生時の対応

- 法令違反等のコンプライアンスに係る事故が発生した場合は、事故の発生部署がコンプライアンスに関する規程に基づく事故の所管部署に報告するとともに、事故への対応及び再発防止策を検討の上、実施した。また、事故の所管部署が、各部署・拠点における主要な事故の事案、件数、再発防止策を取りまとめ、コンプライアンス委員会へ報告した（各年度）。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍で執務環境が平時と異なっていたことにより発生する事務手続き上の過誤について、機

構内で基本動作を見直すよう注意喚起を行うとともに、内部統制（WBT研修）の内容・研修受講者の拡充を図った。また、内部統制の実施状況モニタリング結果を踏まえ、新型コロナウイルス感染症への対応について主な取組実績、課題、今後の対応策等を取りまとめ、理事会で報告を行った。コンプライアンス委員会においても、コロナ禍で執務環境が異なったことによるコンプライアンス違反事例の発生についてモニタリングを行った（2020年度）。

(5) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

コンプライアンス違反や事故を未然に防ぎ、適切に内部統制を機能させることを目的として、引き続き内部統制上の重要事項及び適切な対応策について機構内で十分な検討・審議を行い、組織的な対応を図っていく。

No.16-4 機構内及び外部からの情報伝達の確保

(1) 外部通報制度及び内部通報制度の運用

- 外部通報窓口及び不正情報に係る相談窓口を通じた通報について、公益通報者保護法の趣旨に基づき通報者の保護を図りつつ、関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した（各年度）。
- 内部通報受付管理者を置き、内部通報専用メールアドレス、専用ポスト、郵送等を通じて内部通報を受け付ける制度を設けた。内部通報の制度案内（日本語及び英語）を備え、機構内ポータルサイトへの掲載、機構内の研修や赴任前研修、各種配布物への掲載、機構の契約先への配布等を通じて、機構関係者及び機構の契約先に内部通報制度を周知した。また、通報があった場合には、通報者の保護を図りつつ、関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した（各年度）。
- 消費者庁の「内部通報制度の整備・運用に関するガイドライン」の2016年12月の改正及び「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」の2017年3月の改正を踏まえ、コンプライアンス規程を改正し、内部通報を行う者を退職者にも拡充したほか、内部通報・外部通報に基づく調査に対し、機構役職員等が誠実に協力し、妨害してはならないこと等を定めた（2018年度）。

(2) SEAHに関する取組の強化

- 性的虐待・搾取及びセクシャルハラスメント（SEAH）について、他の組織・企業ではあまり例のない取組として、SEAHに関する日本政府のコミットメントの実現と開発協力の現場におけるSEAHの根絶を強力的に推進すべく、機構内に上級責任者を配置した。SEAHに対する「ゼロ・トレランス」の姿勢と機構の取組方針を理事長のメッセージ（和文・英文）として内外に発信し、組織を挙げた取組強化を明確化した。事案に係る情報を機構として適確に把握できるよう、既存の窓口・制度を活用し、情報伝達体制を整備した（2019年度以降）。

(3) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

公益通報者保護法が改正されたことから、機構における外部通報・内部通報の制度を、法改正に応じた適切なものとしていく必要がある。

No.16-5 内部監査の実施

(1) 内部監査の実施

- 内部監査基本計画に則り、内部監査に関する国際的指針に則して、以下のとおり定例監査及び特定テーマ監査を実施するとともに、監査結果に基づく改善実施状況等のフォローアップを実施した（各年度）。
- 定例監査：以下のとおり実施した（各年度）。

年度	テーマ
2017	有償資金協力業務監査、情報システム/情報セキュリティ監査、個人情報管理監査、法人文書管理監査、国内拠点監査（重点項目は研修員受入対応。東北支部、東京国際センター及び筑波国際センター）、在外拠点監査（重点項目は円借款案件監理態勢及びボランティア事業管理態勢。ラオス、ザンビア、ジンバブエ、南アフリカ、ウズベキスタン、セントルシア、グアテマラ、ウガンダ及びマダガスカルの各拠点が監査対象）
2018	有償資金協力信用リスク監査、情報システム/情報セキュリティ監査、個人情報管理監査、法人文書管理監査、国内拠点監査（市民参加協力事業実施態勢を重点項目とし、横浜センター、関西センター、北陸センター及び北海道センターを対象に選定）、在外拠点監査（円借款案件監理態勢及び緊急事態即応態勢を重点項目とし、ケニア事務所、カメルーン事務所、フィジー事務所、バヌアツ支所、パキスタン事務所、ホンジュラス事務所及びパラグアイ事務所を対象に選定）
2019	有償資金協力信用リスク監査、情報システム/情報セキュリティ監査、個人情報管理監査、法人文書管理監査、国内拠点監査（中部センター、中国センター、駒ヶ根青年海外協力隊訓練所）、海外拠点監査（フィリピン事務所、モンゴル事務所、キューバ事務所、ドミニカ共和国事務所、エジプト事務所、ガーナ事務所、シエラレオネ支所、ジョージア支所、リベリアフィールド・オフィス）
2020	有償資金協力信用リスク監査、個人情報管理/法人文書管理/情報セキュリティ監査、拠点監査（沖縄センター、九州センター、二本松青年海外協力隊訓練所）

- 特定テーマ監査：以下のとおり実施した（各年度）。

年度	テーマ
2017	長期研修員受入業務実施態勢、海外投融資実施態勢、国際協力共済会、市場リスク（金利リスク）
2018	予算執行管理態勢の改善実施状況、支援要員等の活用態勢、機構業務に係る外部関係者（外部ステークホルダー）に対する機構の対応態勢
2019	予算執行管理態勢の改善実施状況、技術協力（業務実施契約型）における事業計画・コンサルタント選定・事業実施の段階における技術評価・管理の状況、民間企業との連携強化に伴う契約実施態勢
2020	新型コロナウイルス感染症対応態勢

- 内部監査に関する国際的指針に則して5年ごとに実施している外部専門家による内部監査の品質評価を実施した（2020年度）。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 上記のとおり、特定テーマ監査として、新型コロナウイルス感染症対応態勢をテーマとした監査を実施した（2020年度）。
- 一部の監査において、リモート監査手法を導入した（2020年度）。

(3) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

新型コロナウイルス感染症の影響による組織のリスクを踏まえ、適切に監査を実施する。

No.16-6 ICTへの対応

(1) ICTへの対応

- 「平成28年度政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等に基づき改定した情報セキュリティ管理規程・管理細則に沿って、情報セキュリティの強化対策を実施した。また、独法等個人情報保護法の改定等に対応すべく、機構の規程等の改定及び非識別加工情報提供の対応体制整備等を実施した（2017、2018年度）。また、「平成30年度版 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を踏まえ、情報セキュリティ規程等の改定（2019年度）を行ったほか、個人情報ハンドブックの改訂を行った（2020年度）。
- 機構に送付される不審メールへの即時対応を可能とするため、ヘルプデスクを24時間対応とするとともに、海外拠点を含む機構内の関係者に対する情報セキュリティ研修を4言語（日、英、仏、西）対応とした（2017年度）。
- 情報セキュリティ事案発生時の緊急対応を強化するため、CSIRT（Computer Security Incident Response Team）を設立し、訓練を3回実施する等、情報セキュリティに係る組織的対応能力の強化に取り組んだ（2017、2018年度）。また、2019年度は機構の情報通信網内で稼働するシステムについて、緊急時に機構の指示に基づき即時に遮断隔離対応できる運用体制を整備する等、対応強化に取り組んだ（2019年度）。
- 年間を通じて実施するべき情報セキュリティ施策の内容を網羅した「情報セキュリティ対策推進計画」を情報セキュリティ委員会で審議の上策定し、計画に基づいて対策を実施した。サイバー攻撃による内部情報の外部への漏洩等、2017～2019年度に重大な情報セキュリティ事案は発生しなかったが、2020年度、機構事業の業務委託先が運営するポータルサイトにおける不正アクセスの他、外部クラウド型システムへの不正アクセス事案が発生した。これらを受け、前者については、業務委託先が運営する当該ポータルサイトの閉鎖、不正アクセスの解析を行うとともに、全部署を対象とする情報セキュリティ・個人情報保護に関する自己点検を実施し、要保護情報を扱う外部委託等の有無及び管理状況の確認を行った。また、後者については、第三者からアクセスできないようクラウド型システムの設定変更、恒久対策として更新プログラムの適用、不正なアクセスの確認及び影響範囲の調査を行い、適切に同事案への対応を行った。これら一連の対応を踏まえ、2021年度中に機構の規程・執務要領等の改正を行うこととしているほか、クラウド型システムを利用する場合のセキュリティ管理及び定期的な見直しを強化する等、情報セキュリティ事業への対応強化に努めた（2020年度）。
- 個人情報保護に関し、総務省行政管理局からの通知及びEU一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）に対応する機構の規程等の改定を実施した（2018年度）。また、EU域内拠点と本部を含む域外拠点の間でのデータ移転に必要な標準契約条項（SCC：Standard Contractual Clauses）の締結を了した。次に、EU域内の個人データを処理している可能性のある業務のチェック対象の拡大を想定していたが、顧問弁護士と協議の結果、EU各国において監督機関やデータ主体（EUに所在する個人）からの問合せに対応する代理人の設置を行った（2019、2020年度）。このほかの個人情報保護関連については、日本国内法に基づいたファイル簿の公開等に対応した（2019年度）。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍における業務変化(リモートワークの増加等)への緊急対応として、外部接続増設やTeams等のコミュニケーションツールの導入、海外拠点からの一時帰国職員が使用するためのPCの調達等に対応し、これに伴うセキュリティ対策を見直した。また、リモートワーク環境整備の進捗に伴い、システムの監視方法やログ取得方法等が見直されることから、具体的なセキュリティ対策の検討を進めた。

(3) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

現在、クラウド化等システム基盤の変更を進めているが、この変更に伴うセキュリティの強化を引き続き実施する。また、2020年度のセキュリティインシデントを受け、それぞれのシステムに対して再発防止策に取り組む。

(会計検査指摘事項への対応)

平成27年度決算検査報告指摘事項(援助の効果が十分に発現していない事業として意見表示のあったODA案件5件、1事業)に関し、使用されていない機材や有効活用されていない施設を活用するよう働きかけたことにより、実施機関が機材の修理に着手したり、施設を活用して研修を実施したりしたこと、また、会計検査院により表示された意見に留意して事業を進めることを機構内の関係部署に周知したこと、加えて、研修員受入事業に関し、国内センターや海外拠点等に対して、帰国研修員の活動状況や研修効果の発現状況を的確に把握できる体制の整備、最終報告書から得られた教訓等の研修評価や企画・立案等への活用、帰国研修員名簿の定期的な更新や同窓会名簿の入手等により、帰国研修員が開発の中核を担う人材となっているか等を的確に把握できる体制の整備について指示したこと等をもって、平成28年度決算検査報告において処置済み事項となった(2017年度)。

平成28年度決算検査報告指摘事項(援助の効果が十分に発現していない事業として意見表示のあったODA案件1件)に関し、相手国との協議の結果、中断されていた施設整備に係る融資契約の再開に向けた手続きが進むとともに、新たな資金が確保され一部施設の整備が再開したこと、また、一部事業の遅れにより事業全体の効果の発現が不十分となっている場合の事業実施機関との協議等の実施について、機構内の関係部署に周知したことをもって、平成29年度決算検査報告において処置済み事項となった(2018年度)。

平成29年度決算検査報告指摘事項(援助の効果が十分に発現していない事業として意見表示のあったODA案件2件)に関し、故障した機材の修理が確実に行われるよう働きかけを行った結果、機材が修理され施設が稼働を開始したこと、機材が故障した際に速やかな対応が図られない場合の事業実施機関への支援や、事業実施能力に配慮を要する事業実施機関が大規模な事業を行う場合のモニタリングについて、機構内の関係部署に周知したことをもって、平成30年度決算検査報告において処置済み事項となった(2019年度)。

平成30年度決算検査報告指摘事項(援助の効果が十分に発現していない事業として意見表示のあったODA案件2件)に関し、類似の給水事業の事業設計時における送水量の十分な検討、事業実施機関等からの問題報告に対し改善のための助言を行った場合のその後の事業実施機関等との十分な協議・検討について、機構内の関係部署に周知したことをもって、令和元年度決算検査報告において処置済み事項となった(2020年度)。

No.17	人事に関する計画
当該項目の重要度、難易度	【難易度：高】独立行政法人等に対し平成32年度末までに女性管理職比率を13.5%（平成27年度平均：機構は12.8%）から15%まで増やすことが政府方針で求められているが、これに比べ33%高い目標達成水準を設定しており、これを達成するには機構独自の創意工夫を要するため。

1. 主要な経年データ

主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (計画値)
女性管理職比率	20.0%*1 (2021年度末)	14.5%	16.2%	18.6%	20.5%	20%

* 中期目標期間中に達成すべき目標値

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

<p>中期目標：</p> <p>(17) 人事に関する計画</p> <p>開発協力の専門集団である機構の多様な人材の各々の能力を発揮し組織力を向上するため、女性職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境の整備を含めた各種の人事施策を実施する。また、業務内容の高度化に対応する力を高めるべく、職員の能力強化、キャリア開発、人材確保に取り組み、職員の能力・適性に応じて、強みとする知見・経験を効果的に蓄積し活用する。</p>
<p>中期計画：</p> <p>(17) 人事に関する計画</p> <p>機構で働く一人ひとりが開発協力のプロフェッショナルとして潜在的な力を主体的かつ最大限に発揮し、生産性向上等を通じて業務の質の向上を図るための人事施策及び働き方改革を推進する。具体的には、女性職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境の整備や、現地職員も含めた多様な人材の活用に引き続き取り組むとともに、働き方の選択肢の柔軟化、コミュニケーションの活性化やナレッジマネジメントの強化等に向けた制度設計と運用の徹底、執務環境の整備等を行う。また、業務内容の高度化に対応するために、職員のキャリア開発支援及び他機関への出向も含めた研修機会の拡大と研修の質の向上等を通じ、職員の能力を強化するとともに、専門性の強化及び中核的人材の育成を行う。</p>
<p>主な評価指標（定量的指標及び実績は1. 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地職員を含む多様な人材の活躍に資する、人事に関する施策の実施状況 ・ 業務の高度化に対応し業務の質を高め、職員の主体的なキャリア開発を推進するための人材育成に関する施策の実施状況

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p>

¹ 政府の定める独立行政法人等における登用目標15%（2020年度末）を踏まえ、同目標の1.3倍の達成率として設定する。2015年度末実績12.8%

根拠：

【中期目標達成の見込み】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的目標を大きく上回り達成することが見込まれる。質的な観点からも、成果の最大化に向けた取組で所定の成果をあげていることから、中期目標における所期の目標の達成が見込まれる。

【定量的指標】

中期目標で設定された定量的指標を達成している。

【質的成果】

- 経営層のリーダーシップの下で機構の働き方改革に係る方針「Smart JICA」を策定し、働き方の柔軟化とイノベーションの創出、組織横断的なコミュニケーションの活性化を促進。
- 新型コロナ流行以前からテレワークの導入に取り組み、2018年度には総務省「テレワーク先駆者百選」に選出。在宅勤務実施率も2020年度に年間平均55%まで上昇し、在宅勤務が常態の働き方に。
- 新型コロナ感染拡大後も更なる在宅勤務条件の緩和や就業時間の弾力化を実施。
- 勤務システム改修による労働時間管理推進、時間外勤務の多い職員等への注意喚起等の取組により、目標期間を通じ時間外勤務時間を低い水準に維持（前年度比2017年度-11.7%、2018年度-4.2%、2019年度+2.6%、2020年度-17.5%）。
- 育児休業等の拡充を進め、男性の育児休業取得者数が累計40人に、有期雇用者も累計36人が取得。
- 課長等を対象とした「現職管理職研修」におけるコーチングやフィードバック等の講義・実習の拡充、社会人採用職員へのメンターの配置、メンタリング促進月間の開催等を通じ、機構職員が開発協力のプロフェッショナルとして潜在的能力を発揮し得るよう人事施策を実施。
- 女性職員のキャリア形成を支援すべく研修やセミナー等の機会を継続して提供するとともに、女性管理職比率の目標値達成を意識した管理職登用を進め、2020年度末時点で女性管理職の割合が20.5%になり、目標を1年前倒して達成。
- 機構が実施した職員等意識定点調査の結果、機構が働きがいのある組織かを問う設問において高い値を複数年連続して維持、2020年度は評価点5点中3.89となり、大企業（3.03）や、公務員（3.10）、全国平均（2.99）との比較においても高い数値を記録。
- 能力強化の取組として、現地職員向け内部研修を継続して実施したほか、国内機関への短期配置や機構本部での研修制度を整備。
- ナレッジマネジメントの強化にも取り組み、ナレッジマネジメント連絡会の開催や研修・出向経験者による経験共有セミナー等実施。
- 職員の専門性強化及び中核的人材育成の観点から、キャリア・コンサルテーションの実施を通じ職員のキャリア開発支援に取り組んだほか、学位取得を目的とした研修機会の提供、社内インターンや社内公募ポストの導入、他機関への出向・研修機会を拡大。
- 国際機関への出向では、新規ポストの開拓に取り組み、OECD等幹部ポストを含め機構職員の派遣を実現。
- 自治体への出向では、熊本県との連携協定に基づく派遣等、機構職員が地方創生や国際化、外国人材受入等、地域が抱える課題解決に貢献。

4. 業務実績

No.17-1 人事に関する施策の実施状況

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
現地職員向け研修の年間実施件数	228件 ²	452件	423件	447件	318件	

(1) 働き方の柔軟化、コミュニケーションの活性化に向けた施策の実施状況

- 働き方改革を経営層のリーダーシップの下で組織一丸となって取り組む経営課題として明確化し、新たに目標や取組範囲をスケールアップした「Smart JICA 2.0」を策定し、理事会等の場で進捗を確認するPDCAサイクルを確立した（2017年度）。また、令和時代の幕開けを好機ととらえ、機構の働き方改革に係る方針「Smart JICA」を「2.0」から「3.0」にバージョンアップした。これにより、更なる働き方の柔軟化とイノベーションの創出、組織横断的なコミュニケーション活性化の促進を図った。また、性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH）の根絶について、理事長からのメッセージを発信した（2019、2020年度）。
- 首都圏に所在する機構の拠点を活用したサテライトワークを導入（2017年度実績90件）したほか、2018年度には在宅勤務実施率では国家公務員の2017年度実績16.6%を大きく上回る30.3%と高い実績であったことから、2018年度総務省「テレワーク先駆者百選」に選ばれた（2018年度）。総務省等が実施した「テレワークデイズ」に当たって在宅勤務条件の緩和を試行したほか、新型コロナウイルス感染拡大防止策として更なる在宅勤務条件の緩和や就業時間弾力化を行った。2020年度は年間の平均在宅勤務実施率が、55%まで増加した（2019、2020年度）。
- パソコンのログ記録を基に超勤時間を確認する仕組みの整備や管理職を対象とした研修等に取り組み、労働時間管理の推進や、注意喚起、手続きの徹底を通じて、時間外勤務時間の削減に取り組んだ（前年度比2017年度-11.7%、2018年度-4.2%、2019年度+2.6%、2020年度-17.5%）（各年度）。また、2019年度は在外事務所における労働時間の適正化にも着手し、勤務管理システムを海外拠点でも導入するとともに、海外拠点管理職に対する労働時間管理の意識づけを強化した（2019年度）。さらに、2019年4月の労働基準法改正により義務化された有給休暇の年間5日以上の取得について、四半期ごとのモニタリングや休暇取得促進に対する各部門長の意識づけを徹底し、該当者全員が義務日数分取得した。2020年度は前年度比で-17.5%となった（2019年度、2020年度）。
- 第4期中期目標期間に対応する「次世代育成及び女性活躍推進に向けた行動計画」を策定し、女性管理職20%を指標としつつ、働き方改革と一体的な取組として推進した（各年度）。また、支援要員（事務スタッフ）の夏期休暇の付与や、育児休業等の拡充等、多様な人材が活躍できる環境づくりを推進した（2017年度）。育児に関しても、男性の育児参画を積極的に推奨し、男性の育児休業取得者数が2017年度から2020年度まで累計40人に達したほか、有期雇用者の育児との両立環境を整備し、有期雇用者の育児休業取得者数が2017年度から2020年度までで累計36人に達した。加えて、男性職員の育児休業取得推進の一環として、国家公務員に準じ、育児休業を取得した場合の賞与期間率の一部適用除外、月途中の通勤手当の全額返納不要措置を適用した。また、子連れでの海外赴任に係る負担を軽減すべく、海外でのベビーシッター代の補助制度を導入した（2020年度）。
- 毎年開催する「JICAファミリーデー」は、本部においては、2018年度、2019年度ともに計300人以

² 2015年度実績

上が参加したほか、国内拠点、海外拠点においても実施された。内容も職場見学にとどまらず、職員等の家族がSDGsに対する理解を深める機会となるよう工夫した。2020年度はコロナ禍のためオンラインで実施した。

- 機構の女性管理職比率は2020年度に目標値である20%に対し、20.5%を達成し、独法等の平均(15.4%、2020年4月1日時点)と比べても高い水準となっている(2020年度)。また、女性活躍推進に係る先進的事例として日経電子版やYahoo!等で取り上げられた(2018年度)。
- 組織の要となる課長等を対象とした「現職管理職研修」で、コーチングやコミュニケーション、ティーチング、フィードバック等の技法に関する講義・実習を追加する等内容を拡充させた(2019、2020年度)。また、従来新卒職員にのみ割り当てていた日常指導担当(メンター)を社会人採用職員にも割り当て、各部門での人材育成とコミュニケーション意識の強化を図った(2020年度)。組織内の多様な人材リソースの一部を見える化し、部署を超えてキャリアや業務について職員同士が気軽に相談する環境支援として、メンタリング促進月間を10月と2月に開催した(2019、2020年度)。
- 50代前後の職員を対象に、「キャリア」と「ライフ」の充実をテーマとした「50代前後セミナー」を開催した(各講義60人超が参加)。特に、「キャリア」の講義ではポストオフ後の多様な選択肢と機構OBの体験談を共有し、ポストオフ後のキャリア形成に向けた意識づけを強化した(各年度)。また、管理職からのポストオフ後に担当業務に円滑に取り組めるよう、シニア職員向けに「事業管理支援システム研修」、「経理業務統合システム研修」を行った(2019年度)。
- 安全上の制約が大きくハードシッの高い国に勤務する職員の心身の健康維持のために、一定期間ごとに取得できる新たな休暇旅行制度(準特別健康管理旅行)を創設した(2019年度)。
- がん治療と仕事の両立に努める企業・団体を表彰する「がんアライアワード」において、公的機関唯一の受賞者として2019年度シルバー賞を受賞する等、機構の取組は外部からも評価された(2019年度)。
- 有期雇用者の福利厚生拡充策として、2019年度以降、職員の互助組織である厚生会の加入資格を職員以外の有期雇用者にも拡大することを決定した(2018年度)。
- 機構が実施した職員等意識定点調査の結果、機構が働きがいのある組織かを問う設問において高い値を複数年連続して維持、2020年度は評価点5点中3.89となり、大企業(3.03)や、公務員(3.10)、全国平均(2.99)との比較においても高い数値を記録した(2019年度)。
- 社内インターンを活用した調査・検討に基づき、講演等報酬の個人受領を国家公務員同様に2019年度に解禁した(2019年度)。

(2) 現地職員に関する施策の実施状況

- 現地職員の管理・育成に関する体制の強化として、人事部に在外支援班を設置し、現地職員の人事制度、育成方針、労務管理及び採用・退職等を一元的に所掌する体制に改善した(2017年度)。
- 能力強化の取組として、現地職員向け内部研修(JICAアカデミー英語版)を継続(2017年度7件357人、2018年度5件364人、2019年度6件208人実施・参加)した(各年度)。また、現地職員累計12人の本部、国内機関への短期配置を試行した(2017~2019年度)。さらに、1年程度の期間、所属事務所を離れ、機構本部にて様々な援助手法や課題に取り組む研鑽機会を提供する制度整備を進め、1名の現地職員を受け入れた。
- 各海外拠点の現地職員の育成・評価実施を支援することを目的に、2017年度策定した「現地職員の

育成・管理に関するガイドライン」を一部英文化し、参考資料として海外拠点に配布した。また、現地法に則った労務管理を徹底することを目的に各拠点の既存の内規と現地法の整合性の確認を行った（2018年度）。さらに、海外拠点の労務管理に係るリスク低減のために、現地職員の労務管理に関する過去のトラブル事例・教訓等を取りまとめた事例集を、労務管理の参考資料として新たに策定し全海外拠点に共有し、事例集を用いた労務管理研修を実施した（2020年度）。

- 現地職員と異なる契約形態である在外専門調整員の実態調査結果を取りまとめ、①海外拠点への注意喚起、②係争リスクがある海外拠点への個別対応、③2020年度以降の在外専門調整員制度の廃止を決定した。現地職員の一層の活用のために、他類似機関等の給与水準と乖離が大きい海外拠点については、各拠点からの相談を踏まえ、給与水準の引き上げといった処遇改善を行った（2019、2020年度）。
- 2019年度以降、本邦及び域内において短期間で実施される各種研修（経理、調達、債権管理、環境社会配慮等）（オンライン含む）を拡充・整理し、次期拠点運営計画策定時の参考資料として全海外拠点に共有した。さらに、1年程度の期間、所属事務所を離れ、機構本部にて様々な援助手法や課題に取り組む研鑽機会を提供する制度整備を進め（2019年度）、1名の受入を開始した（2020年度）。

(3) 業務の質・効率の向上に向けた施策の実施状況

- ナレッジマネジメントに関する取組事例を紹介する「なれば通信」の機構内配信（2017年度7回、2018年度4回）、研修・出向経験者による経験共有セミナー開催（2017年度5回、2018年度9回、2019年度9回、2020年度9回）を継続するとともに、職員間の自発的なナレッジ共有・蓄積の推進を目的とした勉強会（2018年度3回、2019年度12回、2020年度17回）、「JICAアカデミー」での講義（2017年度5回）を実施した（各年度）。
- 既存の課長補佐制度を見直し、主に管理職登用間もない職員が組織マネジメントに対する意識を高め、研鑽を積める体制を構築した。また、登用後一定期間が経過した管理職を対象としたマネジメント能力向上研修を試行し（2018年度）、現職課長向け研修、現職次長向け研修として2019年度以降実施した（2019、2020年度）。
- 特定職制度を拡充し、特定の分野に習熟した職員を確保する体制を構築するとともに、特定職に加えて総合職の内部登用を開始し、有期雇用職制を経験した即戦力人材を確保した（2018年度33人、2019年度22人、2020年度37人）。また、2018年度の検討を踏まえて、金融リスク管理に関して高い専門性を有する人材を嘱託として確保・配置した（2019年度）。
- 機構全体の取組の柱である「イノベーションの推進に向けた組織文化の醸成」に向けて、職員等の人事評価にイノベーションの推進に係る項目を追加するとともに、各人の個人目標にイノベーションの推進に資する具体的事項を含めるよう慫慂した（2019、2020年度）。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナウイルスの感染対策を取りつつ機構の事業を継続し、新たな課題への取組を推進していくために、働き方の抜本的な改革を進めた。具体的には、在宅勤務の上限日数撤廃や始業・終業時間の柔軟化等の柔軟な勤務体制を導入するとともに、IT環境の整備・拡充や各種業務のリモートでの実施体制を構築することにより、コロナ禍以前と変わらない業務パフォーマンスを発揮できる環境を整備した。また、リモート環境下におけるパフォーマンスやチームワーク向上のための各部署で

の取組の優良事例を収集し組織内で共有した。さらに、リモート化により複雑化した労務管理への適切な対応のため部署別の管理職コンサルテーションを実施し、労務管理のポイント指導、困りごとの聞き取り、優良事例の共有等を行った（2020年度）。

- 2020年2月以降、新型コロナ感染拡大防止策として、出勤人数の5割削減、回数制限の撤廃や出勤・在宅勤務との併用承認等在宅勤務の更なる実施を促進したほか、通勤ピーク回避のための就業時間の弾力化等を実施した。緊急事態宣言下においては原則在宅勤務となったが、緊急事態宣言解除後も、引き続き出勤人数の目安を5割とし、柔軟な働き方の推進を継続した。機構内のアンケートにおいて9割以上が週1回以上在宅勤務を実施と回答しており、在宅勤務と出勤を組み合わせた勤務体制が定着してきていることが確認された（2020年度）。

(5) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

人事制度全体の見直しのなかで、人生100年時代を見据えたシニア人材の活用・処遇方針の検討、経営課題が変化するなかで職員等が専門性・能力を発揮して成果を出すための制度検討に引き続き取り組む。

No.17-2 人材育成策の実施状況

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
職員の外部機関との国際連携（長期・短期で国際機関・二国間援助機関等での業務を行う人事交流）の派遣件数	13件 ³	34件	35件	17件	14件	
キャリア・コンサルテーションの実施人数	42人 ⁴	48人	54人	36人	40人	

(1) 職員の能力強化と中核的な人材を育成するための施策の実施状況

① キャリア開発に向けた研修等

- キャリア・コンサルテーションを実施した（2017年度48人、2018年度54人、2019年度36人、2020年度40人）（各年度）。また、2017年度には実施年次を引き下げたプレ・キャリア・コンサルテーションを実施し、より早期からのキャリア形成への意識づけの強化に取り組んだ。2018年度には対象年次を拡大し、海外駐在中職員も対象に含め、メンターも増員した。
- 博士号、修士号取得を目的とした国内・海外研修に派遣し（2017年度13人、2018年度16人、2019年度15人、2020年度9人）、働きながら学位取得を行う職員向け補助制度や職階別研修、語学研修等を継続した（各年度）。
- 所属部署以外の業務に従事できる機会の拡充に努め、機構内インターン制を導入し、若手・中堅職員の自立的なキャリア形成意識の向上に寄与した（2017年度7件、2018年度8件、2019年度14件、2020年度15件）（各年度）。2019年度は初の取組として、外部組織（1件）や国内機関（2件）でのインターンを実施した。なお、社内インターンの活動は女性誌「Oggi」電子版に掲載され、他社人事部から問合せを受ける等、社外からの反響を得た（2019年度）。
- 職員の主体的なキャリア開発を支援すべく、社内公募ポストを導入した（2018年度9件、2019年度20件、2020年度19件）。また、各職員の業務量の30%を上限として自らの発意で機構内の他部

³ 前中期目標期間実績（2012-2015）実績平均

⁴ 前中期目標期間実績（2012-2015）実績平均

署の業務に従事できる制度を試行開始した（累計2件）（2019年度1件、2020年度1件）。

- 職階別研修において管理・財務リテラシーの向上及び予算管理マインドの醸成を目的とした講義を実施した。また、人事評価の面でも、各職員の目標設定において予算執行管理に関する取組項目を含めるよう懲適するとともに、評価項目の一つに「予算執行管理の意識」に関する項目を追加した。安全対策の主流化に向けて、新入職員導入研修や管理職研修（新任管理職、執行職）で安全管理に関する講義の追加・拡充を図った（2018、2019、2020年度）。
- 2019年度の機構全体の取組の柱である「国内連携の一層の強化」を意識し、主任調査役・主事研修において外部パートナーとの関係強化・意識醸成を目的とした講義を新設したほか、社内インターンの一部としてNGOで業務経験を積める機会を初めて確保した（1件）。
- 人事院が実施している「女性管理職養成コース」に職員を累計2人派遣した（2019、2020年度）。また、著名な民間企業幹部を招いた「ダイバーシティ推進に向けた経営セミナー」を開催し、理事長含む役員、経営幹部及び中堅女性職員約70人が参加し、女性活躍推進のために具体的な示唆を得た（2019年度）。

② 他機関への出向、外部研修への参加等

- 職員のキャリア形成と他機関等との連携促進のため、国際機関、省庁、大学、自治体等への職員派遣を継続した（2017年度80人、2018年度75人、2019年度65人、2020年度80人）。2017年度はFAO（幹部ポスト）、世界銀行、アジア開発銀行、米州開発銀行等への新規ポストを開拓した。また、2018年度は国際機関への出向を一層拡充し、OECD（幹部ポスト）、国際原子力機関（IAEA）、IMF、UNHCR等への新規ポストを開拓した（国際機関等長期派遣19件（うち新規ポスト4件）、長期受入2件、短期派遣4件、短期受入10件実施）。2019年度は国内連携の一層の強化に向けて自治体への出向を拡充し、岩手県陸前高田市、茨城県、埼玉県横瀬町、島根県海士町への新規ポストを開拓した。また、人事出向の戦略性を高めるために、出向先開拓等に係る関係部署との連携促進、出向者と関係部署とのコミュニケーション強化（出向前の意見交換、出向中の報告・評価の枠組み改善）に取り組んだ（各年度）。2020年度は、地方創生や外国人材受入に貢献する人材の育成に関する熊本県との連携協定に基づく出向や、民間企業との連携促進及び課題分析・解決策提案能力の向上の観点からコンサルティング会社への出向等、経営課題に即した新規出向を行った。
- 実務経験型専門研修を実施し、民間企業を含む外部組織での研鑽機会を提供した（2018年度2件、2019年度4件、2020年度2件）。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナの影響を受け、例年7月～10月に実施している新入職員向け海外OJTの実施を見合わせ、初の試みとしてオンラインによる視察や意見交換を通じた海外OJTを実施した（カンボジア事務所と接続）（2020年度）。

(3) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

人事制度の見直しのなかで、中長期的な人材育成の枠組みや主体的なキャリア開発につながる施策を検討するとともに、職員を含む国際協力人材の能力強化の施策としての研修体系の見直しを引き続き実施する。

No.18	短期借入金の限度額
-------	-----------

1. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

<p>中期目標：定めなし。</p>
<p>中期計画：</p> <p>7. 短期借入金の限度額 一般勘定670億円、有償資金協力勘定2,900億円</p> <p>理由：</p> <p>一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。</p>

2. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

<p><評定と根拠></p> <p>評定：－</p> <p>根拠：</p> <p>本項目は「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、中期目標の項目として設定していないことから評価対象外とする。なお、実績としては計画どおり実施した。</p>

3. 業務実績

- 一般勘定については、2017～2020年度で短期借入金の実績はない。
- 有償資金協力勘定については、限度額の範囲内で、短期資金ギャップに対応するため、2019年度（11月3,070万米ドル（約33億円相当）、3月300億円）、2020年度（5月9,760万米ドル（約104億円相当））の借入を行い、2019年度11月分は同年翌月中に、3月分は同年同月中に、2020年度5月分は同年9月中に返済した。

No.19	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
-------	--

1. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

<p>中期目標：定めなし。</p>
<p>中期計画：</p> <p>8. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 相武台職員住宅については令和2年度末までに譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。</p>

2. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

< 評定と根拠 >

評定：－

根拠：

本項目は「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、中期目標の項目として設定していないことから評価対象外とする。なお、計画どおり相武台住宅の売却収入を国庫納付した。

3. 業務実績

- 2020年度に相武台職員住宅を売却し、主務大臣が定める基準により算定した金額2.18億円を、「独立行政法人通則法」第46条の2（不要財産に係る国庫納付等）及び「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」第7条（中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付）の規定に基づき国庫納付した。

No.20	施設及び設備に関する計画
-------	--------------

1. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：定めなし。

中期計画：

11. (1) 施設及び設備に関する計画

長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な業務運営に努める。また、業務実施上の必要性の視点を踏まえた老朽化対策等、既存の施設・設備の整備改修等を実施する。

2017年度から2021年度の施設・設備の整備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	財源	予定額
本部及び国内拠点等施設整備・改修	施設整備費補助金等	3,796
		計 3,796

（注）施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度予算編成過程等において決定される。

2 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

< 評定と根拠 >

評定：－

根拠：

本項目は「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、中期目標の項目として設定していないことから評価対象外とする。なお、実績としては、国内機関等施設の改修工事の実施並びに保有施設を適切かつ計画的に維持管理・改善することを目的とした中期整備計画の策定、施設整備に関する情報の整理・集約を行った。

3. 業務実績

- 国内機関等施設の経年劣化対策や防災力強化を目的として、北海道センター（帯広）、筑波センター、二本松青年海外協力隊訓練所に対する大規模改修工事ほか各拠点において整備工事を実施した。また、国内機関等施設の優先的な保全箇所や必要経費を中長期的な視野に立って調査し施設の中期整備計画を策定したほか、各拠点の図面電子化やアスベスト含有状況に関する情報の整理・集約を行った。

No.21	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
-------	----------------------

1. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：定めなし
中期計画： 10. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。） 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つづ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

2. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

<評定と根拠> 評定：－ 根拠： 本項目は「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、中期目標の項目として設定していないことから評価対象外とする。なお、剰余金の実績はない。
--

3. 業務実績

「独立行政法人通則法」第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることのできる剰余金（目的積立金）はこれまで発生しておらず、本中期計画期間最終年度においても生じる予定はない（報告対象外）。

No.22	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い（機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項）
-------	--

1. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：
中期計画： 11. (3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項）

前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の整理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する

2. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

<評定と根拠>

評定：－

根拠：

本項目は「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、中期目標の項目として設定していないことから評価対象外とする。なお、実績としては前期中期目標期間繰越積立金及び繰越回収金を計画どおり充当・国庫納付を行った。

3. 業務実績

(1) 前期中期目標期間繰越積立金の使途

- 第3期中期目標期間の最終事業年度の積立金（429.1億円）のうち、348.8億円については前中期目標期間繰越積立金として、やむを得ない事由により第3期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当することが、2017年6月に主務大臣に承認された。うち2016年度予算で契約した業務の経過勘定等の損益影響額や当中期目標期間における支出分等に335.0億円¹を充当した。なお、第3期中期目標期間の最終事業年度における繰越積立金の残高と自己収入未使用分（80.3億円）は2017年7月に国庫納付を完了した。

(2) 前期中期目標期間繰越回収金の使途

- 第3期中期目標期間中に回収した債権又は資金（28.2億円）は全額が第4期中期計画期間中の既存施設改修の資本的支出の財源に充当する計画として主務大臣から承認された。承認された28.2億円のうち、2017年度から2020年度にかけて、北海道センター（帯広）、筑波センター、二本松青年海外協力隊訓練所の施設・整備の改修に係る経費として16.6億円²を充当した。

No.23

予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）

1. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：定めなし。

中期計画：

予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）

別表1～3のとおり。

¹ 暫定値

² 暫定値

なお、平成29年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金については、「新しい経済政策パッケージについて」（平成29年12月8日）において、生産性革命の実現を図るために措置されたことを認識し、中小企業の海外展開・生産性向上に資する事業等に係る技術協力を活用する。

平成30年度補正予算（第2号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、中小企業・小規模事業者に対する支援及び災害復旧のために措置されたことを認識し、中小企業等の海外展開に資する事業等に係る技術協力及び平成30年に発生した北海道胆振東部地震等により災害を受けた研修施設等の復旧に活用する。

令和2年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日）において、感染国等への緊急支援及び強靱な経済構造の構築を図るために措置されたことを認識し、感染症拡大防止事業及び開発途上国との連携強化事業に係る技術協力を活用する。

令和2年度補正予算（第2号）により追加的に措置された運営費交付金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、海外協力隊員支援事業に活用する。

令和2年度補正予算（第3号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日）において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の推進及び防災・減災、国土強靱な化の推進を図るために措置されたことを認識し、感染症拡大防止事業及び研修施設等の整備に活用する。

2. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

< 評定と根拠 >

評定：－

根拠：

本項目は「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、中期目標の項目として設定していないことから評価対象外とする。

3. 業務実績

中期目標期間の最終年度において報告する予定であり、中期目標期間（見込）評価では報告対象外とする。

No.24	中期目標期間を超える債務負担
-------	----------------

1. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：定めなし

中期計画：

11. (4) 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

2. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

< 評定と根拠 >

評定： -

根拠：

本項目は「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、中期目標の項目として設定していないことから評価対象外とする。

3. 業務実績

中期目標期間の最終年度において報告する予定であり、中期目標期間（見込）評価では報告対象外とする。

